

## 第2章 単位空間等の設計





## 2.0 第2章の見方

本章では、各単位空間の設計について、法令に基づく基準、設計の考え方（社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方）及び設計のポイント（設計を進める上での実務上の主要なポイント）を示した上で、設計標準（整備内容及びその標準的な実現方法）、改善・改修のポイント、モデル例、設計例及び事例写真等を示している。

実際の設計においては、地域性や用途・規模等を考慮し、高齢者、障害者等の意見を把握した上で、本章を活用し、ニーズや利用実態に合った設計をするよう努められたい。

なお本章では、国土交通省で定める設計標準という性格上、バリアフリー化のための性能としては優れている製品であっても、特許が付帯している等の理由により特定の業者のみ販売が認められている製品・材料の紹介及び記載は控えている。

**2.1 敷地内の通路**

◆ 基準 ◆

＜建築物移動等円滑化基準チェックリスト＞

| 施設等                    | チェック項目   |   |
|------------------------|--|---|
| 敷設等                    | ① 表紙は、断面とし、又は滑りにくい材質で仕上げられているか   | ○ |
|                        | ② 段がある部分   | ○ |
|                        | ③ 手すりを設けているか   | ○ |
| 敷地内の通路 (政令第16条)        | ① 通路の幅は、その両側の部分との間の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか  | ○ |
|                        | ② 段の幅の長さとしてその物のつまずきの原因となるものを設けない構成としているか   | ○ |
| 一般基準 (政令第20条、告示第1497号) | ① 建築物又はその敷地、移動等円滑化の措置がなされたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の設置を示した案内板その他の設備を設けているか                              | ○ |
|                        | ② 建築物又は敷地、移動等円滑化の措置がなされたエレベーターその他の昇降機又は駐車施設の位置を示す、文字等の手すり、若しくは案内、その他これらに関する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか | ○ |
| 移動等円滑化 (政令第18条、第2項第一号) | ① 階段又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く  | ○ |
|                        | ② 幅は120cm以上であるか  | ○ |
| 移動等円滑化 (政令第18条、第2項第二号) | ① 250mm以内のごく平坦な転回に支障がない箇所を設けているか   | ○ |
|                        | ② 3mは、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に敷居がないか  | ○ |
| 段 (第18条第三号)            | ① 幅は、段に代わるもの1200mm以下、段に併存するものは900mm以下であるか  | ○ |
|                        | ② 高さ75cm以内のごく平坦な1500mm以上の距離を設けているか(幅1/20以下の場合は除く)  | ○ |
| 視覚障害者移動等円滑化 (政令第21条)   | ① 建築物の出入口までの敷地内の通路が他の通路等により認められる場合に、かつ、その前後に敷居がないか   | ○ |
|                        | ② 建築物の出入口までの敷地内の通路が他の通路等により認められる場合に、かつ、その前後に敷居がないか   | ○ |

① 道等から敷地内までの通路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)

- ・ として自動車の駐車に用いる施設に設けられているもの
- ・ 建築物内にある当該建築物を管理する者が管理する敷地内から敷地内へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口への通路に設けられているもの

② 段がある部分又は傾斜のある部分の上端に近接する高さ、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 幅が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 幅が16cmを超えず、かつ、幅が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分又は傾斜のある部分と連続して手すりや柵を設置するものである場合

＜建築物移動等円滑化適合率チェックリスト(フツゴ)＞

| 施設等                  | チェック項目  |   |
|----------------------|---|---|
| 敷設等                  | ① 道等から敷地内までの通路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)             | ○ |
|                      | ② 段がある部分又は傾斜のある部分の上端に近接する高さ、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五) | ○ |
| 視覚障害者移動等円滑化 (政令第21条) | ① 建築物の出入口までの敷地内の通路が他の通路等により認められる場合に、かつ、その前後に敷居がないか        | ○ |
|                      | ② 建築物の出入口までの敷地内の通路が他の通路等により認められる場合に、かつ、その前後に敷居がないか        | ○ |

◆ 設計の考え方 ◆

- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した設計においては、様々な移動上の制約を受ける人が、制約を受けない人と同じように移動、利用できるようにすることが基本となる。
- ・ そのため、敷地内の通路の設計においては、道路や駐車場から建築物の出入口へ至るまでの通路、同一敷地内の建築物間内の通路を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・ 高齢者、障害者等他の利用者が同じ通路を利用できるように計画する、やむを得ず高齢者、障害者等用の通路を別に設ける場合は、他の利用者と著しく異なる経路としない。
- ・ 高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、原則として歩行者と車の動線を分離する。
- ・ 主要な経路上の敷地内の通路（道等）(地形の特殊性により困難な場合は、車寄せ)及び、車椅子利用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路は、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。
- ・ 同一敷地内にある、利用促進を有する建築物の出入口間の敷地内の通路も、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう計画する。
- ・ 主要な経路上の通路に傾斜路を設ける場合には、最短距離を確保する。
- ・ 傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者が安全に昇降することができる幅員や形状とする。
- ・ 傾斜路を設ける場合には、車椅子利用者や埋設障害者の落下防止等に配慮した形状とする。
- ・ 道等から建築物の出入口や案内所、案内設備に至る経路まで、視覚障害者を誘導する。
- ・ 段や傾斜路の上端に近接する部分では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う。
- ・ 高齢者、障害者等が、段や傾斜路の存在を容易に識別できるようにする。
- ・ 通路及び傾斜路の路面の仕上げは、滑れても滑りにくいものとする。

**基準：**  
法令に基づく基準

**設計の考え方：**  
社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方

**設計のポイント：**  
設計を進める上での実務上の主要なポイント

**2.1 敷地内の通路**

**2.1.1 敷地内の通路の設計標準**

(1) 通路の有効幅員、空間の確保等

① 通路

- ・ 主要な経路上の通路の幅は、120cm以上とする。
- ・ 通路の幅は、段がある部分及び傾斜路を除き、180cm以上とすることが望ましい。(※1)

※1 以下の場合を除く。

- ・ 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分
- ・ 主要な経路上の通路には、50mm以内のごく平坦な転回に支障がない箇所を除く。

＜敷地内の通路の有効幅員＞

◆ 段の解消の例 ◆

◆ 留意点：敷地内の通路における段差解消 ◆

- ・ 道等から建築物の出入口までの経路上に、砂利敷、飛び石、小段等があると車椅子使用者やベビーカー等の移動が難しい。このような場合、施設管理者やテナント等は、道等から建築物の出入口まで円滑に利用することができる経路を1以上、確保できるように、別の経路を確保しなくてはならない。
- ・ 水勾配が必要な場合を除き、主要な経路上の通路は水平とする。
- ・ コメント、車止めの、植木等がある場合は、車椅子使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。
- ・ 敷地内の通路上に不慮な物品や案内板等が置かれていると、設計に配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが損なわれるため、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障が生じないようにすることが望ましい。

### アンダーライン：法令上の適合義務基準

・ 政令第5条に示す特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）で、一定規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付ける基準を示す。

### 留意点：

- ・ 設計標準をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等へのヒアリングにより得られた、様々な知見を紹介している。
- ・ その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。

## 2. 1 敷地内の通路

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等  | チェック項目   |   |
|--|--|---|
| <一般基準><br>敷地内の<br>通路<br>(政令第16条)   | ①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか  |   |
|  | ②段がある部分  | - |
|  | (1)手すりを設けているか  |   |
|  | (2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか   |   |
|  | (3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか  |   |
|  | ③傾斜路   | - |
| <一般基準><br>案内設備<br>(政令第20条、<br>告示第1491号)  | ①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか<br>(配置を容易に視認できる場合は除く)   |   |
|  | ②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか                                      |   |
|  | ③案内所を設ける場合は①②は適用しない  |   |
| <移動等円滑化<br>経路><br>(政令第18条<br>第2項第一号)   | ①階段又は段を設けていないか<br>(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)   |   |
| <移動等円滑化<br>経路><br>敷地内の通路<br>(政令第18条<br>第2項第七号)<br><br>(政令<br>第18条第3項)                      | ①幅は120cm以上であるか   |   |
|  | ②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか   |   |
|  | ③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後方に高低差がないか   |   |
|  | ④傾斜路   | - |
|  | (1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか<br>(2)勾配は、1/12分以下であるか(高さが16cm以下のもの場合は1/8以下)<br>(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く) |   |
| ⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。 | -  |   |
| <視覚障害者<br>移動等円滑化<br>経路><br>案内設備<br>までの経路<br>(政令第21条)                                       | ①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか <sup>1</sup>  |   |
|  | ②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)                     |   |
|  | ③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 <sup>2</sup> には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか                        |   |

<sup>1</sup> 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

<sup>2</sup> 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

## &lt; 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト &gt;

| 施設等  | チェック項目   |   |
|--|--|---|
| <一般基準><br>敷地内の<br>通路<br>(省令第11条、<br>告示第1488号)  | ①幅は180cm以上であるか(段がある部分及び傾斜路を除く)   |   |
|  | ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか  |   |
|  | ③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか   |   |
|  | ④段がある部分  | - |
|  | (1)幅は140cm以上であるか<br>(手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)                                  |   |
|  | (2)蹴上げの寸法は16cm以下であるか   |   |
|  | (3)踏面の寸法は30cm以上であるか  |   |
|  | (4)両側に手すりを設けているか   |   |
|  | (5)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか   |   |
|  | (6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか  |   |
|  | ⑤段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか  |   |
|  | ⑥傾斜路   | - |
|  | (1)幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上であるか   |   |
|  | (2)勾配は1/15以下であるか   |   |
| (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか<br>(勾配が1/20を超えるものに限る。)   |  |   |
| (4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか  |  |   |
| (5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか  |  |   |
| ⑦敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により上記①～⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥(1)～(3)は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する  | -  |   |
| ⑧①、③、⑤、⑥(1)～(3)の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか |  |   |
| <一般基準><br>案内設備<br>(省令第15条、<br>告示第1483号)  | ①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか<br>(配置を容易に視認できる場合は除く)       |   |
|  | ②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか |   |
|  | ③案内所を設ける場合は①②は適用しない  |   |

## 2. 1 敷地内の通路

### < 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト (つづき) >

| 施設等  | チェック項目   |  |
|--|--|--|
| < 視覚障害者<br>移動等円滑化<br>経路 ><br>案内設備<br>までの経路<br>(省令第16条) | ①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか <sup>3</sup>   |  |
|  | ②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く) |  |
|  | ③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 <sup>4</sup> には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか    |  |

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した設計においては、様々な移動上の制約を受けられる人が、制約を受けない人と同じように移動、利用できることが基本となる。
- ・そのため、敷地内の通路の設計においては、道路や駐車場から建築物の出入口等までの通路、同一敷地内の建築物間の通路を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。
- ・また路面が濡れている状態の利用等も想定され、高齢者、障害者等の安全性確保への配慮が重要となる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障害者等用の通路を別に設ける場合は、他の利用者とは著しく異なる経路としない。
- ・高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、原則として歩行者と車の動線を分離する。
- ・主要な経路上の敷地内の通路（道等（地形の特殊性により困難な場合は、車寄せ）及び、車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路）は、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。
- ・同一敷地内にある、利用居室を有する建築物の出入口間の敷地内の通路も、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう計画する。
- ・主要な経路上の通路に傾斜路を設ける場合には、最短経路を確保する。
- ・傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者が安全に昇降することができる幅員や形状とする。
- ・傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者や視覚障害者等の落下防止等に配慮した形状とする。
- ・道等から建築物の出入口や案内所、案内設備に至る経路まで、視覚障害者を誘導する。
- ・段や傾斜路の上端に近接する部分では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う。
- ・高齢者、障害者等が、段や傾斜路の存在を容易に識別できるようにする。
- ・通路及び傾斜路の路面の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。

<sup>3</sup> 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第四)

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合

<sup>4</sup> 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

## 2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準

### (1) 通路の有効幅員、空間の確保等

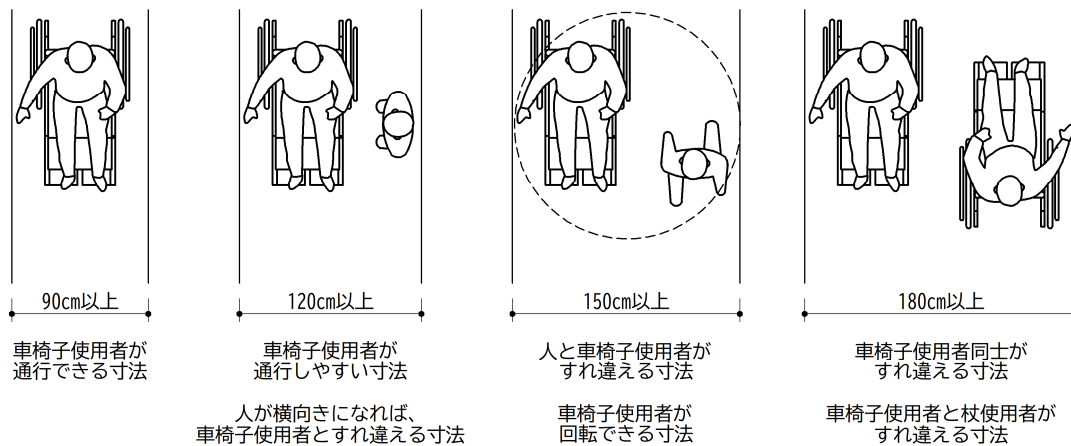
#### ① 通路

- ・ 主要な経路上の通路の幅は、120cm以上とする。
- ・ 通路の幅は、段がある部分及び傾斜路を除き、180cm以上とすることが望ましい。  
(※1)

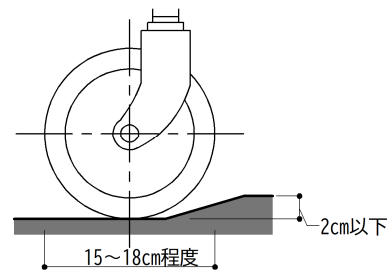
※1 以下の場合を除く。

- ・ 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分
- ・ 主要な経路上の通路には、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。

#### <敷地内の通路の有効幅員>



- ・ 主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。 (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。) **<段差の解消の例>**
- ・ 主要な経路以外の通路に段を設ける場合にも、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けることが望ましい。
- ・ その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 4 B 段差解消機を参照。



#### 留意点：敷地内の通路における段差解消

- ・ 道等から建築物の出入口までの経路上に、砂利敷、飛石、小段等があると車椅子使用者やベビーカー等の移動等が難しい。このような場合、施設管理者又はテナント等は、道等から建築物の出入口まで円滑に利用することができる経路を1以上、確保できるよう、別の措置を講じる必要がある。

- ・ 水勾配が必要な場合を除き、主要な経路上の通路は水平とする。
- ・ モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は、車椅子使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。
- ・ 敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用やすさが機能なくなるため、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障が生じないようにすることが望ましい。



## 2. 1 敷地内の通路

- 敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。

### <設計例>



敷地内の通路と道路の境界部分の縁石の切下げ

### ② 段

- 段には、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない。
- 段の幅は、140cm以上とすることが望ましい。（手すりが設けられた場合は、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。）
- けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
- 踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。

#### 留意点：視覚障害者の安全な通行のために

- 視覚障害者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐため、道等から建物の出入口まで視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。
  - 車止め（ポラード）\*は、視覚障害者が衝突することや、車椅子使用者等の通過の障害となることがあるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、車椅子使用者の通路幅員を確保し、白杖で認知しやすい大きさや、（ロービジョン）が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。
  - やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、歩行者用通路には「エスコートゾーン（視覚障害者誘導用標示）」を設け、見通しを良くする等、危険を回避することが望ましい。
- \*車止め（ポラード）とは、歩行者の保護や車両の進入禁止等を目的として設置する高さ50～90cm程度の柱のことをいう。

### ③ 傾斜路

- 主要な経路上の傾斜路の幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上とする。
- 傾斜路の幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上とすることが望ましい。（※2）
  - ※2 以下の場合を除く。
    - 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分
- 主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとし、高さが16cm以下のものでは、1/8を超えないものとする。
- 傾斜路の勾配は、1/15を超えないものとするが望ましい。（※3）
  - ※3 以下の場合を除く。
    - 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）

**留意点：勾配**

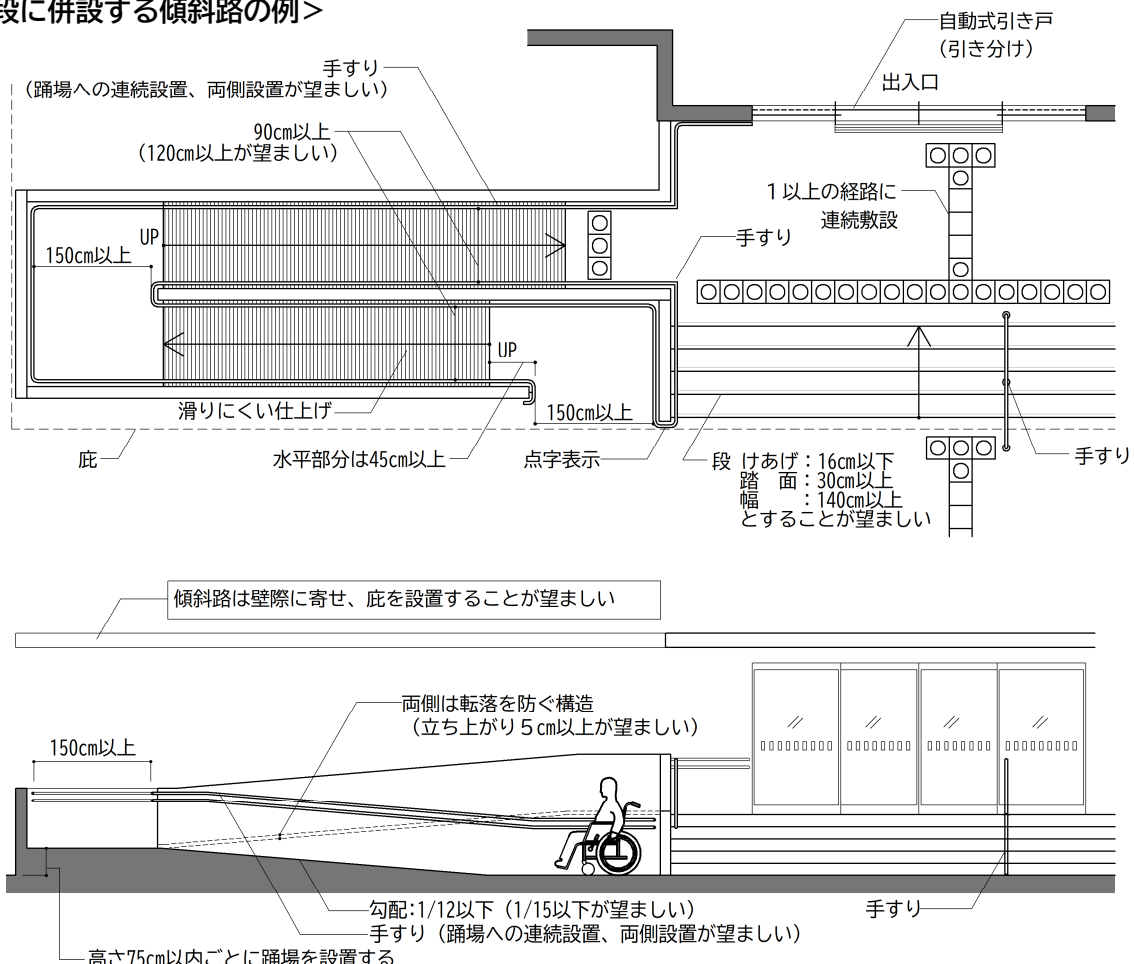
- ・車椅子使用者が自力で登坂できる勾配は、1/12以下である。
- ・1/12の勾配は国際シンボルマークの設置基準である。
- ・IPC（国際パラリンピック委員会）のアクセシビリティガイドにおける屋外傾斜路の勾配のベストプラクティス（最良慣行、最善事例）は、1/20以下である。

- ・主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。
- ・主要な経路以外の傾斜路でも、高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けることが望ましい。（※4）

※4 以下の場合を除く。

- ・車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分
- ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。
- ・杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁がない傾斜路側端には、5cm以上の立ち上がりを設けることが望ましい。
- ・側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設けることが望ましい。
- ・長くゆるやかに続く傾斜路の場合は、傾斜路の距離、勾配を、傾斜路の上端・下端に表示することが望ましい。
- ・義足使用者や片まひ者は階段の方が昇降しやすい場合もあるため、傾斜路と緩勾配の段（手すり付）を併設することが望ましい。

<段に併設する傾斜路の例>



### (2) 戸の形式

- ・ 主要な経路上の通路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・ 主要な経路以外の通路に戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとすることが望ましい。(※5)

※5 以下の場合を除く。

- ・ 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

### (3) 部品・設備等

#### ① 段がある部分の手すり

- ・ 段がある部分には手すりを設ける。
- ・ 段がある部分の両側に、手すりを設けることが望ましい。
- ・ 途中で途切れないよう、段から連続して踊場にも手すりを設けることが望ましい。
- ・ 手すりは、段の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から45cm以上、延長することが望ましい。

#### ② 傾斜路の手すり

- ・ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・ 高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・ 途中で途切れないよう、傾斜路から連続して踊場にも手すりを設けることが望ましい。
- ・ 傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45cm以上、延長することが望ましい。
- ・ 手すりは、耐久性のある材料とする。
- ・ 手すりについては、2. 1 4 A 手すりを参照。

#### ③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・ 道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。(※6)

※6 以下の場合を除く。

- ・ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある管理者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備(2)を参照。
- ・ 音声等による誘導設備については、2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備(3)を参照。
- ・ 道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路上の車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。(※7)



※7 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
  - ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
  - ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- ・道路管理者等と協議の上、道路の歩道から敷地内の通路に、連続的に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設することが望ましい。

### 道路と敷地の境界をいかに整備するか -視覚障害者誘導用ブロックの敷設-

交通バリアフリー法基本構想に基づく特定経路における連続誘導（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）の事例（江東区）

江東区においては、2005（平成17）年度より交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定に着手し、2006（平成18）年度には基本構想に基づく特定事業計画の検討を進めた。

基本構想において特定経路として設定されていた永代通りについては、特定経路の整備方針として、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設した連続誘導を行うこととされていた。

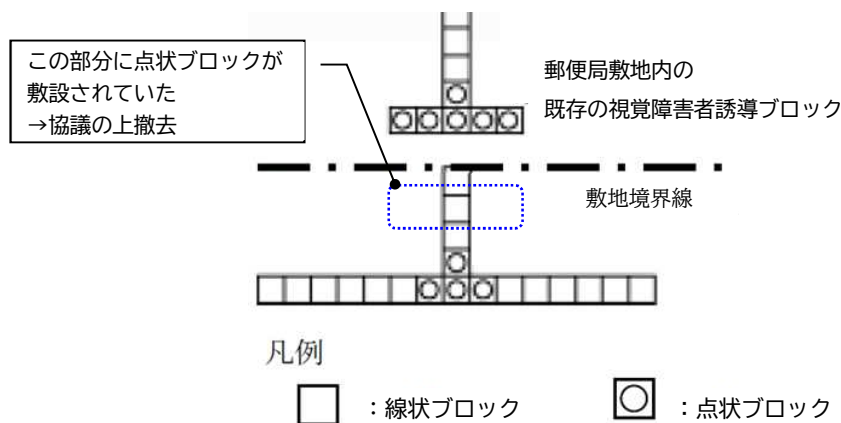
東陽町駅改良工事に伴う道路復旧工事中という機会を捉え、視覚障害者等を含めた現地検等のワークショップを開催し、放置自転車等の障害物を避けた最も歩きやすい連続敷設の位置（歩道中央ではなく建物側から1.5m離れた位置とした）、交差点部分の敷設方法、バス停、駅出入口、建物への連続的な案内方法等を検討し、ワークショップの成果として連続敷設の案を作成して、工事へと反映させた。

駅周辺では、駅出入口、バス停、タクシー乗降場等、様々な場所への誘導をしなくてはならず、交差点も多いことから視覚障害者誘導用ブロックの敷設は複雑になりやすい。そのなかで施設内に音声誘導システムが設置されていた郵便局には、連続誘導をすべきと整理された。

敷設途中に現場確認を行ったところ、郵便局との敷地境界に歩道側での警告ブロック（点状ブロック）が敷設され、警告ブロックが二重敷設となっており、協議の上、その警告ブロックは撤去することとした。

（図参照）

建築敷地と歩道とのどちらに先に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているかは、その現場の状況によるが、関係者間の連携によって、安全を確保した効率的でわかりやすい敷設が求められる。



連続誘導の提案図（一部抜粋）

整備前：ワークショップの様子

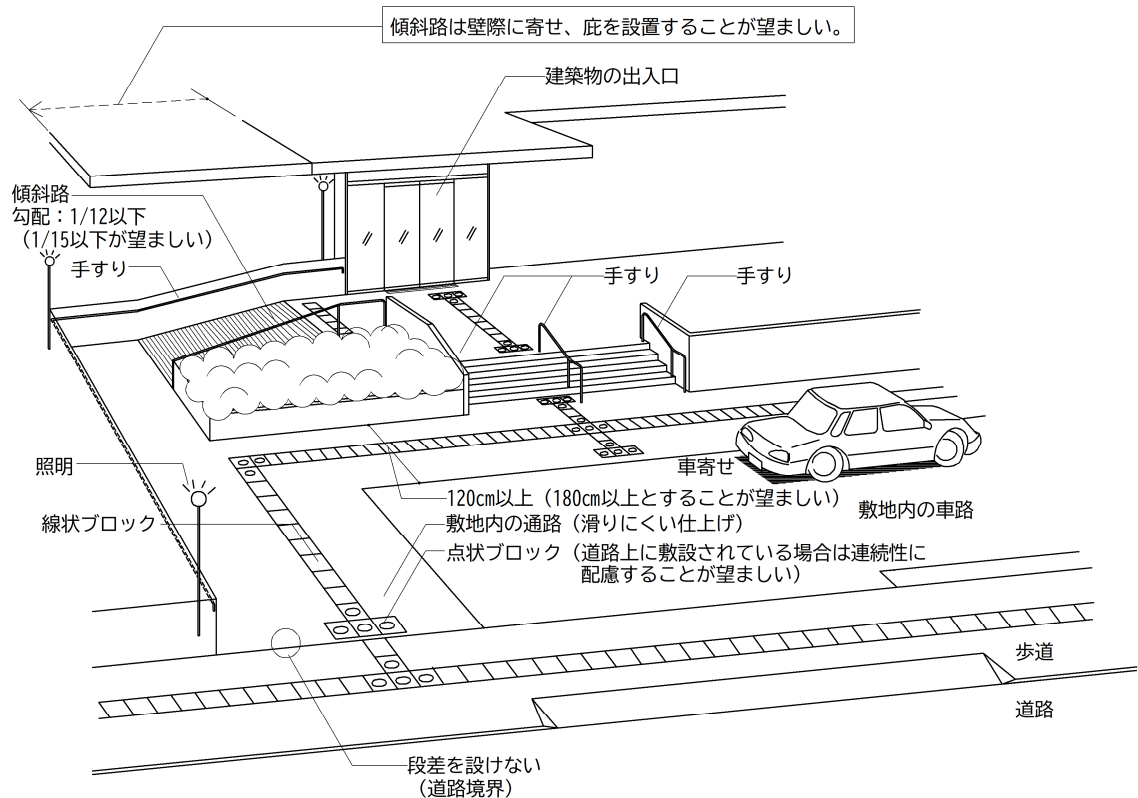


整備後：郵便局への連続誘導



## 2. 1 敷地内の通路

<敷地内の通路> ※図は敷地内の通路に段を設けざるを得ない場合の例



<設計例>



・敷地内の通路の上屋、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設（床仕上げの材料の変化と明度差に配慮した通路により、わかりやすいデザインとしている。）



・建築物の出入口手前の、インターホンが設けられた案内板（視覚障害者誘導用ブロックの敷設はここまで。）



・片側手すり付きの傾斜路が設けられた敷地内の通路

## ④ 照明

- ・夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

## 留意点：照明

- ・夜間の弱視者（ロービジョン）の歩行に配慮し、適切な照明計画とし、わかりやすい動線計画等で敷地内の通路を整備する。
- ・夜間でも建物名称表示等がわかりやすいよう、照明等に配慮する。

## ⑤ 屋根、庇

- ・通路や傾斜路の凍結や積雪を防止するため、積雪寒冷地では、融雪装置や上屋を設けることが望ましい。

## (4) 仕上げ等

## ① 路面の仕上げ

- ・通路の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・通路の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- ・傾斜路の表面は、ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

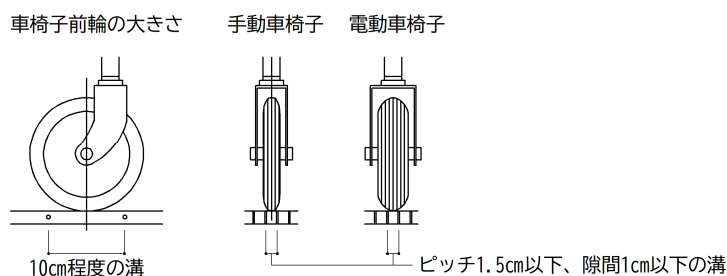
## ② 溝蓋

- ・通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けない。
- ・主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造（ピッチ：1.5cm下、隙間：1cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

## 留意点：仕上げと施工

- ・主たる通路では、車椅子使用者の移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける。やむを得ずそのような通路を設ける場合は迂回路を設ける。また、レンガあるいはタイル敷き等の通路は路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないように施工や維持管理を行う。
- ・仕上げの材料の目地幅は、できる限り小さくし、車椅子使用者や視覚障害者の通行のしやすさに配慮する。

## &lt;排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮&gt;



## ③ 段、傾斜路の識別性

- ・段がある部分は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- ・段を容易に識別できるものとするため、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保することが望ましい。
- ・傾斜路は、その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

## 2. 1 敷地内の通路

### 留意点：輝度と輝度比

- ・輝度 (cd/m<sup>2</sup>) とは、ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により、測定することができる。
- ・輝度比＝当該部分の輝度 (cd/m<sup>2</sup>) / 周辺部分の輝度（輝度が大きい方で除算するので、当該部分と周辺部分を逆として算出する場合もある。）

## (5) 案内表示

### ① 案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）
- ・案内板等については、2. 1 4 G 案内表示を参照。

### ② 点字・音声等による案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）
- ・点字・音声等による案内板については、2. 1 4 G 案内表示 (1) ③を参照。

## 2. 1. 2 改善・改修のポイント

敷地内の通路の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に留意する。

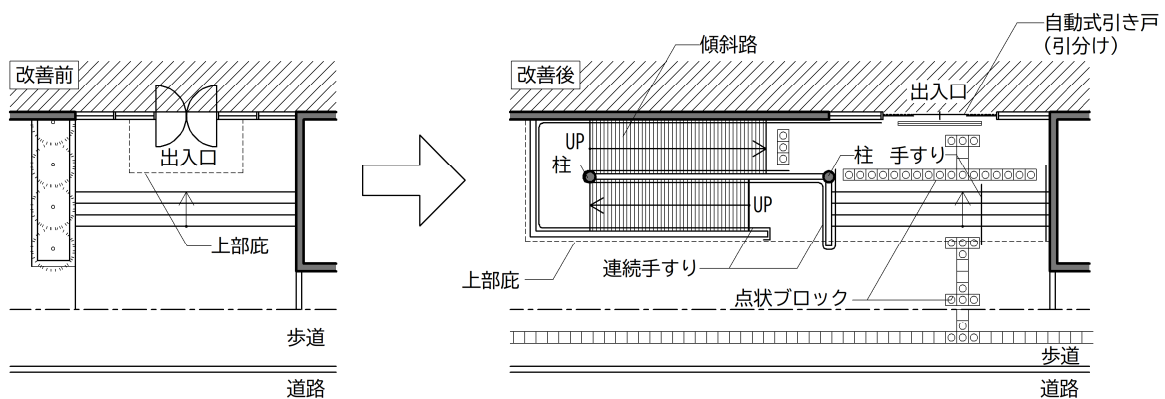
### (1) 通路の有効幅員、空間の確保等

- ・道等と敷地境界の段を解消する。
- ・敷地内の通路の段を傾斜路の設置により解消する。（傾斜路については、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準（1）③を参照。）
- ・傾斜路で段を解消できない場合は、段差解消用の昇降機を設ける。

### (2) 仕上げ等

- ・路面の仕上げについては、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準（4）①を参照。

#### <改善例1>



- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・出入口が開き戸の場合

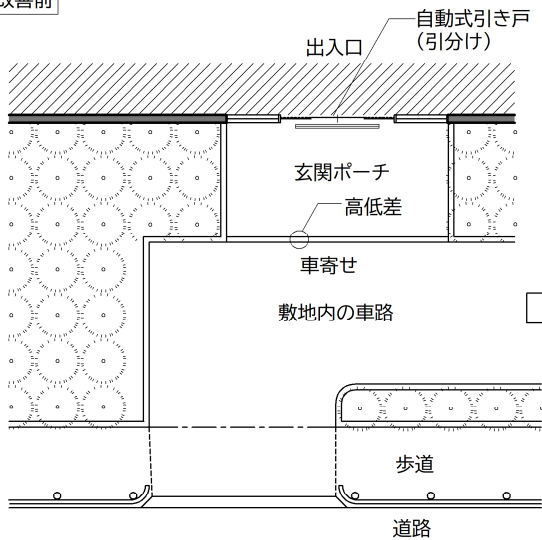
- ・傾斜路を設ける
- ・階段を視覚障害者のための経路とし、視覚障害者用誘導用ブロックを連続して敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する
- ・手すりを設置する
- ・玄関ポーチ及び傾斜路の上部に庇を設置する



## 2. 1 敷地内の通路

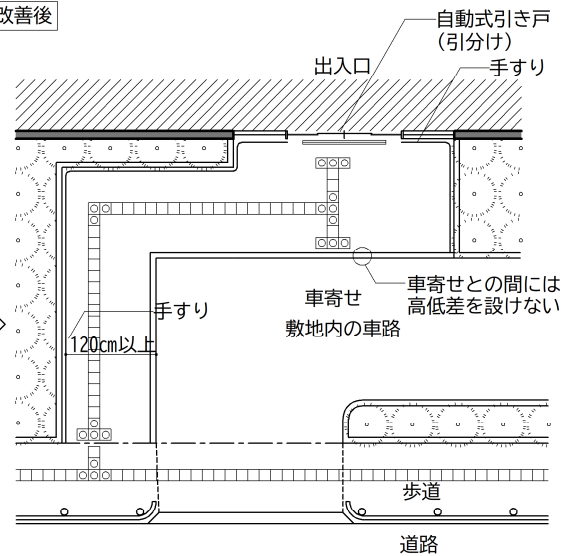
### <改善例2>

改善前



- ・玄関ポーチに段差がある場合
- ・敷地内の通路がなく高齢者、障害者等への配慮がない場合

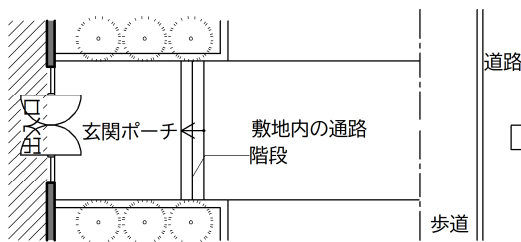
改善後



- ・敷地内の通路を新設する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・玄関ポーチまで連続する手すりを設置する

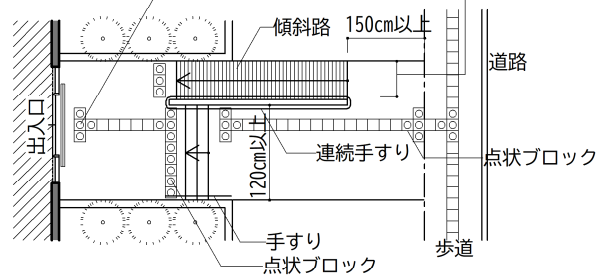
### <改善例3>

改善前



- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

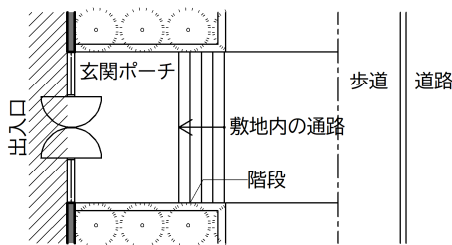
改善後



- ・傾斜路を設ける
- ・階段及び傾斜路に手すりを設置する
- ・階段、傾斜路を視覚障害者のための経路とし、視覚障害者用誘導用ブロックを連続して敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する

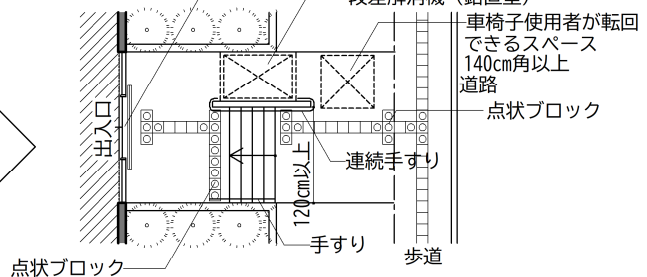
### <改善例4>

改善前



- ・敷地内の通路に高低差があるが、敷地内の通路が狭く傾斜路が設置できない場合
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

改善後



- ・段差解消機(鉛直型)を設置する
- ・階段に手すりを設置する
- ・階段を視覚障害者のための経路とし、視覚障害者用誘導用ブロックを連続して敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する

## 2. 2 駐車場

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等                                  | チェック項目  |   |
|--------------------------------------|---|---|
| <一般基準><br>駐車場<br>(政令第17条)            | ①車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか  |   |
|                                      | ②車椅子使用者用駐車施設  | - |
|                                      | (1)幅は350cm以上であるか<br>(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか |   |
| <一般基準><br>標識<br>(政令第19条、<br>省令第113号) | ①駐車施設の付近に設ける、駐車施設があることを表示する標識                                       | - |
|                                      | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか   |   |
|                                      | (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか      |   |

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等                       | チェック項目   |   |
|---------------------------|--|---|
| <一般基準><br>駐車場<br>(省令第12条) | ①全駐車台数が200以下の場合に当該駐車台数の1/50以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか |   |
|                           | (1)幅は350cm以上であるか<br>(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか                    |   |
|                           |  |   |
| <一般基準><br>標識<br>(省令第14条)  | ①駐車施設の付近に設ける、駐車施設があることを表示する標識  | - |
|                           | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか  |   |
|                           | (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか                         |   |

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が自動車を利用して外出する機会が増えており、高齢者、障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、建築物を設計する際には、駐車場の安全性確保や利用のしやすさへの配慮が求められる。
- ・駐車場の設計においては、車椅子使用者のための駐車施設等を設け、高齢者、障害者等にわかりやすく案内する配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模等に応じた台数の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ・車椅子使用者用駐車施設には、大型の車椅子リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要な有効高さを確保するとともに、車椅子使用者が安全に車から乗降するために十分な広さを確保する。
- ・建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者等は、車椅子使用者のみではないことに配慮し、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等のための駐車施設を別途、設ける。
- ・駐車場には、車椅子使用者用駐車施設等の位置をわかりやすく示し、また不正利用を防止するための表示板等を設ける。
- ・雨天時の乗降に困難が生じないように、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用駐車施設等を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さに対応した有効高さを確保する。

## 2. 2. 1 駐車場の設計標準

### (1) 設置数、配置

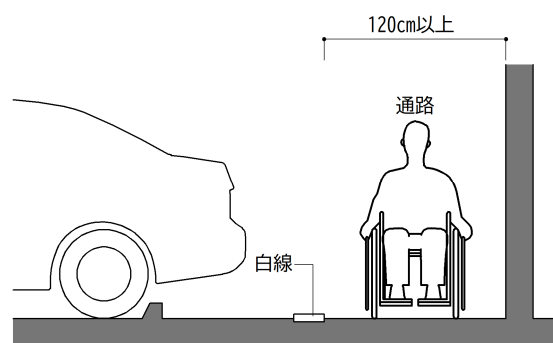
- ・ 駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設ける。
- ・ 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることが望ましい。
- ・ 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- ・ 屋内駐車場の場合、車椅子使用者用駐車施設は、エレベーターホールの出入口付近に設けることが望ましい。
- ・ 安全に乗降できるよう、車椅子使用者用駐車施設の他に、建築物の出入口付近に車寄せを設けることが望ましい。

#### 留意点：設置位置

- ・ 車椅子使用者用駐車施設に、車路を横断しないで行くことができるようにする等、安全の確保について工夫することが望ましい。

- ・ 施設規模・用途等を考慮した上で、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等、建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある利用者のために、一般の駐車施設よりも大きな幅・奥行きを確保する。
- ・ 車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。
- ・ 敷地内の通路については、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準を参照。

#### <敷地内の通路の例>



#### <設計例>



- ・ エレベーターホール前に設けられた車椅子使用者用駐車施設



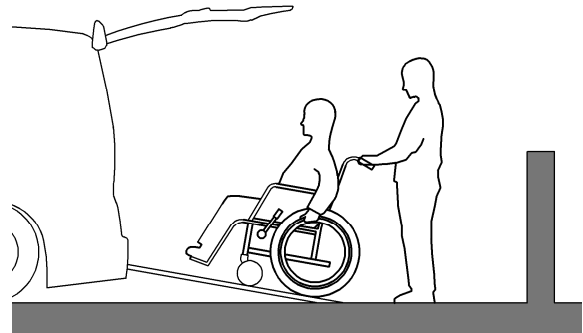
- ・ エントランスポーチの脇に設けられた車椅子使用者用駐車施設（ポーチまでスロープを設けている。）



## (2) 車椅子使用者用駐車施設の幅、空間の確保等

- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車から車椅子用リフト付福祉車両、バス仕様の奥行きについて検討することが望ましい。
- ・車椅子用リフト付福祉車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。
- ・水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平とする。

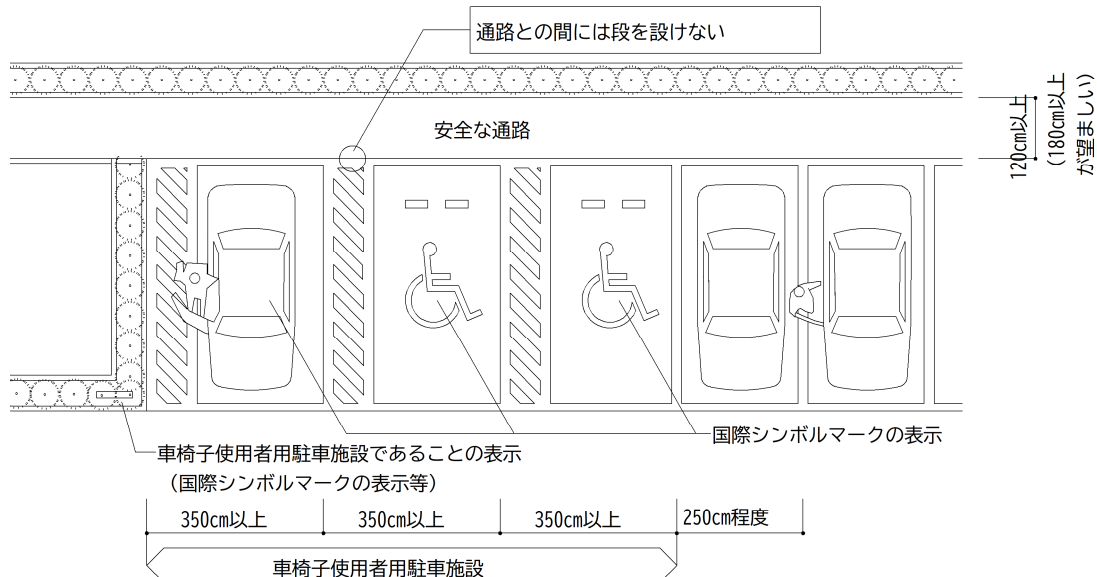
### <後部ドア側の乗降スペースの例>



#### 留意点：車椅子使用者の乗降用スペース

- ・車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースは、左右両方に設けることがより望ましい。車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると、左右どちらからでも乗降できるようになる。
- ・車椅子用リフト付き福祉車両(バンタイプ)では、後部ドアの開閉が通常であり、奥行きと後部の乗降スペースについて配慮する必要がある。
- ・後部ドアから乗降するスロープ付き車両には、乗降時に車体後部の車高を下げる機構を有するものがある。

### <車椅子使用者用駐車施設の例>



#### 留意点：狭小敷地等でやむを得ない場合の車椅子使用者用駐車施設の乗降スペース

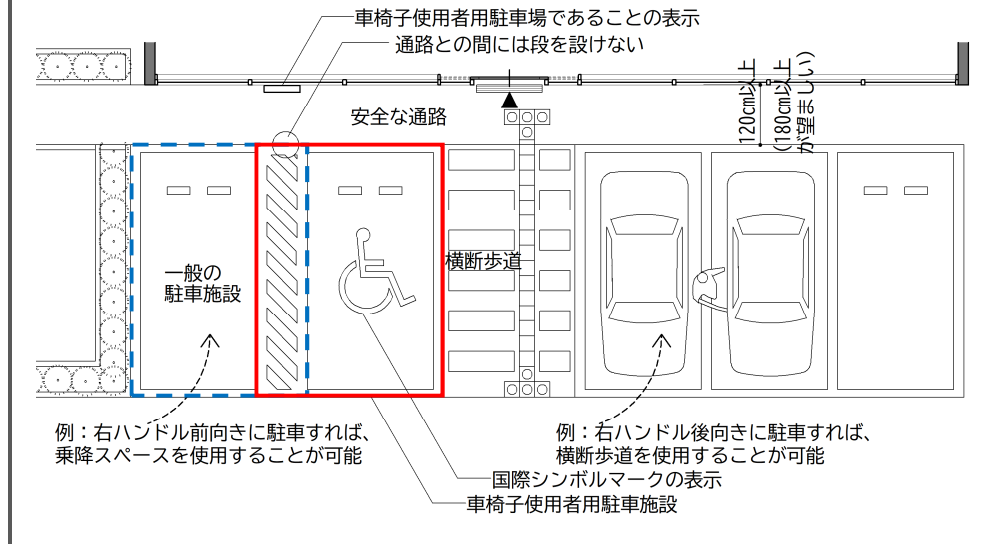
- ・狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等でやむを得ない場合には、関係機関と協議の上、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを、人の出入りが少ない建築物の出入口(通用口等)に通ずる敷地内の通路(避難経路以外の通路)と兼用することが考えられる。
- ・この場合、通常の手椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

## 2. 2 駐車場

### 留意点：車椅子使用者が利用可能な駐車施設を確保する配置・運用の工夫

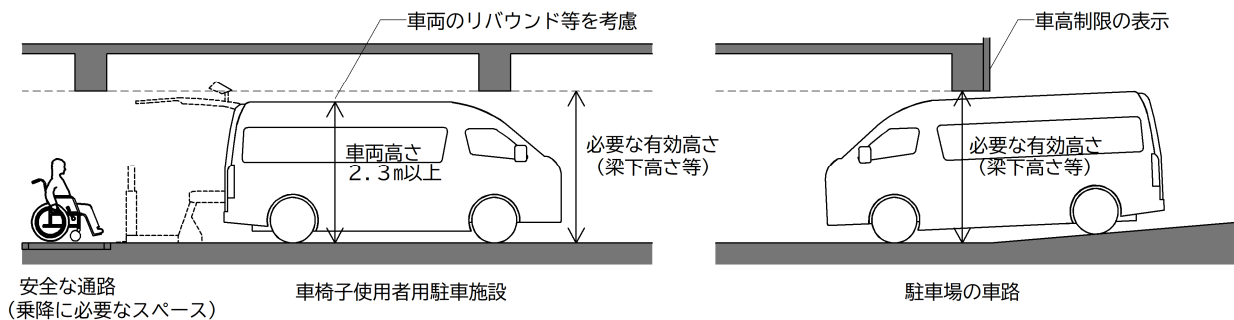
- ・車椅子使用者用駐車施設以外の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、安全を確認した上で、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。（例えば、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設ける場合も同様である。）
- ・こうした工夫により、車椅子使用者用駐車施設が使用されている場合に、車椅子使用者が他の一般の駐車施設を利用することが可能となる。

### <運用上、車椅子使用者よ利用可能な駐車場を考慮した駐車場配置例>



- ・雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等で対応が困難な場合を除く。）
- ・車椅子使用者用駐車施設等に至るまでの車路を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、同様に必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。

### <車椅子使用者用駐車施設（屋内）の例>



## &lt;設計例&gt;



- ・庇（天井高さ3.5m）が設けられ、車椅子用リフト付き福祉車両等の利用を想定した奥行き（5.9m）と後部ドア側の通路（幅1.5m）が確保された車椅子使用者用駐車施設



- ・天井高さ2.7mが確保されたピロティ下の車椅子使用者用駐車施設



- ・屋内車椅子使用者用駐車施設がある駐車場出入口（入口付近に車高制限2.3mと国際シンボルマークの表示）



- ・車高制限2.3mの屋根付き車椅子使用者用駐車施設

## (3) 部品・設備等

## ① 発券機、精算機等

- ・発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。

## 留意点：発券所等

- ・発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮する。
- ・発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。

## &lt;設計例&gt;



- ・フラッパーゲート式の駐車場に設けられた出口精算機（オートホンと監視カメラ付き）
- ・オートホンでコールセンターに電話をかけ、監視カメラに障害者手帳をかざすことで、遠隔でゲートを解除してもらうことができる。



## 2.2 駐車場

### <設計例>

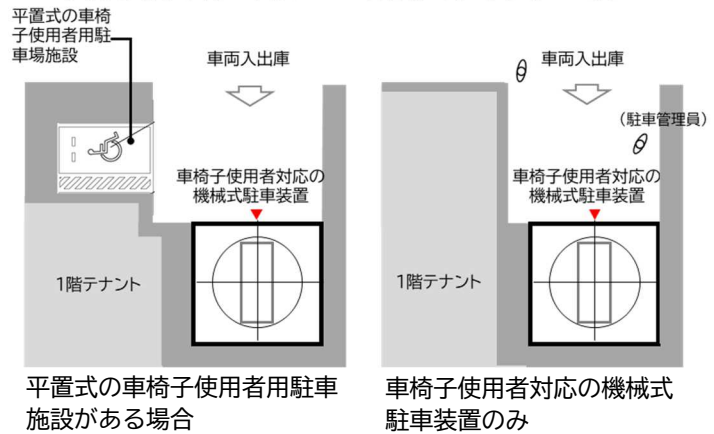


- ・車椅子使用者にも配慮し、金銭投入やカード挿込口の高さを抑えた清算機。また、清算機の正面には転回できる1.4m角が確保されている。

### ② 機械式駐車装置

- ・車椅子使用者用駐車施設は平置き式とすることが望ましいが、狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

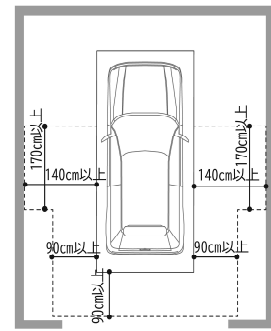
### <車椅子使用者に対応した機械式駐車装置の例>



### 留意点：車椅子使用者対応の機械式駐車装置について

- ・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。
- ・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。
- ・機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。
- ・通常の子椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。
- ・入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置き式等を含む）を考慮し設定する。

### <車椅子使用者対応の機械式駐車装置の例>



### <設計例>



- ・車椅子利用者対応の機械式駐車装置の例（フルフラット化）

## (4) 案内表示

### ① 駐車場の案内表示

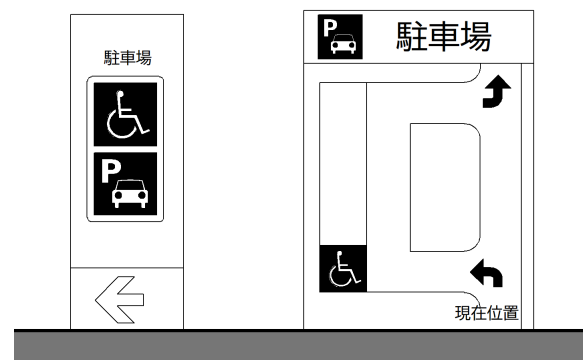
- ・ 駐車場の付近には、駐車場があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・ 表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・ 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・ 駐車場の進入口には、車椅子利用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示する。
- ・ 駐車場の進入口より車椅子利用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。
- ・ 表示板等については、2. 1 4 G 案内表示を参照。

#### <駐車場の表示例

(出典：日本産業規格 JIS Z 8210) >



#### <立札による表示の例>



### ② 車椅子利用者用駐車施設等である旨の表示

- ・ 車椅子利用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子利用者用駐車施設である旨を表示する。
- ・ 国際シンボルマークの意味、及び使用法については 3. 8 国際シンボルマークの形状及び使用を参照。
- ・ 表示板等については、2. 1 4 G 案内表示を参照。
- ・ 車椅子利用者用駐車施設の乗降用スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるよう区分する。

#### <立札による表示の例>



#### 留意点：駐車場適正利用の取り組み

- ・ 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に向け、多くの地方公共団体が導入している制度として「パーキング・パーミット制度」や、車椅子利用者用駐車施設の路面を青色塗装する方法がある。
- ・ また商業施設・病院等では、車椅子利用者用駐車施設等の出入口に専用ゲートを設け、利用者登録制を導入し、利用対象者以外の利用防止に努めている例がある。

## 2. 2 駐車場

- ・上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等が利用可能な駐車施設を設けた場合は、車椅子使用者用駐車施設と区分して、わかりやすく表示する。

### 留意点：車椅子使用者等用である旨の表示

- ・車椅子使用者用駐車施設や、上・下肢障害者、妊婦、けが人、及び乳幼児連れ利用者等が利用できる駐車施設等に、障害のない人の自動車が駐車してしまうと、車椅子使用者等の乗った自動車が駐車できないため、専用である旨の表示をする必要がある。
- ・車椅子使用者にわかりやすくするため、また不適正利用を防止するために、表示板（標識）は目立つものとする。
- ・一般スペースと区別が付きやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとするのが望ましい。
- ・パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」（国土交通省総合政策局）及びホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf>）を参照。

### <設計例>



- ・不適正利用の抑止を図るため、青色の地に白色＋青色のマークを塗装した車椅子使用者用駐車施設



- ・車椅子使用者用駐車施設に駐車中でも、国際シンボルマークが見えるよう配慮されている



地下4階



地下3階



- ・地下階に設けた車椅子使用者用駐車施設

車椅子使用者用駐車施設は出入口の近くに設け、駐車利用した階にわかりやすく色によりゾーン分けを行い、適正利用を図るため、国際シンボルマークは柱・壁面・床面に塗装している。

なお、車椅子使用者駐車施設に置いている駐車禁止のカラーコーンは、一般車の駐車利用を抑止するために設置しており、車椅子使用者自ら運転利用の方に対しては、駐車場管理室への事前連絡や現地等において入庫時に係員がカラーコーンを取り外す対応を行っている。



パーキング・パーミット制度について

① パーキング・パーミット制度とは※

パーキング・パーミット制度とは施設管理者の任意の協力のもと、当該施設の車椅子使用者用駐車施設等について、条件に該当する希望者が共通に利用できる利用証を交付する制度である。

2006（H18）年度に佐賀県で初めて導入され、2020（R2）年10月末現在は、39府県4市で導入されている。

車椅子使用者用駐車施設等を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されている（一律ではない）。

※自治体によっては、「おもいやり駐車場制度」「障害者用駐車区画利用証制度」など名称は異なる。



車椅子使用者用駐車施設等の設置例



利用証（富山県）

② 不適正利用防止の取組 - 車椅子使用者用駐車施設等を示す標識・看板の設置

広い区画を必要としない人が駐車してしまわないように、車椅子使用者用駐車施設等であることを明確にする看板や標識を設置している。

自治体によっては標識設置の助成を行っているところもある。



三角コーンによる標識の設置例



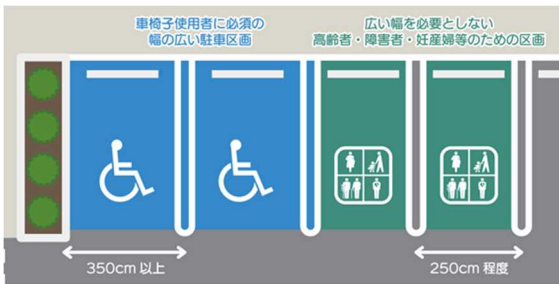
三角コーンによる標識の例



駐車区画の看板標識（富山県）

③ 駐車区画確保の取組 - 車椅子使用者用駐車施設等の塗装

歩行が困難でも幅の広い区画は必要としない人のために、幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い3.5m未満の通常の幅の駐車区画も制度の対象とする取組が行われている。



車椅子使用者用駐車施設と乳幼児連れ利用者等の駐車施設を明確に区分した例



3.5m以上と3.5m未満の区画で対象者を分け、床面に表示している例

④ 制度導入39府県4市（年度別、2020（R2）年10月末時点）

|           |     |     |      |          |
|-----------|-----|-----|------|----------|
| 2006（H18） | 佐賀県 |     |      |          |
| 2007（H19） | 山形県 | 福井県 | 長崎県  | 熊本県      |
| 2008（H20） | 栃木県 | 島根県 |      |          |
| 2009（H21） | 福島県 | 群馬県 | 鳥取県  | 徳島県 鹿児島県 |
|           | 川口市 |     |      |          |
| 2010（H22） | 岩手県 | 岡山県 | 山口県  | 愛媛県 高知県  |
| 2011（H23） | 茨城県 | 新潟県 | 京都府  | 広島県 香川県  |
|           | 福岡県 | 大分県 | 宮崎県  | 久喜市      |
| 2012（H24） | 静岡県 | 山梨県 | 三重県  | 兵庫県 那覇市  |
| 2013（H25） | 滋賀県 | 大阪府 |      |          |
| 2015（H27） | 石川県 | 奈良県 | 和歌山県 |          |
| 2016（H28） | 秋田県 | 長野県 |      |          |
| 2018（H30） | 宮城県 |     |      |          |
| 2019（R 1） | 岐阜県 |     |      |          |
| 2020（R 2） | 富山県 | 浦添市 |      |          |

⑤ パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～

2018（H30）年度に、国土交通省総合政策局安心生活政策課により、地方公共団体の参考となる「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」が作成された。

<https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf>

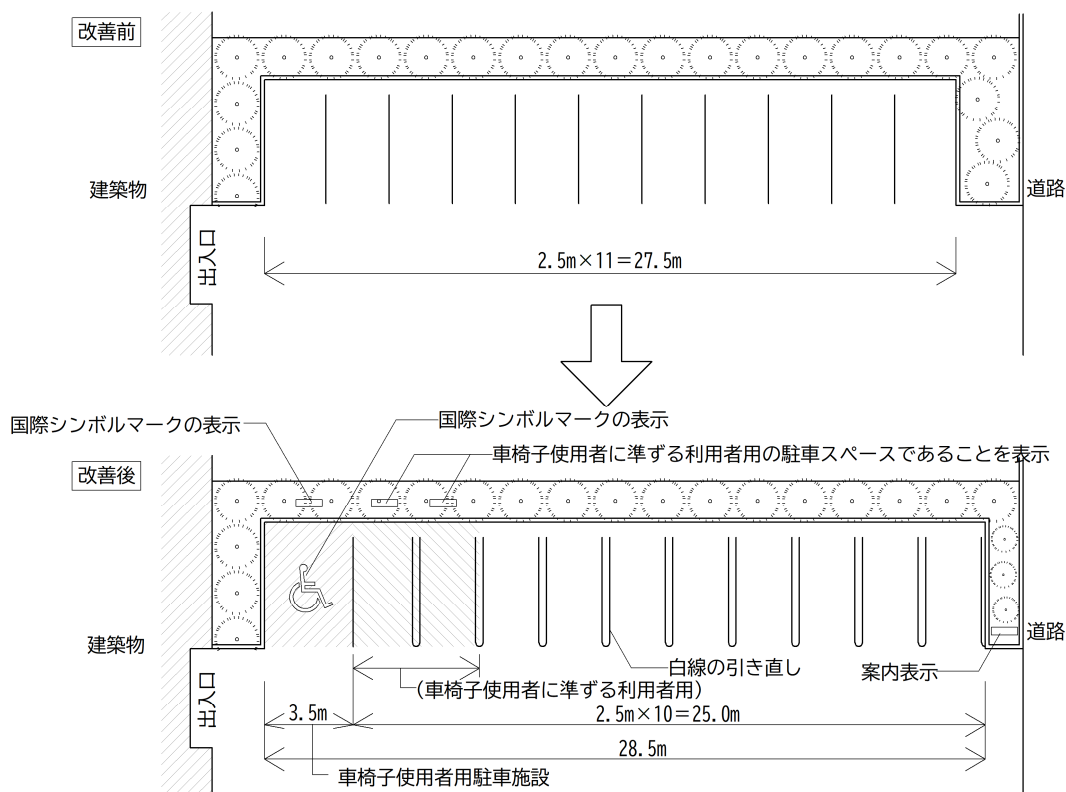
## 2. 2. 2 改善・改修のポイント

- ・駐車場の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 2. 1 駐車場の設計標準に基づき、改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。
- ・建築物の出入口に近い位置に、車椅子使用者用駐車施設を設け、これをわかりやすく表示する。
- ・施設規模・用途を考慮した上で、車椅子使用者用駐車施設に準ずる位置に、上肢・下肢障害者、妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等が利用可能な駐車施設を設け、これをわかりやすく表示する。
- ・車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口に至る経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。
- ・既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等（車高230cm以上）の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面での柔軟な対応を行うことができるように備える。

### 【車椅子使用者用駐車施設の車高制限を超えた場合の対応例】

|   |   |
|---|---|
| 1   | 既存駐車場内において、一部のエリアで車高が確保できる場合には、車椅子使用者用駐車施設を設け、当該エリアの車高制限や誘導案内表示を行う。 |
| 2   | 同一敷地内の臨時の車椅子使用者用駐車施設（屋外）に駐車誘導する。                                    |
| 3   | 同建築物内のマイクロバス専用駐車場等に代替えとして駐車誘導する。                                    |
| 4   | 天井が高い車寄せの一画に、車椅子が乗り降り可能な臨時駐車施設を設けて駐車誘導する。                           |
| 5   | 提携する近隣のホテルや民間の車椅子使用者用駐車場に駐車誘導する。                                    |
| （共通）施設のHP等において駐車可能な車両高さ等の情報提供を行う。<br>事前連絡受付、事前連絡が無くても柔軟に対応する。 |   |

### <改善例>





## 2.3 建築物の出入口

### ◆基準◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等  | チェック項目   |  |
|--|--|--|
| <一般基準><br>案内設備<br>(政令第20条、<br>告示第1491号)              | ①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか<br>(配置を容易に視認できる場合は除く)                         |  |
|  | ②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか                  |  |
|  | ③案内所を設ける場合は①②は適用しない  |  |
| <移動等円滑化<br>経路><br>出入口<br>(政令第18条<br>第2項第二号)          | ①幅は80cm以上であるか  |  |
|  | ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後ろに高低差がないか   |  |
| <視覚障害者<br>移動等円滑化<br>経路><br>案内設備<br>までの経路<br>(政令第21条) | ①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか <sup>1</sup>  |  |
|  | ②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く) |  |
|  | ③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 <sup>2</sup> には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか    |  |

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等                                     | チェック項目   |   |
|---|--|---|
| <一般基準><br>出入口<br>(省令第2条)                | ①出入口<br>(②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち1以上の出入口。)  | - |
|   | (1)幅は90cm以上であるか  |   |
|   | (2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後ろに高低差がないか   |   |
|   | ②直接地上へ通ずる1以上の出入口   | - |
|   | (1)幅は120cm以上であるか   |   |
|   | (2)戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その後ろに高低差がないか  |   |
| <一般基準><br>案内設備<br>(省令第15条、<br>告示第1483号) | ①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか<br>(配置を容易に視認できる場合は除く)       |   |
|   | ②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか |   |
|   | ③案内所を設ける場合は①②は適用しない  |   |

<sup>1</sup> 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

<sup>2</sup> 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

## 2. 3 建築物の出入口

### < 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト (つづき) >

| 施設等  | チェック項目  |
|--|---|
| < 視覚障害者<br>移動等円滑化<br>経路 ><br>案内設備<br>までの経路<br>(省令第16条) | ① 道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか <sup>3</sup>   |
|  | ② 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く) |
|  | ③ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 <sup>4</sup> には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか    |

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・ 建築物の出入口の設計においては、建築物の主要な出入口から案内所等や案内表示に至るまでの経路を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。
- ・ 施設内の室配置等を、高齢者、障害者等にわかりやすく案内し、誘導する配慮が求められる。
- ・ 設計にあたっては、建築物の用途や管理の方法、利用状況等を十分に想定する必要がある。
- ・ 施設管理者には、高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や支援を必要とした場合に対応できるよう、従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・ 高齢者、障害者をはじめ、誰もが同じ出入口を利用できるように計画する。
- ・ 建築物の出入口には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、戸の前後には高低差を設けない。
- ・ 傾斜路や昇降機の設置については、施設の利用者の誰もが公平に利用できるよう計画段階で十分に検討を行う。
- ・ 戸の形式は、車椅子使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。
- ・ 建築物の出入口付近には、案内所、又は案内設備を設け、建築物の出入口から案内所、又は案内設備まで視覚障害者を誘導する。
- ・ 案内所や案内設備の手前では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う。
- ・ 床の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。

<sup>3</sup> 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合

<sup>4</sup> 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

## 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準

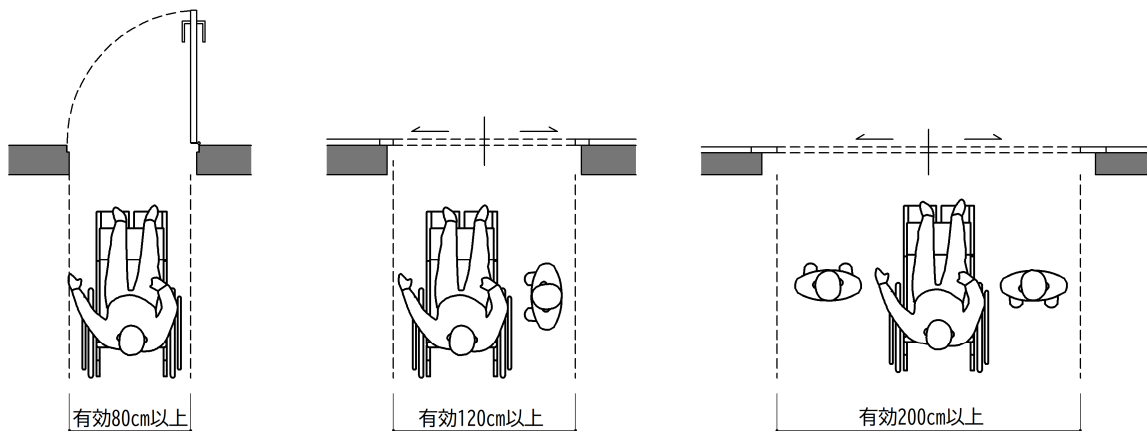
### (1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・ 主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・ 2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・ 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の有効幅員は、120cm以上とすることが望ましい。

#### 留意点：有効幅員

- ・ 出入口はドアの厚みや戸の引き残しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう、十分に検討する。

#### <出入口の有効幅員>



a. 車椅子使用者が通過できる寸法

b. 車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法

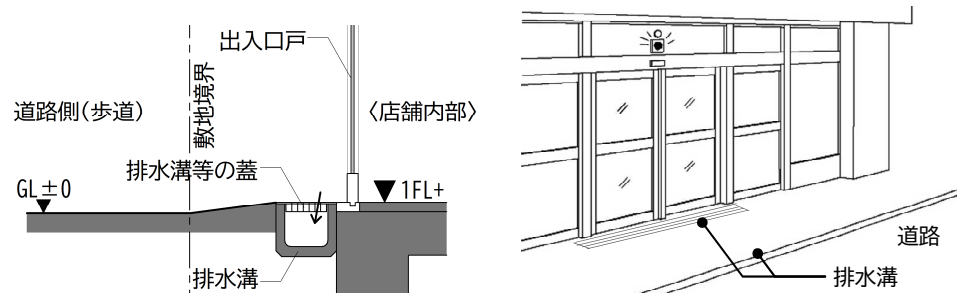
c. 車椅子使用者と歩行者2人がすれ違える寸法

- ・ 主要な経路上の出入口付近には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
- ・ 水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により、円滑な移動を確保することが望ましい。

#### 留意点：1階床の位置（レベル）の設定等

- ・ 建築物の1階床の位置（レベル）は、道等と敷地との高低差、敷地の高低差、外構部の雨水排水計画等を十分に考慮して、道等から建築物の出入口までのバリアフリー化が可能となる高さ・位置に設定することが望ましい。
- ・ 小規模店舗等において、道等から建築物の出入口までの距離が短く、大雨等の際の建築内への雨水の侵入を防ぐことが困難な場合には、敷地内に排水溝を設置することが考えられる。

#### <出入口手前の排水溝の設置例>



## 2.3 建築物の出入口

### <設計例>



- ・庇の下の雨水処理のために設けた排水溝と、戸の前後の高低差を解消した自動式引き戸



- ・出入口手前と道路境界沿いに設けた排水溝

#### 留意点：段

- ・わずかな段であっても、視覚障害者や車椅子使用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、段を設けないよう注意する。
- ・雨仕舞の関係から、段が生じる場合には、傾斜路等を設ける。

- ・主要な経路上の出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを確保する。
- ・風除室の両開き戸の間隔は、車椅子使用者が待機するスペースが、十分確保できるものとする。

### (2) 戸の形式

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・主要な経路以外の出入口のうち1以上に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち1以上に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。
- ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より使いやすい。
- ・手動式引き戸及び開き戸については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(2)を参照。

### <設計例>



- ・出入口の前後に高低差のない自動式引き戸(出入口の有効幅員：85cm)



- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかるガラス窓を設けることが望ましい。
- ・戸に設けるガラス窓は、車椅子使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。
- ・衝突時や転倒時の事故防止のため、戸のガラス等には安全ガラス（合わせガラス又は強化ガラスをいう。以下同じ）を用いる。
  - ・「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照し、安全性の高いガラスを選択する。
- ・戸の全面をガラスとする場合や出入口付近の壁面全面をガラスとする場合には、衝突防止シールや横棧等の衝突防止対策を講じることが望ましい。

### <設計例>



・手動式引き戸（有効幅員110cm）が設けられた出入口



・手動式開き戸（親子扉、合計の有効幅員140cm）が設けられた出入口

#### ① 自動式引き戸

- ・自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。その場合には、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい。）。
- ・起動装置は、視覚障害者、車椅子使用者等の通行時に、支障なく作動するものとする。
- ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないよう、ドア走行部で存在検出を行うため、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全装置（補助光電センサー）を設置する。
- ・非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。
- ・自動の戸の使用時の安全性を確保するため、JIS A 4722:2017に準拠したものとする。

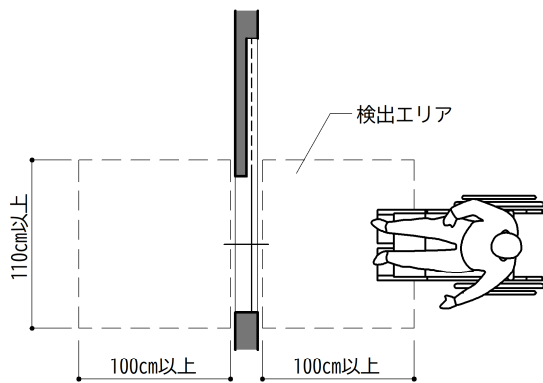
#### 留意点：自動式引き戸・開き戸

- ・自動式引き戸は、高齢者、障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないように、設置にあたっては十分配慮する。
- ・「スライド式自動ドアの安全ガイドブック（全国自動ドア協会）」において、病院・公共施設等の高齢者、障害者、子ども等が多く利用する場所では、安全性の向上のため、開速度400mm/秒以下、閉速度250mm/秒以下、開放タイマーは可能な限り長くとの目安が示されている。
- ・その他の安全対策は、JIS準拠：歩行者用自動ドアセット<引き戸>安全ガイドブックを参照。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

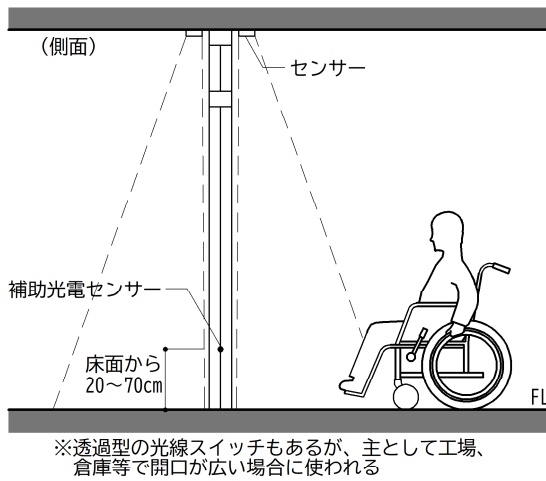
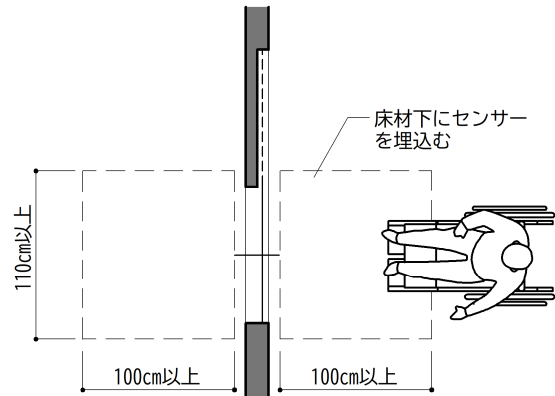
## 2.3 建築物の出入口

### <自動式引き戸の例（有効幅員80cmの場合）>

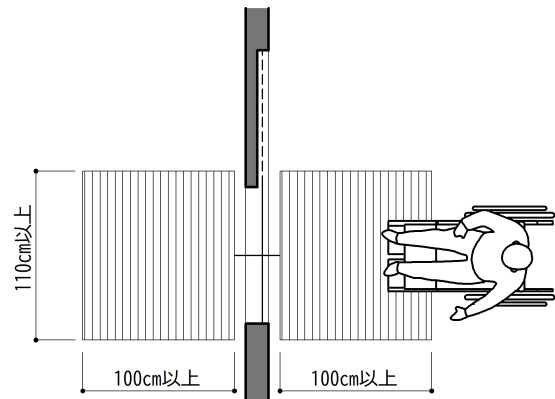
a. 光線式反射スイッチ  
（平面）



b. 床埋込センサー式スイッチ

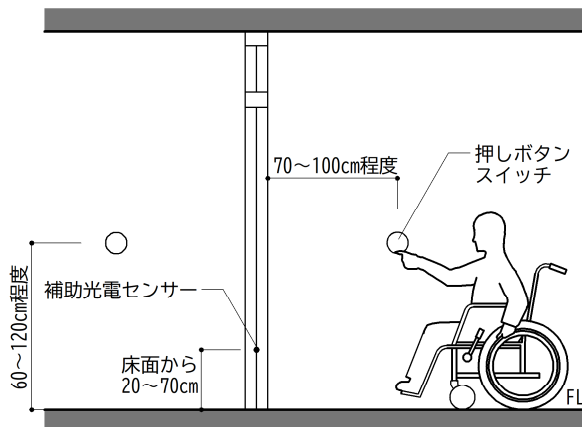


c. マットスイッチ



d. 押しボタンスイッチ

・戸に直接設けたスイッチは、車椅子では接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



## ② 回転戸

- ・主要な経路上の出入口に、回転戸を使用することは避ける。
- ・回転戸を設ける場合は、高齢者、障害者、子ども等が使いやすい引き戸、開き戸を併設する。

**留意点：回転戸**

- ・回転戸は、高齢者、障害者、子ども等には使いにくく、危険であるため、主要な出入口には設けない。
- ・高齢者、障害者等は、回転戸以外の形式の戸へ誘導する必要がある。

## (3) 部品・設備等

## ① 玄関マット

- ・玄関マットは埋め込み式とし、車椅子で動きにくいハケ状のものは使用しないことが望ましい。
- ・杖先を引っ掛けたりしないよう、しっかりと端部を固定する。
- ・玄関マットと視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮する。

## ② 溝蓋

- ・主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造（ピッチ：15mm以下、隙間：10mm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

## ③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。）（※1）

## ※1 以下の場合を除く。

- ・道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・道等から案内設備までの経路が建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けたものである場合
- ・視覚障害者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口の戸又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を3枚程度、敷設する。
- ・風除室内での方向転換は、避けることが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（2）を参照。
- ・道等と建築物の出入口の距離が短い等、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、又は従業員等による人的誘導を行う。
- ・音声等による誘導については、2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（3）を参照。

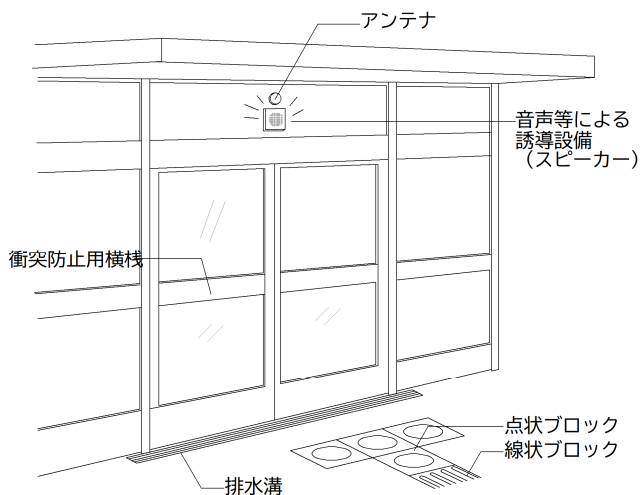
## 2.3 建築物の出入口

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路では、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。(※2)

※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

### <建築物の出入口の例>

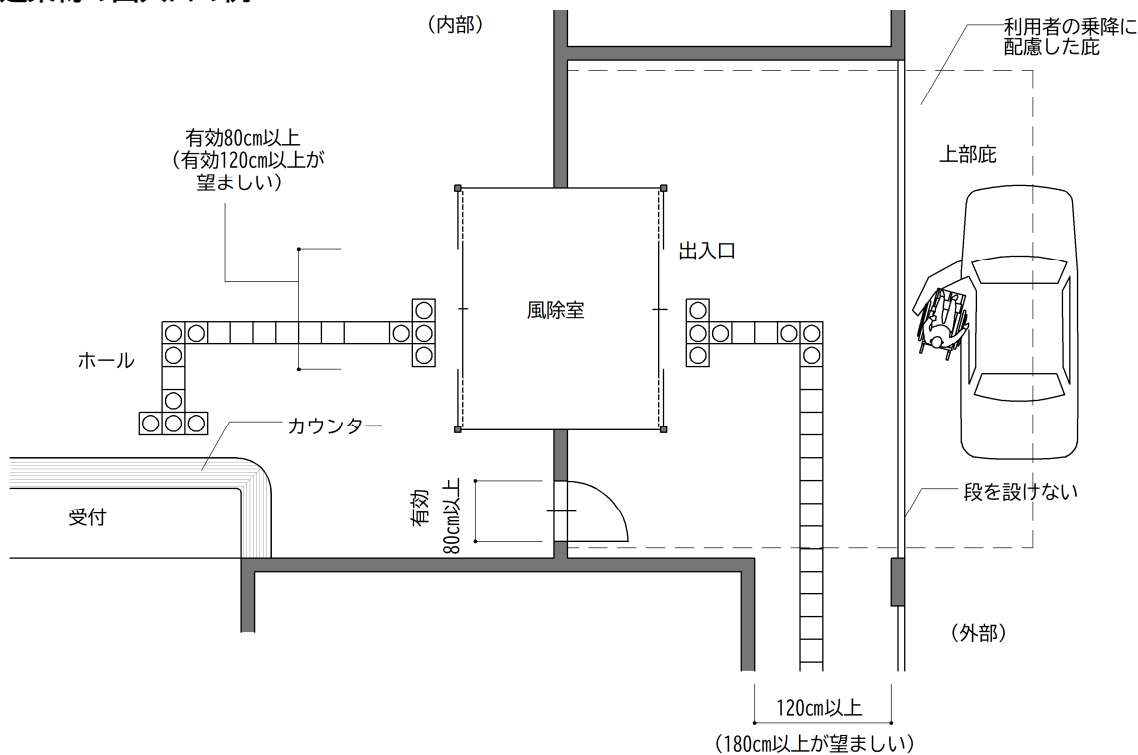


### <設計例>



- ・自動式引き戸の出入口（視覚障害者誘導用ブロック等は出入口の手前まで敷設）

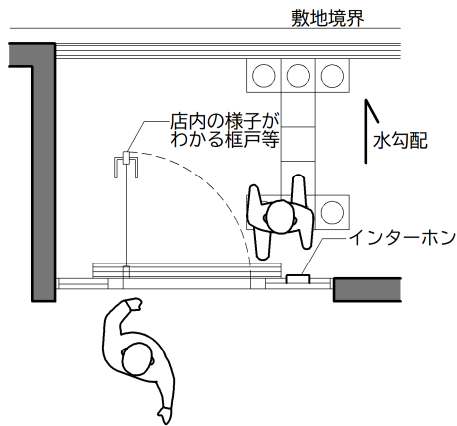
### <建築物の出入口の例>



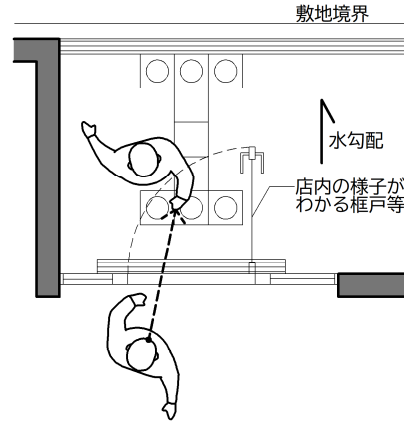


- ・小規模な施設で案内設備や案内所を設けることが困難な場合等において、従業員等による人的誘導を行う計画とする場合には、視覚障害者等の来訪が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意することが望ましい。

#### <小規模な建築物の出入口へのインターホン設置の例>



#### <小規模な建築物の出入口での人的誘導の例>



#### ④ 屋根、庇

- ・雨天時の利用や出入口付近での自動車の乗降時に困難が生じないように、建築物の出入口には、屋根又は庇を設けることが望ましい。

##### 留意点：車椅子による乗降等

- ・雨天時の乗降時に、車椅子利用者が傘をさすことが難しい場合があるため、屋根、庇の設置が求められる。

#### ⑤ 照明

- ・夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

### (4) 仕上げ等

#### ① 床の仕上げ

- ・床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

### (5) 案内表示、情報伝達設備等

#### ① 案内所

- ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所（受付カウンター）を設ける。
- ・カウンターについては、2. 14 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

#### ② 案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）
- ・案内板等については、2. 14 G 案内表示を参照。

## 2. 3 建築物の出入口

### ③ 点字・音声等による案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)
- ・インターホン（音による案内）又はハンドセット等を設ける場合、その中心高さは、立位と車椅子使用者両者が利用できるよう、床から100～110cm程度とする。
- ・点字・音声等による案内板については、2. 14 G 案内表示(1) ③を参照。

#### 留意点：音声等による案内設備（インターホン）の位置

- ・インターホンを設ける場合、道等からインターホンの前まで、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声等による誘導を行う。
- ・視覚障害者にとっては、誘導用ブロックが敷設されていてもインターホンの設置位置を探すことは困難であり、できる限りわかりやすい位置にインターホンを設けることが望ましい。

### <設計例>



- ・出入口に設けられた従業員呼出しインターホン（手前に点状ブロックを3枚敷設）



- ・出入口に設けられた従業員呼出しインターホン（墨字と点字が併記されている。）



- ・出入口に設けられたカメラ付きインターホン（点字併記つき）

## 2. 3. 2 改善・改修のポイント

建築物の出入口の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下に配慮して設計する。

### (1) 出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。

### (2) 戸の形式

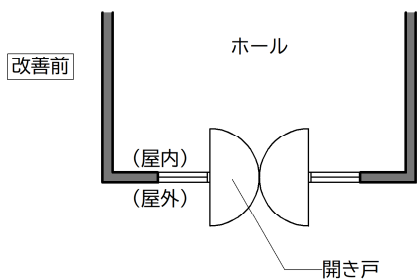
- ・重い開き戸は、高齢者、障害者等、動作に困難のある人にとっては使いにくいいため、自動式引き戸か、手動式引き戸とする。
- ・高齢者や視覚障害者のつまずきの原因や、車椅子使用者の通行の支障となる戸の前後の高低差を解消する。

### <設計例>

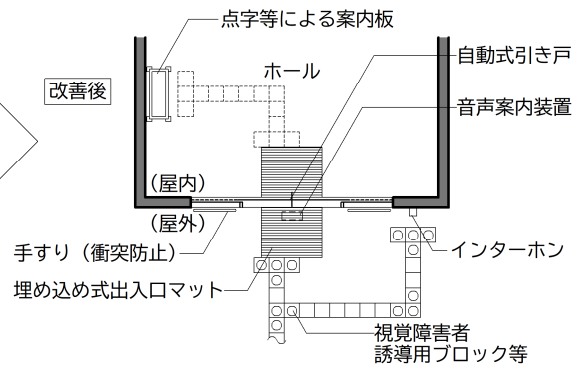
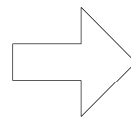


- ・改修による自動式引き戸（有効幅100cm）の設置、出入口前後の高低差の解消

### <改善例1>



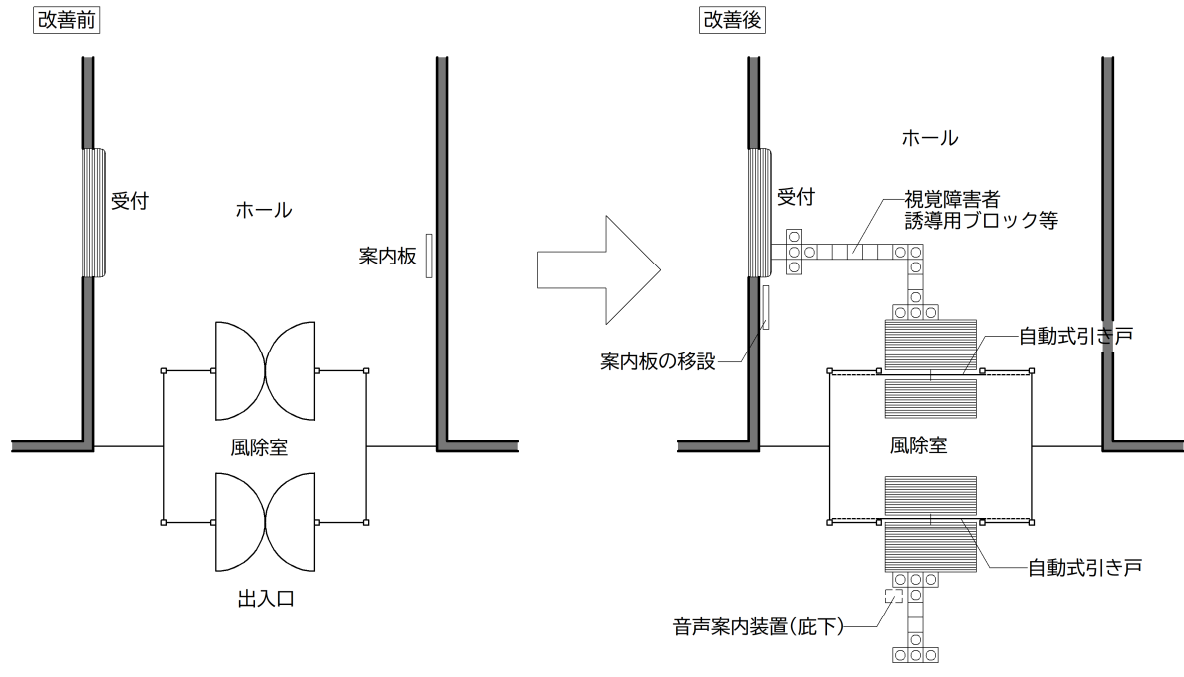
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合



- ・出入口を開き戸から自動式引き戸へ変更する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・点字等による案内板を設置する
- ・音声案内装置を設置する
- ・衝突防止のための手すりを設置する
- ・ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

## 2.3 建築物の出入口

### <改善例2>



- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合
- ・受付がある場合

- ・自動式引き戸に改善する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・音声案内装置を設置する
- ・ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

## 2. 4 屋内の通路

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等                                 | チェック項目  |  |
|-------------------------------------|---|--|
| <一般基準><br>廊下等<br>(政令第11条)           | ①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか<br>②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか <sup>1</sup>   |  |
| <一般基準><br>傾斜路<br>(政令第13条)           | ①勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか<br>②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか<br>③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか<br>④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか <sup>2</sup> |  |
| <移動等円滑化経路><br>(政令第18条第2項第一号)        | ①階段又は段を設けていないか<br>(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)  |  |
| <移動等円滑化経路><br>廊下等<br>(政令第18条第2項第三号) | ①幅は120cm以上であるか<br>②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか<br>③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後ろに高低差がないか  |  |
| <移動等円滑化経路><br>傾斜路<br>(政令第18条第2項第四号) | ①幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか<br>②勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のもの場合は1/8以下)   |  |

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等  | チェック項目  |  |
|--|---|--|
| <一般基準><br>傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置<br>(省令第5条) | 多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるものに限る)を設けているか <sup>3</sup>  |  |
| <一般基準><br>廊下等<br>(省令第3条、告示第1488号)          | ①幅は180cm以上であるか<br>(50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は140cm以上)<br>②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか<br>③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか <sup>4</sup> |  |

<sup>1</sup> 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

<sup>2</sup> 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第三)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

<sup>3</sup> 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。(告示第1488号第二)

<sup>4</sup> 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

## 2. 4 屋内の通路

### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(つづき)>

| 施設等                                   | チェック項目   |  |
|---------------------------------------|--|--|
| <一般基準><br>廊下等<br>(省令第3条、<br>告示第1488号) | ④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか                                 |  |
|                                       | ⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか                                 |  |
|                                       | ⑥突出物を設けていないか<br>(視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く)                                    |  |
|                                       | ⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか  |  |
|                                       | ⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。                                       |  |
| <一般基準><br>傾斜路<br>(省令第6条、<br>告示第1488号) | ①幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上であるか   |  |
|                                       | ②勾配は1/12以下であるか   |  |
|                                       | ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか  |  |
|                                       | ④高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか  |  |
|                                       | ⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか  |  |
|                                       | ⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか                                   |  |
|                                       | ⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか <sup>5</sup>                                     |  |
|                                       | ⑧①～③は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか |  |

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・ 屋内の通路の設計においては、高齢者、障害者等が迷わず、容易に目的の場所まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められる。
- ・ そのため、屋内の動線計画をわかりやすいものとする、通路を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにすることへの配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・ 屋内の動線計画(利用居室と通路等の配置)は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・ 屋内の通路には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。
- ・ やむを得ず段を設ける場合には傾斜路を設け、車椅子使用者が安全に昇降できる幅員や形状とする。
- ・ 傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者や視覚障害者等の壁のない側への落下防止等に配慮した形状とする。
- ・ 壁には、視覚障害者が白杖で把握できないような突出物を設けない。
- ・ 傾斜路の上端に近接する部分では、視覚障害者に注意を喚起する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- ・ 高齢者、障害者等が、傾斜路の存在を容易に識別できるようにする。
- ・ 施設用途や利用者特性により、手すり等により高齢者、障害者等を利用居室等まで誘導する。
- ・ 床の仕上げは、滑りにくいものとする。

<sup>5</sup> 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第三)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合



## 2. 4. 1 屋内の通路の設計標準

### (1) 通路の有効幅員、空間の確保等

#### ① 廊下

- ・ 主要な経路上の廊下の幅は、120cm以上とする。
- ・ 主要な経路上の廊下には50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。
  - ・ 50m以内ごとに設ける車椅子の転回に支障がない場所は、原則として140cm角以上とする。
- ・ バルコニー等の外部への出入口前後には、車椅子の転回に支障がない場所を設けることが望ましい。
- ・ 廊下の幅は、180cm以上とすることが望ましい。50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140cm以上とすることが望ましい。

#### 留意点：主要な通路の設計

- ・ 回廊型の廊下や複雑に向きを変える廊下の場合、廊下を壁で閉じた均質な空間にすると、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため、注意を要する。
- ・ 単純でわかりやすい動線がよい。

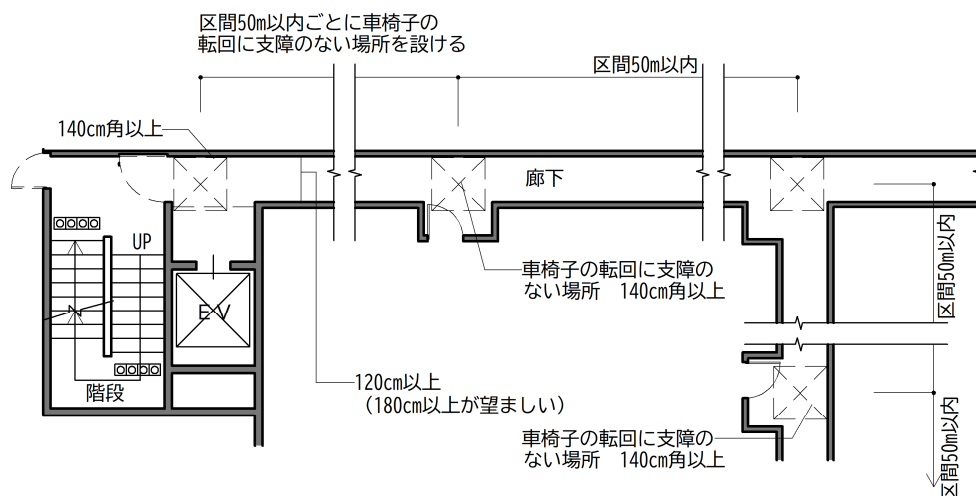
- ・ 主要な経路上に設ける出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・ 主要な経路上の廊下には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
- ・ その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 4 B 段差解消機を参照。

#### 留意点：避難経路の段

- ・ 段は、高齢者、障害者等には通行の支障となり、特に緊急時にはより深刻な障害となる。したがって避難経路には段を設けない。

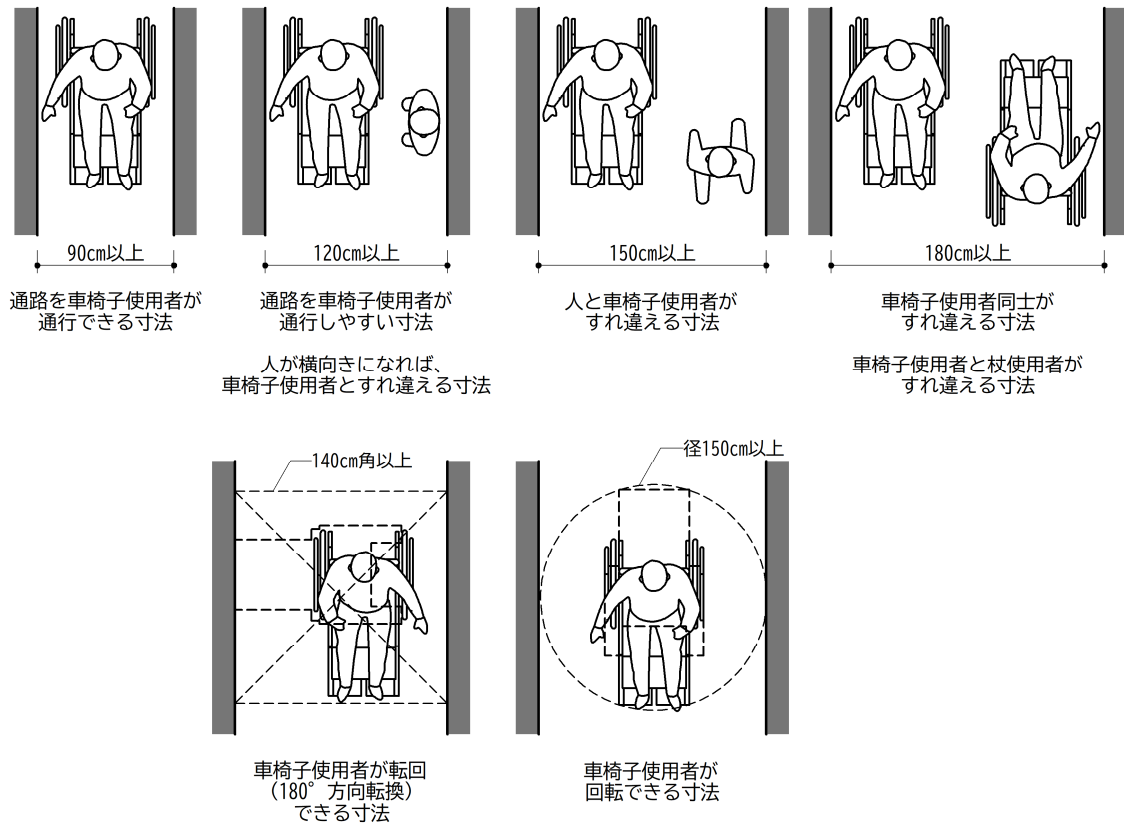
- ・ 利用者同士の衝突の危険を防止するため、また車椅子使用者の方向転回を容易にするため、廊下等の屈曲部では、壁の出隅の面取り・隅切り等を行うことが望ましい。

#### <屋内の通路の例>

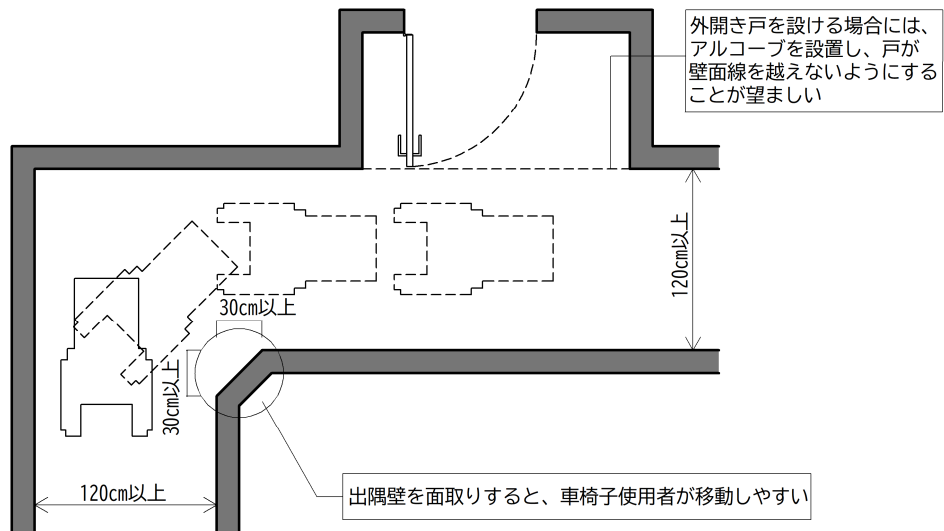


## 2.4 屋内の通路

### <屋内の通路の有効幅員>

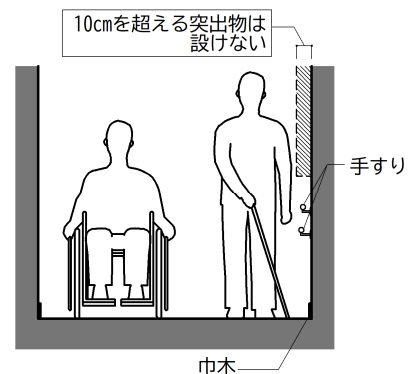


### <屋内の通路のアルコーブ、壁の面取りの例>



- ・廊下等には突出物を設けないことが望ましい。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- ・廊下等には柱型等の突出物をできるだけ設けない。
- ・消火器、案内板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設ける。
- ・床から高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。

### <壁面の配慮例>



## &lt;設計例&gt;



- ・出隅の面取りが行われ、通行の妨げにならないように、消火器が埋め込まれた廊下の壁



- ・通行の妨げにならないよう、什器等を置くことができる廊下のアルコーブ

## ② 傾斜路

- ・ 主要な経路上の傾斜路の幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とする。
- ・ 傾斜路の幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上とすることが望ましい。(※1)
- ・ 主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとする。(高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないものとすることができる。)
- ・ 主要な経路以外でも、傾斜路の勾配は、1/12を超えないことが望ましい。(※1)
- ・ 主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。
- ・ 主要な経路以外でも、傾斜路の高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けることが望ましい。(※1)
  - ※1 以下の部分を除く。
    - ・ 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場
    - ・ 階段等のみに通ずる傾斜路
 (ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。)
- ・ 通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。
- ・ 側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。
- ・ 杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁がない傾斜路側端には、5cm以上の立ち上がりを設けることが望ましい。
- ・ 多数の利用者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。)を設けることが望ましい。(※2)

## ※2 以下の場合を除く。

- ・ 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合

## (2) 戸の形式

- ・ 主要な経路上の廊下に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
  - ・ 主要な経路以外の廊下に、戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないことが望ましい。(※3)
- ※3 以下の部分を除く。
- ・ 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる通路等の部分
- ・ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう十分なスペース（アルコーブ等を設ける等）を講ずることが望ましい。
  - ・ 防火戸を設ける場合は、戸の下枠に段がないもの、前後に高低差がないものとする。
  - ・ 防火戸は車椅子使用者が通り抜けできる有効幅員を確保する。
  - ・ シャッター式の防火戸を設ける場合は、車椅子使用者等の安全性に十分配慮した製品とする。
  - ・ バルコニー等の外部への出入口の戸は、前後に高低差がないものとすることが望ましい。

### 留意点：防火戸を設ける際の配慮事項

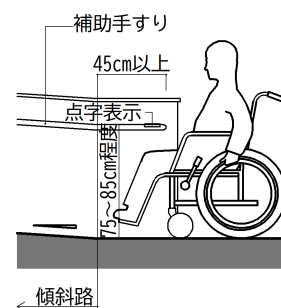
- ・ 防火戸を押し開けながら直角に曲がる必要がある設置方法は、車椅子使用者が通行できないので避ける。
- ・ 引き戸の防火戸で、下枠の立ち上がりの無いものは、車椅子での通行に支障がなく有効である。
- ・ 防火戸の取っ手は、高齢者、障害者等が容易に操作できる形式のものとする。
- ・ 下枠が床面より立ち上がっているくぐり戸は、車椅子使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。

## (3) 部品・設備等

### ① 手すり

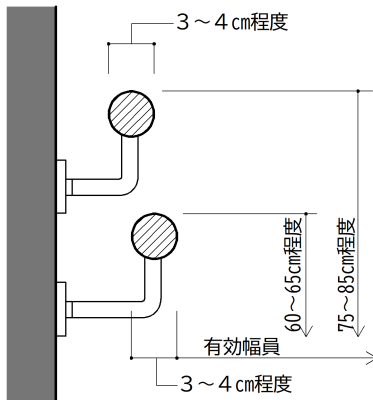
- ・ 傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・ 高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・ 途中で途切れないよう、傾斜路から連続して踊場にも手すりを設けることが望ましい。
- ・ 傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45cm以上、延長することが望ましい。
- ・ 傾斜路に手すりを設ける場合、手すりの水平部分には、現在位置及び誘導先の情報等を点字・文字で表示することが望ましい。
- ・ 廊下に手すりを設ける場合には、施設用途等を考慮した上で、手すりの端部・曲がり角部分、利用居室の出入口付近等への現在位置及び誘導情報等の点字・文字表示をすることが望ましい。
- ・ 点字・文字表示は、はがれにくいものとする。
- ・ 点字・文字表示については、JIS T 0921を参照。

### <傾斜路の手すりの例>



- ・廊下には、必要に応じて手すりを設ける。
- ・廊下に手すりを設ける場合には、連続して設けることが望ましい。柱型の突出部分についても、手すりを設けることが望ましい。
- ・手すり、点字・文字表示については、2. 1 4 A 手すり を参照。

## &lt;手すりと有効幅員&gt;



## &lt;設計例&gt;



・医療施設における手すりの設置

## ② 休憩用設備

- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を適切な位置に設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者の休憩のためのスペースを設けることが望ましい。
- ・ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮する。

## 留意点：休憩用設備等

- ・長い廊下や広い空間に接する場所に、ベンチ等の休憩用設備を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な利用者が休憩することや、歩行負担を軽減することができる。



・通行の妨げにならない廊下の休憩スペース

## ③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する。（※4）

## ※4 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

- ・視覚障害者に対し警告を行うため、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設する。（※5）

## ※5 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

## 2. 4 屋内の通路

- ・施設用途等を考慮した上で、廊下等に視覚障害者誘導用ブロック等を連続して敷設することが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（2）を参照。
- ・音声等による誘導設備については、2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（3）を参照。

### ④ 照明

- ・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
- ・必要に応じて、足元灯を設ける。

## （4）仕上げ等

### ① 床の仕上げ

- ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げるのが望ましい。
- ・傾斜路の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

#### 留意点：カーペット

- ・車椅子の操作が極端に重くなるため、毛足の長いカーペットは避ける。

### ② 壁の仕上げ

- ・車椅子使用者の利用が多い用途の建築物の壁には、車椅子当たりを設けることが望ましい。

### ③ ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準（2）を参照。

### ④ 床や壁の識別性の確保

- ・傾斜路は、傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。
- ・床及び壁の仕上げ材料は、床面と壁面の境界部分の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その境界を容易に識別できるものとするのが望ましい。

## （5）案内表示、情報伝達設備

- ・廊下等の曲がり角ごとのわかりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましい。
- ・利用居室の室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（4）を参照。
- ・客室の室名表示については、2. 9. 1 客室の設計標準（3）①を参照。
- ・表示板等については、2. 1 4 G 案内表示を参照。

## （6）避難設備・施設

- ・避難設備・施設については、2. 1 2. 1 避難設備・施設の設計標準を参照。



## 2. 4. 2 改善・改修のポイント

屋内の通路の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2.4.1 屋内の通路の設計標準に基づき、改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

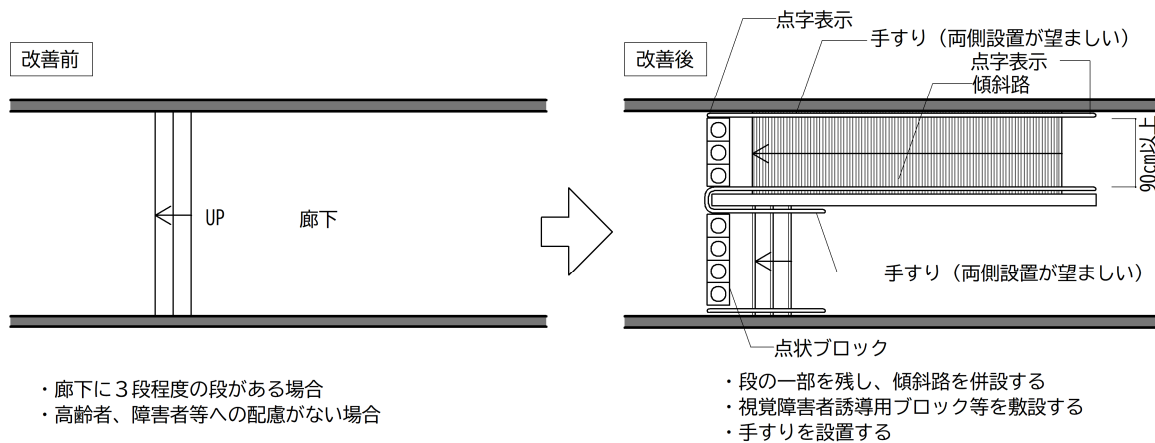
### (1) 通路の有効幅員、空間の確保等

- ・通路に段がある場合は、傾斜路を設置する。
- ・少しでも有効幅員を広げるために、通路に突出している設備・備品を整理する等、ハード面のみならず使用状況等も含めて、改善することが望ましい。

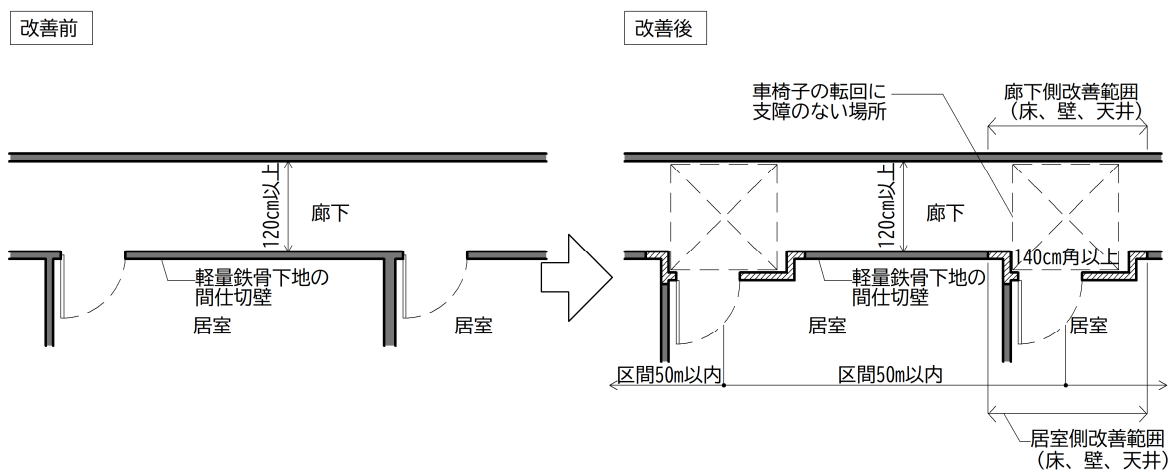
### (2) 仕上げ等

- ・床の凹凸を解消し、平滑な仕上げとする。

#### <改善例1>



#### <改善例2>



## 2. 5 階段

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等                      | チェック項目   |  |
|--------------------------|--|--|
| <一般基準><br>階段<br>(政令第12条) | ①踊場を除き、手すりを設けているか  |  |
|                          | ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか  |  |
|                          | ③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか             |  |
|                          | ④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか                                |  |
|                          | ⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか <sup>1</sup> |  |
|                          | ⑥主たる階段を、回り階段としていないか(回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く)                 |  |

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等                                  | チェック項目  |  |
|--------------------------------------|---|--|
| <一般基準><br>階段<br>(省令第4条、<br>告示第1489号) | ①幅は140cm以上であるか<br>(手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる) |  |
|                                      | ②蹴上げの寸法は、16cm以下であるか   |  |
|                                      | ③踏面の寸法は、30cm以上であるか  |  |
|                                      | ④踊場を除き、両側に手すりを設けているか  |  |
|                                      | ⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか                                       |  |
|                                      | ⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか          |  |
|                                      | ⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか                             |  |
|                                      | ⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか <sup>2</sup>               |  |
|                                      | ⑨主たる階段を回り階段としていないか  |  |

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・ 階段は、高齢者、障害者等にとって転落、転倒等の危険の大きな場所であるため、その設計においては、安全性確保への配慮が求められる。
- ・ なかでも視覚障害者の転落防止への配慮が重要となる。
- ・ また高齢者、障害者等の昇降しやすさへの配慮が求められる。
- ・ 屋外階段でも日常利用されるものについては、屋内階段と同様の配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・ 高齢者、障害者等の転落、転倒等を防止するため、主な階段を回り階段としない。
- ・ 階段の形状等は、階段での転倒等の事故防止に配慮したものとする。
- ・ けあげ・踏面寸法は、高齢者、障害者等の昇降しやすいものとする。
- ・ 階段、踊場の上端に近接する部分では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う。
- ・ 高齢者、障害者等が、階段の存在を容易に識別できるようにする。
- ・ 踏み面の仕上げは、滑りにくいものとする。

<sup>1</sup> 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

<sup>2</sup> 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

## 2. 5. 1 階段の設計標準

### (1) 有効幅員、空間の確保等

#### ① 階段の形状等

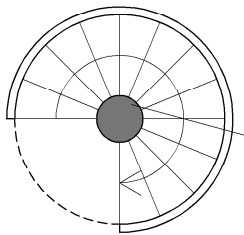
- ・主たる階段は、回り階段としない。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
- ・屋内階段の形状は、直階段又は折り返し階段とし、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。

#### 留意点：階段の形状

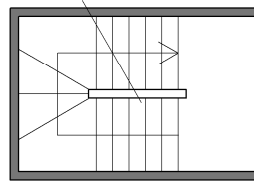
- ・回り階段は、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ・直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性があるので、折り返し階段とすることが望ましい。直階段とする場合には、踊場を大きめに確保する等の配慮が望まれる。

#### <階段の形状>

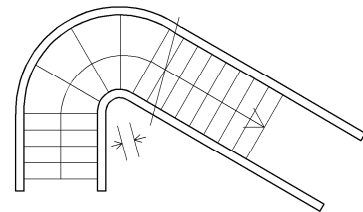
らせん階段 ×  
(らせん階段は主階段としない)



回り階段 △  
(小規模な2階建や構造上困難な場合等に限る)



回り階段 △  
(踏面の最小寸法は30cm必要)



- ・視覚障害者が白杖で感知できずに階段部分に衝突してしまうことがないように、階段下の形状や高さ等に十分留意する。
- ・やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、高さ110cm以上の衝突防止柵の設置や進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるように配慮する。

#### 留意点：階段下の安全対策

- ・衝突する前に白杖が当たって気付くよう、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置する必要がある。

#### ② 有効幅員、空間の確保等

- ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ・蹴込み寸法は、2cm以下とする。
- ・引っかかり防止に配慮し、蹴込み板のない階段形状等は避けることが望ましい。

#### 留意点：段鼻・蹴込み板

- ・段鼻が突き出しているとつま先が引っかかりやすいので突き出さないものとする。
- ・つまずきにくいよう滑り止めは踏み面及び蹴込み板の面とそろえる。
- ・降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする必要がある。
- ・つま先が引っかかる可能性や、杖や足が落ち込む可能性もあるため、蹴込み板を設ける。

## 2. 5 階段

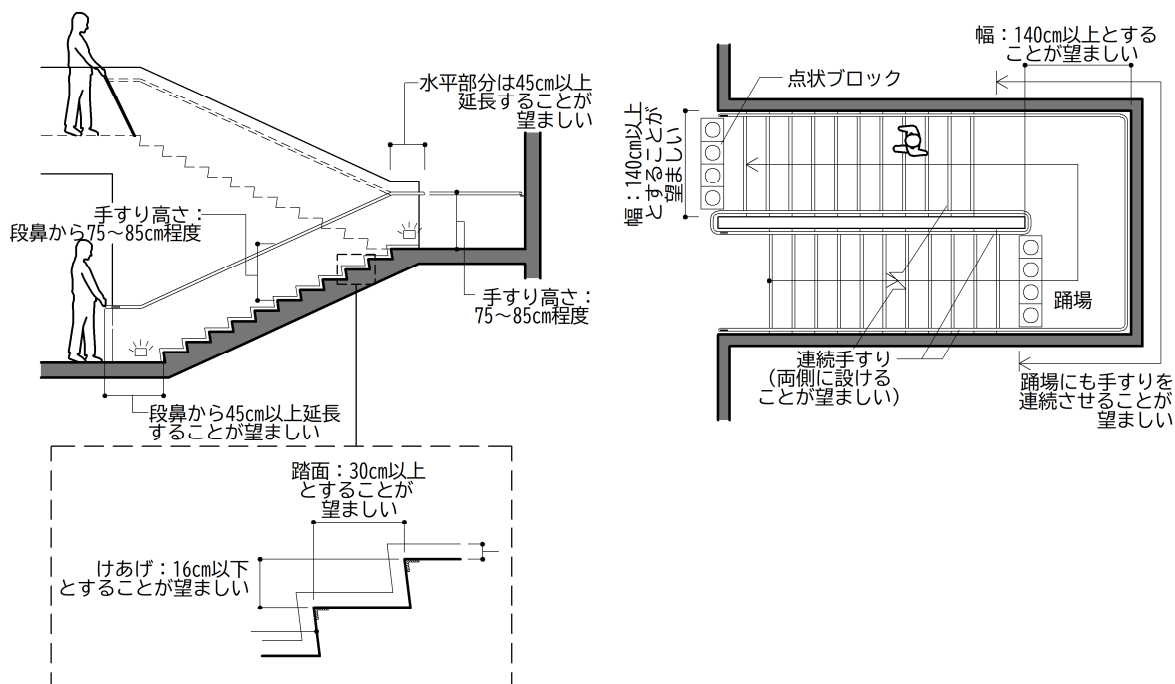
- ・原則として、同一の階段は、同一のけあげ・踏面寸法とする。
- ・主たる階段の有効幅員は120cm以上とする。（手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。）
- ・杖使用者が円滑に上下できるよう、階段の有効幅員は、140cm以上とすることが望ましい。
- ・けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
- ・踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。
- ・階段の勾配は、緩勾配とすることが望ましい。

### 留意点：蹴上げ、踏面の寸法

- ・蹴上げ、踏み面は次の計算式を満たす寸法とすることが望ましい。  
 $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$  （T：踏み面、R：蹴上げ）

- ・側面を手すり子形式の手すり等とする場合には、杖が落下しないよう、階段の側桁又は地覆を5cm以上、立ち上げることが望ましい。

### <望ましい階段の寸法>



## (2) 戸の形式

- ・避難経路上の階段の出入口の戸は、高齢者、障害者等の開閉しやすいものとし、戸の前後に高低差がないものとする。

## (3) 部品・設備等

### ① 手すり

- ・階段には、踊場を除き、手すりを設ける。
- ・階段には、踊場を除き、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・途中で途切れないように、階段から連続して踊場にも手すりを設けることが望ましい。
- ・手すりは、階段の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から45cm以上、延長することが望ましい。

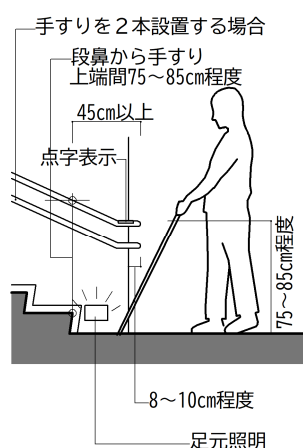
- ・視覚障害者の利用に配慮し、手すりの水平部分には現在位置及び上下階の情報等を点字・文字で表示する。
- ・点字・文字表示は、はがれにくいものとする。
- ・点字・文字表示については、JIS T 0921を参照。

**留意点：浮き彫り文字や音声による案内・誘導の併用**

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、手すりの点字表示には、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用することが望ましい。

- ・手すり、手すりの点字・文字表示については、2. 1 4 A 手すりを参照。

<階段の手すりの例>



② 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する。(※1)

※1 以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

**留意点：点状ブロック等の敷設**

- ・点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる。
- ・出入口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端ともに敷設することが望ましい。

- ・視覚障害者に対し警告を行うため、段がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設する。(※2)

※2 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設けるもの
- ・段がある部分と連続して手すりを設けるもの
- ・連続して手すりが設けられている踊場にも、点状ブロック等を設けることが望ましい。
- ・点状ブロック等は、階段手前30cm程度の位置に敷設する。

**留意点：点状ブロック等の敷設位置**

- ・段がある部分の上端に近接する踊場における点状ブロック等の敷設位置を、段鼻の直前とすると踏み外す危険があるため、30cm程度の余幅を取っておくことが必要である。

- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備(2)を参照。

## 2. 5 階段

### ③ 照明

- ・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
- ・必要に応じて、足元灯を設ける。
- ・外部に面する階段においては、自然光が入る窓等を設けることが望ましい。

#### 留意点：窓

- ・階段室に窓等を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように配慮する。

### ④ 鏡

- ・聴覚障害者等が安全に通行し、また衝突を回避することができるよう、折り返し階段の屈曲部には、鏡を設けることが望ましい。

#### 留意点：鏡

- ・聴覚障害者等に配慮し、階段の折り返し部分等に鏡を設置することが望ましいが、同時に視覚障害者が鏡に衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。

## (4) 仕上げ等

### ① 床の仕上げ

- ・踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・階段の段鼻には、滑り止めを設ける。
- ・金属製の滑り止めは、避ける。

### ② 階段の識別性の確保

- ・階段は、踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。
- ・段を容易に識別できるものとするため、全長にわたって、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保することが望ましい。
- ・踏面の端部の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。
- ・踏面の端部の部分は、汚損・損傷しにくいものを用いる。

## <設計例>



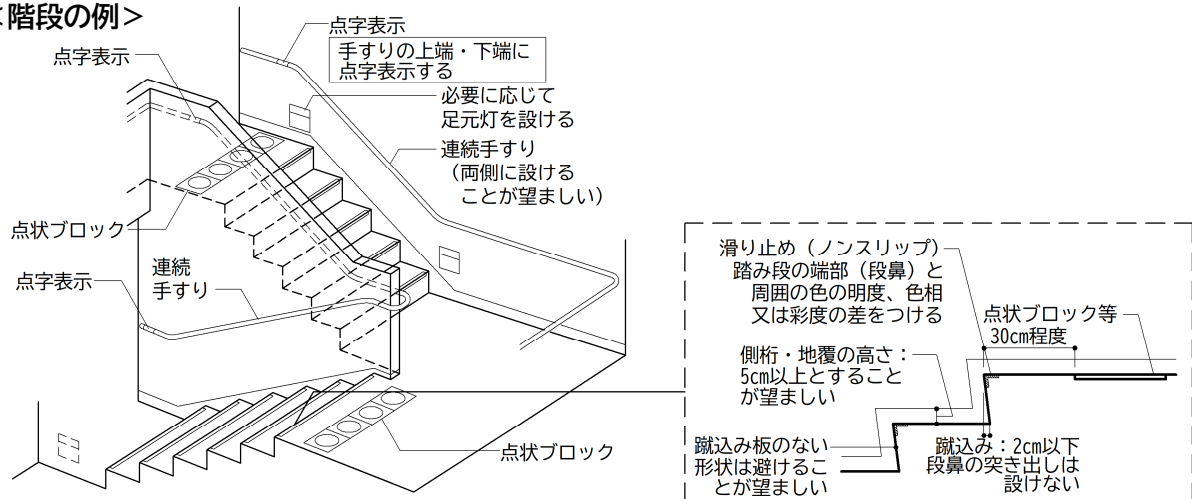
- ・階段手すりに設けられた点字表示



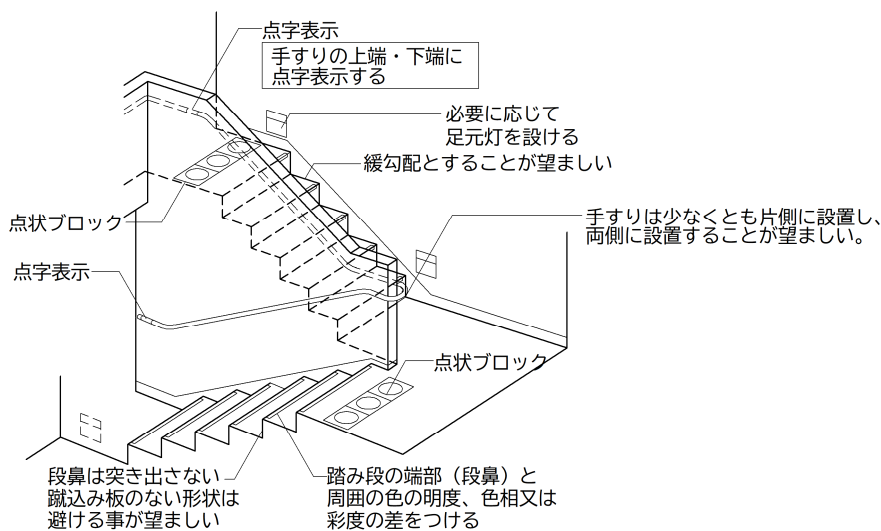
- ・段鼻の色、明度の差に配慮して、段鼻を認知しやすくした階段



## &lt; 階段の例 &gt;



## &lt; 小規模建築物の階段（直上階の居室が200㎡超、有効幅員120cm以上）の例 &gt;



## (5) 避難設備・施設

- ・避難階段等には、車椅子使用者の一時待避スペースを確保することが望ましい。
- ・避難設備・施設については、2. 1 3. 1 避難設備・施設的设计標準を参照。

## 2. 5. 2 改善・改修のポイント

階段の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 5. 1 階段的设计標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

## (1) 部品・設備等

- ・高齢者、視覚障害者等にとって、階段昇降は踏み外しの危険を伴い、また体力も必要であることから、主要な階段には、手すりを設ける。

## (2) 仕上げ等

- ・階段は、踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。

## 2. 6 エレベーター・エスカレーター

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等  | チェック項目   |   |
|--|--|---|
| <一般基準><br>標識<br>(政令第19条、<br>省令第113号)   | ①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識  | - |
|  | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか<br>(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか                    |   |
| <移動等円滑化経路><br>(政令第18条<br>第2項第一号)   | ①階段又は段を設けていないか<br>(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)   |   |
| <移動等円滑化経路><br>エレベーター及び<br>その乗降口ピラー<br>(政令第18条<br>第2項第五号、<br>告示第1493号)                  | ①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか   |   |
|  | ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか   |   |
|  | ③籠の奥行きは135cm以上であるか   |   |
|  | ④乗降口ピラーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか   |   |
|  | ⑤籠内及び乗降口ピラーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか   |   |
|  | ⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか  |   |
|  | ⑦乗降口ピラーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか  |   |
|  | ⑧不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター  | - |
|  | (1) 籠の幅は140cm以上であるか  |   |
|  | (2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか  |   |
| ⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ピラー <sup>1</sup>                                     | (1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか   | - |
|  | (2) 籠内及び乗降口ピラーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか                            |   |
|  | (3) 籠内又は乗降口ピラーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか  |   |
|  |  |   |
| <移動等円滑化経路><br>特殊な構造<br>又は使用形態の<br>エレベーター<br>その他の昇降機<br>(政令第18条<br>第2項第六号、<br>告示第1492号) | ①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの<br>・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの<br>・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの         | - |
|  | (1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか  |   |
|  | (2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか  |   |
|  | (3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか   |   |
|  | ②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの | - |
|  | (1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか   |   |

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等  | チェック項目   |  |
|--|--|--|
| <一般基準><br>傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置<br>(省令第5条) | 多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるものに限る)を設けているか <sup>2</sup> |  |

<sup>1</sup> エレベーター及び乗降口ピラーが、主として自動車の駐車場の用に供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第1494号)

<sup>2</sup> 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。(告示第1488号第二)

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（つづき）>

| 施設等   | チェック項目   |   |
|---|--|---|
| <一般基準><br>エレベーター<br>（省令第7条、<br>告示第1487号）  | ①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに1以上設けているか |   |
|   | ②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー   | - |
|   | (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか   |   |
|   | (2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか   |   |
|   | (3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか   |   |
|   | (4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか   |   |
|   | (5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか  |   |
|   | ③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの  | - |
|   | (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか   |   |
|   | (2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか   |   |
|   | (3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか   |   |
|   | (4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか   |   |
|   | (5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか  |   |
|   | (6) 籠の幅は 140cm以上であるか   |   |
|   | (7) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか  |   |
|   | (8) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか   |   |
|   | ④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター   | - |
|   | (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか   |   |
|   | (2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか   |   |
|   | (3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか   |   |
|   | (4) 籠の幅は 140cm以上であるか   |   |
|   | (5) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか  |   |
|   | ⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの   | - |
|   | (1) 籠の奥行きは 135cm以上であるか   |   |
|   | (2) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか   |   |
|   | (3) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか  |   |
|   | (4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか  |   |
|   | (5) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか   |   |
| (6) 籠の幅は 160cm以上であるか  |  |   |
| (7) 籠及び昇降路の出入口の幅は 90cm以上であるか  |  |   |
| (8) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180cm以上であるか  |  |   |
| ⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの <sup>3</sup>                    | -  |   |
| (1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか  |  |   |
| (2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか                              |  |   |
| (3) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか |  |   |
| (4) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか                                      |  |   |

<sup>3</sup> エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第1486号)

## 2. 6 エレベーター・エスカレーター

### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(つづき)>

| 施設等   | チェック項目   |   |
|---|--|---|
| <一般基準><br>特殊な構造<br>又は使用形態の<br>エレベーター<br>その他の昇降機<br>(省令第8条、<br>告示第1485号) | ①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの<br>・籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの<br>・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの       | - |
|   | (1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものであるか  |   |
|   | (2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか   |   |
|   | (3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか   |   |
| <一般基準><br>標識<br>(省令第14条)  | ②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの | - |
|   | (1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか   |   |
| <一般基準><br>標識<br>(省令第14条)  | ①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識  | - |
|   | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか  |   |
|   | (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか   |   |

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・エレベーターは、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段であり、その設計においては、高齢者、障害者等が容易に目的の空間まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められる。
- ・乗降ロビー、エレベーターの設計では、車椅子使用者への配慮の他、視覚障害者・聴覚障害者への情報提供への配慮が求められる。
- ・使用時の安全性確保や利便性等を考慮すると、高齢者、障害者等の垂直移動にエスカレーターのみで対応することは好ましくなく、エレベーターで対応することが原則となる。

### ◆ 設計のポイント ◆

#### ① エレベーター

- ・誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、施設用途や規模に応じた台数のエレベーターを設ける。
- ・乗降ロビー、籠には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保する。
- ・出入口の戸の前後には高低差を設けず、出入口には車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保する。
- ・乗降ロビーの乗り場ボタンや籠内の操作盤等は、車椅子使用者のほか、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとする。
- ・乗り場ボタンの手前では、視覚障害者に注意を喚起する措置を行う。
- ・籠の昇降方向を表示する装置・音声案内する装置等、視覚障害者や聴覚障害者等の利用に配慮した設備を設ける。
- ・乗降ロビーの床の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ・エレベーターの付近には、エレベーターのあることをわかりやすく示す表示板等を設ける。

## ② エスカレーター

- ・エスカレーターは、主要な経路に隣接して設ける。
- ・乗降口は、高齢者、障害者等の安全な乗降に配慮するとともに、視覚障害者に注意を喚起する措置を行う。
- ・構造上の理由により、エレベーターを設けることが困難な場合には、車椅子利用者対応エスカレーターを設ける。
- ・エスカレーターの付近には、エスカレーターのあることをわかりやすく示す表示板等を設ける。

## 2. 6. 1 エレベーターの設計標準

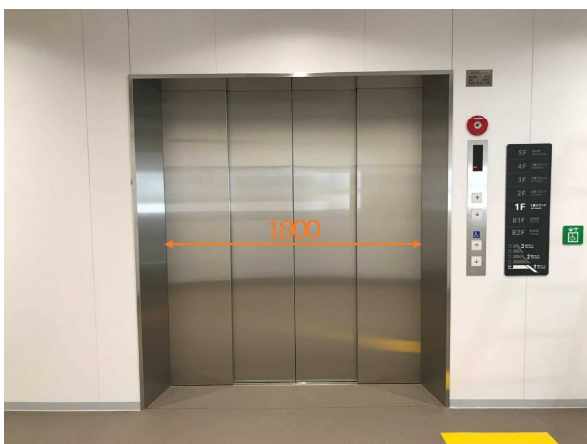
## (1) 設置数、配置

- ・主要な経路上のエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。）は、利用居室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するものとする。（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- ・多数の利用者が利用する居室、車椅子利用者用便房、車椅子利用者用駐車施設、車椅子利用者用客室又は車椅子利用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する籠を備えたエレベーターを、1以上設けることが望ましい。
- ・多数の利用者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。）を設けることが望ましい。（※1）

※1 以下の場合を除く。

- ・階段が、車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合
- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子利用者等が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、籠の大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。
- ・地上階の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にも、利用居室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するエレベーターを、1以上設けることが望ましい。

## &lt;設計例&gt;



- ・一度の多くの車椅子利用者等が乗降できるエレベーターの出入口（幅180cm、2枚両側引戸）、籠（幅210cm、30人乗り）



- ・小規模建築物のエレベーターの出入口（幅80cm）と籠（幅135cm、奥行き140cm、11人乗り）



(2) 出入口の有効幅員、空間の確保等

① 出入口の有効幅員

- ・ 主要な経路上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とする。
- ・ 主要な経路上以外のエレベーターでも、籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・ 不特定多数の者が利用する建築物の1以上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とすることが望ましい。

② 乗降ロビーの広さ

- ・ 主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。
- ・ 主要な経路上以外のエレベーターでも、乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・ 不特定多数の者が利用する建築物の1以上のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上とすることが望ましい。
- ・ 新築の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。
- ・ 乗降ロビー付近に、やむを得ず、下り階段又は下り段差を設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止策を講じる。

③ 籠の広さ

- ・ 主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、135cm以上とする。
- ・ 座位変換型の電動車椅子使用者等の利用に配慮し、主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・ 主要な経路上以外のエレベーターでも、籠の奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。
- ・ 床面積の合計が2,000㎡以上の不特定多数の者が利用する建築物では、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上とし、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。（収容人員11人乗り以上）
- ・ 多数の者が利用し、又は床面積の合計が2,000㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物でも、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上かつ収容人員11人乗り以上とすることが望ましく、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすることが望ましい。
- ・ 不特定多数の者が利用する建築物の1以上のエレベーターの籠の幅は、160cm以上とすることが望ましい。

< 籠・乗降ロビー内法寸法（移動等円滑化誘導基準） >

|             | 1以上のエレベーター(cm以上) |                 | その他のエレベーター(cm以上) |                 |
|-------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
|             | 多数の者が利用する建築物     | 不特定多数の者が利用する建築物 | 多数の者が利用する建築物     | 不特定多数の者が利用する建築物 |
| 乗降ロビーの幅・奥行き | 150              | 180             | 150              | 150             |
| 出入口幅        | 80               | 90              | 80               | 80              |
| 籠の幅         | 140              | 160             | —                | 140             |
| 籠奥行き        | 135              | 135             | 135              | 135             |

## &lt;JIS A4301に定められたエレベーターの籠の大きさ等（抜粋）&gt;

| 最大定員<br>(人) | 籠の内法寸法  |          | 有効出入口<br>奥行き (cm) |
|-------------|---------|----------|-------------------|
|             | 間口 (cm) | 奥行き (cm) |                   |
| 9           | 105     | 152      | 80                |
| 11          | 140     | 135      | 80                |
| 13          | 160     | 135      | 90                |
| 15          | 160     | 150      | 90                |
| 17          | 180     | 150      | 100               |
|             | 200     | 135      | 110               |
| 20          | 180     | 170      | 100               |
|             | 200     | 150      | 110               |
| 24          | 200     | 175      | 110               |
|             | 215     | 160      |                   |

※JISの表中の間口と奥行の寸法を入れ替えて製作することが可能

(奥行160cm以上とする場合、間口寸法も参照可)

- ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮した籠形状とする。

## &lt;設計例&gt;



- ・座位変換型の車椅子使用者等や緊急時のストレッチャーの利用が可能な奥行き250cmの15人乗エレベーター

## ④ 段及びすきま

- ・籠の床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車椅子のキャスターが落ちないように、3cm程度以下とする。

## (3) 戸の形式

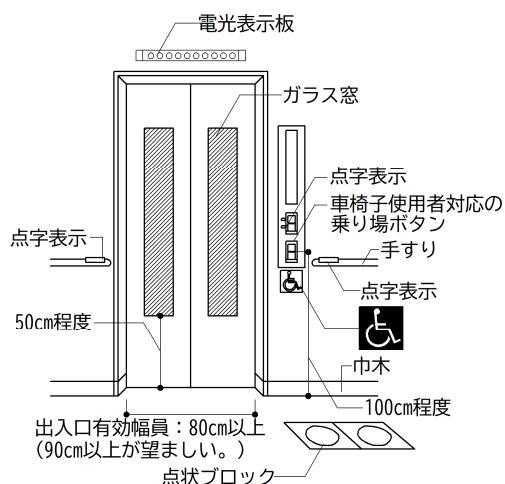
- ・聴覚障害者等の利用に配慮し、緊急時等において籠内外の連絡等が可能となるよう、エレベーターの出入口には、下端の高さが床上50cm程度のガラス窓（防火区画との関係に注意が必要）を設けることが望ましい。

## 留意点：防火戸等の柱・枠

- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸の枠や柱が視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険がある。
- ・そのため、できる限り乗降ロビーでの防火区画を設けない区画設計とすることが望ましい。
- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。

## 2. 6 エレベーター・エスカレーター

### <エレベーターの出入口の例>



### <設計例>



・エレベーター出入口戸のガラス窓、TVモニターの整備

### (4) 乗降ロビーの部品・設備等

#### ① 車椅子使用者対応の乗り場ボタン

・ 主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に乗り場ボタン（制御装置）を設ける。

・ 車椅子使用者対応の乗り場ボタンの設置高さは、床から100cm程度とする。

・ 車椅子使用者対応の乗り場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすく、当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するものとする。

・ 車椅子使用者対応の乗り場ボタンの付近等、車椅子使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。

#### ② 乗り場ボタンへの点字表示等

・ 主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーに設ける乗り場ボタン（車椅子使用者が利用しやすい位置とその他の位置に乗り場ボタンを設ける場合にあっては、その他の位置に設けるもの）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。（※2）

※2 以下の場合を除く。

・ エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合

・ 乗り場ボタンへの点字表示は、立位で使用する乗り場ボタンに設ける。

・ 乗り場ボタン等の操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設ける。

・ 視覚障害者の利用に配慮し、乗り場ボタンは昇降方向が識別できる形状とする。

・ 点字表示については、JIS T 0921を参照。

#### 留意点：乗降ロビーの点字表示

・ 掌が字に対して水平になるようにして点字を読むため、車椅子使用者対応の乗り場ボタンのように低い位置にある点字表示は読み難い。

・ そのため、乗り場ボタンへの点字表示は、立位で使用する乗り場ボタンに設ける。

## ③ 籠の昇降方向を伝えるための装置

- ・ 主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設ける。
- ・ 主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。(※3)

※3 以下の場合を除く。

- ・ エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合
- ・ 主要な経路上以外のエレベーターでも、乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けることが望ましい。

## ④ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・ 視覚障害者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を敷設する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 14 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備(2)を参照。

## ⑤ 屋根、庇

- ・ 雨天時の利用に困難が生じないよう、屋外に面するエレベーターの出入口には、屋根又は庇を設ける。

**留意点：車椅子による乗降等**

- ・ 屋外に面するエレベーターの出入口では、車椅子使用者は傘をさすことができないため、屋根、庇の設置が求められる。

## (5) 籠内の部品・設備等

## ① 手すり

- ・ 両側面の壁及び正面壁に設ける。
- ・ 取り付け高さは、床から75~85cm程度とすることが望ましい。
- ・ 手すりは、握りやすい形状とする。
- ・ 手すりについては、2. 14 A 手すりを参照。

## ② 鏡

- ・ 車椅子使用者が籠の中で転回しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、籠入口正面壁面の床上40cmから150cm程度の範囲に、出入口状況確認用の鏡(ステンレス製、又は安全ガラス等)を設けることが望ましい。
- ・ 出入口が貫通型(スルー型)、直角2方向型及びトランク付型の籠の場合には、籠上部に凸面鏡等を設けることが望ましい。
- ・ 鏡の形状と設置位置は、車椅子使用者がバックで出るとき、出入口まわりの人や床が見やすいものとする。

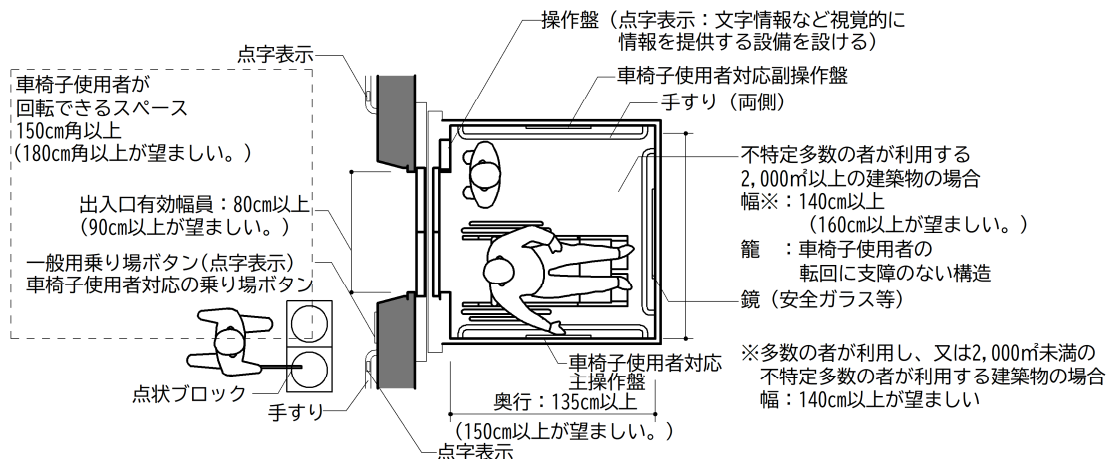
## ③ 乗降者検知装置

- ・ 籠の出入口には光電式、静電式又は超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。
- ・ 光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設けることが望ましい。

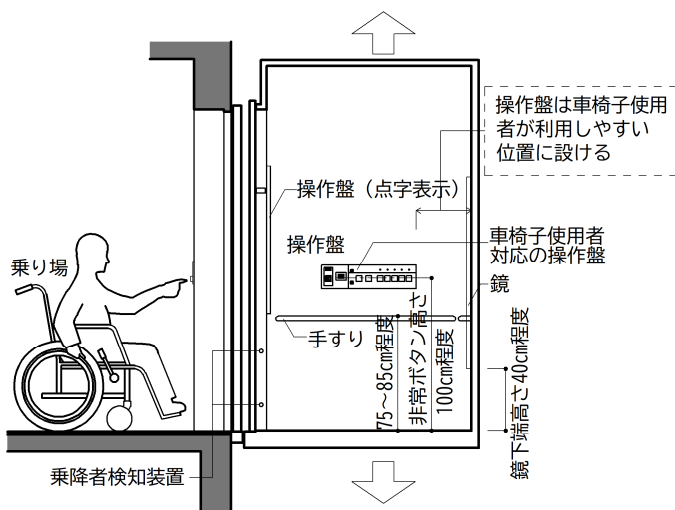
## 2. 6 エレベーター・エスカレーター

### <エレベーターの乗降ロビー、籠の設計例>

#### ○平面図



#### ○断面図



#### ④ 車椅子使用者対応の主操作盤、副操作盤

- ・ 主要な経路上のエレベーターの籠内には、車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤（制御装置）を設ける。
- ・ 籠内で転回しにくい車椅子使用者の操作を考慮し、車椅子使用者対応の主操作盤、副操作盤は、籠中央の左右の壁に設ける。また、極端に籠の奥や手前に設けない。
- ・ 車椅子使用者の手の届く範囲を考慮し、車椅子使用者対応の主操作盤、副操作盤の設置高さは床から100cm程度とすることが望ましい。
- ・ 副操作盤の行き先ボタンは、ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有することが望ましい。（車椅子使用者用の主及び副操作盤の行き先ボタンは、戸の開放時間が通常より長くなる機能を標準的に有している。）
- ・ 主操作盤には、インターホン設備を設けることが望ましい。

#### <設計例>



- ・ 大きめのボタンが設けられた車椅子使用者対応の操作盤



## ⑤ 操作盤への点字表示等

- ・ 主要な経路上のエレベーターの籠内に設ける操作盤（車椅子使用者が利用しやすい位置とその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、その他の位置に設けるもの）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。（※4）

※4 以下の場合を除く。

- ・ エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合
- ・ 点字表示は、籠内の立位で使用する操作盤の各ボタン（階数、開、閉、非常呼び出し、インターホン）に設ける。
- ・ 点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行く。
- ・ 点字表示については、JIS T 0921を参照。
- ・ タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・ ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者（ロービジョン）の操作性に配慮したものであることが望ましい。
- ・ 同一建築物内においては、操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。

## ⑥ 籠の昇降方向を伝えるための装置

- ・ 主要な経路上のエレベーターの籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。
- ・ 主要な経路上のエレベーターの籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。（※5）
- ・ 主要な経路上のエレベーターの籠内には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。（※5）

※5 以下の場合を除く。

- ・ エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合
- ・ 主要な経路上以外のエレベーターでも、籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けることが望ましい。

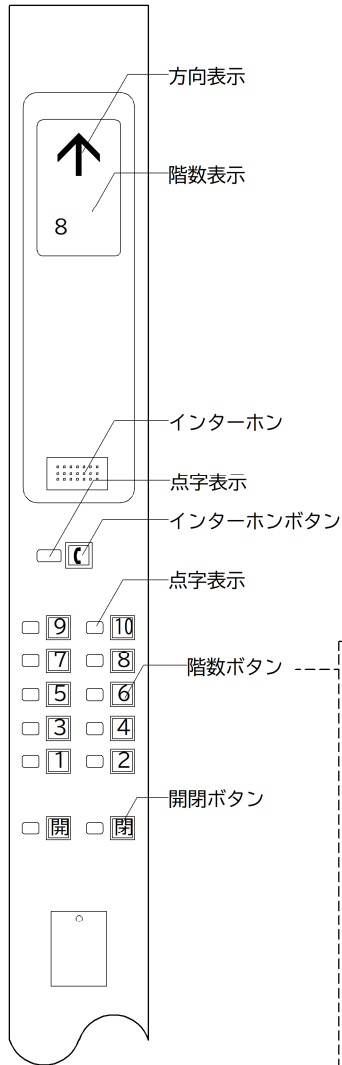
**留意点：出入口が2方向ある場合の音声による案内**

- ・ 出入口が2方向あるエレベーターの籠内には、扉の開く方向、階数等をわかりやすく案内する音声案内装置を設けることが望ましい。

## 2. 6 エレベーター・エスカレーター

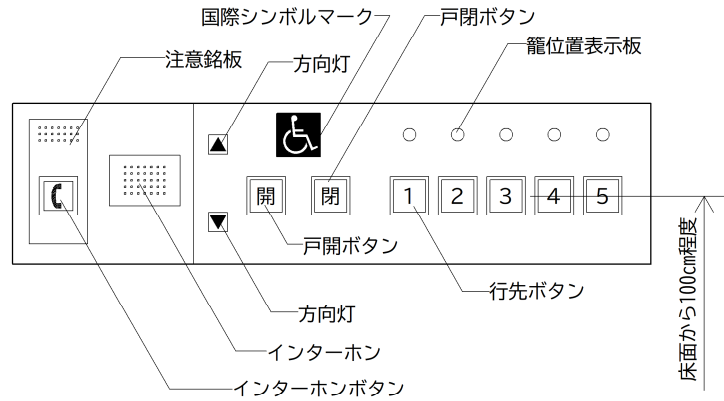
### <エレベーター操作盤の仕様の例>

○縦型操作盤

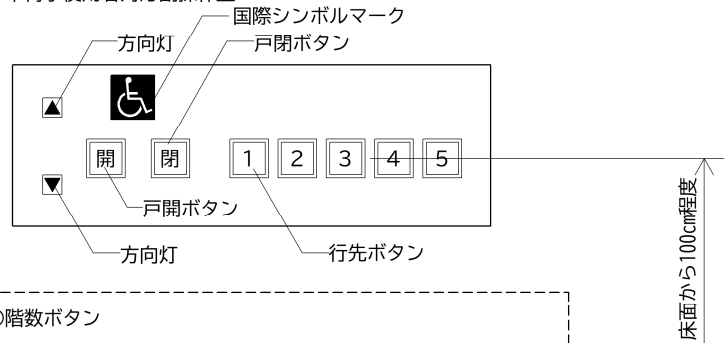


○車椅子使用者対応主操作盤

(背面パネルに籠位置表示灯、方向灯を設けない場合)

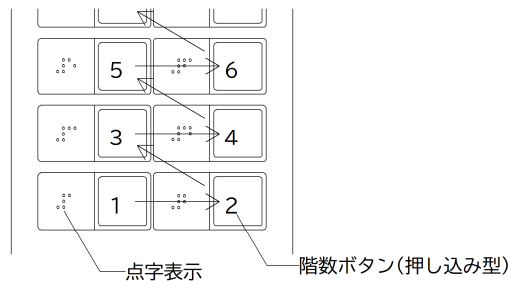


○車椅子使用者対応副操作盤



○階数ボタン

- ・浮き彫りによる階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



#### ⑦ その他の表示装置等

- ・過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知のわかりにくい利用者もいるため、過負荷の視覚的表示及び自動放送装置による案内をすることが望ましい。
- ・聴覚障害者等の利用に配慮し、籠出入口の枠、又は籠正面壁等の見やすい位置に、定員超過であることを示す過負荷表示灯を設けることが望ましい。

#### <設計例>



・籠内の電光表示（緊急時に文字情報が提供できる。）

- ・聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。
  - ・籠内に、緊急時等に情報提供や誘導案内等を行う表示装置等を設ける。
  - ・故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的に籠内にその旨の表示を行うか、籠内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。
  - ・籠内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる）ボタンを設置する。
- ・地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。

**留意点：非常時のための設備**

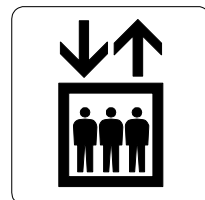
- ・籠内のインターホンボタンを押し、管理者又は保守会社が応答したときに、インターホンの応答表示が点灯するもの等を設けることが望ましい。
- ・設置が義務付けられている地震時等管制運転装置だけでなく、火災時管制運転装置を設けることが望ましい。
- ・管制運転が作動したときには、籠内の乗客に、電光表示等だけでなく、音声でも案内をすることが望ましい。
- ・非常呼び出しボタンは、触覚又は点字でわかるようにすることが求められる

**(6) 案内表示**

- ・エレベーターその他の昇降機の付近には、エレベーターその他の昇降機があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・表示板等については、2.14 G 案内表示を参照。

**<エレベーターの表示例**

(出典：日本産業規格 JIS Z 8210) >



エレベーター  
Elevator

**(7) その他のエレベーターに関する標準**

- ・車椅子兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）、視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515D）（ともに（社）日本エレベーター協会制定）によることが望ましい。

**参考例：商業施設等における優先エレベーターの案内表示**

- ・不特定多数の者が多数利用する建築物（主に大型商業施設等）では、複数のエレベーターを設置し、そのうち1以上のエレベーターに、車椅子使用者やベビーカー使用者等が優先して利用できることを乗場や出入り口扉に案内表示し、より利用しやすい工夫を講じている。

**<設計例>**



・ベビーカーマーク等を設けた優先エレベーター

## 2. 6. 2 エスカレーターの設計標準

### (1) 部品・設備等

#### ① 手すり

- ・移動手すりの折り返し端は、乗り口では階段手前くし部分から70cm程度延長し、降り口では階段後方くし部分から70cm程度延長することが望ましい。
- ・高齢者、障害者等の安全性を高めるため、エスカレーターの乗降口には、乗降口誘導用固定手すりを設ける。
- ・乗降口誘導固定手すりの長さは、100cm以上とすることが望ましい。

#### 留意点：固定手すりの取り付け位置

- ・固定手すりを設ける場合エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、固定手すりの取り付け位置は、十分に検討する必要がある。
- ・固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。

#### ② 踏段

- ・踏段の水平部分は、3枚程度とすることが望ましい。
- ・定常段差に達するまでの踏段は、5枚程度とすることが望ましい。
- ・乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくする。
- ・踏段端部の縁取り等により、踏段相互を認知しやすくする。
- ・踏段の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。

#### ③ くし板

- ・くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・くし板は、くし板と踏段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするが望ましい。

#### ④ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者に対し警告を行うため、エスカレーターの乗降口部には、点状ブロック等を敷設するか、乗降を誘導する音声案内装置を設ける。
- ・点状ブロック等は、エスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（2）を参照。
- ・複合的商業施設、百貨店等の大規模建築物等では、エスカレーターの乗降口付近に、音声案内装置を設けることが望ましい。

#### 留意点：エスカレーターへの誘導

- ・慣れない場所で視覚障害者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題がある。
- ・このため、視覚障害者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮する必要がある。

## ⑤ その他の設備

- ・乗降口付近に、非常停止ボタンを設ける。

## ⑥ 車椅子利用者対応エスカレーター

- ・階段又は段に併設するエレベーターその他の昇降機に該当する車椅子利用者対応エスカレーターは、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものとする。
- ・車椅子利用者対応エスカレーターの構造は、平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものとする。
- ・乗降口付近に、係員の呼び出しインターホンを設ける。

## (2) 案内表示

- ・エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・車椅子利用者対応エスカレーターの付近には、車椅子利用者対応エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。

## &lt;エスカレーターの表示例（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）&gt;



エスカレーター  
Escalator



上りエスカレーター  
Escalator, up



下りエスカレーター  
Escalator, down

**留意点：エスカレーターの進行方向の表示**

- ・時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時間帯等におけるエスカレーターの進行方向を床面や手すり付近に表示、又は音声案内することが望ましい。

- ・エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒・転落事故を防止するために、利用者の注意を喚起する表示板等を設けることが望ましい。
- ・表示板等については、2. 14 G 案内表示を参照。

**留意点：エスカレーター事故防止**

- ・近年エスカレーターでの児童、高齢者等の事故が多発している。踏段端部や蹴込み部分両端部は黄色系でわかりやすく表示する。
- ・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とす等、安全な運行管理に十分留意する。
- ・事故を誘発するエスカレーター内での歩行を禁止する十分な注意喚起が望まれる。そのための案内表示が必要である。





<設計例>



- ・エスカレーターの進行方向を表示した電光表示  
(進入禁止の表示があるエスカレーターに進入すると、ブザーが鳴る。)



- ・視覚障害者に対し警告を行うため、乗降口部に点状ブロックを敷設したエスカレーター

### 2. 6. 3 改善・改修のポイント

- ・エレベーターの改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 6. 1 エレベーターの設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。
- ・音声による案内を設ける。
- ・構造上の理由により、エレベーターを設けることが困難な場合には、車椅子利用者対応エスカレーターや段差解消機の設置等により対応する。

## 2. 7 便所・洗面所

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等   | チェック項目  |   |
|---|---|---|
| <一般基準><br>便所<br>(政令第14条、<br>告示第1496号)       | ①車椅子使用者用便房を1以上、設けているか   |   |
|   | (1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか   |   |
|   | (2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか  |   |
| <一般基準><br>標識<br>(政令第19条、<br>省令第113号)        | ②高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房(オストメイト対応)を1以上、設けているか                 |   |
|   | ③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか |   |
| <移動等円滑化<br>経路><br>出入口<br>(政令第18条<br>第2項第二号) | ①便所の付近に設ける、当該便所があることを表示する標識   | - |
|   | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか   |   |
|   | (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか            |   |
| <移動等円滑化<br>経路><br>出入口<br>(政令第18条<br>第2項第二号) | ①幅は80cm以上であるか   |   |
|   | ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後ろに高低差がないか                  |   |

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等                      | チェック項目  |   |
|--------------------------|---|---|
| <一般基準><br>便所<br>(省令第9条)  | ①各階の便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房(オストメイト対応)を設けているか                                   |   |
|                          | ②階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設けているか                     |   |
|                          | (1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか   |   |
|                          | (2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか  |   |
|                          | ③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上であるか  |   |
|                          | ④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後ろに高低差がないか                          |   |
| <一般基準><br>標識<br>(省令第14条) | ⑤便所内に、腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上、設けているか<br>(当該便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合のみ) |   |
|                          | ⑥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか。                      |   |
| <一般基準><br>標識<br>(省令第14条) | ①便所の付近に設ける、当該便所があることを表示する標識   | - |
|                          | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか   |   |
|                          | (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか  |   |

## ◆ 設計の考え方 ◆

### (1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置

- ・重度の障害者を含めて幅広い高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、より多くの様々な建築物に高齢者・障害者等が円滑に利用できる便所・便房を整備することが求められている。
- ・特に近年は、日常生活及び社会生活において利用される用途の建築物（診療所・物販店舗・飲食店舗・サービス店舗等）には、規模にかかわらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けることが求められている。
- ・このようなニーズに対応するためには、道等に面する独立（単独）店舗に高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けるほか、複数の店舗や事務用途等が入居するテナントビルに、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保するよう、テナント数や規模に関わらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を共用部分に設けることが重要となる。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所等のバリアフリー整備は、建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みである。

### (2) 多様な利用者の円滑な利用に向けた、便房の設備・機能の分散配置

- ・便所・便房の計画・設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に把握・想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の確保を行うことが重要である。
- ・計画・設計にあたっては、まず、バリアフリー法に義務付けられた「車椅子使用者用便房」と「オストメイト<sup>1</sup>用設備を有する便房」の設置方法、便房数を検討し、さらに施設を利用する高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・「車椅子使用者用便房」の計画・設計においては近年、介助を要する肢体不自由者（児）等の社会参加や外出等の機会を促進するため、ベッド上での着脱衣やおむつ交換・排泄（自己導尿等）のための大型ベッドの設置や、介助者の動作等の実態に即した広さのある便所・便房が求められていることに留意する必要がある。
- ・一方で、多様なニーズに応えるために「車椅子使用者用便房」にオストメイト用設備や乳幼児用設備を付加した便房（従来の「多機能便房」）について、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- ・また近年では、視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用により、男女共用の便房の設置に対するニーズも高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設置が求められている。
- ・このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の多機能便房内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。
- ・このため、便所・便房の整備においては施設用途や利用者のニーズを踏まえ、車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）を男女が共用できる位置に1以上設けることに加え、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等の個別のニーズに対応した便房を男女それぞれの便所又は男女が共用できる位置に分散配置する工夫等、「個別機能を備えた便房」を適切に設けて機能分散することを基本的な考え方とする。

<sup>1</sup> 手術を受けてストーマ（人工肛門、人工膀胱）保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型（体に張り付ける面板と、便や尿をためる袋（パウチ）が一体になったもの）とツーピース型（面板とパウチが別になったもの）がある。

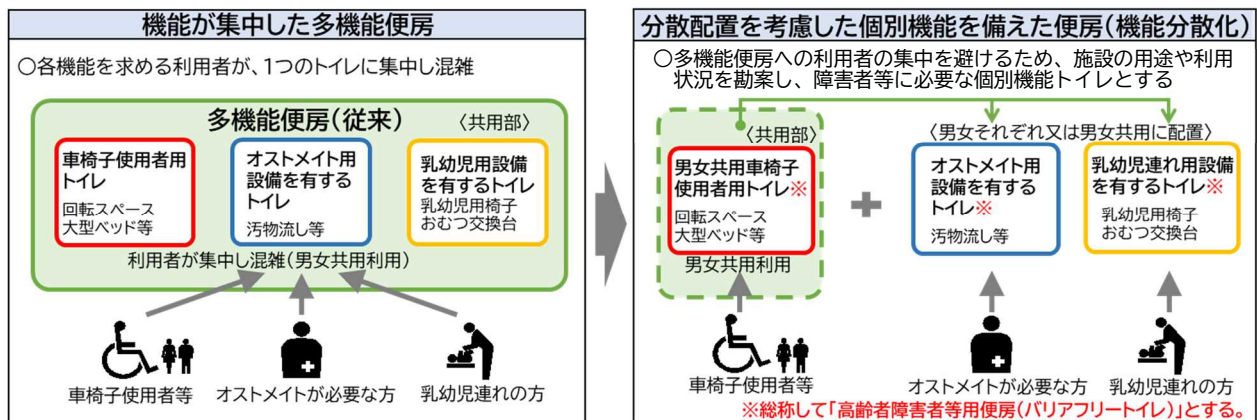
## 2. 7 便所・洗面所

・「個別機能を備えた便房」等の概要は、以下の通りである。

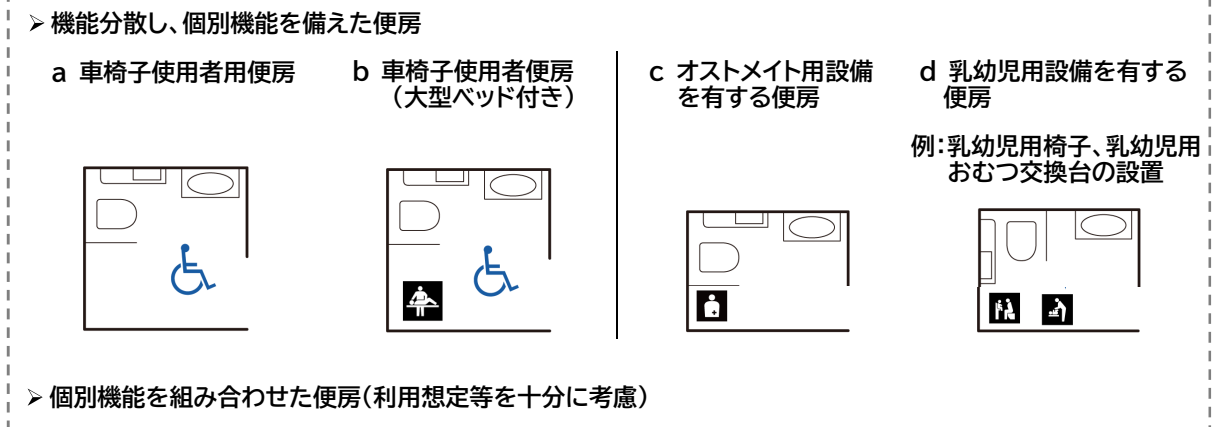
|               |                 |  |
|---------------|-----------------|--|
| 個別機能を備えた便房    | 車椅子使用者用便房       | ・車椅子使用者が円滑に使用できる広さを備えた便房(大型ベッド付きを含む)   |
|               | オストメイト用設備を有する便房 | ・腰掛便座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用洗浄器具を設けたもの   |
|               | 乳幼児用設備を有する便房    | ・ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房で、乳幼児椅子、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの<br>・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を設けない場合、便所内(男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所)に乳幼児用おむつ交換台を設ける方法もある |
| 個別機能を組み合わせた便房 |                 | ・利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者用便房(大型ベッド付きを含む)に、オストメイト用設備又は乳幼児用設備を付加した便房  |

- ・高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）」と位置付ける。
- ・なお、「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書 令和3年3月/国土交通省総合政策局」では、車椅子使用者用便房等に集約されやすい設備・機能のうち、乳幼児連れ用設備やオストメイト用設備の機能分散化を推進すること等の具体的な機能分散の考え方等について示されており、これに基づき、本建築設計標準において、高齢者障害者等用便房（「バリアフリートイレ」と総称する）の適正利用のために、各種便房の設備・機能の分散配置等に関する具体的な設計の考え方について示している。

### <各種便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進>



### <高齢者障害者等用便房（「バリアフリートイレ」と総称する）>





**留意点：複数テナントや商店街等が共同利用できる車椅子使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房の効率的な整備**

- ・複数テナントが入居する建築物（複合店舗又は路面店舗）の場合には、テナント（専有部）ごとに車椅子使用者用便房を設けるのではなく、複数のテナント（各店舗）が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることが、施設全体の効率性確保につながる。
- ・同様に、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることが、商店街全体の効率性確保につながる。
- ・このため、複合用途の建築物や商店街等においては、共同利用できる位置に車椅子使用者用便房を1以上設けることが望ましいが、テナントビルや商店街等で共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント（店舗）が利用可能とする必要がある。

## ◆ 設計のポイント ◆

- ・高齢者、障害者等が利用しやすく、わかりやすい位置に、施設用途や規模に応じた数の便所・洗面所を設ける。
- ・便房の機能分散の方法は、①を基本とし、②③④については、施設の特性や諸条件等に応じて個別の設定によるものと考えて計画・設計を行う必要がある。
  - ① 「個別機能を備えた便房」を分散して設ける。
  - ② 一部「個別機能を組み合わせた便房」及び「簡易型機能を備えた便房」を設ける。
  - ③ 一部「個別機能を組み合わせた便房」を設ける。
  - ④ 「簡易型機能を備えた便房」を設ける。

**留意点：機能分散**

- ・機能分散は、可能な限り、1つの便所（男女別、男女共用のまとまり）単位で行われることが望ましい。
- ・施設の構造上、1つの便所単位での機能分散が難しい場合には、施設全体（例：同じ階の複数の便所、別の階の便所等）で機能分散を図ることも考えられる。
- ・また、車椅子使用者用便房等の利用集中の一因である便所内の混雑解消のため、類似施設の利用実態を参考とし、便所には適正な数の便房を確保することが望ましい。

### ■ ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ（●標準、○推奨（ニーズや規模に応じて整備））

| 区分<br>(床面積)                                      | 車椅子使用者用便房       |  | オストメイト対応        | 乳幼児対応           | 男女共用 <sup>※1</sup> |
|--|-----------------|--|-----------------|-----------------|--------------------|
|  | 十分な空間の確保        | 大型ベッド付き  |                 |                 |                    |
| 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 <sup>※3</sup> | 2,000㎡以上        | ●<br>径180cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上               | ●               | ●               | ●                  |
|  | 2,000㎡未満        | ●<br>径150cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上               | ○               | ●               | ○                  |
|  | 500㎡未満          | ● <sup>※2</sup><br>径150cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上 | ○               | ● <sup>※2</sup> | ○                  |
| 50㎡以上の公衆便所                                       | ●               | ○  | ●               | ○               | ○                  |
| 上記以外の建築物   | ○ <sup>※2</sup> | ○  | ○ <sup>※2</sup> | ○               | ○                  |

※1 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

※2 面積や構造等の制約により、車椅子使用者用便房を設けることができない場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることも可とする。

※3 バリアフリー法第17条に基づく認定建築物も含まれるものとする。

**留意点：高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、便房の整備の促進**

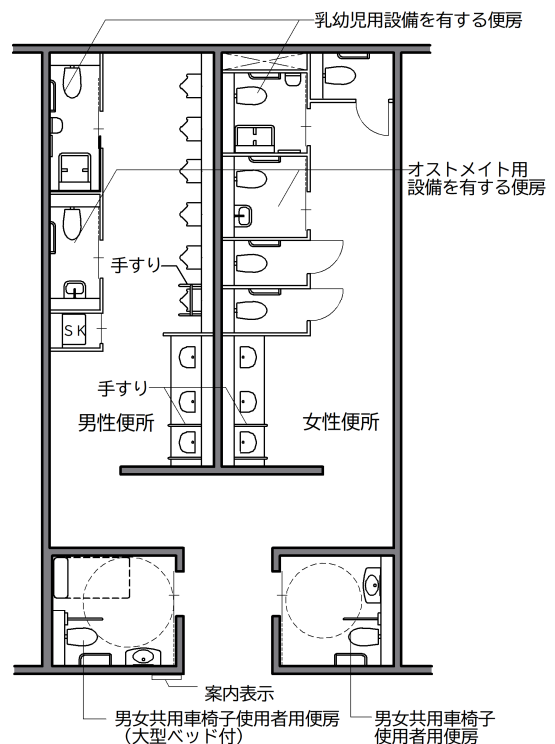
- ・地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（地方条例）により、特定施設である便所の構造及び配置に関する基準を付加し、施設用途や利用者のニーズに応じて、「便所のバリアフリー化」のより一層の取り組みがなされることが望ましい。（基準付加の例：車椅子使用者便房に大型ベッドの設置、小便器に手すりの設置等）
- ・地方条例により、義務付けの対象規模を引き下げて床面積500㎡未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準を定める場合には、地域の実情や規模等に応じて必要な便所の基準を設定することができる。
- ・上記の基準付加や設定は、本建築設計標準を参考とすることが望ましい。

① 「個別機能を備えた便房」を分散して設けた便所

- ・利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。

- ・1以上の「車椅子使用者用便房」「オストメイト用設備を有する便房」「乳幼児用設備を有する便房」の「個別機能を備えた便房」をそれぞれ便所内に設ける。
- ・排泄介助が必要な障害者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
- ・乳幼児用設備は、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に設けるか、若しくは「乳幼児設備を有する便房」内に設ける。
- ・施設用途等により、車椅子使用者が多数利用することが考えられる場合には、「個別機能を備えた便房」に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に1以上の「車椅子使用者用簡易型便房（車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房）」を設ける。

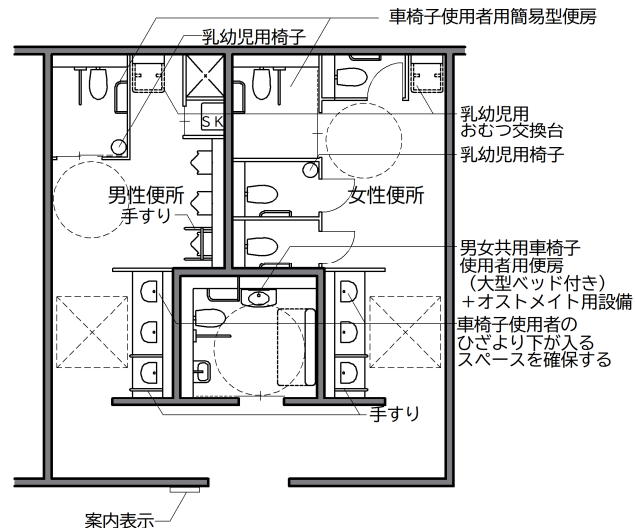
<便所・洗面所の例1>



② 「個別機能を組み合わせた便房」及び「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所

- ・「個別機能を備えた便房」を分散して設けることが困難な場合には、以下の点に留意し、「個別機能を組み合わせた便房」及び「簡易型機能を備えた便房」を設ける。
  - ・「車椅子使用者用便房」にオストメイト用設備や乳幼児設備を全て付加するのではなく、建築物の用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮した上で、設備・機能等の組み合わせを検討する。
  - ・排泄介助が必要な障害者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の「別機能を組み合わせた便房」は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
  - ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児設備等は、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に設けるか、若しくは「乳幼児設備を有する便房」内に設ける。

## &lt; 便所・洗面所の例 2 &gt;

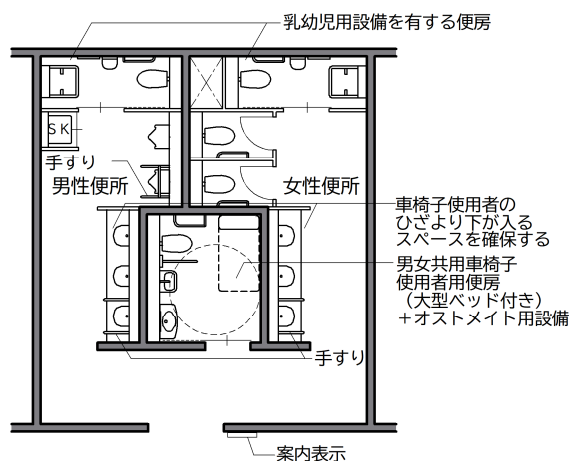


## ③ 「個別機能を組み合わせた便房」を設けた便所

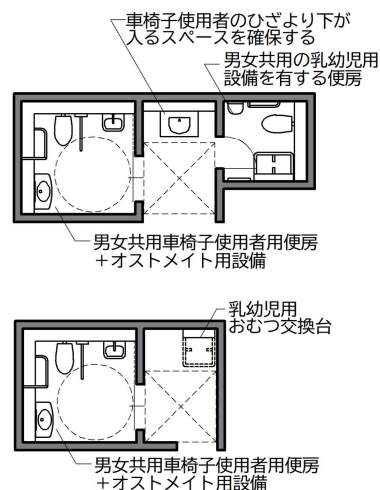
・以下のア～エに示すケースにおいて、事業者により利用者の想定等を十分に考慮した上で、「個別機能を組み合わせた便房」を設ける。また、個別機能を組み合わせた便房は、男女共用車椅子使用者用便房にオストメイト用設備を付加した便房とし、乳幼児用設備は機能分散化することが望ましい。

- ア) 施設全体で便房の数が1～2カ所程度しか設けることができない場合
- イ) 便所に男子用及び女子用の区別を設けない場合
- ウ) 面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合
- エ) 500㎡未満の小規模な建築物（不特定多数かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）の建築で面積による制約がある場合

## &lt; 便所・洗面所の例 3 &gt;



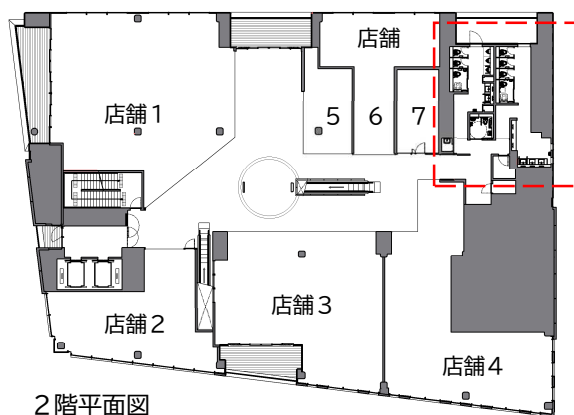
## &lt; 便所・洗面所の例 4 &gt;

**留意点：小規模建築物等における車椅子使用者用便房の設置及び機能の分散化**

- ・小規模建築物や既存施設の改修においても、できる限り車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用簡易型便房とオストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。
- ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児用設備等は、便所付近の共用部に独立して設けることが望ましい。

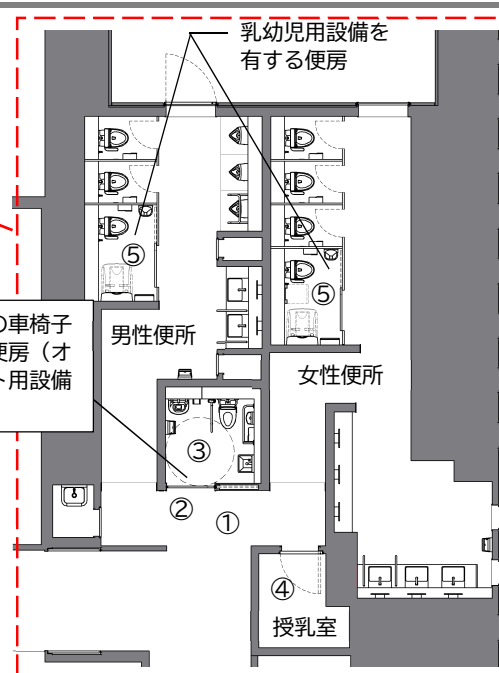
## 2. 7 便所・洗面所

### <設計例>



2階平面図

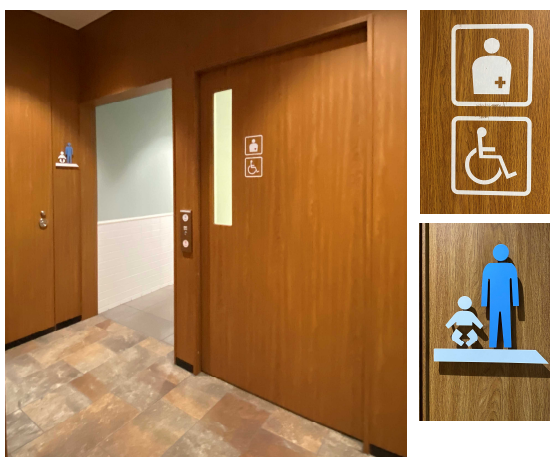
- ・複合商業テナントビルの共用部分に設けられた便所
- ・男女共用の車椅子使用者用便房（オストメイト用設備付）を配置し、男女それぞれの一般便所内にベビーカーが入る乳幼児用設備を有する便房が設けられ、機能の分散化を図っている。
- ・入口近くの洗面器・小便器に手すりを配置
- ・便房の機能分散化を分かりやすくし案内表示



便所付近平面図



①共用部における便所設備（機能）の表示  
一般便所出入口に乳幼児用設備が有する案内表示や授乳室等を表示して誘導している。



②便所設備（機能）の分散配置を示した表示  
全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラムのみ表示。



③男女共用の車椅子使用者用便房  
（オストメイト用設備付）



④授乳室



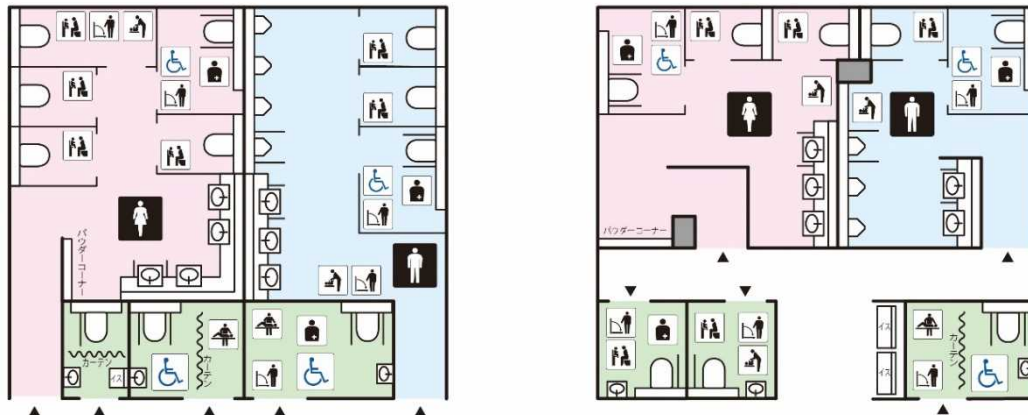
⑤一般便房内の乳幼児設備を備えた便房  
（W120cm×L200cm：ベビーカーとともに利用）



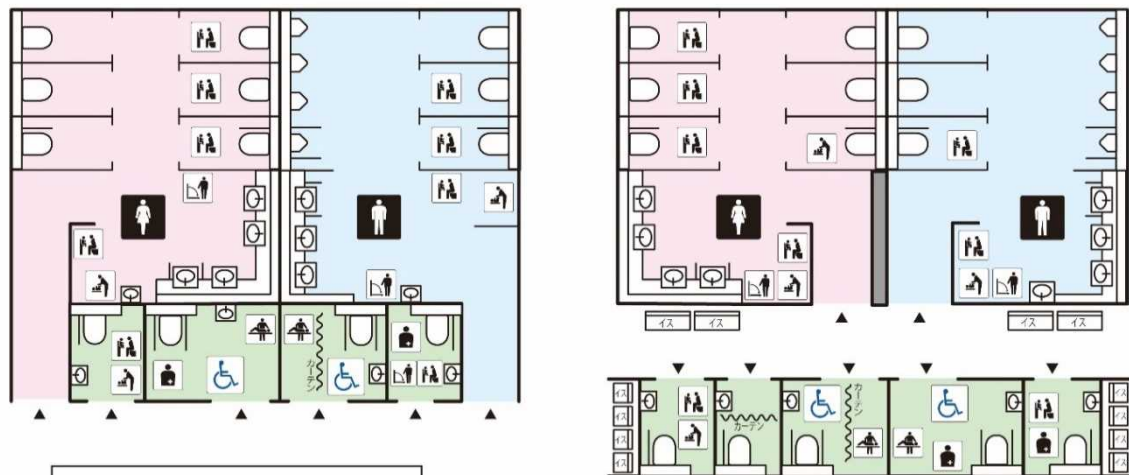


<参考例：男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合>

<男女別トイレに機能分散を推進した場合>



<男女共用トイレに機能分散を推進した場合>



■ 男性用トイレ ■ 女性用トイレ ■ 男女共用トイレ

※図の分かりやすさのため、便宜的に色分けしています。

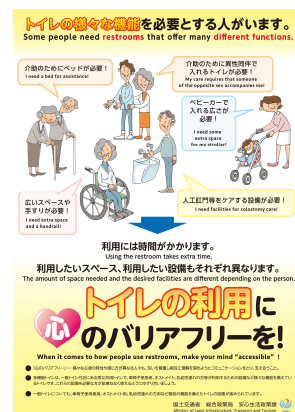
(出典:共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究 報告書 令和3年3月/国土交通省総合政策局)

**留意点：「車椅子使用者用便房等の適正利用の推進」**

- ・国土交通省では、「心のバリアフリー（様々な心身の特性や感じ方が異なる人々も、互いを尊重し相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。）」を推進しており、トイレの様々な機能を必要とする方が、その機能を必要な時に利用できるよう、トイレの利用マナー啓発等を実施している。
- ・令和2年5月にバリアフリー法が改正され、建築主等は、特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が「高齢者障害者等用施設等（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備。車椅子使用者用便房等が該当する。）」を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることとなった。（令和3年4月施行）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html)

<トイレの利用マナー啓発のポスター（R2）>





## 2. 7 便所・洗面所

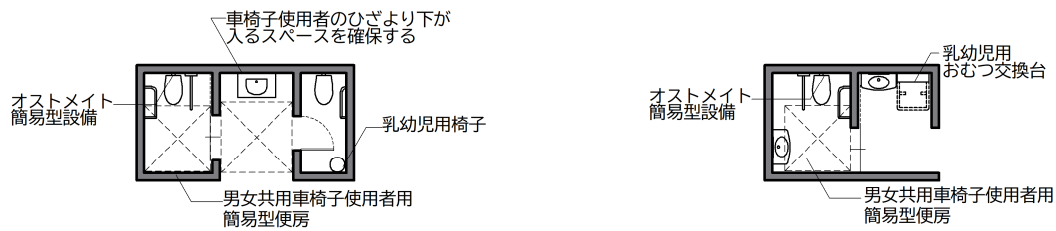
### ④ 「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所

・ 以下の場合には、「簡易型機能を備えた便房（車椅子使用者用簡易型便房やオストメイト簡易型設備を有する便房）」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

・ 前述③のア)～エ)

・ 共用部に車椅子使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房が設けられたテナントビルの、テナント内部の便房の場合（テナント内部の面積等に制約がある場合）

### <便所・洗面所の例5>



便所・洗面所及び各便房の設計標準は、以下の節に示す。

2. 7. 1 便所・洗面所の設計標準
2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準
2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準
2. 7. 4 その他の便房の設計標準

## 2. 7. 1 便所・洗面所の設計標準（共通事項）

### （1） 配置

- ・同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されているとわかりやすい。

#### 留意点：配置

- ・視覚障害者等にとっては、どこの便所でも利用方法が同じであれば、非常にわかりやすいため、同一建築物では、できる限り同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- ・階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。
- ・知的・発達障害者等に配慮し、便房内の配置や案内表示はわかりやすいものとする

### （2） 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車椅子使用者用便房が設けられている便所内の通路には、車椅子使用者が方向転換ができるよう、140cm角以上の水平スペースを設ける。
- ・床には段を設けない。

### （3） 便所、便房の戸の形式

- ・車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ・開き戸の場合、取っ手は大きく操作性の良いレバーハンドル式等とする。

### （4） 部品・設備等

#### ① 小便器

- ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設ける。
- ・男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることが望ましい。
- ・1以上の床置き式又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）には、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- ・上記の小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

#### <設計例>

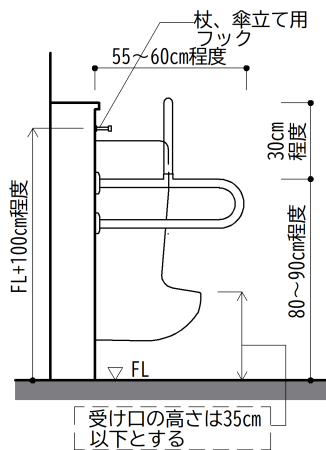


・手すりが設けられた小便器

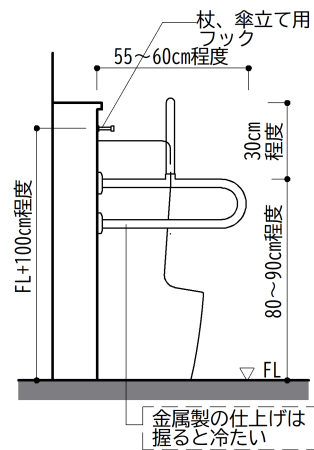
#### 留意点：設備・備品等

- ・小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設けることが望ましい。
- ・小便器の正面には、手荷物置き台を設けることが望ましい。

<壁掛け式小便器の例>



<床置き式小便器の例>



② 洗面器、鏡

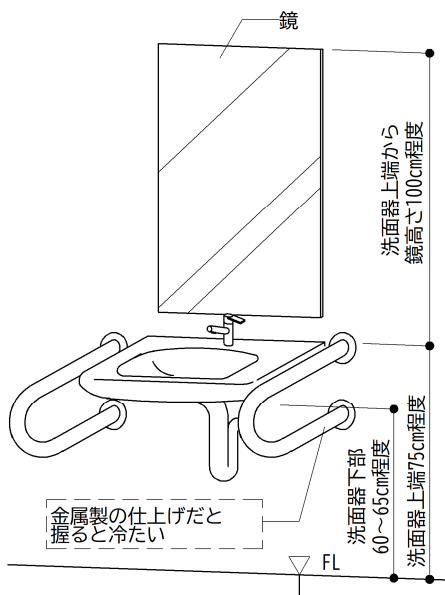
- ・ 1以上の洗面器には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- ・ 手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
- ・ 水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作が容易なものとする。
- ・ 洗面器のうち1以上は、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。
  - ・ 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
  - ・ 吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm以内とすることが望ましい。）とする。
  - ・ 鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

留意点：洗面器等

- ・ 車椅子使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設けることが望ましい。
- ・ 洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設けることが望ましい。

- ・ 子供等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ55cm程度、奥行き45cm以内、洗面台の端部から吐水口まで30cm以内の洗面器も設けることが望ましい。

<手すりを設置した洗面器の例>



<設計例>



・ 手すりを設け、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面器

・ 高さ・奥行き・吐水口までの距離等に配慮した子供用洗面器

## ③ 乳幼児用おむつ交換台

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児用おむつ交換台を1以上設ける。

## &lt;設計例&gt;



・洗面所に設けた乳幼児用おむつ交換台



・便所の一角に設けられた乳幼児用おむつ交換台

## ④ ベンチ等

- ・便所の近くには、介助者が待つためのベンチ等を設けることが望ましい。

## ⑤ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設ける場合には、車椅子使用者用便房以外の便所に誘導する。

## ⑥ 照明、換気、音

- ・便所、便房の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
- ・発達障害等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や、音や光について可能な限り低刺激である設備機器の採用を行うことが望ましい。

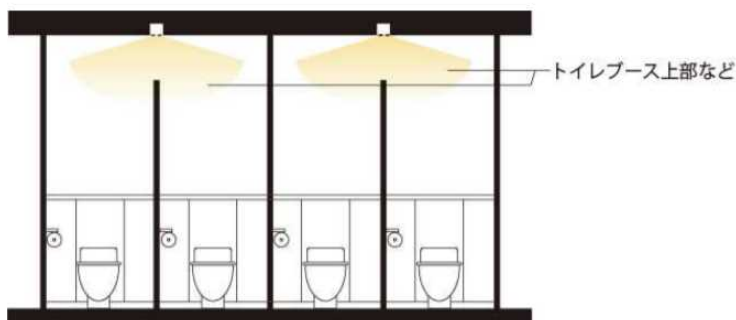
## 留意点：照明器具の配置

- ・照明器具を、便房、小便器、洗面器それぞれに対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。はずせるタイプとする等の配慮が必要である。

## ⑦ 非常警報

- ・便所及び便房内では聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。
- ・フラッシュライト等は、便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望ましい。
- ・「光警報装置の設置に係るガイドライン」（「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成28年9月6日付け消防予第264号））では、光警報装置は白色光とすると示されている。

## &lt;フラッシュライト（光警報装置）&gt;



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 令和2年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課 p.155)

### <設計例>



便房内（平常時）  
・便所内の上部に設けられたフラッシュライト

### (5) 床の仕上げ

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。
- ・床面の材料・仕上げは、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。
- ・排水溝等を設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。

### (6) 案内表示

#### ① 便所の表示板（標識）

- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・男女が共用できる位置に設けた便所・便所の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
- ・表示板等については、2. 1 4 G 案内表示を参照。

#### 留意点：男女共用の便房を示す表示

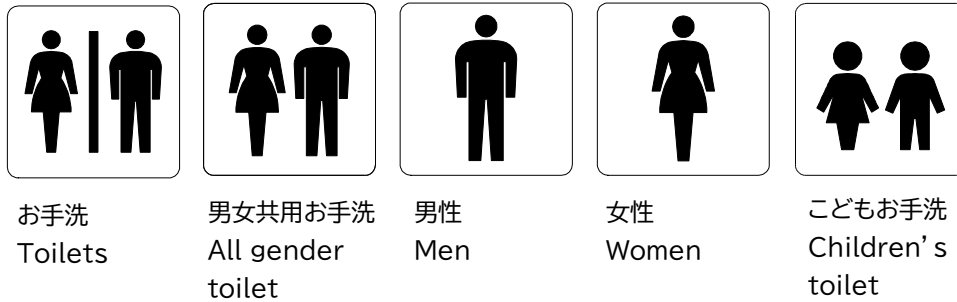
- ・障害の有無等が見えにくい・わかりにくい発達障害等では、異性の保護者や同伴者が、男女共用の便所・便房や広めのスペースのある車椅子使用者用便房に同行することに、他の利用者からの理解が得にくいことがある。
- ・そのため男女共用の便所・便房においては、「男女共用であること」をピクトグラム等でわかりやすく示す必要がある。

#### 留意点：他の階や場所にある個別機能を備えた便房等の位置を示す案内表示

- ・利用したい便房が当該階の便所がない場合や使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房等の位置を、便所の付近に案内表示することが望ましい。
- ・便所内の混雑解消のため、ICT技術を活用し、便房の混雑状況を表示すること等により、他の階等に設置された便所に利用者を誘導することとも有効である。



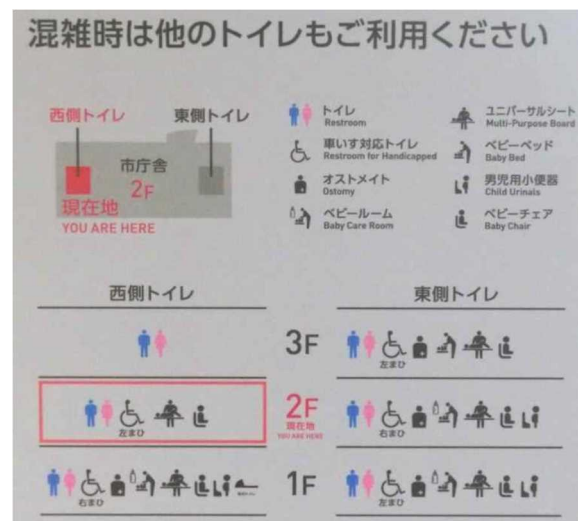
## &lt;便所の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）&gt;



## &lt;設計例&gt;



- ・ピクトグラムを用いて男女の別や機能がわかりやすく示され、色使いにも配慮された表示板



- ・当該便所内の便房の機能とあわせて、他の階や場所にある便房の機能を示した案内表示

## ② 便所の案内図

- ・便所の出入口には、男女の別、男女共用、便所内部の配置等をわかりやすく表示した案内図を設けることが望ましい。
- ・利用者を誘導するため、案内図には、文字や図記号等により、便房の位置・設備をわかりやすく表示する。
- ・案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。
- ・触知案内図等は、床から中心までの高さが140cmから150cmとなるよう設置する。
- ・弱視者（ロービジョン）等にも配慮し、案内図は大きさや設置位置に配慮したものとする。
- ・案内表示については、2. 1 4 G 案内表示を参照。

## 2. 7 便所・洗面所

### 留意点：音声案内装置の設置

- ・多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。
- ・一般便所内の音声案内装置には、人感センサーによる短い自動音声案内（装置の使い方の説明）の後、押しボタンを押すことで、便器や設備・ボタンの位置を音声により視覚障害者等に案内するものもある。
- ・音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。

### <設計例（男性トイレ）>



### <設計例>



- ・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内図

- ・男性トイレ入口前の表示（便房内に設置された乳幼児用設備等を表示した点字併記の案内図）

### ③ 便房の機能を示す表示板（標識）

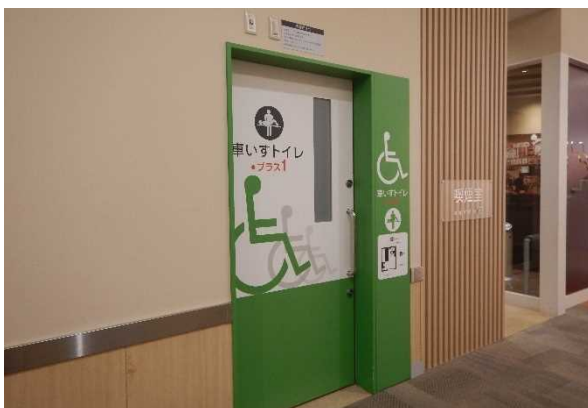
- ・便房の出入口や戸には、便房の設備や機能を、文字や図記号等により、わかりやすく表示する。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。
- ・表示板等については、2. 14 G 案内表示を参照。

<便房設備（機能）の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）>



<設計例>

○個別機能を備えた便房の表示例（車椅子使用者用便房）



・車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）の表示  
介助ベッドのピクトグラム表示と便房内の案内図



・車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）の表示  
介助ベッドのピクトグラム表示



・全ての障害者を対象にした国際シンボルマークと男女共用のみの表示（便房内は大型ベッド付き）

## 2.7 便所・洗面所

### <設計例>

#### ○個別機能を備えた便房の表示例（男女共用便房）

（オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等）



・オストメイト用設備を有する便房

・乳幼児用設備を有する便房

・異性による介助・同伴利用者等が利用可能な便房



・各種男女共用便房の案内図

複数の男女共用車椅子使用者用便房を設け、そのうち1つは、オストメイト用設備を有する便房とし、設備や機能を表示



・各種男女共用便房の表示と配置例 1

複数の男女共用車椅子使用者用便房を設置



・各種男女共用便房の表示と配置例 2

オストメイトの方、乳幼児連れの方、異性による介助・同伴利用者等が利用可能な便房





- ・ 車椅子使用者用（左）と乳幼児用設備を有する便房（右）を分散配置して表示

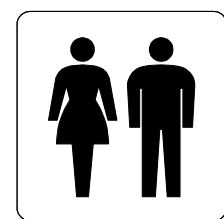


- ・ 男女共用便所の表示（異性による介助・同伴利用者等が利用可能）

- ・ 男性トイレ入口前の表示（便房内の設置された設備や機能を表示、点字併記）

○個別機能を組み合わせた便所の表示例

（利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能を付加した便房）



- ・ 全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラムでの表示

- ・ 全ての障害者を対象とした国際シンボルマークと乳幼児用設備のピクトグラムの表示

- JIS Z8210 案内用図記号
- ・ 男女共用お手洗 All gender toilet
  - ・ 便房設備（機能）の表示に合わせて、「男女共用トイレ」のピクトグラムを付加することにより、異性による介助・同伴利用者、性的マイノリティの方が利用しやすい便房となる。

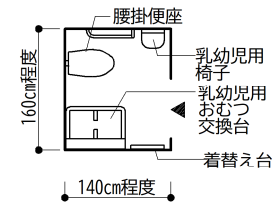
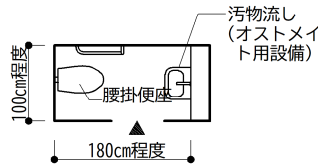
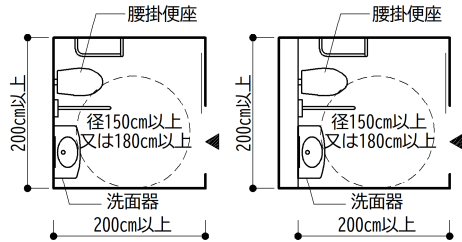
## 2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準

### <分散配置を考慮した個別機能を備えた便房>

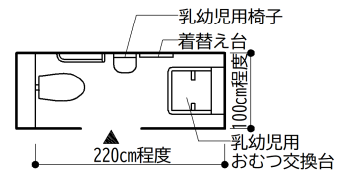
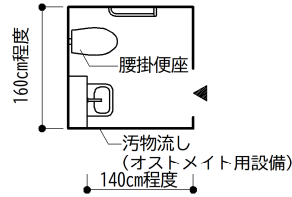
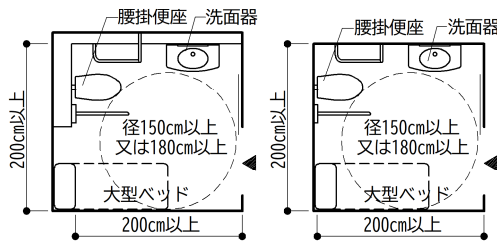
○車椅子使用者用便房

○オストメイト用設備を有する便房

○乳幼児用設備を有する便房  
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



○車椅子使用者用便房  
(大型ベッド付)



### (1) 共通する事項

#### ① 設置数、配置

- ・個別機能を備えた便房の位置は、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける等、利用者が位置を把握しやすく利用しやすいものとする。

#### ② 戸の形式

- ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は戸の内側の左右両側に設置することが望ましい。
- ・手動式引き戸の鍵は、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもの（大型のレバーハンドル錠）とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・外開き戸の場合、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。
- ・内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。
- ・便房の戸は、使用時以外には開いていることが望ましい。

#### 留意点：戸の形式

- ・外開き戸とする場合は、奥に設ける等、利用者が衝突する危険がないよう配慮する。
- ・内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。

- ・弱視者（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便房の戸には、戸の開閉や使用状況を色により表示する。
- ・弱視者（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく、文字で表示することが望ましい。
- ・手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。

#### 留意点：施錠を示す色

- ・施錠を示す色は赤と青とすることが望ましい。



## &lt;設計例&gt;



・大きめのレバーハンドル錠、色による戸の施錠／開錠表示（点字表示付）



・色による戸の施錠／開錠表示

## ③ 部品・設備等

- ・設備は操作しやすいものとするとともに、わかりやすさにも配慮したものとする。

## ア. 便器

- ・腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とすることが望ましい。

## イ. 水栓金具

- ・洗面器・手洗器の水栓金具は、レバー式、センサー式等の操作が容易なものとする。

## ウ. 手すり

- ・腰掛便座の横の壁に手すりを設ける場合には、水平、垂直に取り付けることが望ましい。
- ・水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。

## 留意点：手すり

- ・手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、紙巻器等が利用しにくくならないよう注意する。
- ・弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人等に配慮し、手すりは、手すりと壁との色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

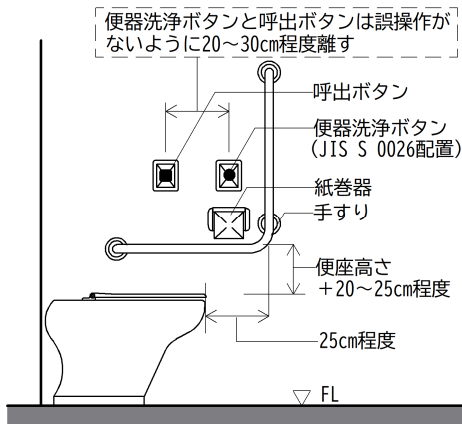
## エ. 紙巻器、ボタン

- ・腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンを設ける場合は、JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に基づくものとする。
- ・便器洗浄ボタンは、押しボタン式等の視覚障害者が触知しやすく誤作動しにくいものとする。
- ・便器洗浄ボタン及び呼出ボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。
- ・ボタンは手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも押しやすい等、操作性に配慮したものが望ましい。
- ・紙巻器は手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮したものが望ましい。
- ・視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては、洗浄装置等の使用法や、ボタン等の形状・配置を統一することが望ましい。

## 2. 7 便所・洗面所

- ・多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは、一般社団法人 日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい。

### <便器洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S0026による)> <設計例>



- ・ JIS S0026に則って配置された紙巻器、ボタン、手すり、手洗い器

### <操作系ピクトグラムの例>



図の出典：（一般社団法人）日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」  
[https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram\\_download.html](https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram_download.html)

#### 留意点：便房内の設備

- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、コントラストのある縁取り等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者にわかりやすいものとするのが望ましい。
- ・ボタンがたくさんあり、どれが、どのボタンかわかりづらい場合があることから、利用状況が想定できる場合は、ボタンの数は必要最小限にとどめる。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

### <設計例>



- ・便房の分かりやすい操作ボタン  
ボタンの色・素材やコントラストのある図記号 (ピクトグラム) を組合わせた工夫

## (2) 車椅子使用者用便房

### ① 設置数、配置

- ・ 便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子を使用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」）を1以上設ける。
- ・ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を設けることが望ましい。
- ・ 多数の者が利用する大規模建築物に車椅子使用者用便房を設ける場合には、想定される利用者や施設用途等を考慮して、階ごとに下記に示す数（建築物移動等円滑化誘導基準の設置数）を設けて、車椅子使用者用便房の複数化に取り組むことが望ましい。
  - ・ 便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とすることが望ましい。
  - ・ 特に劇場・競技場等の客席・観覧席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用することが想定される施設では、複数の車椅子使用者用便房を設けることが望ましい。

**留意点：国際パラリンピック委員会（IPC）基準(2013)による車椅子使用者が利用できる便房数**

- ・ 車椅子使用者用客席（観覧席）15席に1か所以上の割合で、車椅子使用者用便房を設けると規定されている。

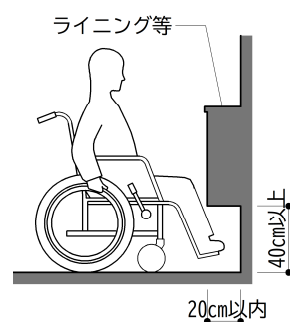
- ・ 排泄介助が必要な障害者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
- ・ 劇場・競技場等、客席のある施設の車椅子使用者用便房の位置は、車椅子使用者用客席・観覧席から容易に到達できるものとする。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車椅子使用者用便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車椅子使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。なお、十分な空間とは、以下に示す事項を標準的な整備として設けるものとする。

- ・各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース<sup>1</sup>を設け、かつ便房の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。（ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内法寸法に含めないものとする<sup>2</sup>）

＜車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペースの例＞



- ・そのうち、床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築<sup>3</sup>する場合に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、改修等で対応が困難な場合を除き、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の（電動）車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペース<sup>1</sup>を設ける。

- ・便器の正面及び側面に、車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。
- ・便房内の設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わること留意する。
- ・複数の車椅子使用者用便房を近傍に設ける場合には、車椅子使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるよう、便器を左右対称に設けることが望ましい。

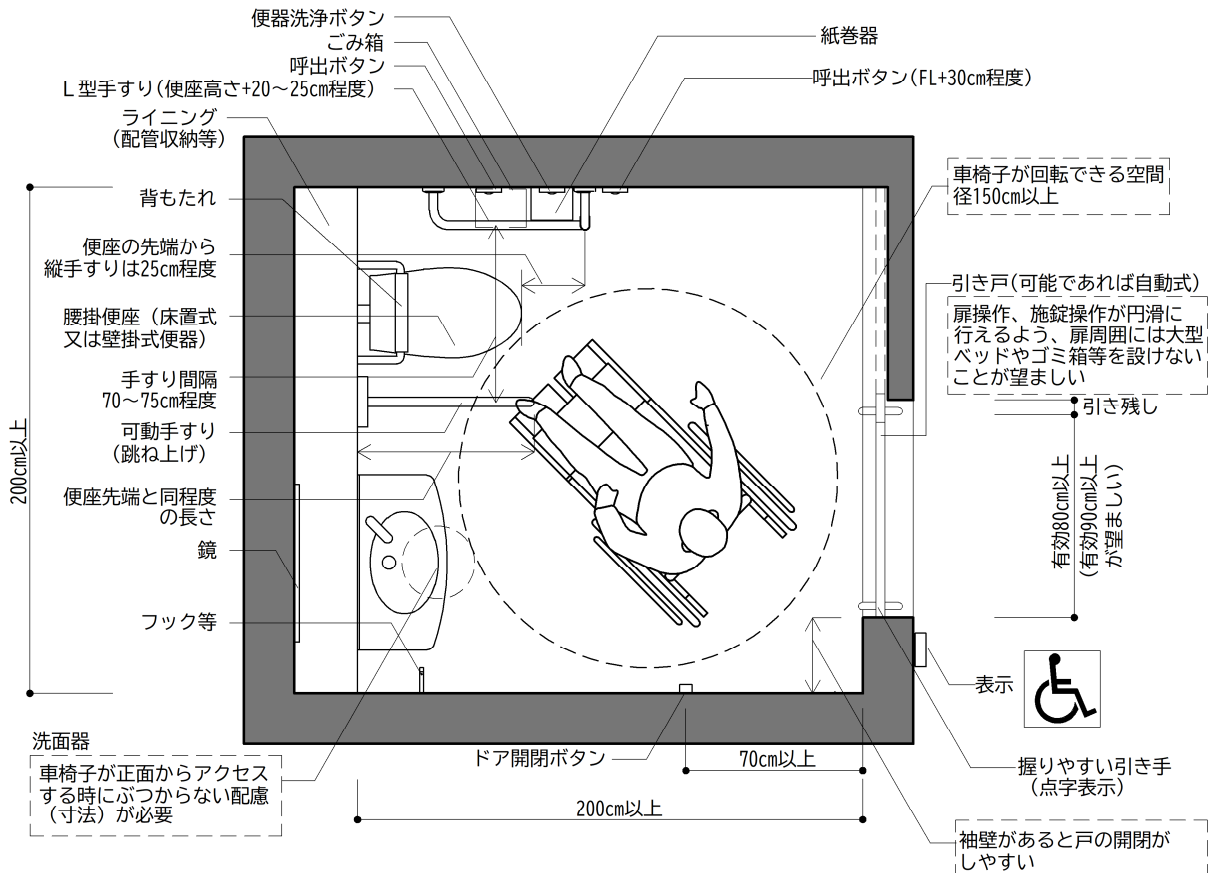
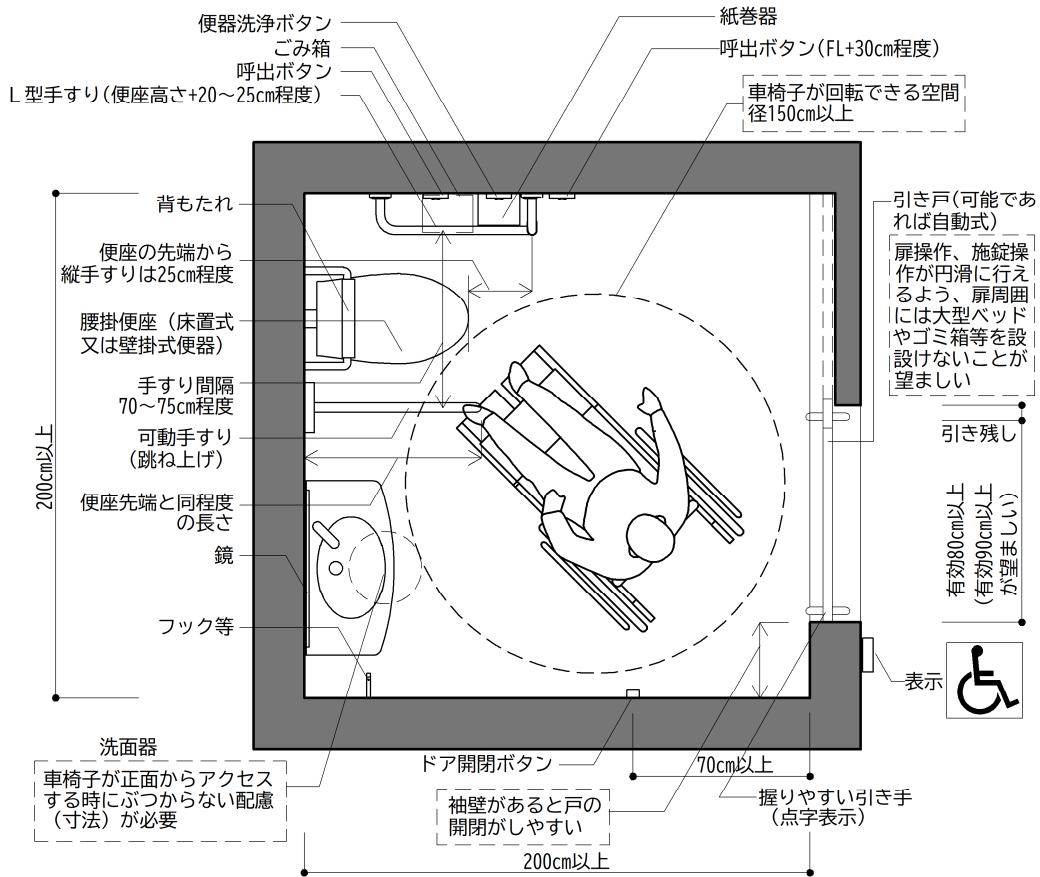
<sup>1</sup> 設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床上高さ40cm以上で奥行き20cmまで可）が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。

<sup>2</sup> ライニング等で内法寸法（200cm以上）に含めないもの：

設備背後及び下部のライニング部若しくは箱状の設備機器、又は壁付け固定の備品（大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等の折り畳み時の場合を含む）のそれぞれの壁面から突出する部分の幅の1辺の合計値が、接する壁1辺の長さの1/2を超える場合には、当該部分の奥行きは内法寸法に含めないものとする。ただし、ライニング等の下部で床上高さ40cm以上を確保し、足元スペースが有効である場合には、奥行き20cmまで有効内法寸法に含めることができる。

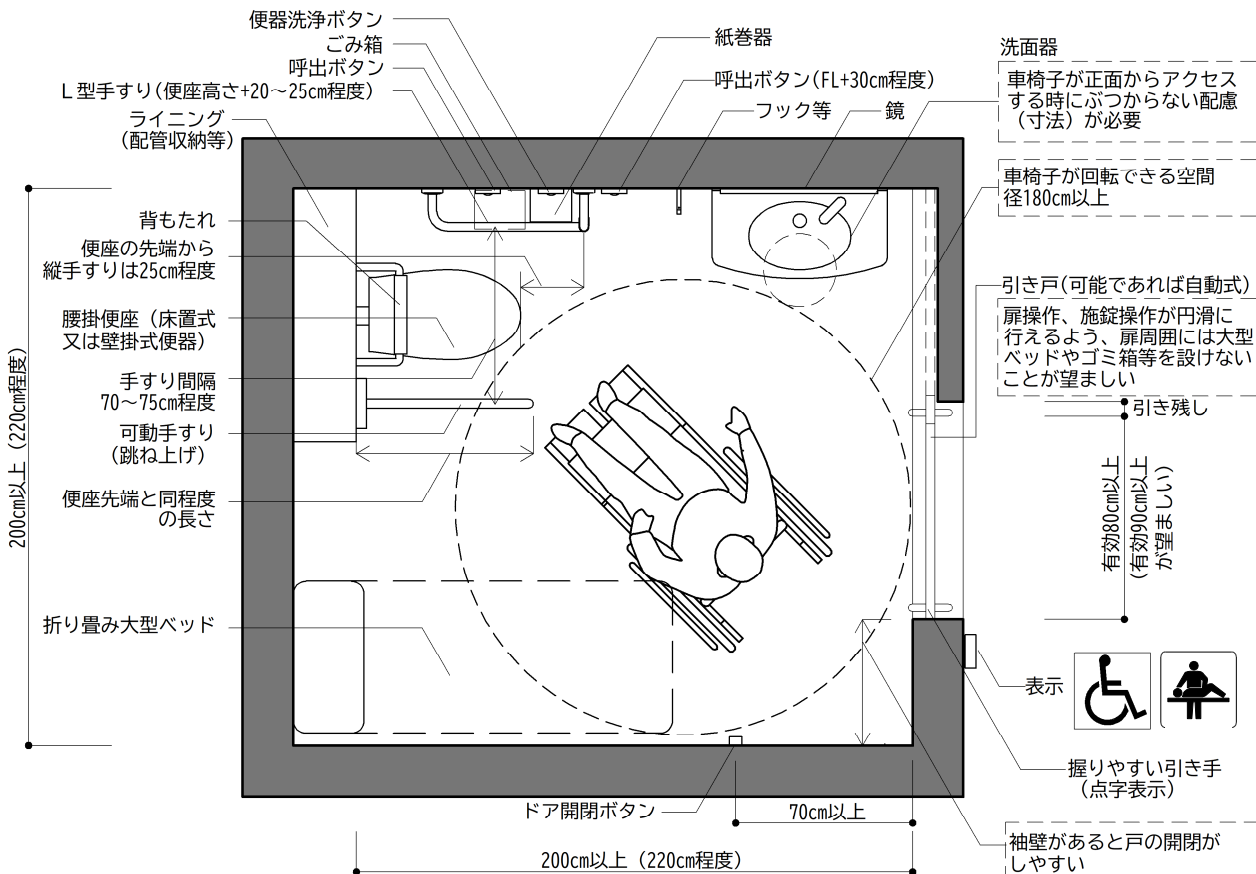
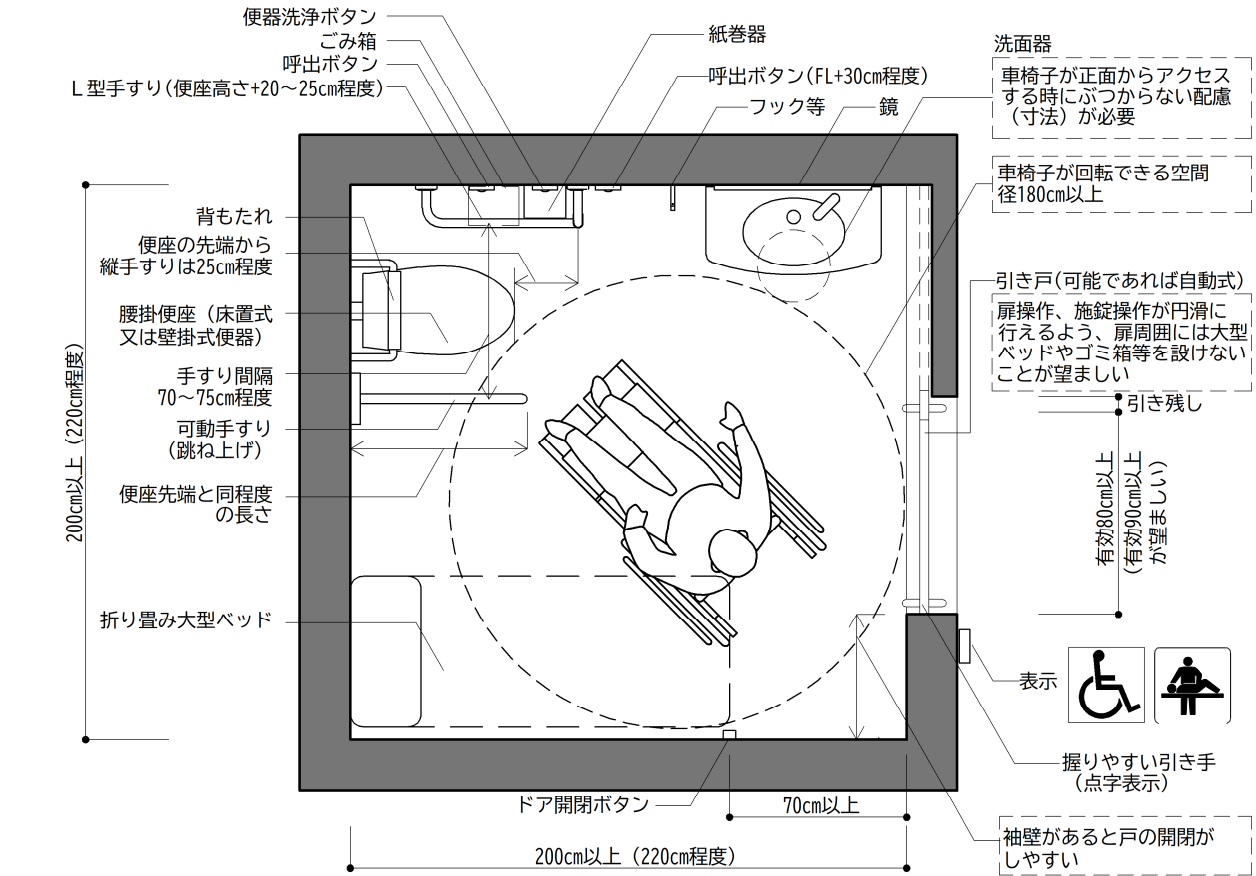
<sup>3</sup> 新築、増築、改築又は用途変更（バリアフリー法第17条に基づく認定を受ける建築物を含む）

<車椅子使用者用便所の例>



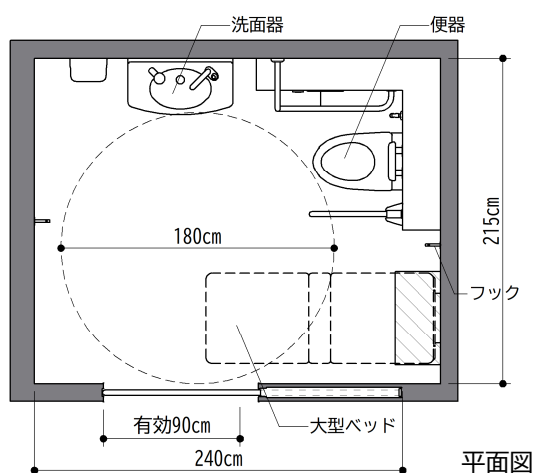
## 2.7 便所・洗面所

＜床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の建築する場合に設ける車椅子使用者用便所の例＞

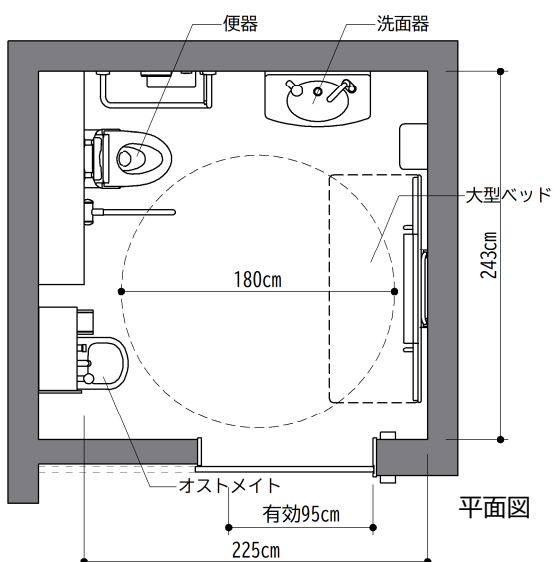




## &lt;設計例&gt;



・直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）



## ③ 戸の形式

・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

- ・車椅子使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。
- ・操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮する。

ア. 手動式引き戸

- ・取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ・自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）とすることが望ましい。
- ・鍵は車椅子使用者が操作しやすい高さに設置する。

イ. 自動式引き戸

- ・施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・介助者等による外からの戸の開閉に関わらず、高齢者、障害者等が便房内にいる状態では便房内の照明・換気扇等が停止しない機能を有するものとする。
- ・戸の開閉盤（開閉スイッチ）は、電動式の戸の場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。
- ・戸の開閉盤は、戸から70cm以上離して設置し、その設置高さは100cm程度とすることが望ましい。
- ・使用中である旨を表示する装置を設置する。

留意点：ドア開閉盤

- ・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。
- ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」（JADA-0006）（全国自動ドア協会）による。

留意点：多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン

- ・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物管理者等が留意すべき点が示されている。

<設計例>



・手動式引き戸が設けられた車椅子使用者用便房の出入口

④ 部品・設備等

- ・車椅子使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。
- ・部品・設備等の設置にあたっては、車椅子使用者の動作空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。

ア. 便器

- ・腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。
- ・車椅子で接近できるよう、床置き便器の前面は、フットサポートが当たりやすく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすいように配慮し、蓋のない状態で、42～45cm程度とする。

<設計例>



・手すり、背もたれが設けられた腰掛便座

- ・高齢者、障害者等の利用ニーズや施設用途、利用者の体格等を踏まえて、座面高さは適切に設定することが望ましい。
- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを適切に設ける。

### イ. 手すり

- ・腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。
- ・手すりは腰掛便座の両側に水平、垂直に取り付ける。
- ・介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。

### ウ. 紙巻器、洗浄ボタン等

- ・紙巻器、洗浄ボタン等はJIS S0026による配置等とし、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式等を併設する。

#### 留意点：便器洗浄ボタン

- ・手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。

- ・呼出ボタンは、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲と、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。
- ・車椅子使用者用便房の出入口の廊下等には、非常呼出表示ランプを設け、事務所や防災センター等に警報盤を設ける。

### エ. 洗面器、鏡

- ・洗面器下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・洗面器に手すりを設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮した位置に設ける。
- ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作の容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm以内とすることが望ましい。）とする。

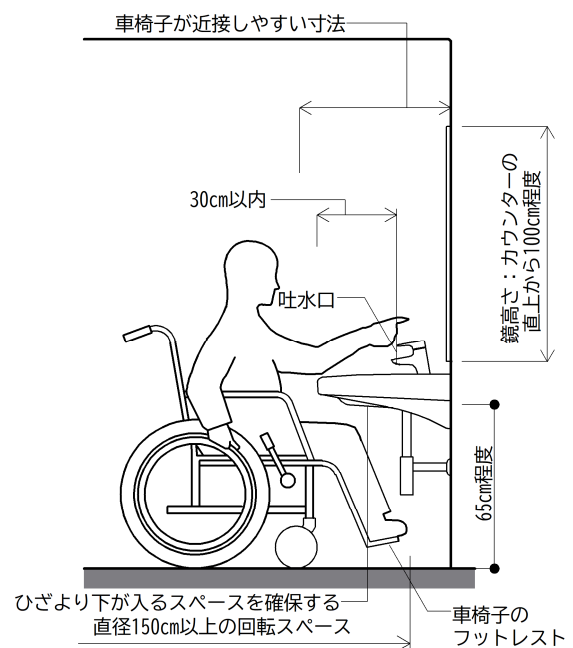
#### 留意点：洗面器

- ・洗面器は、車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。

#### 留意点：手洗い器の位置

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設けることも有効である。
- ・鏡は、洗面器にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

#### <車椅子使用者が利用しやすい洗面化粧台の例>



## 2. 7 便所・洗面所

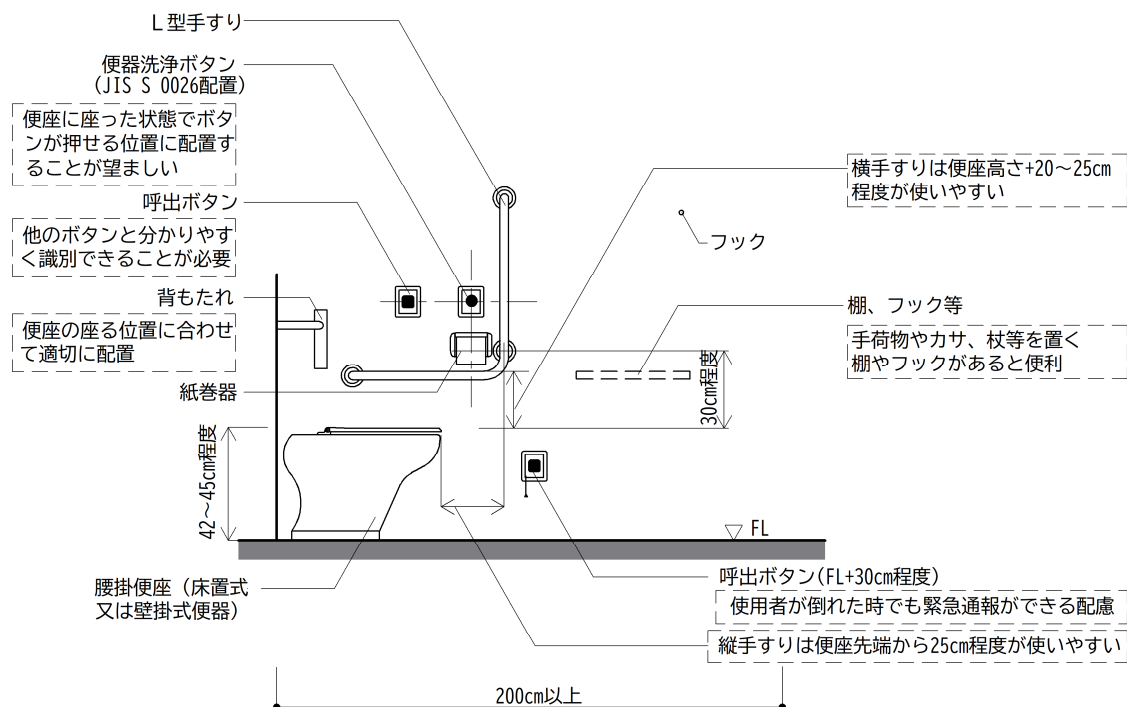
### 留意点：鏡

- ・傾斜式鏡は主に車椅子使用者を想定して開発されたものであるが、近年車椅子使用者の座高が多様化し使用しにくい。洗面所の鏡は傾けず、設置高さを下げることでだれにでも利用できるようにする。

### オ. 手荷物置き台、フック、ごみ箱

- ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。
- ・フックは、立位者、車椅子使用者の身体に衝突する危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。
- ・ごみ箱を設ける場合は、腰掛便座又は車椅子に座った状態で手が届く範囲に設ける。
  - ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはごみ箱等を設けない。

### <車椅子使用者用便房の例>



### カ. オストメイト用設備

- ・車椅子使用者用便房が複数設置される場合は、そのうち1以上にオストメイト用設備を設けることが望ましい。

### キ. 大型ベッド

- ・1以上の車椅子使用者用便房には大型ベッドを設ける。
- ・車椅子から大型ベッドへの移乗動作や介助者の動作を考慮し、便房内には十分なスペースを確保する。
- ・大型ベッドの設置位置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドからの片側への転落を防止し、安全性の確保等に十分配慮したものとする。

### 留意点：大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドは、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用されるものである。
- ・大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設用途や利用者のニーズを踏まえて決定することが望ましい。



- ・ 折り畳み式大型ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。
- ・ 戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドを設けない。
- ・ 緊急時において、折り畳み式大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるように、大型ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。

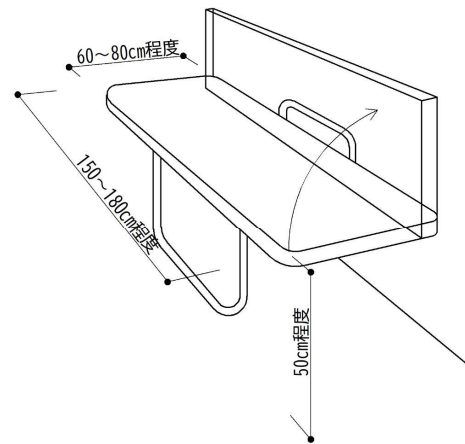
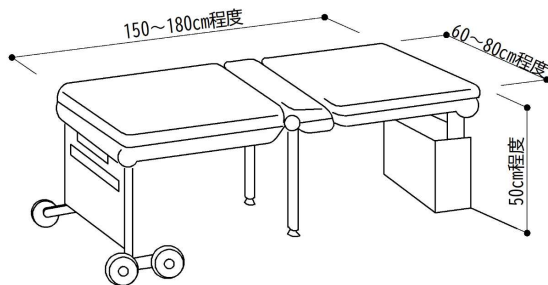
<留意点：大型ベッドの折り畳み忘れ>

- ・ 折り畳み式大型ベッドを使用した後は、利用者は折り畳み忘れなく、元に戻して退出する。次の利用者が円滑に入室できることが必要である。

<折り畳み式大型ベッド（幼児～大人まで）の例>

○短辺方向に折り畳む大型ベッド

○長辺方向に折りたたむ大型ベッド



<設計例>



・短辺方向に折り畳む大型ベッド（折り畳み時）



・短辺方向に折り畳む大型ベッド（使用時）



・長辺方向に折り畳む大型ベッド（使用時）

### (3) オストメイト用設備を有する便房

#### ① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、オストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。

#### ② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とすることが望ましい。

#### ③ 部品・設備等

##### ア. 便器

- ・腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。

##### ア. 汚物流し等

- ・パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、紙巻器を設ける。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。

##### 留意点：汚物流し等

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

##### <設計例>



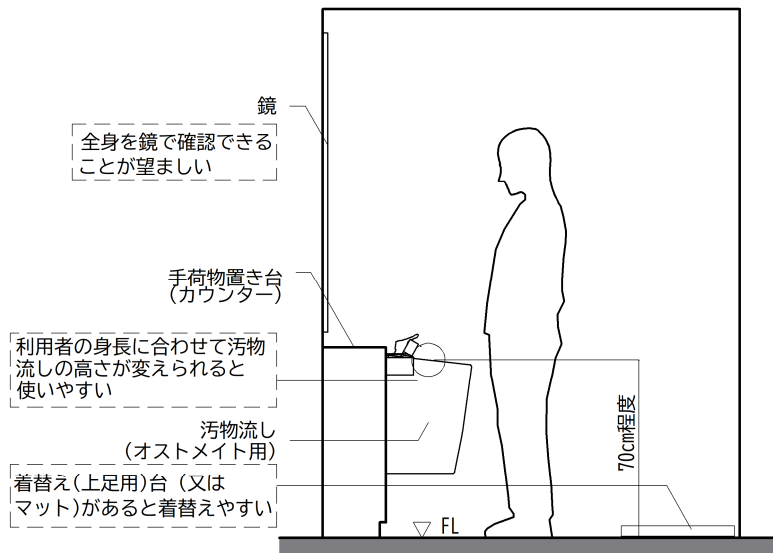
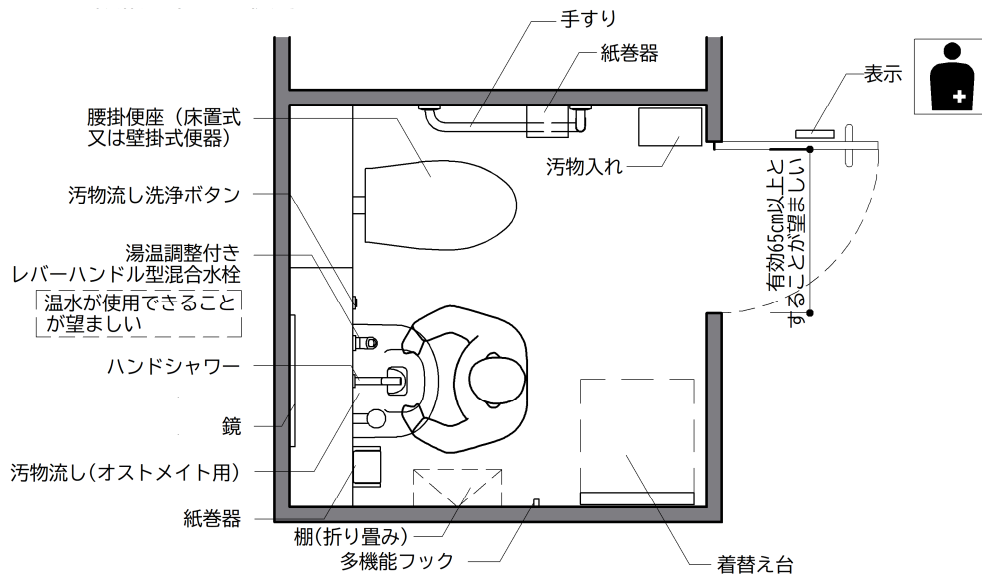
・オストメイト用設備

##### イ. 手荷物置き台、フック

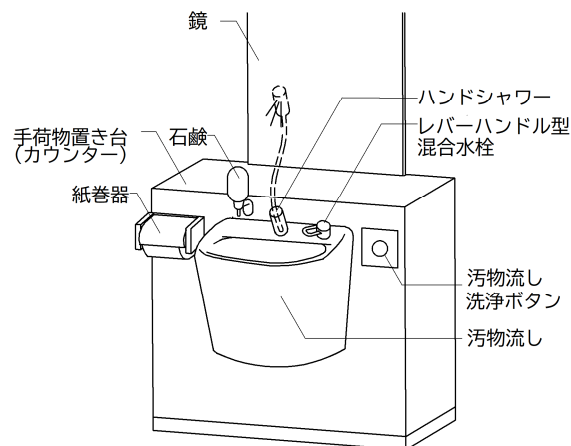
- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。
- ・小物・手荷物やコート等の衣類をかけるフックを複数設ける。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設けることが望ましい。汚物入れはパウチ等を捨てることを考慮した大きさのものとする。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設けることが望ましい。



<オストメイト用設備を有する便房の例>



<汚物流し(オストメイトに配慮した設備)の例>



#### (4) 乳幼児用設備を有する便房

##### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・大型の商業施設等の便所には、乳幼児用設備を集約した区画スペースを確保することが望ましい。

##### ② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とすることが望ましい。
- ・乳幼児用設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。
- ・戸が内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保する。

##### ③ 部品、設備等

- ・便器は腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。
- ・乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。
- ・乳幼児用椅子は、便座に座った状態から手が届く範囲、又は便器の前方の近接した位置に設けることが望ましい。
- ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。
- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。

##### 留意点：乳幼児用おむつ交換台

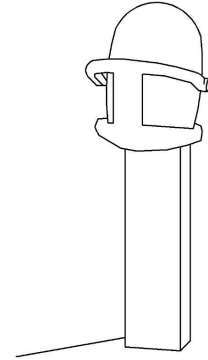
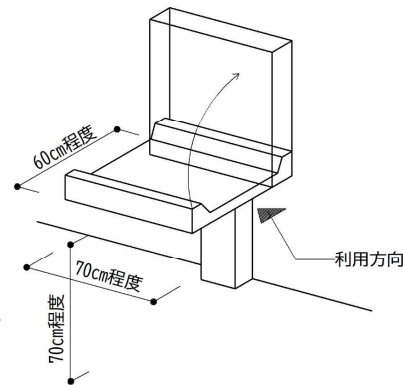
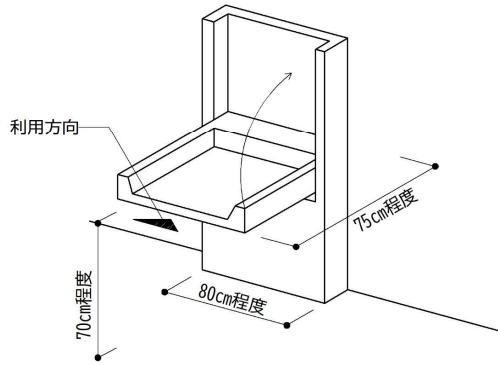
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。

<乳幼児用おむつ交換台（生後1ヶ月から2歳半程度の例）>

<乳幼児用椅子（生後5ヶ月～2歳半程度）の例>

○壁・床取り付け方式

○壁取り付け方式



<設計例>



・ベビーカーとともに入ることのできる広めの便房（乳幼児用椅子付）と便房の案内表示



・乳幼児用椅子を設けた便房



・乳幼児用おむつ交換台・子供用椅子を設けた便房

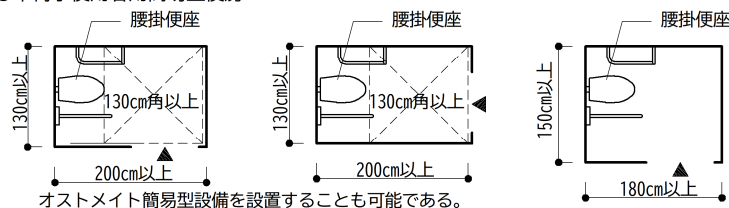


・男女便所それぞれに設置された乳幼児用設備を有する便房  
便房内はベビーカーが入ることができる広さを有し、乳幼児椅子、乳幼児用おむつ交換台を設け、便器横には子供用補助便座が備えられている。

## 2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

### <簡易型機能を備えた便房>

#### ○車椅子使用者用簡易型便房



#### ○オストメイト用簡易型便房



### (1) 車椅子使用者用簡易型便房

- ・車椅子使用者用簡易型便房は、個別機能を備えた便房以外の便房に、車椅子で使用可能な有効幅員や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車椅子使用者等の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子使用者用簡易型便房を1以上設ける。

#### ② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車椅子で使用可能なゆとりある広さを確保する。

#### ③ 戸の形式

- ・原則として引き戸とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。
- ・壁の隅に出入口がある場合には、車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。
- ・その他については、2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) ②を参照。

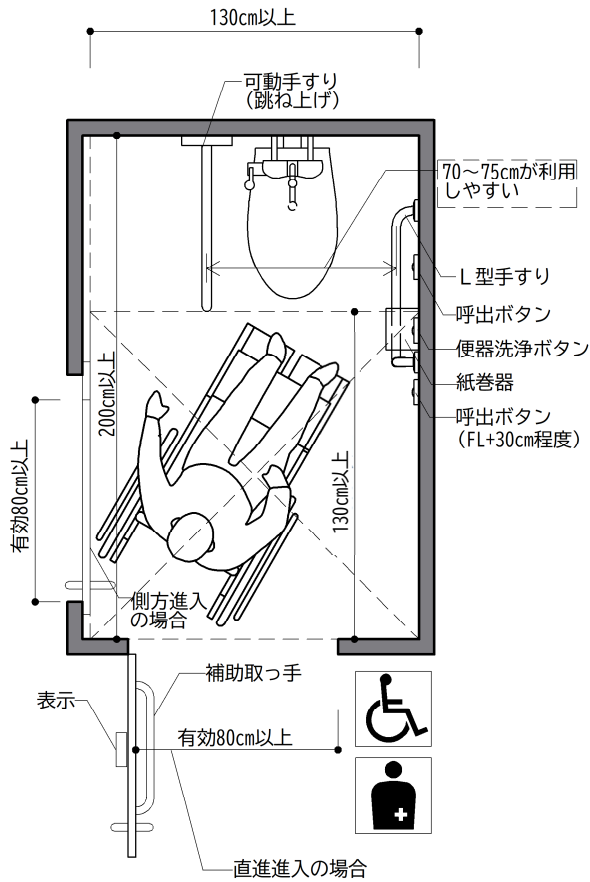
#### 留意点：2枚引き戸、折れ戸・内開き戸

- ・引き戸では戸の開口幅が不足する場合、2枚引き戸や折れ戸を使用すると十分な開口幅が確保できる場合がある。
- ・内開き戸では、車椅子使用者が利用できないが、外開き戸又は引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・内開き戸を設ける場合は内側に十分な開閉スペースを確保する。

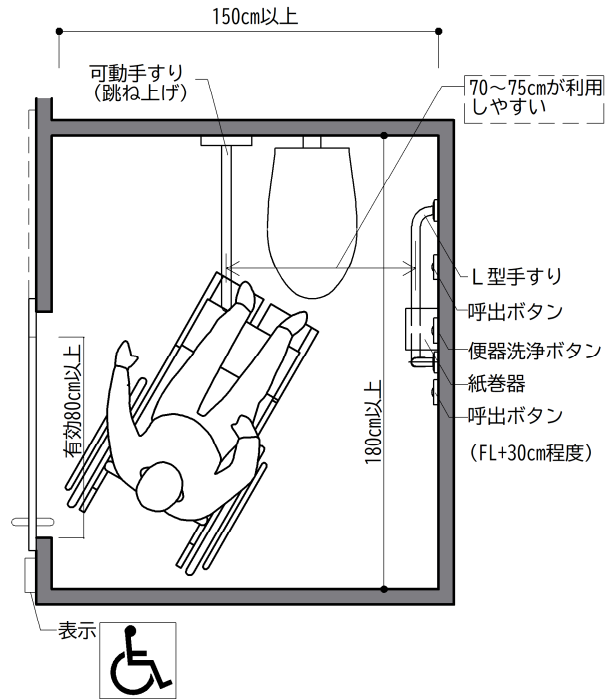
#### ④ 部品・設備等

- ・腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設ける。
- ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。
- ・フックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。
- ・その他については、2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) ③を参照。

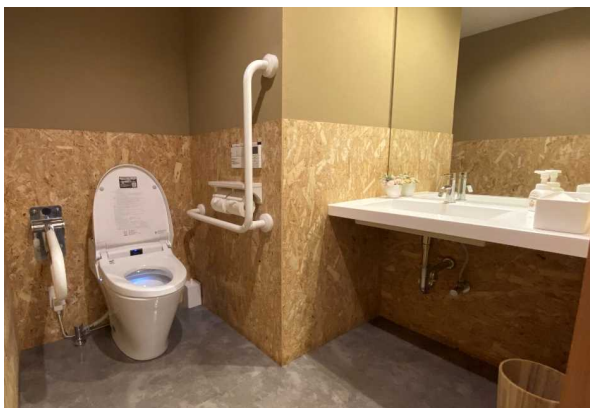
<車椅子使用者用簡易型便房  
(直進又は側方進入の場合)の例>



<車椅子使用者用簡易型便房  
(側方進入の場合)の例>



<設計例>



・小規模店舗に設けられた広めの便房 (車椅子使用者用簡易型便房)



・「車椅子の方も使用できます」の案内表示



## (2) オストメイト用簡易型便房

- ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修等、構造上やむを得ない場合には、オストメイト用簡易型便房を設ける。
- ・オストメイト用簡易型便房とは、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設けたものであり、以下に配慮して設計する。

### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、簡易型機能を備えた便房を1以上設ける。

### ② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とすることが望ましい。
- ・戸が内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保する。

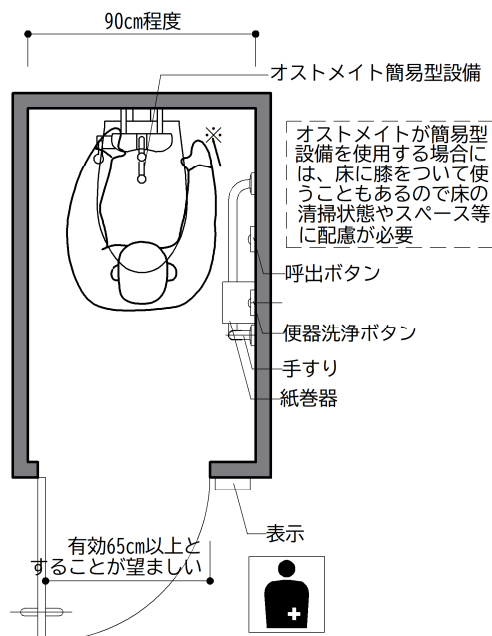
### ③ 戸の形式

- ・2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準（1）②を参照。

### ④ 部品・設備等

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。
- ・小物・手荷物やコート等の衣類をかけるフックを複数設ける。
- ・その他については、2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準（1）③を参照。

### <オストメイト用簡易型便房の例>



### <設計例>



- ・オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの）

## 2. 7. 4 その他の一般便房の設計標準

### (1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・ 出入口の有効幅員は、65cm以上とすることが望ましい。
- ・ 戸が内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保する。

#### 留意点：多様な利用者を想定した一般便房の広さ、出入口の有効幅員の検討

- ・ 便房の広さや出入口の有効幅員（75cm程度）を確保するだけでも、当該便房を使用できる車椅子使用者等が増える可能性が高いことから、広さや出入口の有効幅員について、多様な利用者を想定した検討を行うことが望ましい。

#### 留意点：複数の一般便房を設ける場合の便器及び手すり等の左右対称配置

- ・ 医療施設や福祉施設等、施設用途や利用者の特徴に応じて便房内において複数の一般便房を設ける場合には、便器及び手すり等を左右対称に設けることが望ましい。

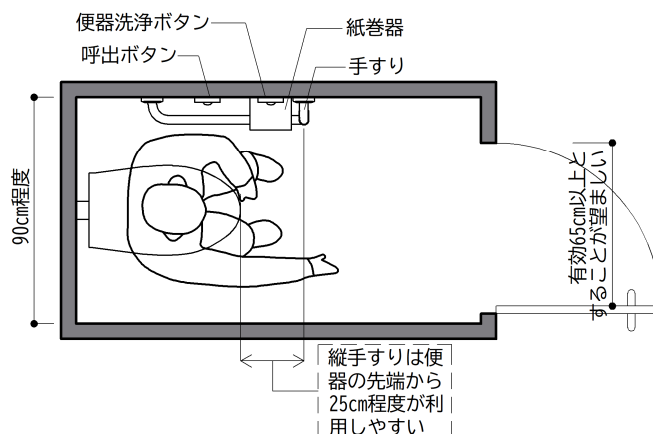
### (2) 戸の形式

- ・ 2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準（1）②を参照。

### (3) 部品・設備等

- ・ 高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和風便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とすることが望ましい。
- ・ 腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とすることが望ましい。
- ・ 手すりを設けた便房を1以上（腰掛便座の便房と和風便器の便房がある場合には、それぞれ1以上）設ける。
- ・ 腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンを設ける場合は、JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に基づくものとする。
- ・ その他については、2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準（1）③を参照。

#### <その他の便房の例>



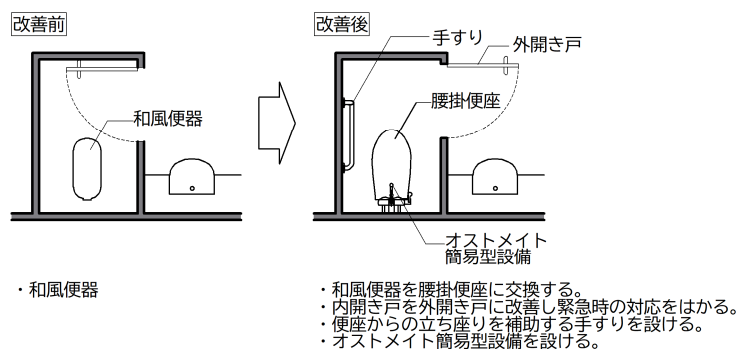
## 2. 7. 5 改善・改修のポイント

便所・洗面所の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2. 7. 1 便所・洗面所の設計標準、2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 4 その他の便房の設計標準に基づいて行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

### (1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置

- ・1以上の車椅子使用者用便房を設ける。
  - ・1以上の車椅子使用者用便房は、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
  - ・便房内には各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。
  - ・車椅子使用者用便房に直径150cm以上の円が内接できるスペースを設けることが困難な場合には、車椅子使用者用簡易型便房を設ける。
  - ・便房前の通行空間や引き戸の戸袋寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2枚引き戸とすることや折れ戸を採用すること等も検討する。
  - ・折れ戸を設ける場合は内側に十分な開閉スペースを確保する。
- ・1以上のオストメイト用設備を有する便房を設ける。
- ・便器が和風便器の場合には、腰掛便座に変更する。

#### <和風便器から腰掛便座への改修の例>

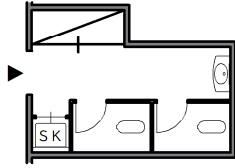


- ・手すりを設けた便房を1以上（腰掛便座の便房と和風便器の便房がある場合には、それぞれ1以上）設ける。
- ・改善・改修により車椅子使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便座に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じた便房数の設定や、配置に留意する。
- ・必要な便房数や床面積の確保方法としては、便所部分のレイアウトの工夫、隣接する倉庫等を活用したスペースの拡充等が考えられる。

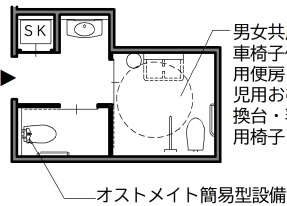
## &lt;小規模施設での改善例&gt;

## ○改善例1

改善前 ・和風便器の便房2つの場合



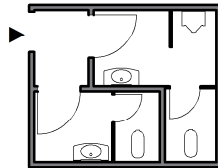
改善後



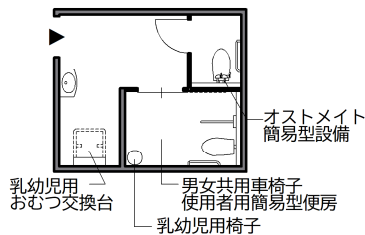
・車椅子使用者用便房  
(+乳幼児用設備)と  
オストメイト簡易型便房を設ける。

## ○改善例2

改善前 ・男女別の便所がある場合



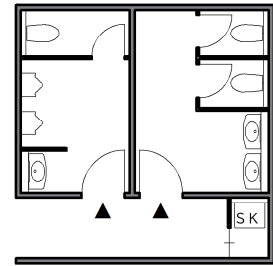
改善後



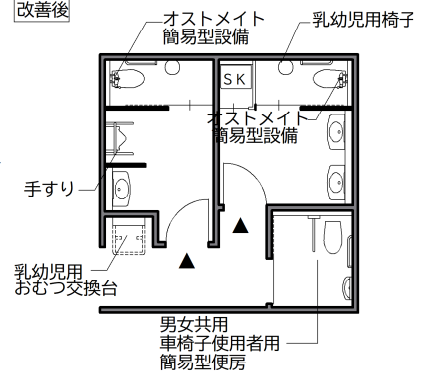
・男女共用の車椅子使用者用簡易型便房  
と、オストメイト簡易型便房を設ける。  
・乳幼児用おむつ交換台を設ける。

## ○改善例3

改善前 ・男女別の便所がある場合



改善後



・男女共用の車椅子使用者用簡易型便房  
を設ける。  
・乳幼児用おむつ交換台を設ける。  
・オストメイト簡易型便房を設ける。  
・便房の戸を引き戸とする。  
・便房内に手すりを設ける。  
・小便器に手すりを設ける。

## (2) 経路

- ・改善・改修により車椅子使用者用便房や車椅子使用者用簡易型便房を設ける場合には、利用居室から車椅子使用者用便房等までの経路について、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。
- ・床の段差解消の方法としては、以下の手法が考えられる。
  - ① 躯体の床下がり範囲に便所・便房を設ける。
  - ② 便所・便房の手前に傾斜路（据え置き型スロープの設置を含む）を設ける。

## (3) テナントビル内における車椅子使用者用便房等の設置

- ・テナントビルの設計においては、便所・洗面所や流し台等（水廻り）の設置が想定されるテナント（店舗）の入居を考慮し、専有部全体又は水廻りの想定範囲は予め躯体の床レベルを下げておくこととする。
- ・既存のテナントビル内（専有部）に車椅子使用者用便房を設ける場合には、個々のテナント内の床の段の解消を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。
- ・床の段差解消の方法としては、以下の手法が考えられる。
  - ① テナント内の便所・便房の手前に傾斜路（据え置き型スロープの設置を含む）を設ける。

## 2.7 便所・洗面所

- ②テナントの出入口付近に傾斜路等を設置し、テナント全体の床を高くして、便所・便房の床高さと合わせる。
- ③入居する建築物に躯体の床下がり範囲に便所・便房を設ける。

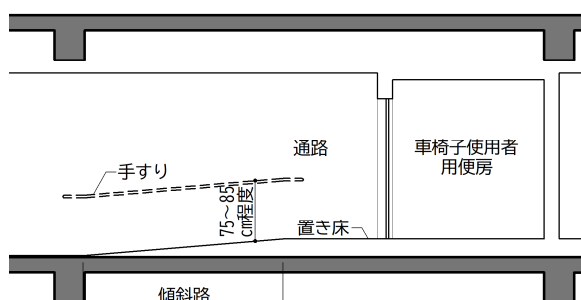
- ・テナントが入居する建築物の共用部に車椅子使用者用便房がない場合やテナント内（専有部内）の便所・洗面所の改修工事を行う場合には、車椅子使用者用便房及びオストメイト用設備等を設けることを前提に、改善・改修を行うことが望ましい。

### 留意点：テナントビルのバリアフリー化

- ・テナントの入居にあたり、床の段差が生じる場合等には必要な改善・改修の措置を講じる必要がある。
- ・テナント入居者は、敷地内の通路及び建築物の出入口に段差がなく、共用部に車椅子使用者用便房等が設置されているテナントビルに入居した場合には、テナント側でテナント（店舗）の出入口幅80cm以上、居室（店舗）内の床段差なし等の店舗内部のバリアフリー化を行うことによって、全ての利用者にとって利便性の向上が図られ、バリアフリー化が可能となる。

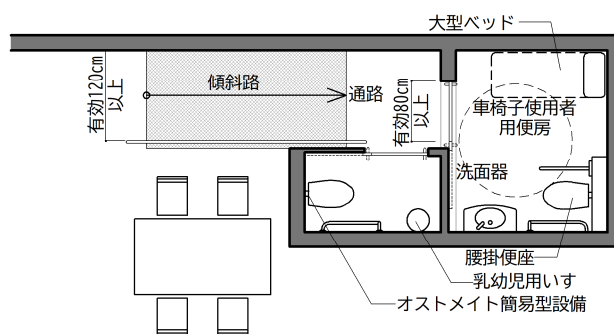
### <改善例5>

#### ○平面図



傾斜路は、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。

#### ○断面図





## 2. 8 利用居室の出入口

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等                                     | チェック項目   |  |
|---|--|--|
| <移動等円滑化経路><br>出入口<br>(政令第18条<br>第2項第二号) | ①幅は80cm以上であるか  |  |
|   | ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか |  |

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等                      | チェック項目   |   |
|--------------------------|--|---|
| <一般基準><br>出入口<br>(省令第2条) | ①出入口<br>(②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち1以上の出入口。)  | - |
|                          | (1)幅は90cm以上であるか  |   |
|                          | (2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか |   |
|                          | ②直接地上へ通ずる1以上の出入口   | - |
|                          | (1)幅は120cm以上であるか   |   |
|                          | (2)戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか                          |   |

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・利用居室<sup>1</sup>の出入口の設計においては、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に出入りするための配慮が求められる。
- ・あわせて、利用居室の名称等を、高齢者、障害者等にわかりやすく情報提供する配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・屋内の動線計画（利用居室と通路の配置）は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・利用居室の出入口には、車椅子使用者等が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、戸の前後には高低差を設けない。
- ・戸の形式は、車椅子使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。
- ・利用居室の出入口には、室名や用途をわかりやすく表示する。
- ・室名表示は、視覚障害者等の利用にも配慮したものとする。

<sup>1</sup>利用居室とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

## 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準

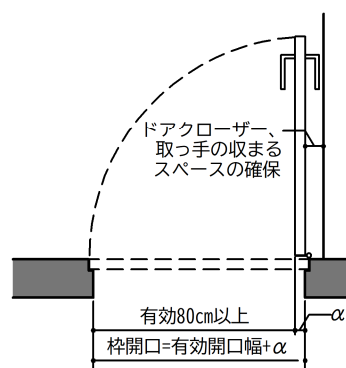
### (1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・ 出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・ 2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。

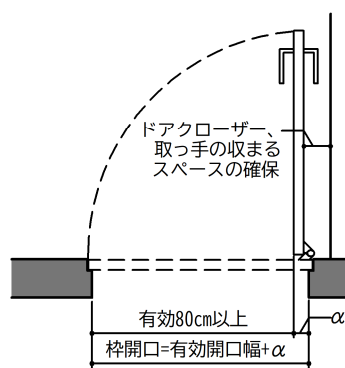
#### 留意点：開き戸の出入口の有効幅員・開口（枠）幅の設定方法

- ・ 出入口の有効幅員は、戸を開けた状態で、開き戸の場合は戸の面と枠の一番狭い部分間の幅、引き戸の場合は戸の見込み面と枠の一番狭い部分間の幅（引き残しを含めない）である。このことは、利用居室に至る主要な経路上にある出入口についても同様である。
- ・ 出入口の戸の丁番・ヒンジに、持出し吊り方式（ヒンジの軸心が戸面から外にある方式）のピボットヒンジを採用する場合、ヒンジ部分にクリアランスが生じるため、その分、有効幅員が小さくなることに留意して、出入口の戸の開口（枠）幅を計画することが必要となる。
- ・ 特に利用居室に至る主要な経路上にある出入口については、枠開口寸法とあわせて、出入口の有効幅員も設計図書等に記入し、設計者・施工者自らがチェックすることが望ましい。

#### <一般的な丁番等の場合>



#### <持出し吊り方式のピボットヒンジの場合>



- ・ 出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。

### (2) 戸の形式

- ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・ 開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より使いやすい。
- ・ 自動式引き戸については、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準 (2) ①を参照。
- ・ 衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる窓を設けることが望ましい。
- ・ 戸に設ける窓は、立位の利用者のほか、車椅子使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。
- ・ ガラス戸の場合は、床から高さ35cm程度までの部分を、車椅子のフットサポートあたりとして補強することが望ましい。

**留意点：戸の認知のしやすさ**

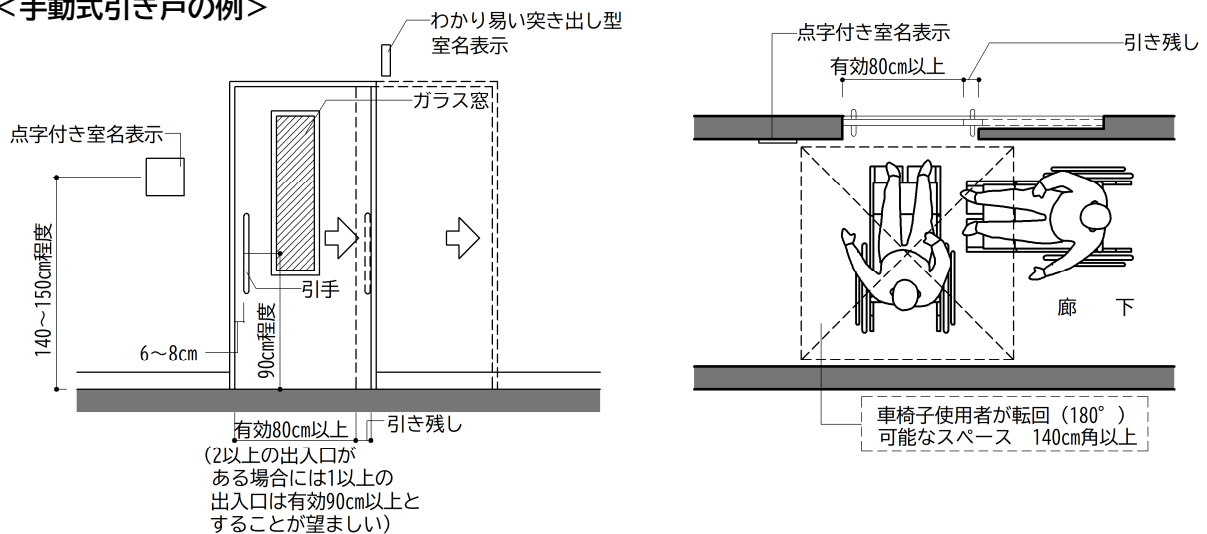
- ・弱者（ロービジョン）や色覚多様性のある人の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、戸及び取っ手は、戸と壁の色、又は取っ手と戸の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい

**留意点：ガラス窓**

- ・聴覚障害者は、ロックをしてもその音がわからないため、部屋の中の様子がわかるように戸にガラス窓を入れる等の工夫をすることが望ましい。
- ・戸にガラス窓を設けることは、児童や幼児にも居室内部の様子がわかる等、ユニバーサルデザインの視点からも望ましい。

**① 手動式引き戸**

- ・車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝を設けない。
- ・取っ手は、棒状のものとする。
- ・取っ手の中心高さは、床から90cm程度とする。
- ・補助取っ手をつけることが望ましい。
- ・自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）とすることが望ましい。

**<手動式引き戸の例>****② 開き戸**

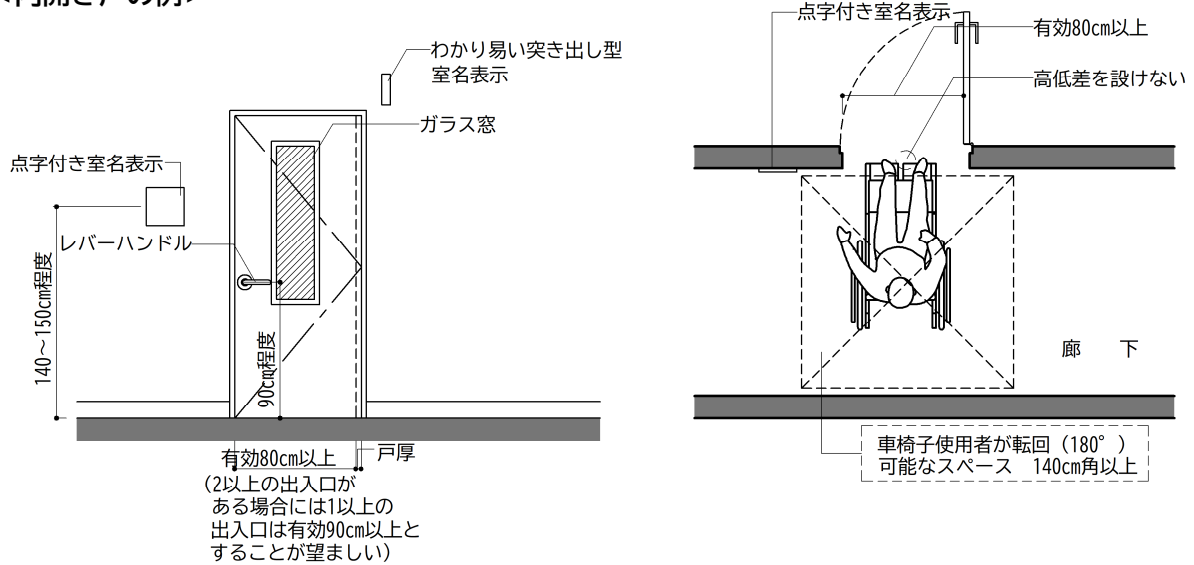
- ・車椅子使用者の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には袖壁を設け、戸の前後には十分なスペースを設けることが望ましい。
- ・ドアクローザーは、閉めはじめはゆっくり閉まる等、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ軽い力で操作できるものとする。
- ・廊下の側面に、通路等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、必要な措置（十分なスペース（アルコーブ等）を設ける等）を講ずることが望ましい。

**留意点：開き戸**

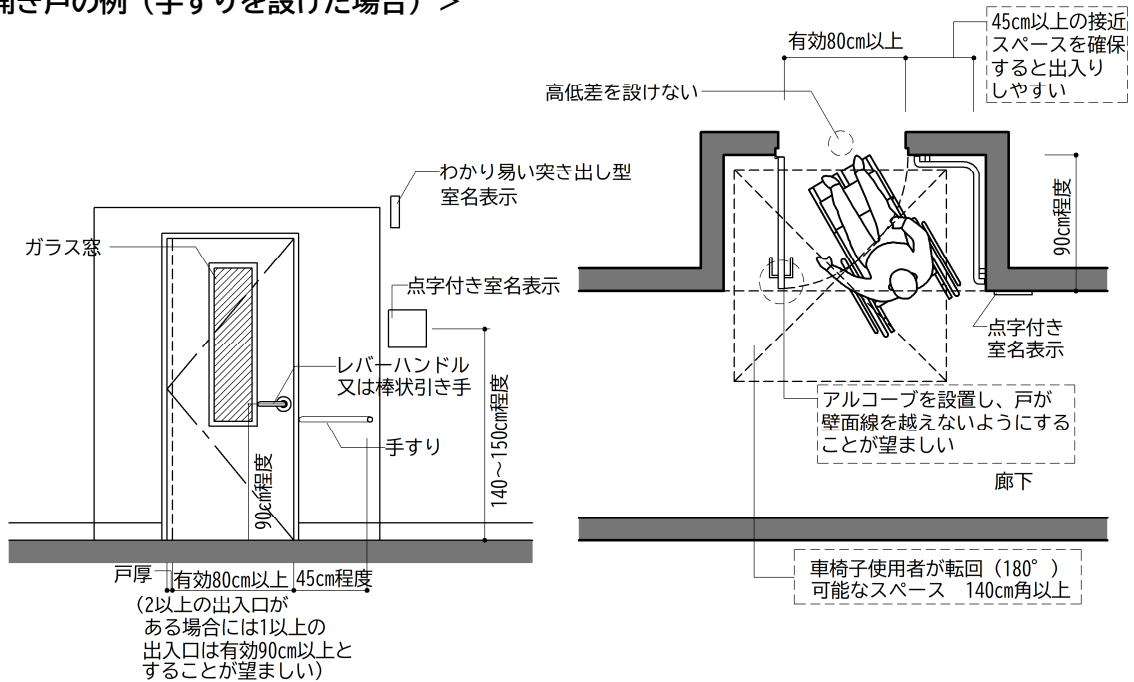
- ・ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度が調整できるものが良い。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

## 2. 8 利用居室の出入口

### <内開き戸の例>



### <外開き戸の例(手すりを設けた場合)>



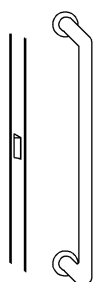
- ・ 取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。
- ・ 取っ手の設置高さは、床から90cm程度とする。

#### 留意点：取っ手

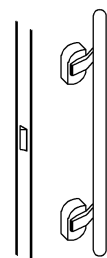
- ・ 握り玉タイプのは、高齢者、障害者等には使いにくいいため使用しない。

### <使いやすい取っ手の例>

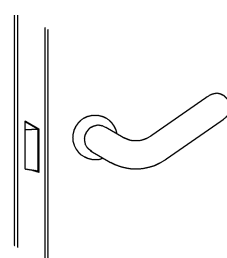
○棒状



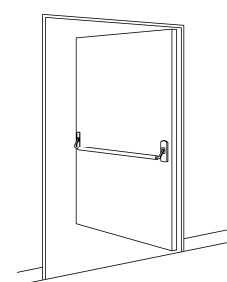
○プッシュプルハンドル



○レバーハンドル



○パニックバー



### (3) 仕上げ等

#### ① ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準(2)を参照。

### (4) 案内表示

#### ① 設置位置

- ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、利用居室の名称等を表示する。
- ・室名表示の設置高さは、床から140～150cm程度とする。

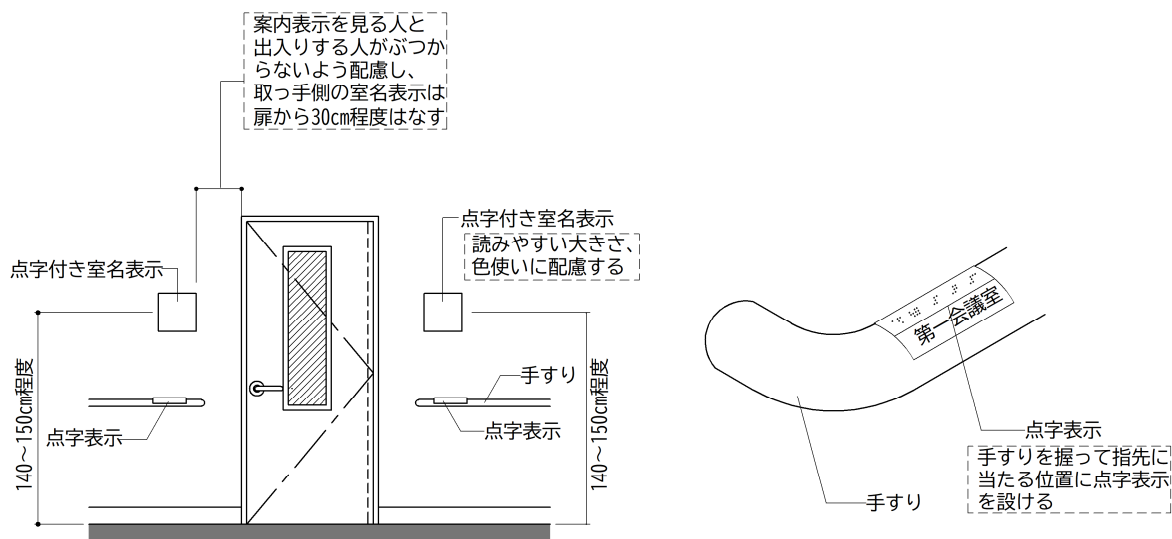
#### ② 文字等による室名表示

- ・室名表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・室名表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・表示板等については、2. 14 G 案内表示を参照。

#### ③ 文字の浮き彫りや点字による室名表示

- ・客室や、視覚障害者の利用が多い用途の利用居室の室名表示は、文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとすること。
- ・その他の用途の建築物の利用居室においても、室名表示は、文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとすることが望ましい。
- ・廊下等に手すりを設ける場合には、施設用途を考慮した上で、点字による室名表示を手すりに設けることが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

#### <室名表示の例>





## 2. 8 利用居室の出入口

### <設計例>



- ・戸の手前で手すりを立上げ、戸の位置をわかりやすくしている出入口（戸は引き戸で下枠の段がなく、戸と壁の色のコントラストを明確にして認知しやすくし、表示は大きく明瞭である。）

### 2. 8. 2 改善・改修のポイント

利用居室の出入口の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

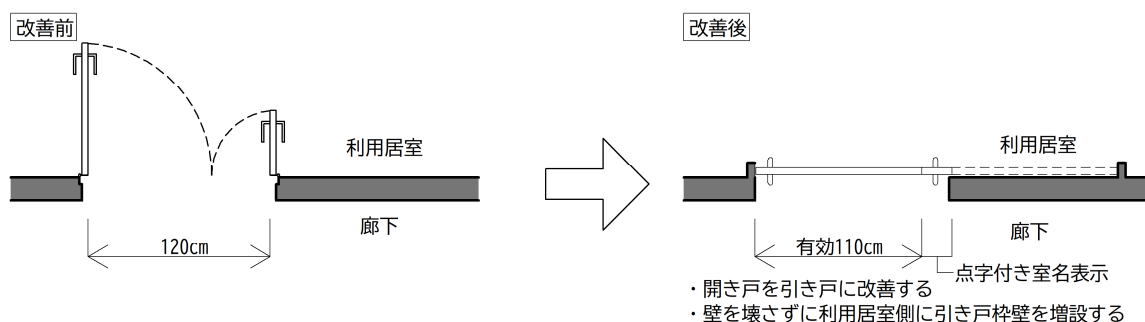
#### (1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・高齢者や視覚障害者のつまずきの原因や、車椅子使用者の通行の支障となる戸の前後の高低差を解消する（傾斜路でも可）。

#### (2) 戸の形式

- ・開き戸とする場合は、通行者との衝突防止、開閉動作等のための十分なスペースを確保する。
- ・引き戸とすることが望ましい。

### <改善例>



## 2.9 客室

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

| 施設等   | チェック項目  |   |
|---|---|---|
| <一般基準><br>ホテル又は<br>旅館の客室<br>(政令第15条)<br>(告示第1495・<br>1496号)           | ①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100(端数は切り上げ)以上設けているか  |   |
|   | ②車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)   | - |
|   | (1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか   |   |
|   | (ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか   |   |
|   | (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか  |   |
|   | (2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか   |   |
|   | (3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか |   |
|   | ③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)   | - |
|   | (1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか  |   |
|   | (2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか  |   |
| (3)出入口の幅は80cm以上であるか   |   |   |
| (4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか |   |   |
| <移動等円滑化<br>基準><br>出入口 <sup>1</sup><br>(政令第18条<br>第2項第二号)              | ①幅は80cm以上であるか   |   |
|   | ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか  |   |

<sup>1</sup> 出入口：車椅子使用者用客室の出入口

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等  | チェック項目   |   |
|--|--|---|
| ホテル又は<br>旅館の客室<br>(省令第10条、<br>告示第1484号)                    | ①客室総数が200以下の場合には客室総数の1/50以上、客室総数が200を超える場合は客室総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか          |   |
|  | ② 車椅子使用者用客室の出入口  | - |
|  | (1)幅は80cm以上であるか  |   |
|  | (2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか                               |   |
|  | ③ 車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)   | - |
|  | (1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか  |   |
|  | (ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか  |   |
|  | (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか   |   |
|  | (2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか  |   |
|  | (3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか |   |
|  | ④ 車椅子使用者用客室の浴室等(同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)   | - |
|  | (1)車椅子使用者用浴室等  | - |
|  | (ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか  |   |
|  | (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか  |   |
|  | (2)出入口   | - |
|  | (ア)幅は80cm以上であるか  |   |
| (イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか |  |   |

## ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と等しく外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車椅子使用者用客室」（車椅子使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、一般客室において高齢者や障害者等も利用できるような配慮することが求められている。
- ・車椅子使用者のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとっても魅力ある車椅子使用者用客室や、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設けることにより、稼働効率の良い客室配置が可能となる。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所等）の段差の解消や、フロントにおける車椅子使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応、人的な対応の両面を考慮しつつ設計を行うことが重要である。
- ・高齢者、障害者等のニーズや要望等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前のバリアフリーに関する情報提供（車椅子使用者用客室の有無やその仕様・寸法、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）を行い、予約しやすさへの配慮を行うことが、施設管理者に求められる。
- ・高齢者、車椅子使用者以外の障害者、聴覚障害者、視覚障害者等が利用できるような配慮した客室を整備することなど、施設全体で様々なバリアフリー対応を行うことは、施設管理者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みである。

## ◆ 設計のポイント ◆

### ア. 車椅子使用者用客室

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設には、バリアフリー法に定められる水準を満たす車椅子使用者用客室を設ける。
- ・車椅子使用者用客室内には、車椅子使用者の円滑な利用が可能な通路・スペース及び便所、浴室又はシャワー室（以下：浴室等）を設ける。
- ・車椅子使用者用客室及び便所・浴室等の出入口は、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。
- ・車椅子使用者は座位や動作視点が低く、手の届く範囲に限界があるため、部品や設備機器の高さ・奥行きの設定等に配慮する。
- ・一般客室と同等の快適性の確保、及び誰もが利用したいと思う魅力ある室内空間の提供ができるよう、内装仕上げ・部品・設備機器の選定、色彩・照明計画等に配慮する。

### イ. 一般客室

- ・一般客室及び便所・浴室等の出入口には、車椅子使用者等の利用に配慮した有効幅員、空間等を確保し、戸の前後に高低差を設けない。

### ウ. 各室に共通する整備又はソフト面の工夫

- ・車椅子使用者用客室及び一般客室には、高齢者、障害者等への情報提供、高齢者、障害者等とのコミュニケーション、並びに非常事態発生時の伝達や避難誘導等に配慮した案内表示や設備・備品等を設ける（又は貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては、音声・文字・点灯等による情報伝達が可能な設備・備品や、点字・浮き彫り文字の表記等が重要となる。

## 2. 9. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### ① 設置数、配置

- ・客室総数が50以上の場合は、客室総数の1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の車椅子使用者用客室を設ける。
- ・客室総数が200以下の場合、客室総数に1/50を乗じて得た数以上、客室総数が200を超える場合は、客室総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けることが望ましい。また、バリアフリー法第17条に基づく建築物特定施設とする場合は、これに適合させた客室数以上の車椅子使用者用客室を設ける。
- ・客室総数が50未満の場合は、1以上の車椅子使用者用客室を設けることが望ましい。

#### 参考：バリアフリー機能を備えた客室の設置数に関する国際的な水準

（2010年版 アクセス可能なデザインのためのADA基準 米国司法省2010年9月）

- ・バリアフリー機能を備えた客室の設置数は、下表に従って提供されなければならない。

| 提供される客室の総数 | 車椅子使用者用シャワー室のないバリアフリー対応客室の必要最小数       | 車椅子使用者用シャワー室のあるバリアフリー対応客室の必要最小数       | バリアフリー対応の客室の総数                        |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1～25       | 1                                     | 0                                     | 1                                     |
| 26～50      | 2                                     | 0                                     | 2                                     |
| 51～75      | 3                                     | 1                                     | 4                                     |
| 76～100     | 4                                     | 1                                     | 5                                     |
| 101～150    | 5                                     | 2                                     | 7                                     |
| 151～200    | 6                                     | 2                                     | 8                                     |
| 201～300    | 7                                     | 3                                     | 10                                    |
| 301～400    | 8                                     | 4                                     | 12                                    |
| 401～500    | 9                                     | 4                                     | 13                                    |
| 501～1000   | 全体の2%                                 | 全体の1%                                 | 全体の3%                                 |
| 1001以上     | 20に加えて、1000を100または100以下の端数で超えるごとに1を追加 | 10に加えて、1000を100または100以下の端数で超えるごとに1を追加 | 30に加えて、1000を100または100以下の端数で超えるごとに2を追加 |

- ・前述の車椅子使用者用客室の設置数を設けるとともに、上記の国際的な水準を参考にしつつ、個別のプロジェクトに応じて高齢者、障害者等の利用に配慮した客室（一般客室を含む）の設置数を設定することが望ましい。

#### 留意点：車椅子使用者用客室の整備促進

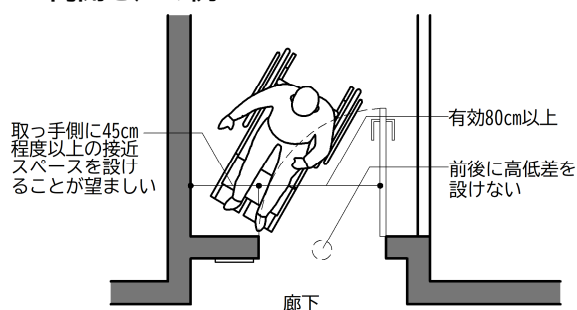
- ・地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（バリアフリー条例）において、ホテル又は旅館の義務付け対象規模を政令の規模（床面積2,000㎡）未満に設定することや、車椅子使用者用客室の割合等、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加する、又は基準強化を図る等、「車椅子使用者用客室の整備促進」について、より積極的な取り組みがなされることが望ましい。

#### ② 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

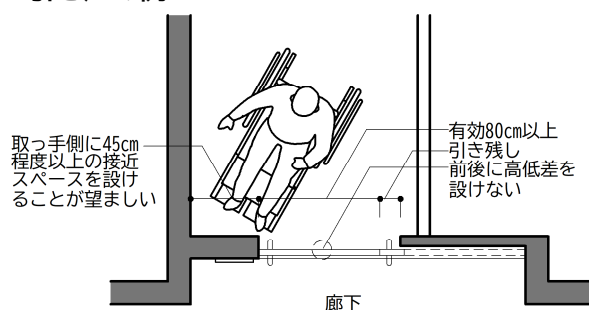
- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車椅子使用者の戸の開閉のため、客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅45cm程度以上の接近スペースを設けることが望ましい。
- ・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口（有効幅員80cm以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。

- ・客室内には、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを、1以上設ける。（家具等の下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応でもよい。
- ・車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とする。（ベッド、テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とするが、この場合は施設管理者側の移動作業が増大することに留意する必要がある。）
- ・客室の床には、原則として段差を設けない。客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等（段差）を40～45cm程度（車椅子の座面の高さと同程度）とすることが望ましい。
- ・壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮することが望ましい。
- ・その他については、2.8.1 利用居室の出入口の設計標準を参照。

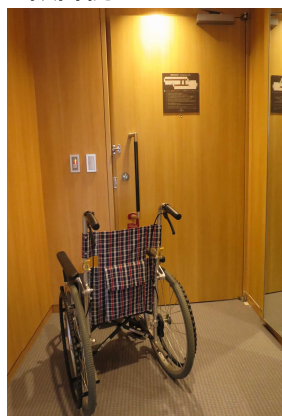
## &lt;内開き戸の例&gt;



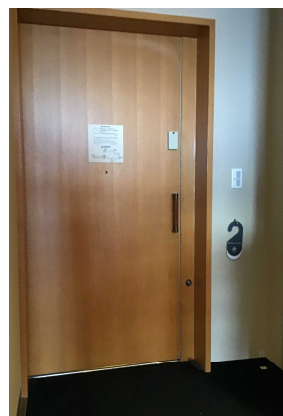
## &lt;引き戸の例&gt;



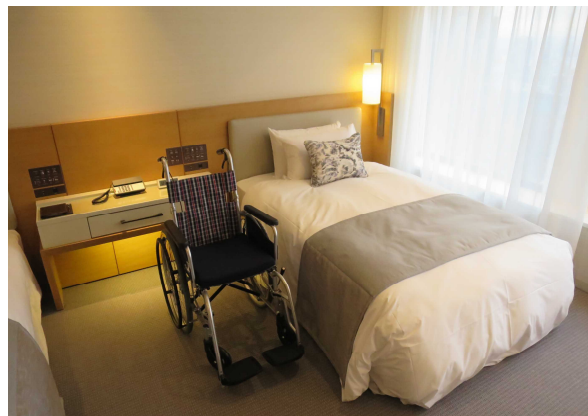
## &lt;設計例&gt;



- ・棒状の取っ手及び、戸の取っ手側の接近スペースが設けられた、開き戸形式の客室出入口（室内側）



- ・戸の取っ手側の接近スペースが設けられた、引き戸形式の客室出入口



- ・車椅子使用者がベッドに移乗できるように設けられたベッド側面のスペース





・窓際の椅子・テーブルを移動することで、ベッドへの移乗スペースが容易に確保できるツインルーム



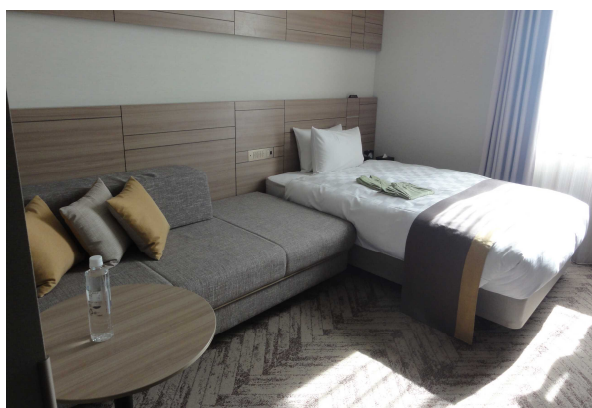
・車椅子使用者が回転できるスペース、ベッドへの移乗スペースを確保したツインルーム



・畳の小上がりを設けた和風ホテルの洋室



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手前に確保したシングルルーム



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手前に確保したシングルルーム（ソファベッド常設で、ツイン利用可能）



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手前に確保したダブルルーム

### ③ 客室出入口の戸の形式

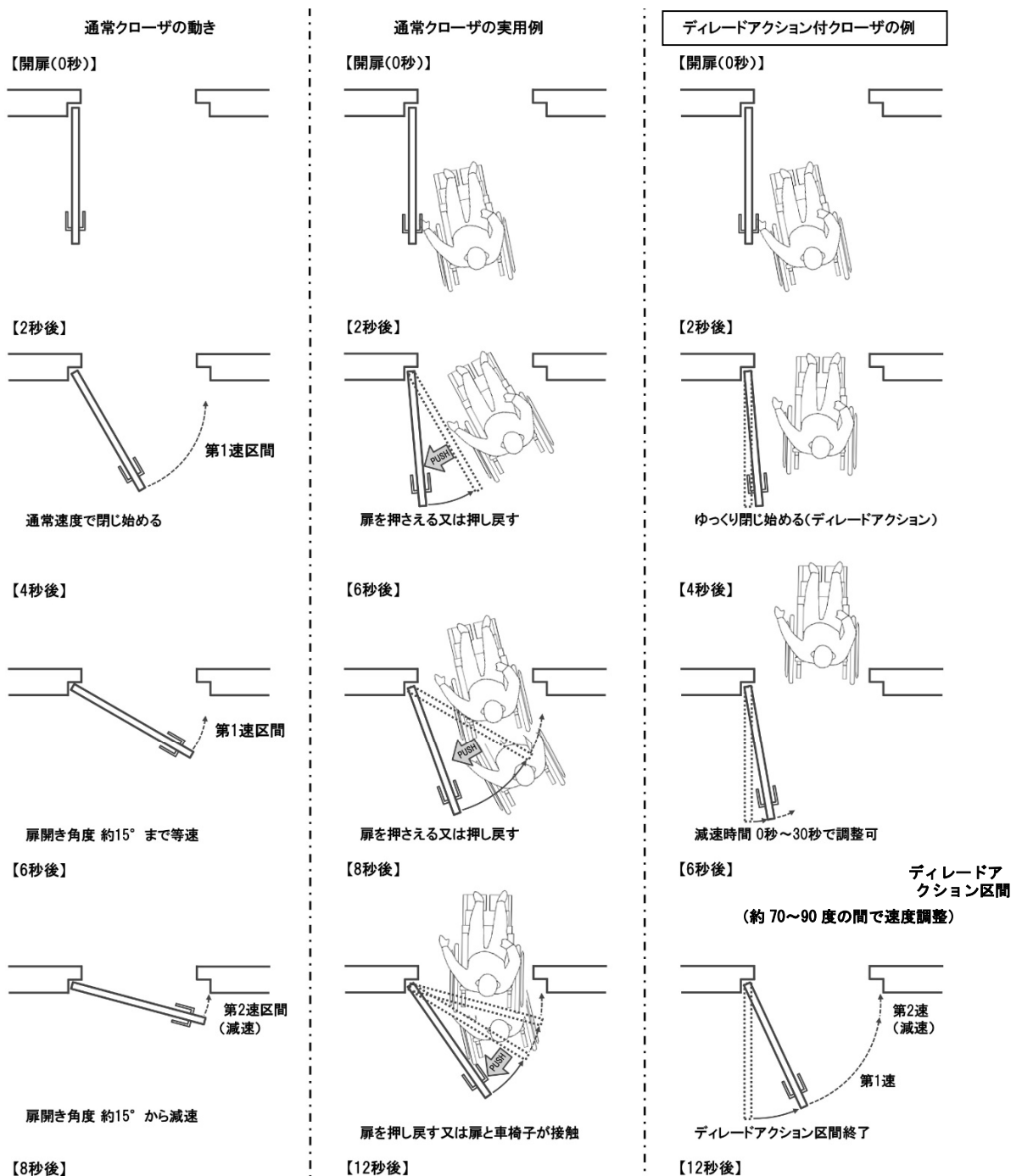
- ・戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸の開閉動作は、開き戸より引き戸の方が開閉しやすい。
- ・取っ手の中心高さは、床から90cm程度とする。
- ・室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、床から140cm程度の高さ（車椅子使用者の見やすさに配慮した高さ）に設ける。
- ・アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から100～120cm程度（車椅子使用者の目線の高さ）程度の高さに設けることが望ましい。又は、戸の付近にカメラ付きインターホンを設けることが望ましい。

- ・非接触型カード錠のカードリーダは、床から100～120cm程度の高さに設けることが望ましい。
- ・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。

### ア. 開き戸

- ・取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。
- ・ドアクローザーは、閉めはじめはゆっくり閉まる等、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ軽い力で操作できるものとする。（ディレードアクション機能）
- ・戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

#### <参考> ドアクローザー（車椅子の通行に安全で便利な機能：ディレードアクション付の例）



**留意点：客室出入口のU字ロックやチェーンロックの解除等**

- ・非常時には従業員等が客室に駆け付けて高齢者、障害者等を救助するため、施設管理者は廊下側からU字ロックやチェーンロックの解除する方法等の対策を備えておく必要がある。

**イ. 手動式引き戸**

- ・手動式引き戸は、自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際に減速するもの）で、容易に開閉できるものとするのが望ましい。
- ・取っ手は、握りやすい形状（棒状のもの等）とする。

**留意点：手動式引き戸の採用にあたって**

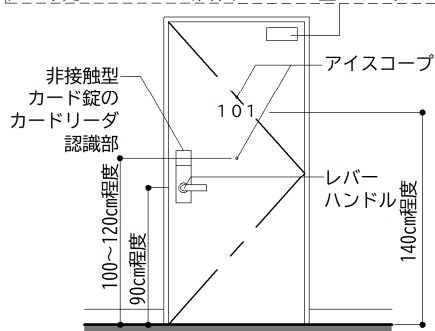
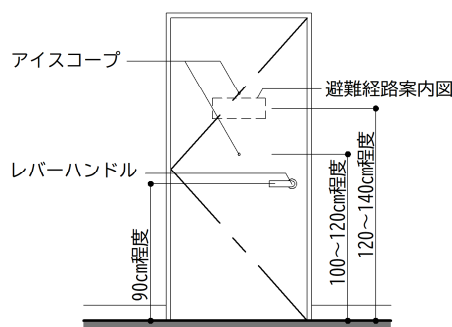
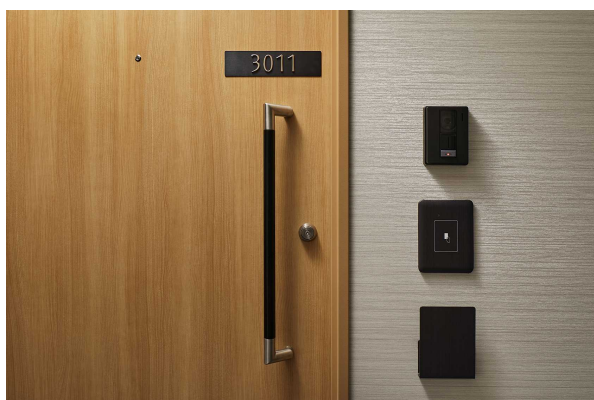
- ・客室出入口に引き戸を採用する場合には、戸の遮音性能（開き戸との相違）のほか、引き残し・戸袋の設置スペースや電気錠の設置スペースについて確認することが必要である。

**ウ. その他**

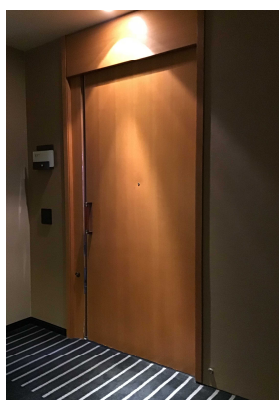
- ・戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

**<客室出入口の開き戸（廊下側）の例>**

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

**<客室出入口の開き戸（客室側）の例>****<設計例>**

- ・棒状の取っ手が設けられた開き戸形式の客室出入口

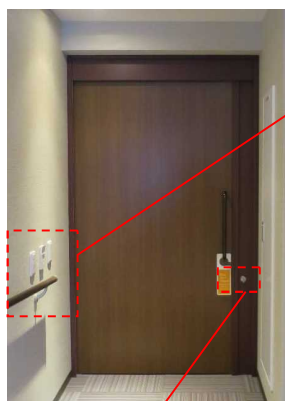


- ・引き戸形式の客室出入口



- ・車椅子使用者の見やすさに配慮した高さに設けられたアイスコープ、避難情報及び避難経路の表示





サムターン錠



- ・棒状の取っ手が設けられた開き戸形式の客室出入口及び、戸先のサムターン錠とは逆側に設けられたプッシュボタン方式のドア開錠スイッチ



- ・客室出入口に設けられたカメラ付きインターホン（左）。室内のモニター（右）は床から100cmの高さに設けられている。

#### ④ 部品・設備等

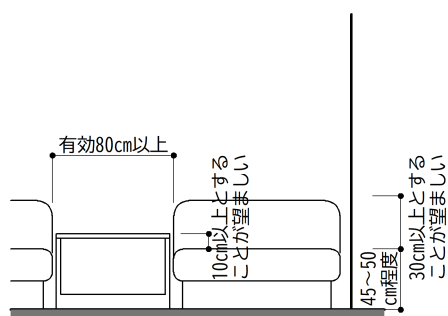
##### ア. ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で45～50cm程度とする。
- ・室内の回転スペース又は転回（方向転換）スペース及びベッドへの移乗スペース（有効幅員80cm以上）を確保するために客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上することが望ましく、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとするのが望ましい。

##### イ. ベッドサイドキャビネット

- ・客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。
- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くすることが望ましい。
- ・ベッド上から手の届く位置に、緊急通報ボタンを設けることが望ましい。

#### <ベッド廻りの例>



#### <設計例>



- ・フロントを呼び出すことが可能な緊急通報ボタン

##### ウ. 照明

- ・ベッド上で室内の照明を点灯・消灯できるものとする。
- ・リモコンやタブレット等で操作できるものとするのが望ましい。
- ・室内の照明は、間接照明とし、光源が利用者に直接見えないように配慮する。

##### エ. 電話機

- ・室内の電話機は、ベッドから手が届く位置に設ける。

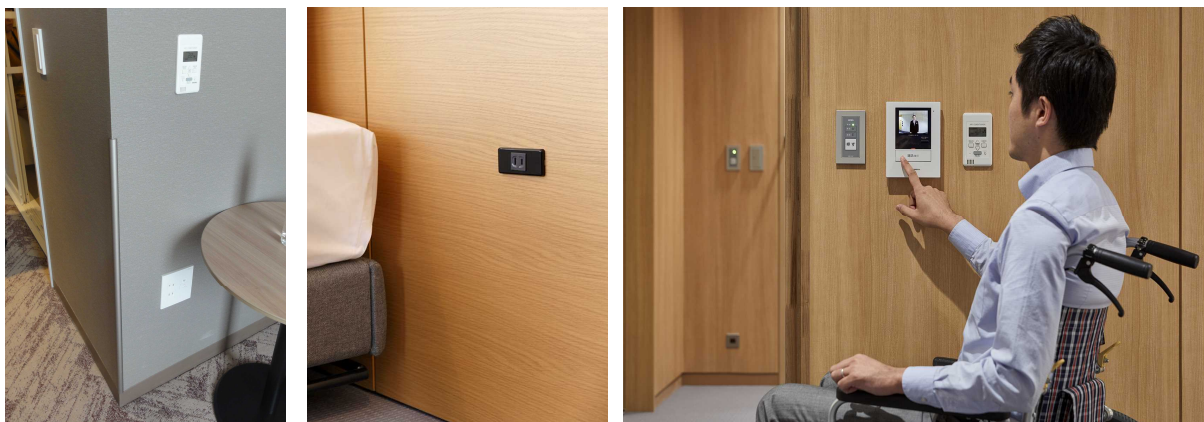
### オ. インターホン（室内機）、戸の施錠・解錠装置（カード式含む）、スイッチ、コンセント類

- ・インターホン（室内機）、戸の施錠・解錠装置（カード式含む）、スイッチ、コンセント類は、車椅子使用者の利用に適した位置、高さに設ける。
- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置に床から40cm程度の高さのコンセントを設ける。
- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・スイッチ等及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・コンセント、スイッチ類については2.14 E コンセント・スイッチ類を参照。

#### <コンセント、スイッチの高さの例>



#### <設計例>



- ・床から約40cmの高さに設けられたコンセント、床から約100cmの高さに設けられたスイッチ

- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、床から約40cmの高さに設けられたコンセント

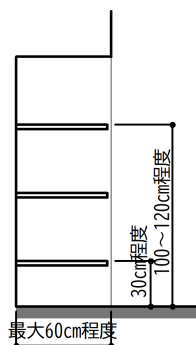
- ・床から110cmの高さ（中心高さ）に設けられた戸の施錠・解錠装置、インターホンのモニター、空調スイッチ

### カ. 収納等

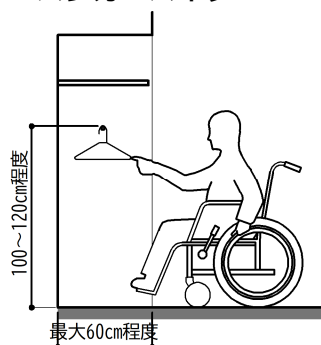
- ・収納は、車椅子使用者の利用に適した位置とする。
- ・棚の高さは、下端：床から30～40cm程度、上端：床から100～120cm程度とする。
- ・ハンガーパイプやフックの高さは、床から100～120cm程度とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・棚やクローゼット等を設ける場合、奥行きは最大60cm程度とする。
- ・収納の形状は、車椅子使用者が容易に接近できるものとする。
- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。



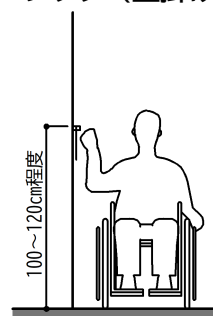
<収納の例>  
棚



## ハンガーパイプ



## フック（壁掛け）



## &lt;設計例&gt;



- ・金物を2カ所に設置し、床から高さ約120cmにハンガーパイプを移動できる収納



- ・金物を2カ所に設置し、床から高さ約110cmにハンガーパイプを移動できる収納



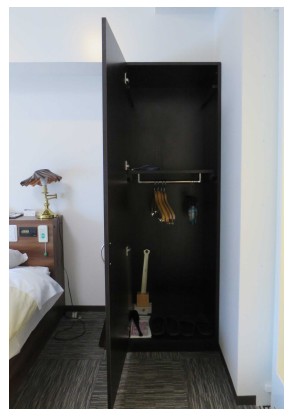
- ・床から約120cmの高さにも設けられたフック



- ・付属のハンドルを用いて、低い位置に下げることのできるハンガーパイプ



- ・低い位置にハンガーパイプを設けた収納



- ・ハンガーパイプを床から高さ約120cm・約90cmに移動することができる枕棚を設けた収納

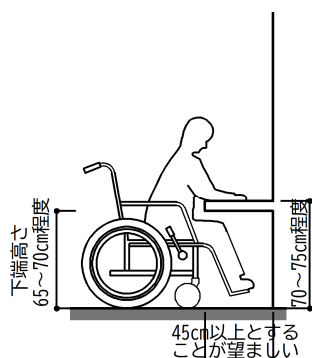


- ・車椅子使用者が接近しやすいよう、下部に40cmのスペースを設けたミニバー

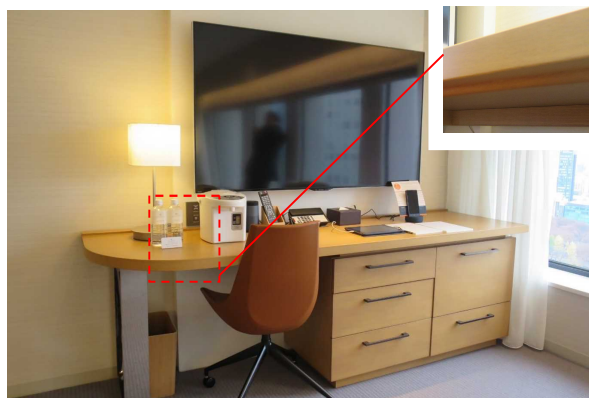
キ. カウンター、ライティングデスク等

- ・室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合、床からの上端高さは70～75cm程度、下端高さは65～70cm程度とする。
- ・室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合、奥行きは45cm以上とすることが望ましい。

## &lt;カウンターの例&gt;



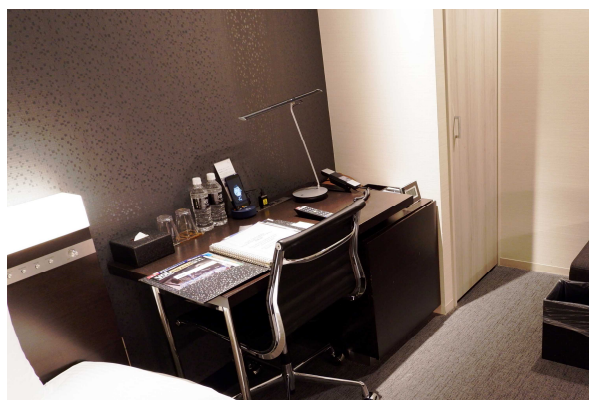
## &lt;設計例&gt;



- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保し、掴みやすいよう、天板裏や引き出しの取っ手の形状を工夫したライティングデスク



- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保したライティングデスク、荷物置場



- ・利用しやすいように、ミニバー（冷蔵庫）を近くに設けたライティングデスク

## ⑤ 仕上げ等

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

## ⑥ バルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等

- ・車椅子使用者用客室にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設けた場合には（以下共通）、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、引き戸や引き違い戸等、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。また、その前後に高低差がないものとするが望ましい。

## ⑦ 便所、便房

- ・客室内の便所には、車椅子使用者が円滑に利用できる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける。（※1）

※1 以下の場合には代替可能。

- ・車椅子使用者用客室が設けられている階に、車椅子使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車椅子使用者用便房については、2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準（1）及び（2）を参照。

### ア. 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車椅子使用者用便房の各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを設ける。全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は140cm以上×140cm以上のスペースを設けることができない場合には、車椅子使用者が腰掛け便座等に移乗しやすいように、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける。
- ・床には段差を設けない。

### イ. 戸の形式

- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

### ウ. 部品・設備等

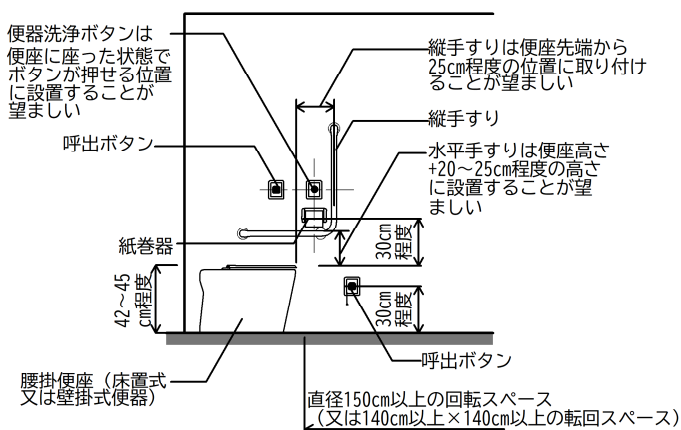
- ・車椅子使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。
- ・腰掛便座の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

#### 留意点：車椅子使用者用便房の腰掛便座、手すり等の適切な配置例

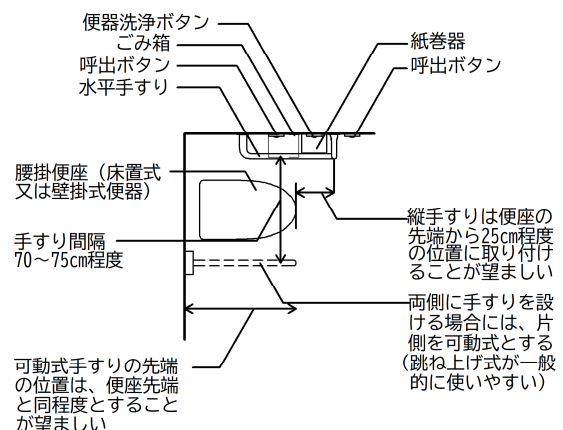
例えば、以下のような具体的な対応が考えられる。

- ・車椅子から腰掛便座への移乗を容易にするため、腰掛便座の両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・両側に手すりを設ける場合には、介助等を考慮し片側の手すりは可動式手すりとする。
- ・腰掛便座や手すりの配置・位置状況について、宿泊施設の情報提供の中で紹介することで、高齢者、障害者等の身体の状態等に応じて利用できるものか、宿泊施設及び客室を選択しやすくなることが望ましい。

<手すり等の配置の例（姿図）>

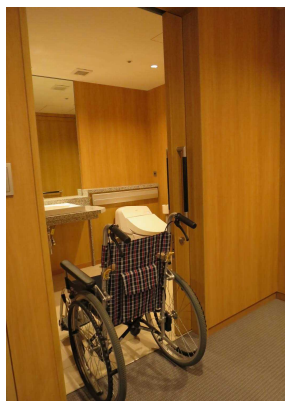


<手すりやボタンの配置の例（平面図）>

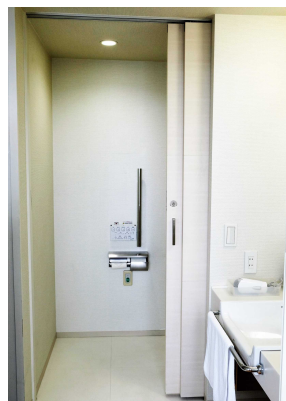




## &lt;設計例&gt;



・便所の出入口の引き戸

・便所の出入口の2連引き戸  
(有効幅員を確保しやすい)・浴室・洗面所・便房の  
出入口の引き戸・浴室・洗面所・便房の  
出入口の3枚引き違い  
戸(有効幅員を確保し  
やすい)・L型手すりと跳ね上げ  
式の手すり

・両側手すり

・L型手すりと跳ね上げ  
式の手すり・洗面所と一体的に設け  
られた便所

## ⑧ 浴室又はシャワー室

・客室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下「車椅子使用者用浴室等」という。）を設ける。（※2）

※2 以下の場合に代替可能。

- ・車椅子使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車椅子使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・1以上の共用の車椅子使用者用浴室等（個室浴室、貸し切り浴室を含む）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ・共用の車椅子使用者用浴室等については、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準を参照。

## 留意点：車椅子使用者用浴室、車椅子使用者用シャワー室等のバリエーション

- ・車椅子使用者用浴室には、洗面所・便房と一体として設けるタイプや、洗面所・便房とは別に独立して浴室（浴槽＋洗い場）を設けるタイプ等がある。また車椅子使用者用シャワー室には、洗面所・便房と一体として設けるタイプや、洗面所・便房とは別に独立してシャワー室を設けるタイプ等がある。

## 留意点：共用の車椅子使用者用浴室までの経路

- ・車椅子使用者用客室から共用の車椅子使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

### ア. 浴室等の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・ 出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・ 浴室又はシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・ 浴室等の各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを設ける。全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は140cm以上×140cm以上のスペースを設けることができない場合には、車椅子使用者が浴槽や入浴用椅子等に移乗しやすいように、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける。
- ・ 床には段差を設けない。

### イ. 戸の形式

- ・ 浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・ 開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

### ウ. 部品・設備等

- ・ 車椅子使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
  - a. 浴槽**
    - ・ 浴槽深さは50cm程度、エプロン高さは45cm程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。
    - ・ 車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽のエプロン高さと同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
    - ・ 浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。
  - b. シャワー**
    - ・ 原則としてハンドシャワーとする。
    - ・ シャワー室・洗い場付き浴室の場合には、シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
    - ・ 入浴用椅子、シャワー用車椅子、壁掛け式折りたたみ椅子のいずれかを備える。
    - ・ 入浴用椅子等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし、高さを調整できるものとする。ことが望ましい。
    - ・ 上下2箇所にシャワーヘッド掛けを設ける場合には、低い位置のシャワーヘッドかけは、入浴用椅子等に座った状態で手が届く高さに設ける。
  - c. 手すり**
    - ・ 浴槽を設ける場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設ける。
    - ・ 洗い場やシャワー室を設ける場合には、入浴用椅子等に座った状態で手が届く位置に、立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設ける。



**d. 浴槽及びシャワーの水栓金具**

- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、入浴用椅子等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

**留意点：水栓**

- ・湯水の溢れ出しを防止するため、浴槽の水栓は定量止水機能のついたものとするのが望ましい。

**e. 緊急通報ボタン等**

- ・緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を車椅子使用者等が操作しやすい高さ、位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンを押したことが、音声による案内のほか、フラッシュライト等の点灯等により客室内外で視認できることが望ましい。

**工. 仕上げ等**

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車椅子での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。
- ・一般客室の浴室等と同様の快適性を確保できるよう、内装仕上げ材・部品・設備機器の選定・工夫、色彩・照明計画等に配慮することが望ましい。

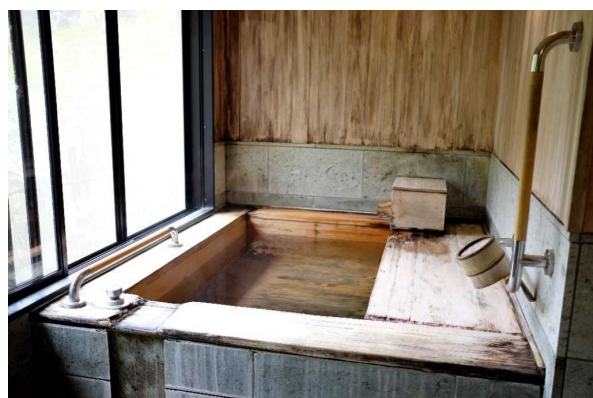
## &lt;浴室の設計例&gt;



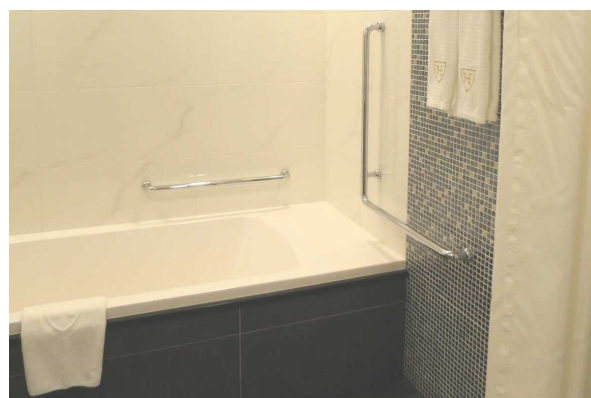
- ・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場なし）



- ・浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場なし）



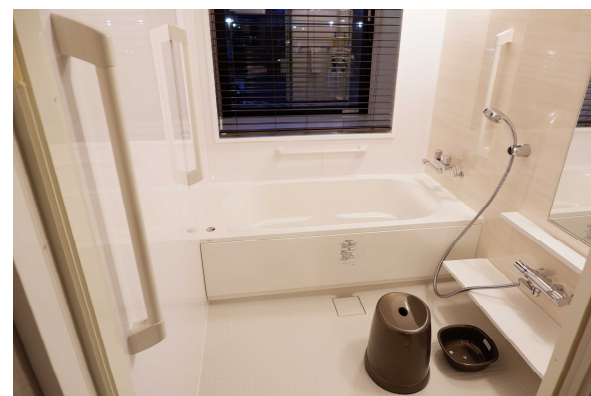
- ・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）



- ・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）



- ・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）



- ・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）

### <シャワーの設計例>



・垂直に取り付けたバーに沿ってスライドし高さを調整できるシャワーヘッド

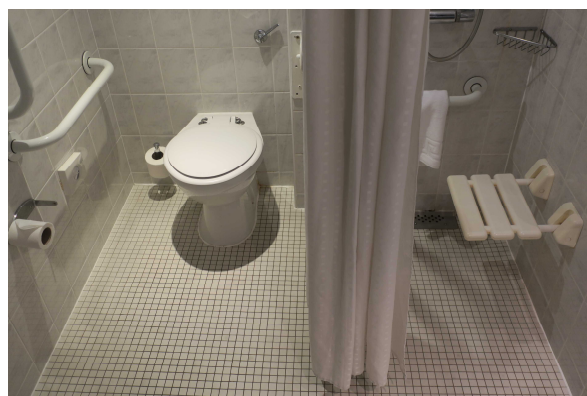


・折りたたみ椅子を設けたシャワー（英国の例）

### <シャワー室の設計例>



・シャワー室の出入口



・車椅子使用者用便房と一体的に設けられたシャワー室（英国の例）



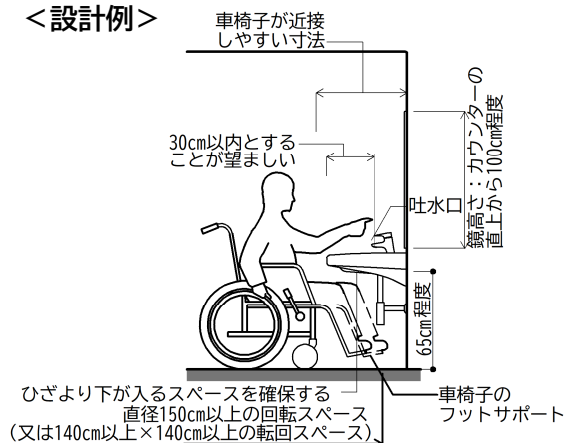
・一体的に設けられた便所、シャワー室（便所の左側には浴槽がある。引違い戸（前後の高低差なし）により、便所とシャワー室にそれぞれ直接、出入りすることができる。）



⑨ 洗面器等（便所、洗面脱衣室、客室内に設ける場合を含む。）

- ・洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るよう、洗面器下部のスペースは高さ65cm程度とする。
- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30cm以内とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとすることが望ましい。

<設計例>



留意点：鏡

- ・傾斜式の鏡は主に車椅子使用者を想定されたものであるが、車椅子使用者の身体状況や座高はさまざまである。客室を利用する全ての人にとって使いやすいものとするために鏡は傾けず、下端をできる限り低くする必要がある。

留意点：洗面器下部のスペース確保にあたって

- ・洗面器は壁掛け式かつ壁排水方式等とする等により、洗面器下部の足元スペースをできるだけ確保することが望ましい。
- ・壁掛け式洗面器のトラップには、Pトラップの他、シンプルな形状のボルトトラップがある。

<設計例>



- ・幅85cm×奥行120cmのスペースが確保された洗い場付き浴室に連続して設けられ、車椅子の回転スペースを確保した洗面所兼便所



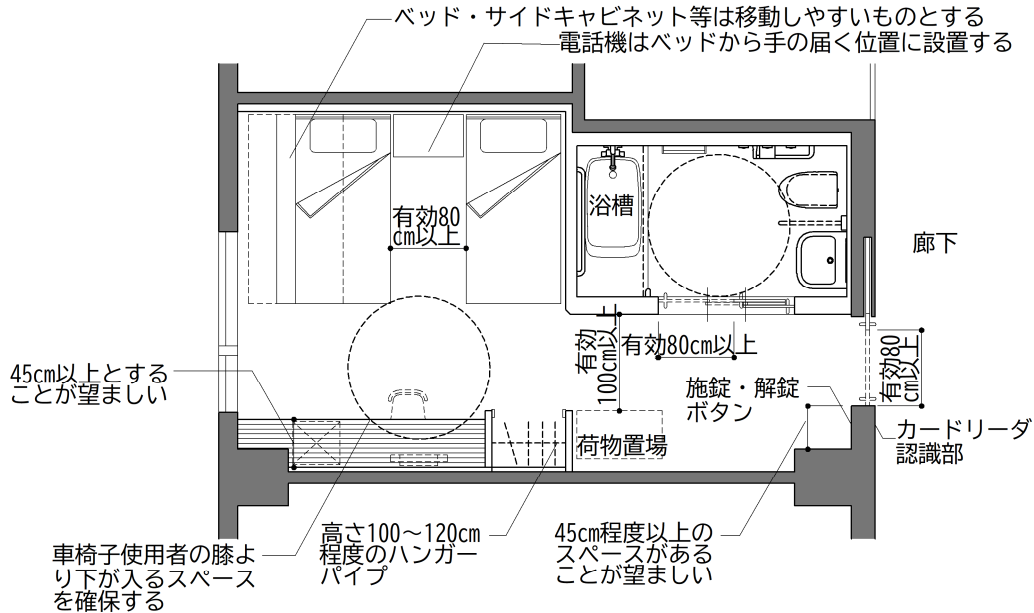
- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースが確保された洗面台



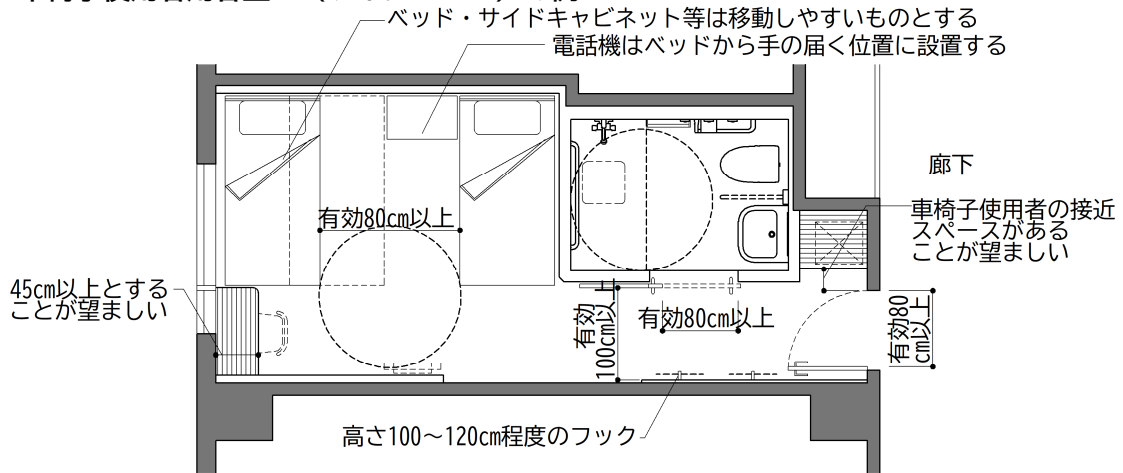
<車椅子使用者用客室の例>

車椅子使用者が360°回転するために必要なスペース(直径150cm以上)  
 又は、  
 車椅子使用者が180°転回(方向転換)するために必要なスペース(140cm以上×140cm以上)

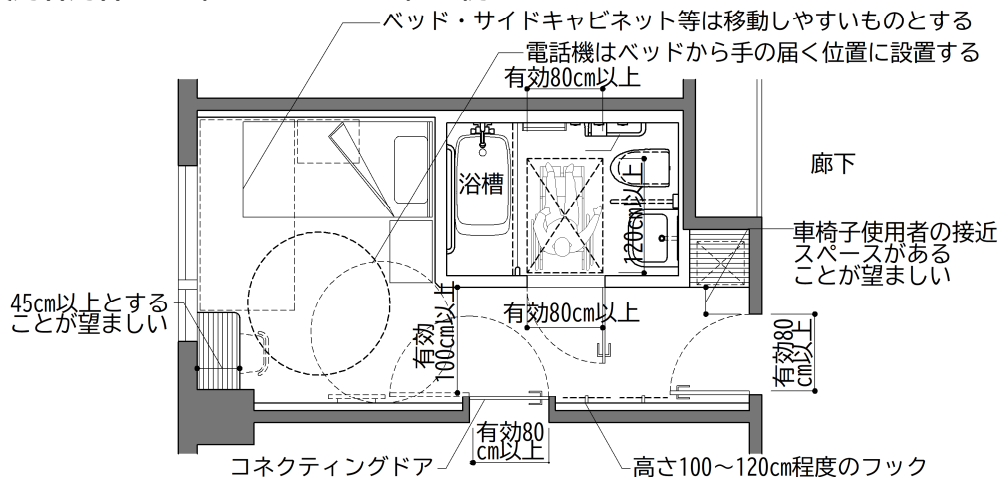
○車椅子使用者用客室1 (ツインルーム) の例



○車椅子使用者用客室2 (ツインルーム) の例



○車椅子使用者用客室3 (シングルルーム) の例

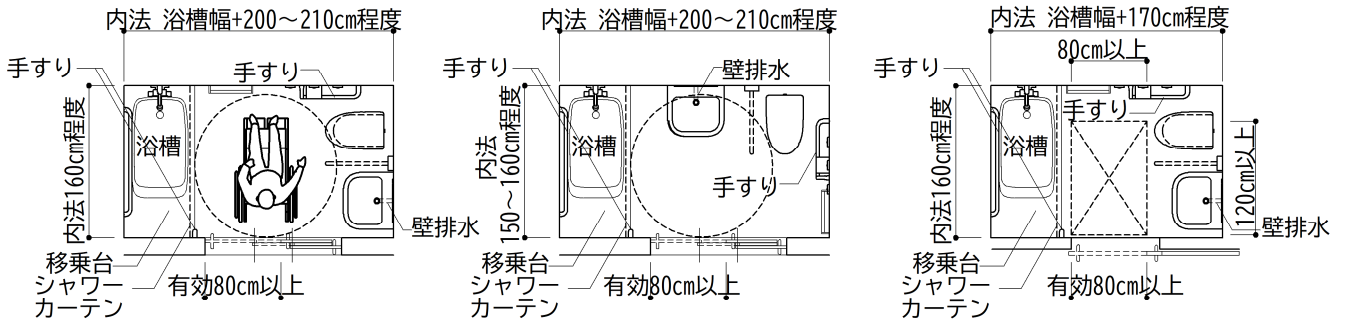




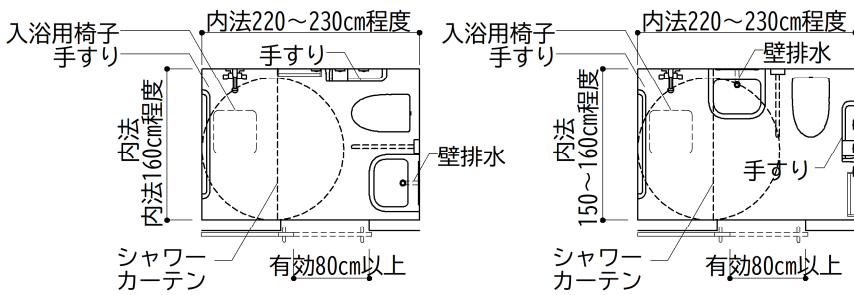
## 2.9 客室

### <便所・浴室等のバリエーションの例>

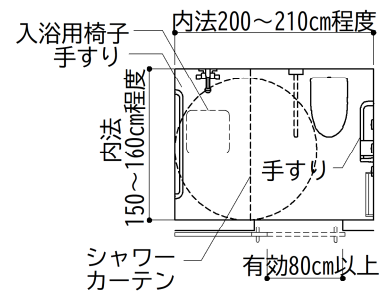
#### ○浴槽・洗面所・便房一体タイプ



#### ○シャワー室・洗面所・便房一体タイプ

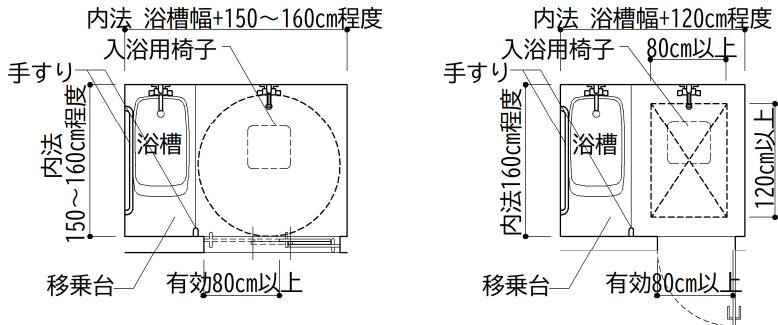


#### ○シャワー室・便房一体タイプ

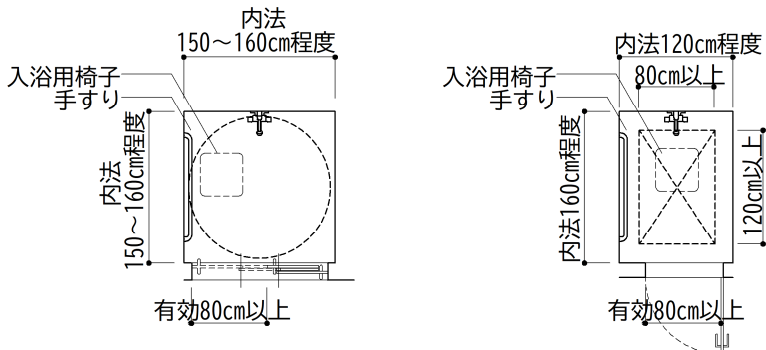


### <浴室等のバリエーションの例>

#### ○洗い場付き浴室タイプ



#### ○シャワー室独立タイプ

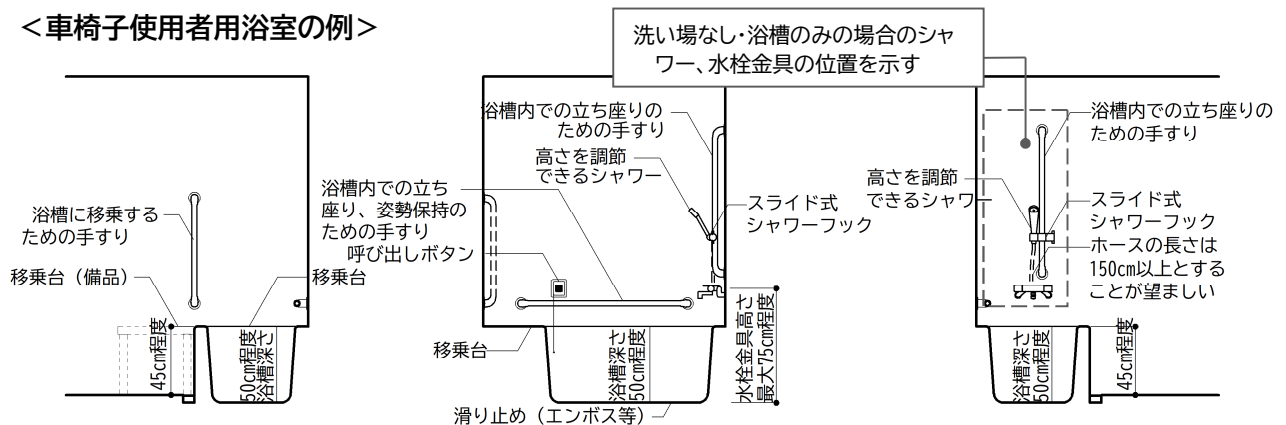


※戸は容易に開閉できる  
引き戸も考えられる

**留意点：便所・浴室等のスペースと主要な通路等のスペース、有効幅員**

- ・やむを得ず便所・浴室等に幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける場合には、出入口前の主要な通路においては、客室の間取りや便所・浴室等の出入り方向（通路からの直進、90°方向転換等）を考慮した上で、車椅子使用者が円滑に利用できるように、十分な有効幅員を確保する必要がある。また、車椅子使用者が利用できるスペースがわかる間取り図等の情報提供が望まれる。
- ・外開き戸を設ける場合には、出入口前の通路や脱衣室の床仕上げを、耐水性のある床材、又は水はけのよい床材にすること等に留意する必要がある。
- ・独立した浴室等に隣接して脱衣室（兼便所）を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるように、浴室等に至る経路や脱衣室（兼便所）内に十分なスペース・出入口の有効幅員を確保する必要がある。

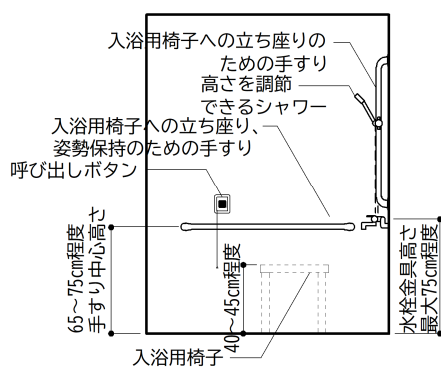
**<車椅子使用者用浴室の例>**



**留意点：手すりとシャワーヘッド取り付け用のバーの兼用**

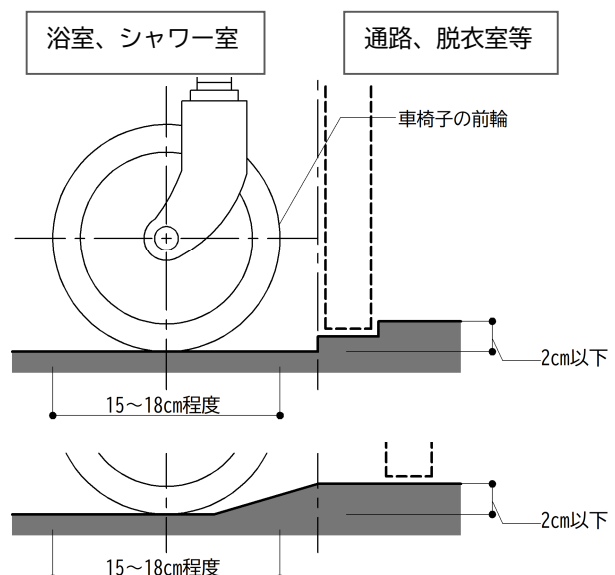
- ・一般的なシャワーヘッド取り付け用のバーは、安全性の観点から縦手すりと兼用することができない。
- ・そのため縦手すりとシャワーヘッド取り付け用のバーと兼ねる場合には、縦手すりとしての強度を保つため、予め壁の内部に下地をつくる必要があり、安全性を確認した上でスライドするシャワーヘッドの金物を設置する必要がある。また運用面では、安全性の観点から手すりとしても兼用可等の表示を行うことが望ましい。

**<車椅子使用者用シャワー室の例>**



**<浴室等の戸の前後の高低差の解消>**

- ・高低差がある場合、高低差は極力小さくする。（2cm以下）
- ・さらに段鼻の角を落として傾斜とすることが望ましい。（すりつけ、面取りなど）



### (2) 一般客室

- ・より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車椅子利用者用客室以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

#### <高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室の整備の促進>

- ・建築主・施設管理者、設計者等は、高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々等、より多くの利用者にとって使いやすい一般客室の整備を考える必要がある。一人でも多くの高齢者、障害者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、高齢者、障害者等の利用に配慮した、できるだけ多くの一般客室の整備に取り組むことが望ましい。
- ・地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（バリアフリー条例）において、一般客室を対象に、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室の構造等の基準等）を付加し基準強化を図り、「一般客室のバリアフリー化」について、より積極的な取り組みがなされることが望ましい。

#### ① 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者の利用に支障のない、必要な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口（有効幅員75cm以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。
- ・客室内には、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを、1以上設けることが望ましい。家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応でもよい。
- ・車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とする。（ベッド、テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とするが、この場合は施設管理者側の移動作業が増大することに留意する必要がある。）
- ・客室の床には、原則として段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型スロープの設置を含む）等により段差を解消する。
- ・壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮することが望ましい。

#### ② 客室出入口の戸の形式

- ・戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。
- ・非接触型カード錠のカードリーダーは、床から100～120cm程度の高さに設けることが望ましい。
- ・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設ける。
- ・戸の形式については、2.8.1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

## ③ 部品・設備等

## ア. コンセント、スイッチ類

- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・コンセント、スイッチ類については2. 14 E コンセント・スイッチ類を参照。

## 留意点：スイッチ類（車椅子使用者用客室も共通）

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、使用しないことが望ましい。
- ・視覚障害者等にわかりやすいよう、プッシュ型スイッチ等は、オン（音声）・オフ（音無し）の使い分けや上下配置等の工夫をすることが望ましい。

## ④ 便所、便房

- ・出入口の有効幅員は、改修等で対応が困難な場合を除き、原則として75cm以上とする。
- ・車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設けることが望ましい。
- ・便所、便房の出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

## 留意点：便房や浴室等における着脱式等の手すりの扱い

- ・手すりには、着脱式手すり、工事を伴わない組立固定式の据置形手すり、床に置く据置形手すり等がある。
- ・着脱式等の手すりについては、手すり使用時の安全性確認が必須であり、従業員による準備のしやすさ等に配慮されたものを確認した上で、一般客室等に取り付けることができる。
- ・着脱式等の手すりのみで構成される便房については、法に基づく



・着脱式手すり

車椅子使用者用便房の場合には適さない。

## ⑤ 浴室又はシャワー室

## ア. 浴室等の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員は、改修等で対応が困難な場合を除き、原則として75cm以上とする。
- ・車椅子使用者が浴槽や入浴用椅子等に移乗しやすいように、洗い場やシャワー室には幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設けることが望ましい。

## イ. 浴室等の出入口の戸の形式

- ・戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水上必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。

## ウ. 部品・設備等

- ・浴室等には、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

## a. 浴槽

- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

## b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・入浴用椅子等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし、高さを調整できるものとするのが望ましい。
- ・上下2箇所にシャワーヘッド掛けを設ける場合には、低い位置のシャワーヘッドかけは、入浴用椅子等に座った状態で手が届く高さに設ける。

## c. 手すり

- ・浴槽を設ける場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けることが望ましい。
- ・洗い場やシャワー室を設ける場合には、入浴用椅子等に座った状態で手が届く位置に立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けることが望ましい。

## d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

## e. 洗面器等（脱衣場に設ける場合を含む。）

- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

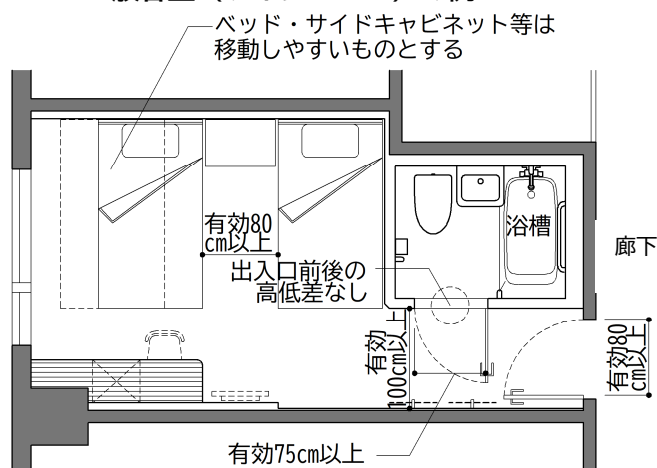
## Ⅱ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

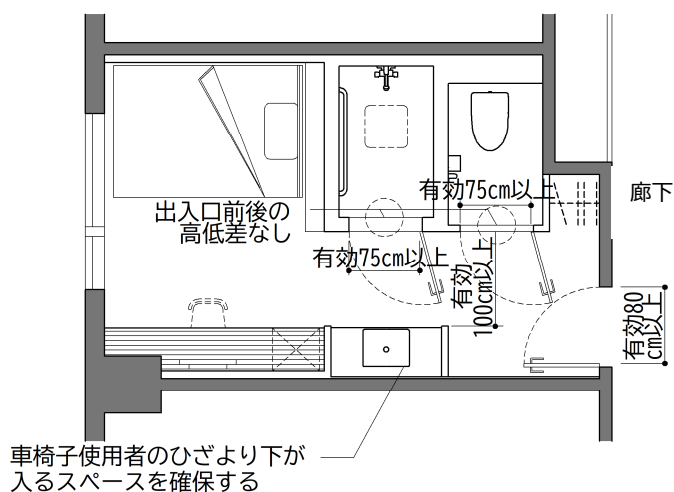
## ⑥その他

- ・上記以外の一般客室における設計標準は、2.9.1客室の設計標準（1）車椅子使用者用客室を参考とすることが望ましい。

## &lt;一般客室（ツインルーム）の例&gt;

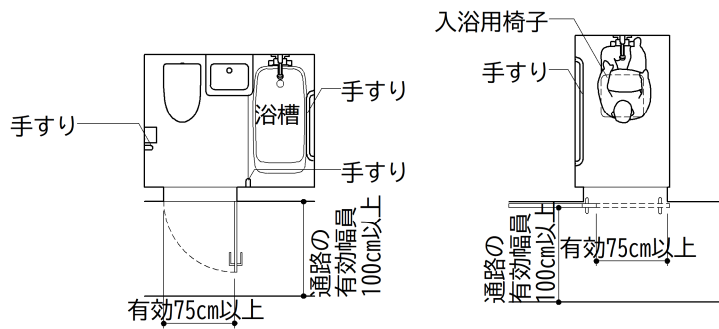


## &lt;一般客室（シングルルーム）の例&gt;





<浴室等の例>



※戸は容易に開閉できる  
引き戸も考えられる

<設計例>



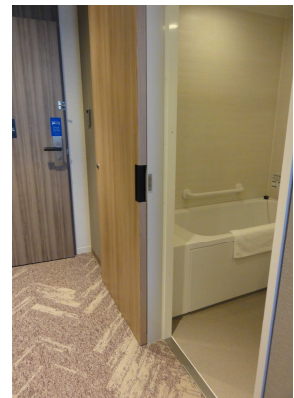
・便所の縦手すり



・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面台



・引き手を彫り込み形式とし、約75cmの有効幅員を確保した便房・浴室等の出入口



・手すりを設けた浴槽



・手すりを設けた浴槽



・移乗台、手すりを設けた浴槽

### (3) 案内表示、情報伝達設備等

- ・より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車椅子利用者用客室及びそれ以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

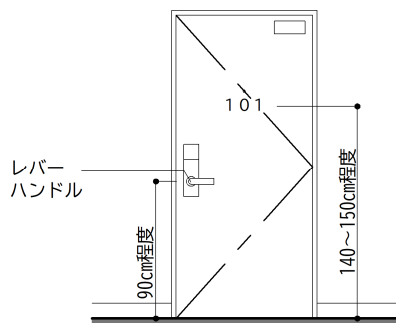
#### 留意点：情報へのアクセス手段の確保

・全ての客室を対象に、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者、外国人等に対する案内や情報伝達、設備・備品等の使い方については、わかりやすさの確保とともにハード及びソフト対応による配慮を十分に考える必要がある。(ソフト対応については、第2部第1.1(2)③を参照。)

#### ① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名（部屋番号等）を表示する。
- ・室名表示は文字の浮き彫りとするか点字を併記する等、視覚障害者等の利用に配慮する。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用い、漢字はひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすい表現とする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・室名表示については、2.8.1 利用居室の出入口の設計標準(4)を参照
- ・表示板等については、2.14 G 案内表示を参照。

#### <客室出入口の戸の例>



#### <設計例>



- ・数字と背景の色の組み合わせを工夫した、浮き文字による室番号表示



- ・レバーハンドルの近くに設けられた、浮き文字による室名表示

#### ② 客室の鍵

- ・視覚障害者等に配慮し、客室の鍵は、わかりやすく操作しやすいものとする。

#### 留意点：カードキー等

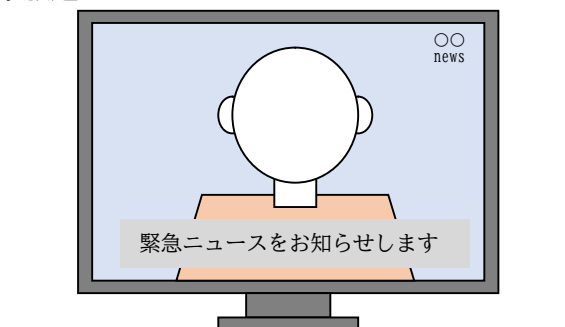
・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫することが望ましい。

・客室の電源とカードキーの挿込みとが連動している場合、電動車椅子の充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

#### ③ 字幕表示が可能なテレビのリモコン

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、字幕表示が可能なリモコンを客室に備える。

<字幕放送のイメージ>



<テレビリモコンの字幕ボタンの例>



字幕ボタン

④ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することができるものを設けることが望ましい。

留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ぎざぎざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

⑤ 非常警報装置（ハード面）

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置といった「ハード面（施設整備）」のほか、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアロック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に配慮する。ソフト面の工夫とあわせて計画することが重要である。
- ・室内信号装置（備品）については、第2部第1章1.1(2)③イ <ホテル又は旅館の貸し出し備品の例>を参照。

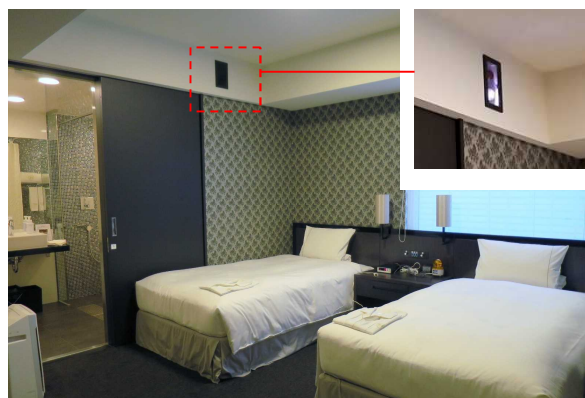
<設計例>



- ・壁に設置された聴覚障害者への情報伝達のためのフラッシュライト（上部）



- ・天井に設置された聴覚障害者への情報伝達のためのフラッシュライト



- ・インターホンが押されると、光るフラッシュライト

## 2. 9. 2 改善・改修のポイント

### (1) 車椅子使用者用客室 [改修]

- ・客室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることのほか、2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

**留意点：既存躯体や設備配管等の確認**

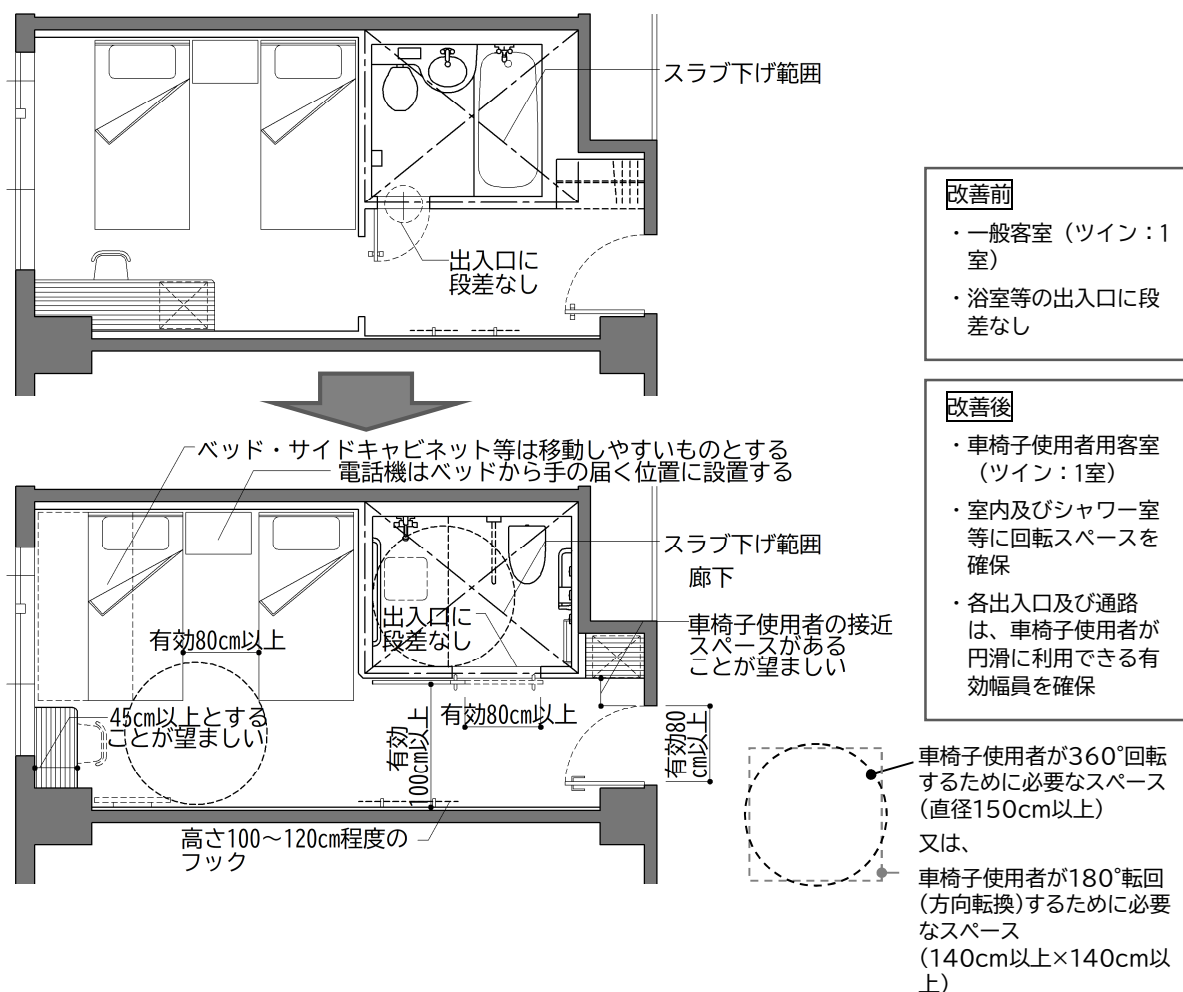
- ・客室の床スラブの構成（段差の有無）、階高寸法・梁の位置・梁下寸法（客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保）、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

- ・既存の客室等から車椅子使用者用客室への改善・改修にあたっては、基準に適合させることのほか、2. 9. 1 客室の設計標準（1）車椅子使用者用客室（3）案内表示、情報伝達設備等に基づいて行うことが望ましい。
- ・また、車椅子使用者用客室とするための必要な空間の確保、車椅子使用者用便房・浴室等の設置、及び出入口の段差解消等が必要であり、以下のような工夫が必要となる。

#### ① 必要な空間の確保、車椅子使用者用便房・浴室等の設置

- ・既存の一般客室等（便所・浴室等の出入口に段差なし）から車椅子使用者用客室に改善・改修する場合には、躯体の床下がりの範囲を維持し、コスト低減を考慮して、車椅子使用者用のシャワー室・便房一体タイプに改修し、スペースの効率化を図ることが考えられる。（改善例1）
- ・客室内に車椅子の回転スペース等を確保し、また車椅子使用者用便房・浴室等を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば、2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化する（改善例2）、3つの客室の間仕切り壁を撤去して2室化する等により、客室の規模・間取りを変更することが考えられる。

### <改善例1：一般客室1室を車椅子使用者用客室1室（ツインルーム）に改修する例>



#### ② 客室出入口の戸の形式

- ・客室出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸の構造や形式を選択する場合には、車椅子使用者等の円滑な移動や戸の開閉動作、及び戸の技術開発等を十分に考慮することが望ましい。

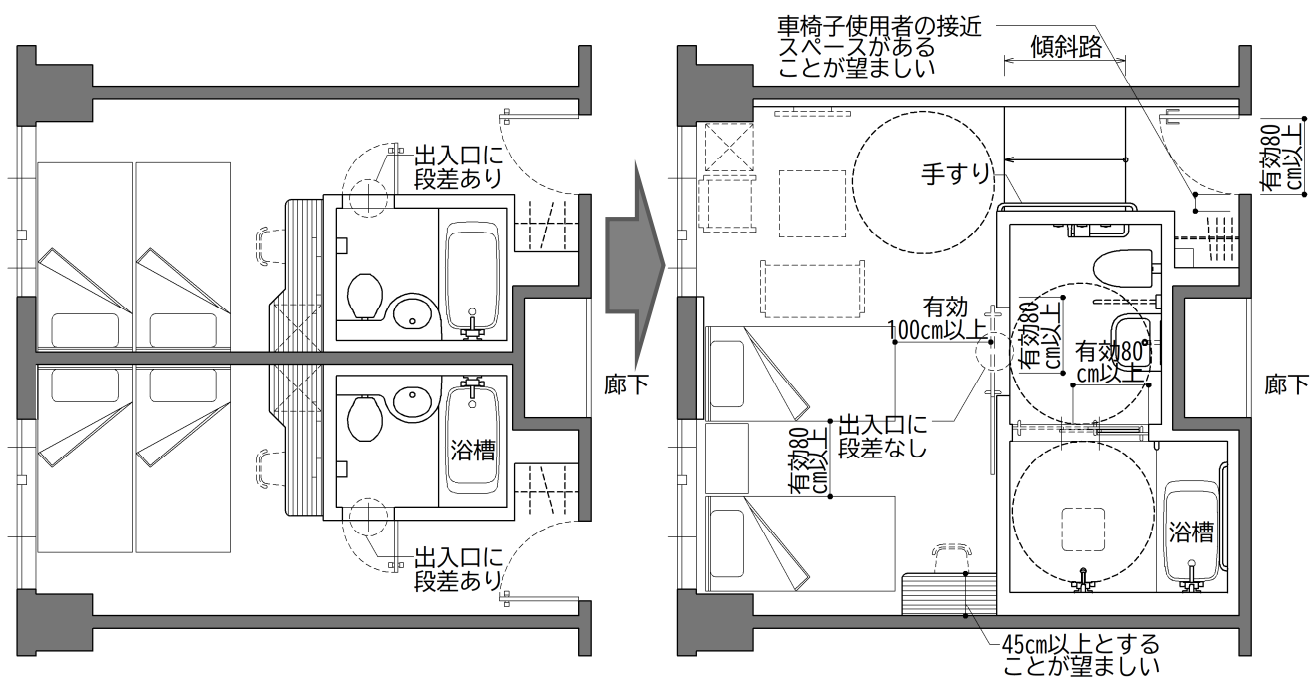
#### ③ 車椅子使用者用便房・浴室等の出入口の段差解消

- ・車椅子使用者用便房・浴室等の出入口の段差解消のために室内又は廊下に傾斜路を設ける場合には、その勾配は1/12を超えないもの（高さ16cm以下のものにあつては、1/8を超えないもの）とする。また、少なくとも片側に手すりを設けることが望ましい。
- ・既存の客室等（便所・浴室等の出入口に段差あり）から車椅子使用者用客室に改善・改修する場合には、段差解消の方法としては以下の手法が考えられる。
- ・客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとおわせる。（改善例234）



## 2.9 客室

### <改善例2：一般客室2室を車椅子使用者用客室1室（ツインルーム）に改修する例>



#### 改善前

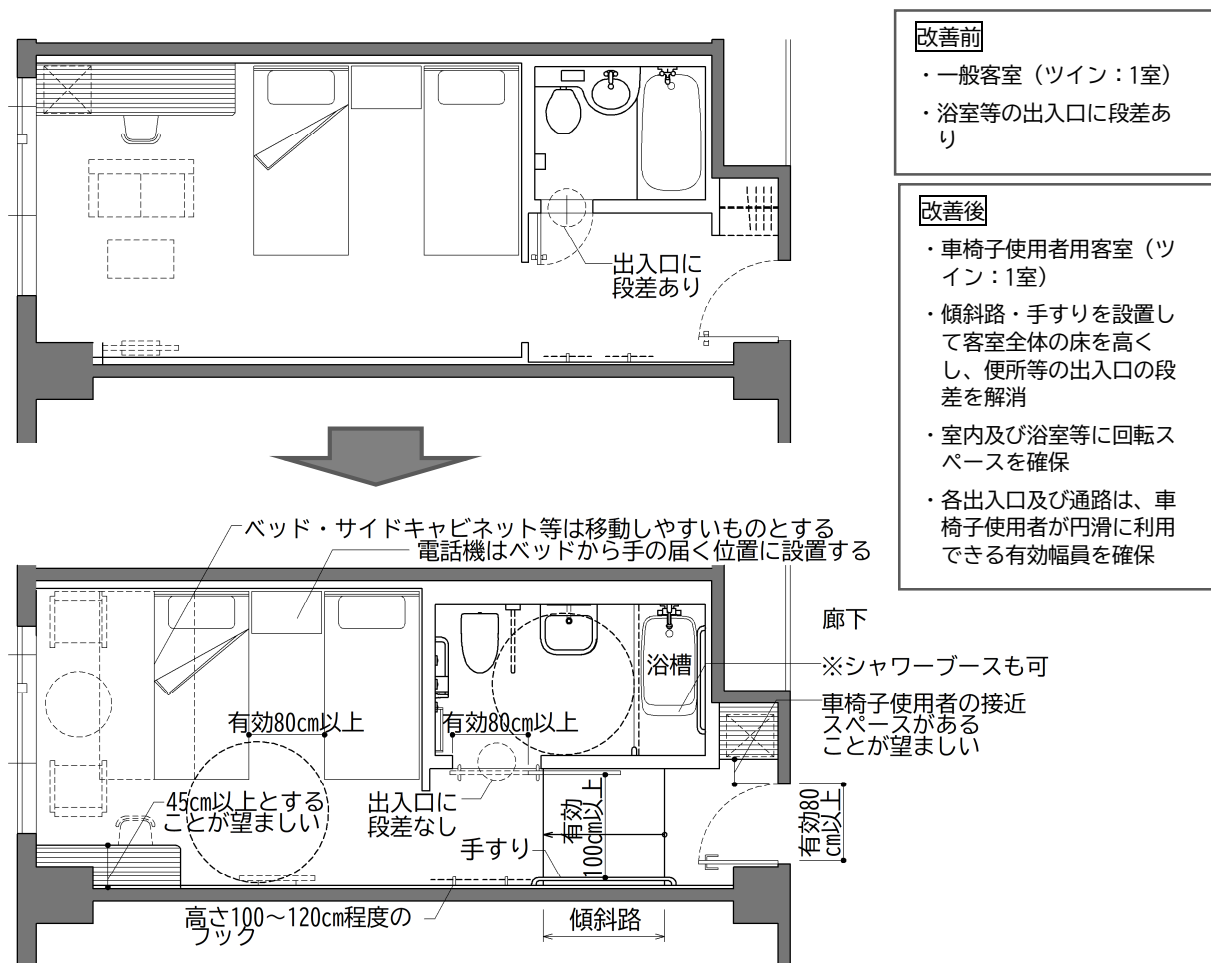
- ・一般客室（ダブル：2室）
- ・浴室等の出入口に段差あり

車椅子使用者が360°回転するために必要なスペース（直径150cm以上）  
 又は、車椅子使用者が180°転回（方向転換）するために必要なスペース（140cm以上×140cm以上）

#### 改善後

- ・車椅子使用者用客室（ツイン（エキストラベッドを用いることにより、トリプル化可能）：1室）
- ・2室の間の壁（非構造壁）を撤去
- ・傾斜路・手すりを設置して客室全体の床を高くし、便所等の出入口の段差を解消
- ・室内及び浴室等に回転スペースを確保
- ・各出入口及び通路は、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保

<改善例3：一般客室1室を車椅子使用者用客室1室（ツインルーム）に改修する例>



<設計例>



- ・2室を1室化したうえで、浴室等の出入口の段差を解消するため、客室の出入口付近に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ20cm）



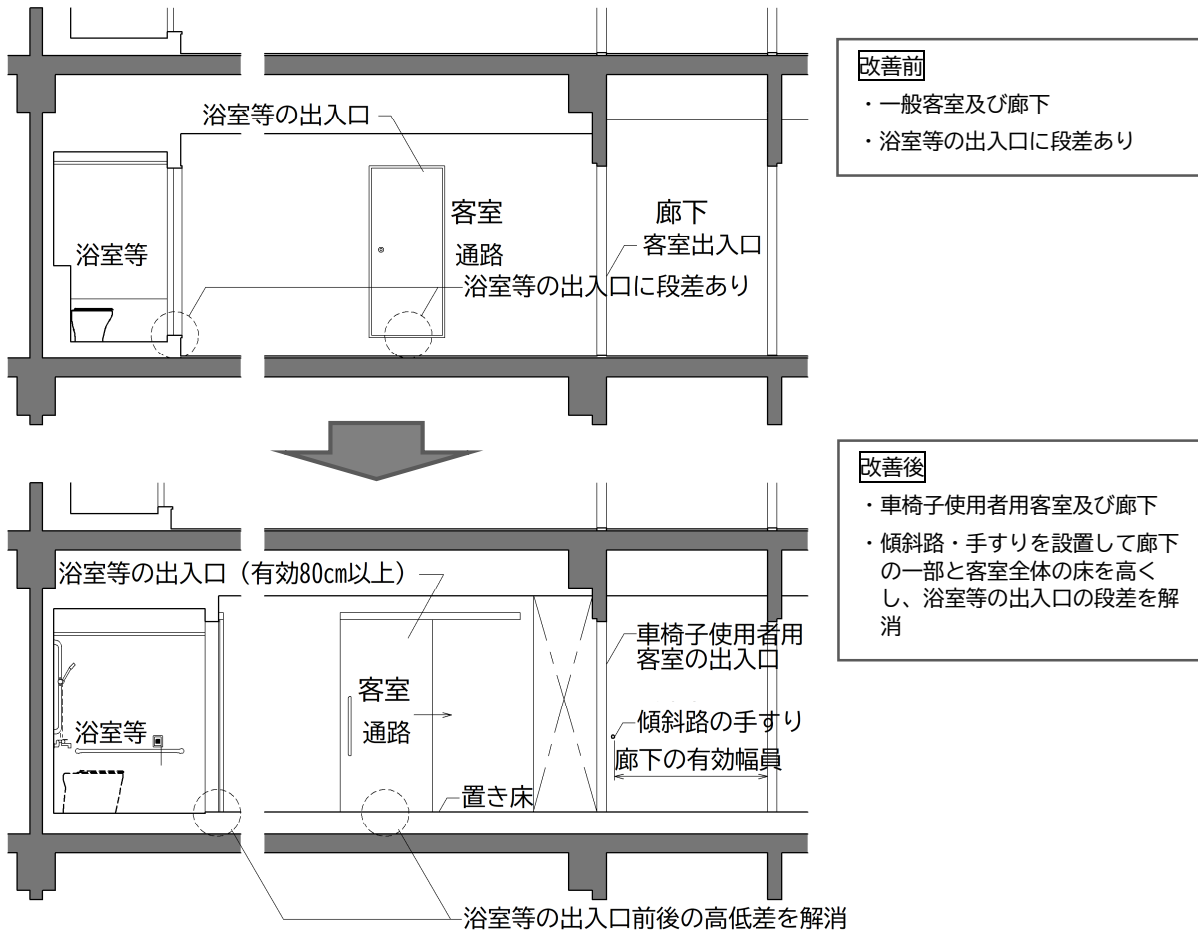
- ・2室を1室化したうえで、浴室等の出入口の段差を解消するため、客室の出入口付近に設けられた傾斜路（勾配1/10、高さ16cm）



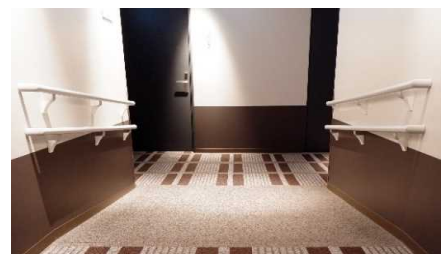
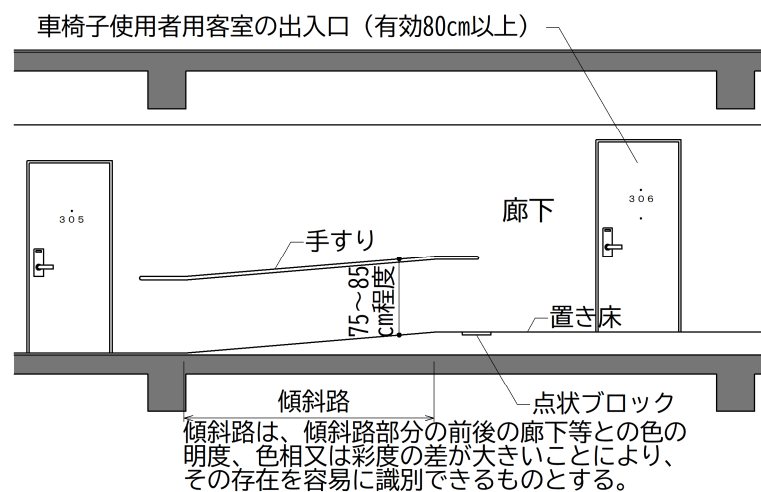
- ・（客室外の）廊下に傾斜路を設け、車椅子使用者用客室全体の床高さを高くする（改善例5）。この場合、傾斜路は、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。

<改善例5：共用廊下を段差解消して、一般客室を車椅子使用者用客室に改修する例>

○廊下横断面（客室内—廊下）



○廊下縦断面



- ・客室内の浴室等の出入口の段差を解消するため、廊下に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ16cm）

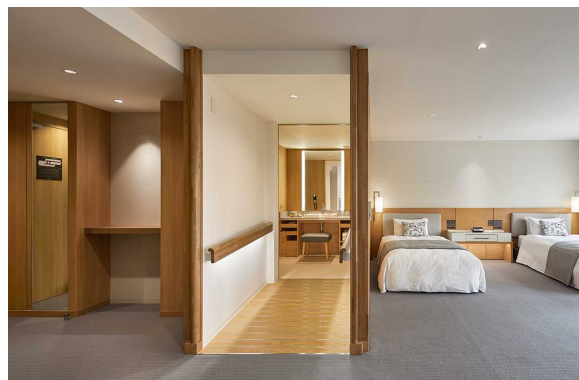
## 2.9 客室

- ・客室内の便房・浴室等の手前に傾斜路（据え置き型スロープの設置を含む）を設ける。

### <設計例>



- ・3室を1室化したうえで、浴室の出入口の段差を解消するため、便房・浴室等の出入口前後に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ11cm）



- ・浴室等の出入口の段差を解消するため、便房・浴室等の出入口前後に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ12cm）

### ③ 運営しながらの改善・改修実施

- ・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努める。

## (2) 一般客室 [改修]

- ・2.9.2(1)では、基準を満たした車椅子利用者用客室[改修]を整備するための考え方を示したが、特に古い施設の場合等は面積や構造による制約があるため、基準への対応が技術的に困難なこともある。
- ・そのような場合においても、可能な範囲で基準を目安に車椅子利用者の利用に配慮した客室を整備することや、2.9.1(2)に示す一般客室を整備することで、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるような環境を整えることが重要である。
- ・また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、ソフト対応の充実を図ることも重要となる。
- ・なお、面積や構造の制約により、やむを得ず車椅子利用者用客室の基準の一部を満たすことができない客室を整備する場合には、どのような点で基準を満たすことができていないのかについての情報提供の充実を図ることも重要となる。
- ・既存の一般客室を高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。
- ・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。
- ・また、便房・浴室等の出入口や必要スペースを確保するには、ユニットバスの交換や、戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。



**留意点：一般客室の出入口、通路の有効幅員（再掲）**

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者の利用に支障のない、必要な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口（有効幅員75cm以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。
- ・車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とする。（ベッド、テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とするが、この場合は施設管理者側の移動作業が増大することに留意する必要がある。）
- ・便所、便房の出入口の有効幅員は、改修等に対応が困難な場合を除き、原則として75cm以上とする。
- ・浴室又はシャワー室の出入口の有効幅員は、改修等に対応が困難な場合を除き、原則として75cm以上とする。

## 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

| 施設等  | チェック項目                              |   |
|--|-------------------------------------|---|
| <一般基準><br>浴室等<br>(省令第13条)                                  | ①1以上の浴室等                            | - |
|  | (1)車椅子使用者用浴室等                       | - |
|  | (ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか         |   |
|  | (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか |   |
|  | (2)出入口                              | - |
|  | (ア)幅は80cm以上であるか                     |   |
| (イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後ろに高低差がないか |                                     |   |

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、公衆浴場等、宿泊機能を有する建築物に付属する共同浴室、及びそれらに付帯するシャワー室、脱衣室等におけるバリアフリー対応が求められている。
- ・また高齢者、障害者等が、他の利用者と同様にスポーツ活動の機会を享受するために、体育館や水泳場等のスポーツ施設等においても、シャワー室や更衣室のバリアフリー対応が求められている。
- ・高齢者、障害者等にとって転倒等の危険が大きい場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・公衆浴場や宿泊機能を有する建築物等、不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、1以上の車椅子使用者が円滑に利用できる浴室を設ける。また浴室と隣接する位置に、車椅子使用者が円滑に利用できる脱衣室を設ける。
- ・体育館やスポーツ施設等、不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、1以上の車椅子使用者が円滑に利用できるシャワー室を設ける。またシャワー室と隣接する位置に、車椅子使用者が円滑に利用できる更衣室を設ける。
- ・出入口には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。
- ・浴室・シャワー室では、浴室用車椅子等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。
- ・脱衣室・更衣室では、脱衣や着替え等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。

## 2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準

### (1) 共通する事項

#### ① 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・床には段を設けない。

#### ② 戸の形式

- ・出入口に戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(2)を参照。

#### ③ 部品・設備等

##### ア. 浴槽

- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。

##### イ. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・浴室用車椅子、又はシャワーチェア等を備える。

##### ウ. 浴室の手すり

- ・浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すりを設ける。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 14 A 手すりを参照。

##### エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

#### 留意点：部品・設備等のわかりやすさ

- ・弱視者（ロービジョン）や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、浴槽、水栓金具、洗面器等の部品・設備等と壁の仕上げ材料は、部品・設備等と壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

#### 留意点：水栓

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字等を併用する等の工夫が望まれる。
- ・洗い場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。

④ 仕上げ等

ア. 床の仕上げ

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・浴室用車椅子等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

イ. ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準（2）を参照。

⑤ 案内表示、情報伝達設備等

ア. 室名表示等

- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（4）を参照。
- ・表示板等については、2. 14 G 案内表示を参照。

イ. シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設けることが望ましい。

(2) 車椅子使用者用浴室

① 設置数、配置

- ・不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者が円滑に利用できる浴室（以下「車椅子使用者用浴室」という。）を設けることが望ましい。
- ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの車椅子使用者用者も利用できる浴室（以下「貸し切り浴室」という。）を1以上設けることが望ましい。
- ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物の共同浴室では、共同浴室の一部に、車椅子使用者も利用できる洗い場・浴槽を設けることが望ましい。

② 空間の確保等

- ・出入口から洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。（設備等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。

③ 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

ア. 浴槽

- ・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm（車椅子の座面の高さ）程度とする。
- ・浴槽の縁には、車椅子から移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。

**留意点：洗い場と浴槽**

- ・車椅子の座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等配慮する。

**イ. シャワー**

- ・シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・洗い場には浴室用車椅子又はシャワーチェア等を備える。

**留意点：浴室用車椅子**

- ・浴室用車椅子には、介助用車椅子（車椅子使用者が自ら操作することはできないが、入浴介助のしやすさ等に配慮された車椅子）と、自走式の車椅子（車椅子使用者が自ら操作することのできる車椅子）がある。

**ウ. 手すり**

- ・出入口から洗い場や浴槽まで誘導するための手すりを設ける。
- ・洗い場には、シャワー使用中の体を支えるため、又は立ち座り動作のための手すりを設ける。
- ・浴槽への移乗台付近には、出入りのための手すりを設ける。
- ・貸し切り浴室では、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・必要に応じ、洗い場から浴槽の周囲に、手すりを連続して設ける。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 14 A 手すりを参照。

**留意点：手すり**

- ・浴槽内にも手すりを設けることが望ましい。

**エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具**

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設ける。
- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車椅子等に座った状態で手が届く位置とする。

**オ. 緊急通報ボタン等**

- ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。
- ・緊急通報ボタンは、ループやひもをつけたものとすることが望ましい。

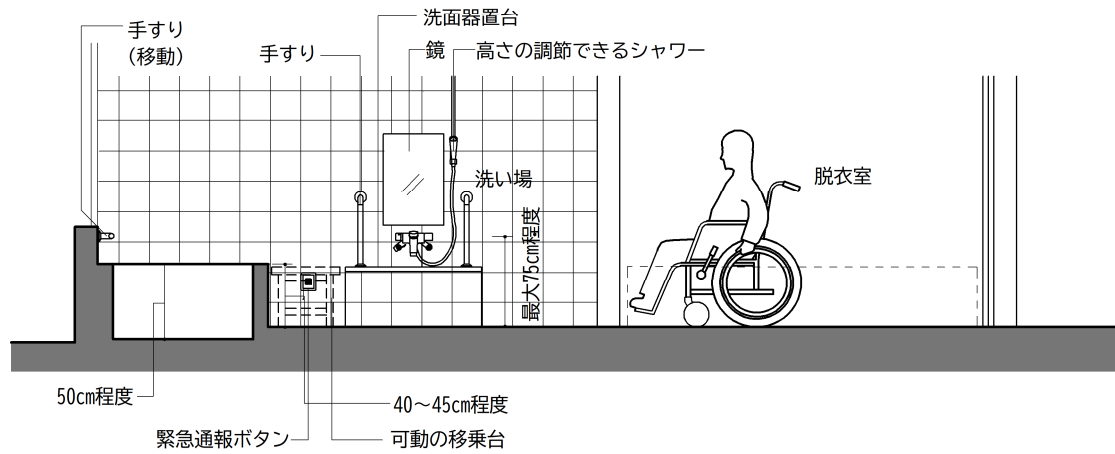
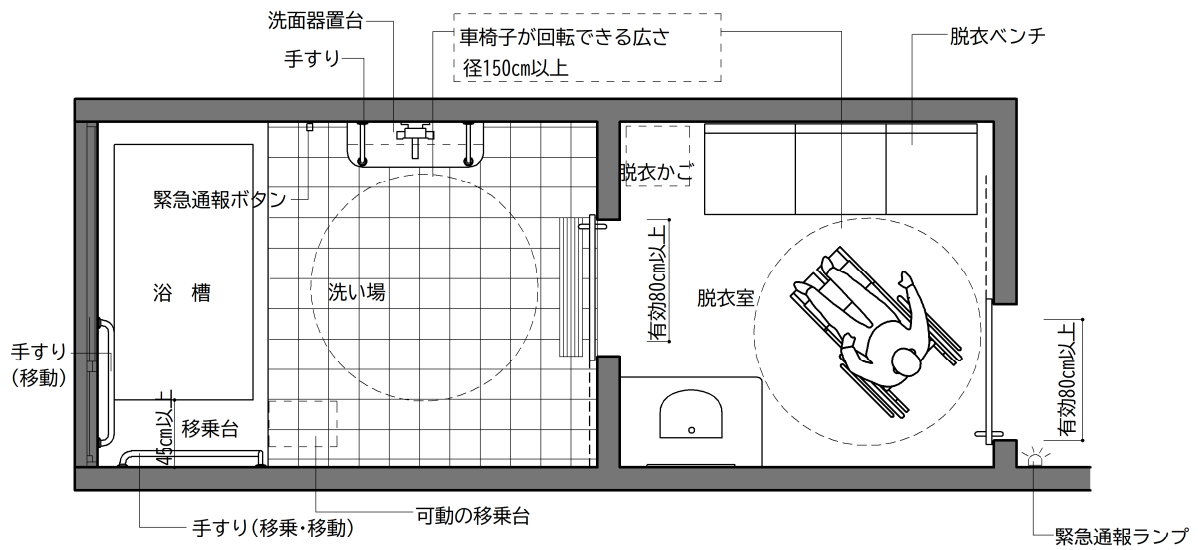
**④ 仕上げ等**

- ・貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。

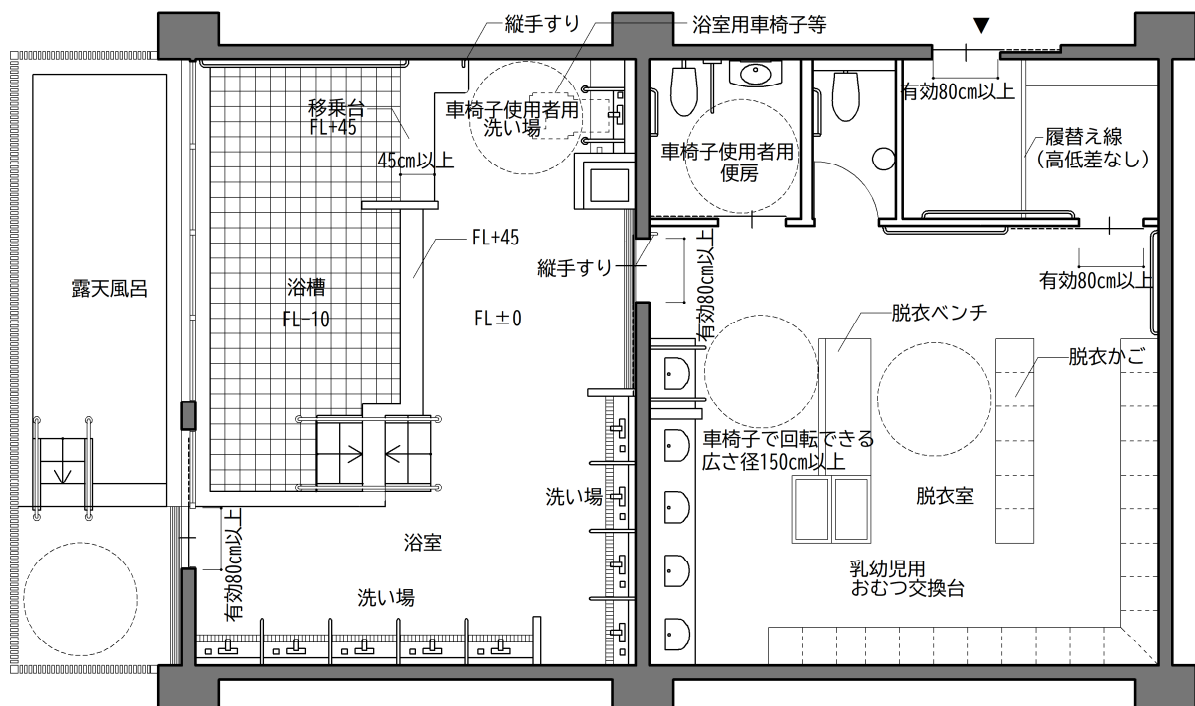


## 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

### <貸し切り浴室の例>



### <車椅子使用者用の洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例>



## &lt;設計例&gt;



・手すり、階段、天井走行式の介助用リフトを設置した貸し切り浴室



・浴槽まで車椅子でアクセス可能な大浴場  
(手すりを整備。入浴は歩行による。)

### (3) 車椅子使用者用シャワー室

#### ① 設置数、配置

- ・不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者が円滑に利用できるシャワー室（以下「車椅子使用者用シャワー室」という。）を設けることが望ましい。
- ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等のシャワー室には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者用シャワー室を設けることが望ましい。
- ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、シャワー室を1以上設けることが望ましい。

#### ② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・車椅子使用者用シャワー室を設けたシャワー室、及び車椅子使用者用シャワー室の出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・通路や車椅子使用者用シャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）

#### ③ 部品・設備等

- ・シャワー、手すり等を適切に配置する。

ア. シャワー

- ・シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・シャワーホースの長さは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室用車椅子又はシャワーチェア、ベンチ等を備える。
- ・車椅子使用者シャワー室（ブース）のベンチの高さは、床面から40～45cm程度とする。

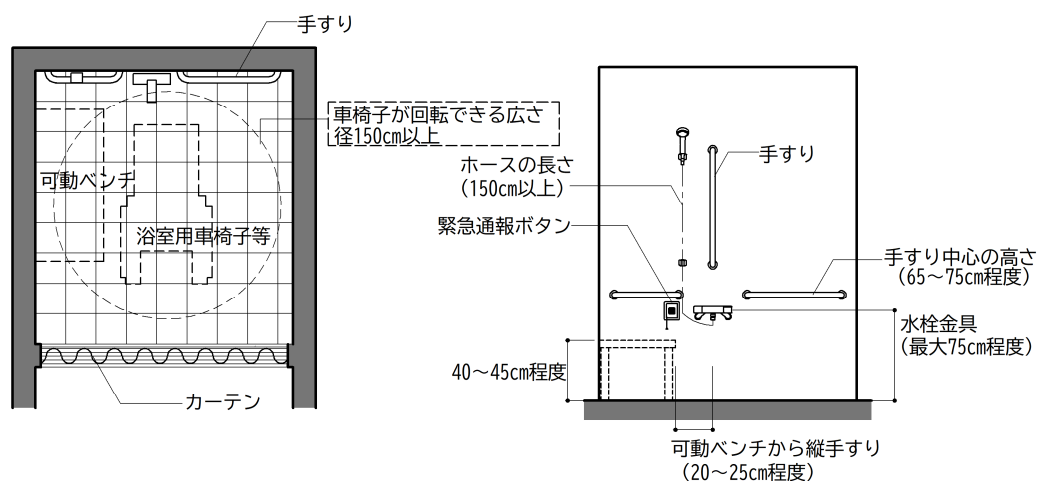
イ. 手すり

- ・シャワー使用中の体を支えるため、かつ立ち座り動作のための手すりを設ける。
- ・手すりは水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 14 A 手すりを参照。

ウ. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。
- ・緊急通報ボタンは、ループやひもをつけたものとすることが望ましい。

<車椅子使用者用シャワー室の例>

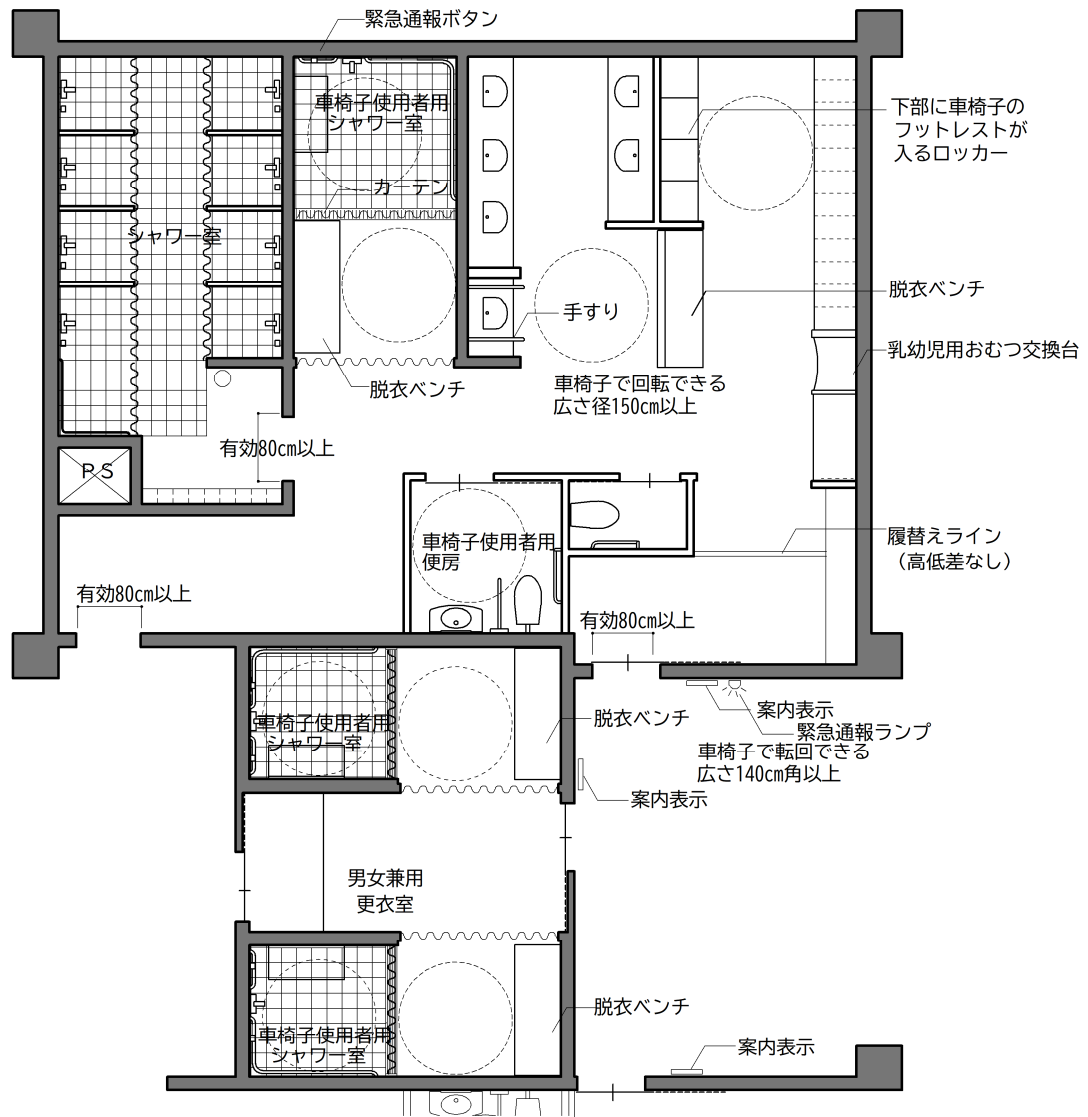


<設計例>



- ・車椅子使用者用シャワー室に設けられたシャワー、手すり、水栓金具、緊急通報ボタン
- ・改修により設けられた車椅子使用者用シャワー室（シャワーブースの出入口にはカーテンを設置）
- ・シャワー室の出入口手前には傾斜路が設けられている。

## &lt;シャワー室、更衣室の例&gt;



## (4) その他

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設の浴室等は、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・これらの施設の浴室等の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

## 2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準

### (1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車椅子使用者のための脱衣・更衣スペースを設ける場合には、出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、車椅子で転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には、段を設けない。

#### <設計例>



・スロープで上がり框の段を解消した脱衣室



・選手用更衣室の出入口（ピクトグラムにより機能が示されている。）



### (2) 戸の形式

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

### (3) 車椅子使用者用の脱衣・更衣スペース

#### ① 設置数、位置

- ・不特定多数の利用する脱衣室・更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子使用者が円滑に利用できる脱衣・更衣等のスペースを設けることが望ましい。
- ・異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣室内に、車椅子使用者が円滑に利用できる脱衣室・更衣等のスペースを1以上設けることが望ましい。

#### ② 空間の確保等

- ・車椅子使用者のための脱衣・更衣スペースには、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保することが望ましい。
  - ・車椅子使用者が360° 回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）

#### ③ 収納棚等

- ・車椅子使用者の脱衣・更衣等のスペースの近くに、車椅子使用者用の収納棚やロッカー等を設ける。



- ・収納棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納棚等の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納棚等の形状は、下部に車椅子のフットレストが入るものとする。

#### <設計例>



・車椅子使用者の利用に配慮した高さのロッカー、ベンチのある更衣ブース



・ゆとりある広さ、車椅子使用者の利用に配慮した高さのロッカーのある更衣室

#### (4) 車椅子使用者用便房

- ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室に車椅子使用者用の脱衣・更衣スペース等を設ける場合には、脱衣室・更衣室内、又は脱衣室・更衣室の近くに、1以上の車椅子使用者用便房を設ける。
- ・車椅子使用者用便房については、2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 及び(2)を参照。

#### (5) 部品・設備等

##### ① 手すり

- ・手すりを設ける場合には、水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 14 A 手すりを参照。

##### ② 脱衣のためのベンチ等

- ・高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、1以上の脱衣のためのベンチを設ける。
- ・利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。
- ・脱衣のためのベンチ座面の高さは床から40～45cm程度、幅は180cm程度以上、奥行き60cm程度以上とする。
- ・脱衣のためのベンチには、上体が寄り掛かることのできるヘッドボードのあるものとするのが望ましい。
- ・脱衣のためのベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。

##### 留意点：ベンチのわかりやすさ

- ・弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、脱衣のためのベンチと壁・床の仕上げ材料は、ベンチと壁・床の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

### 留意点：収納、ロッカー

- ・視覚障害者が、鍵のある収納やロッカーを使用する際には、脱衣室・更衣室に同行し、鍵の位置、使い方等について、実際に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいように、点字表示等を行うことが望ましい。

### ③ 洗面器、鏡

- ・洗面器の水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・複数の洗面器を設ける場合、1以上の洗面器は車椅子使用者の利用に配慮したものとする。
- ・洗面器の下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・洗面器の吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm程度）とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

### ④ 乳幼児連れ利用者への配慮

- ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室には、1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）の乳幼児用おむつ交換台を設ける。
- ・乳幼児用おむつ交換台については、2. 14 F 乳幼児用設備を参照。

## (6) 仕上げ等

### ① 床の仕上げ

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

### ② ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準（2）を参照。

## (7) 案内表示、情報伝達設備等

- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（4）を参照。
- ・表示板等については、2. 14 G 案内表示を参照。

## 2. 10. 3 改善・改修のポイント

浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させることその他、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準、2. 10. 2 脱衣室・更衣室の設計標準に基づいて行うことが望ましいが、特に以下に配慮して設計する。

### (1) 経路

- ・改善・改修等により車椅子使用者用浴室等を設ける場合には、利用居室から車椅子使用者用浴室等までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

## 2. 1 1 劇場、競技場等の客席・観覧席

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、劇場やホール、体育館、競技場等の客席・観覧席を持つ建築物では、高齢者、障害者等が駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席まで円滑に移動し、かつ、観劇・観覧できる配慮が求められている。
- ・高齢者、障害者等が、客席・観覧席を自由に選択できる配慮が求められる。
- ・車椅子利用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる配慮が求められる。
- ・視覚障害者や聴覚障害者が、上演内容や競技状況等の情報を得るために、音声・文字情報提供設備等の配慮が求められる。
- ・高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさへの配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・車椅子利用者用客席・観覧席は、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるように配慮する。また同伴者とともに利用できるように配慮する。
- ・車椅子利用者用客席・観覧席は、避難を考慮し、客席・観覧席の出入口に容易に到達できる位置とする。あわせて、車椅子利用者用客席・観覧席は、エレベーター、車椅子利用者用便房に容易に到達できる位置とする。
- ・客席・観覧席の出入口から車椅子利用者用客席・観覧席までの経路には、段を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、エレベーターもしくは段差解消機を設ける。
- ・聴覚障害者、視覚障害者等の観劇・観覧に配慮した設備を設ける。
- ・聴覚障害者のための設備を設けた客席・観覧席は、手話通訳や字幕・文字情報等の見やすさにも配慮する。
- ・乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、安心して利用できるよう、区画された観覧室（センサリールーム等）を設ける。
- ・多数の車椅子利用者の利用が見込まれる場合には、仮設の車椅子利用者用客席・観覧席を設けて、客席数・観覧席数を確保することが望ましい。

**留意点：国際パラリンピック委員会（IPC）による車椅子利用者用等の客席数（最低要件）**

- ・車椅子利用者用客席数は、一般的イベント時に総客席数の0.5%以上、オリンピック大会時に0.75%以上、パラリンピック大会時に1.0~1.2%以上である。
- ・車椅子利用者用客席の横に、同伴者席を同数設ける。
- ・総客席数の1%はアメニティ座席（幅広座席）とする。

## 2. 1 1. 1 客席・観覧席の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客席・観覧席

#### ① 割合、位置

- ・車椅子使用者用客席・観覧席の数（可動席スペースを含む。）は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5～1%以上とする。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席（可動席スペースを含む。）は、車椅子使用者が選択できるように、2か所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席は、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして確保する。
- ・多数の車椅子使用者の観覧に配慮し、固定位置の車椅子使用者用客席・観覧席のほかに、可動席スペース（固定位置の車椅子使用者用客席・観覧席を含めた客席・観覧席に隣接している、取り外し可能な客席・観覧席）を設けることが望ましい。
- ・劇場・映画館等の車椅子使用者用客席については、舞台やスクリーンとの距離や見やすさに配慮した配置とすることが望ましい。

#### 留意点：車椅子使用者用客席・観覧席の分散配置の考え方

- ・公会堂や集会場の150～300席程度の小ホール等では、平土間形式や電動式移動観覧席を採用することで客席配置の自由度が増し、車椅子使用者の利用が容易になる。
- ・ISO 21542 Building construction Accessibility and usability of the built environment(2011年)には、車椅子使用者用客席・観覧席の分散配置について、以下のように推奨されている。
- ・総座席数が51～100の場合の車椅子使用者用客席・観覧席の区域数：最低3か所
- ・総座席数が101～200の場合の車椅子使用者用客席・観覧席の区域数：最低4か所
- ・総座席数が200席（又は200席未満）増えるごとに、さらに1か所の車椅子使用者用客席・観覧席の区域を設ける。

#### 留意点：可動席スペースによる車椅子使用者用客席・観覧席等の確保

- ・大型車椅子の利用者をはじめ、補助犬利用者、乳幼児連れ利用者、盲ろう者（同伴者4名程度）等、多様な利用者の利便性に配慮し、可動席スペースを確保することは重要である。

#### ② 床

- ・客席・観覧席の床は水平とし、傾斜させない。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席が他の客席・観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。

#### ③ 寸法

- ・車椅子使用者用客席・観覧席の間口は車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。
- ・通常の車椅子よりも大きなりクライニング式の車椅子等の利用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。

#### ④ サイトライン

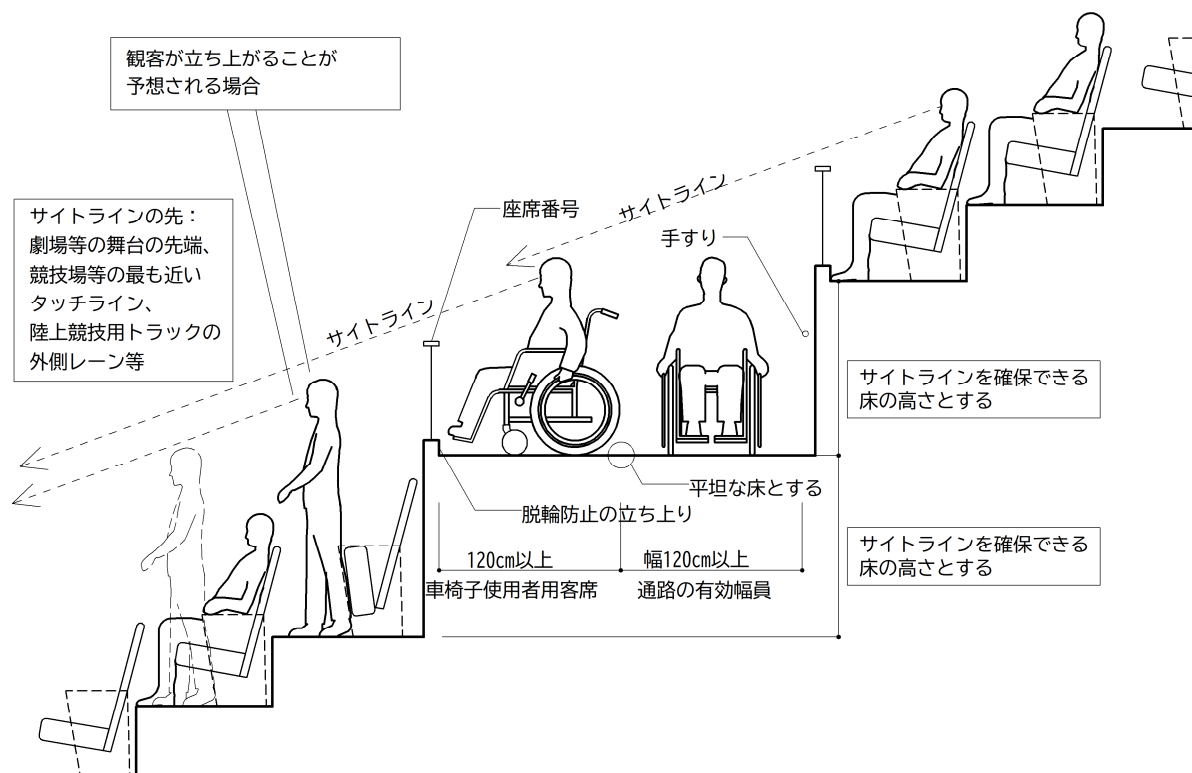
- ・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- ・サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。

- ・車椅子使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。
- ・建築物の構造等により、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。

**留意点：サイトライン（可視線）**

- ・サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- ・サイトラインは、映画のように観客が着座して鑑賞する場合と、サッカーやコンサートのように観客が立ち上がることが予想される場合で異なるので、十分な検討が必要である。
- ・サイトライン検討をする際の前列の人の高さの設定にあたっては、日本人男子の平均身長値の最高値を基本とし、さらに履物の高さを加算して算出することが望ましい。
- ・年齢別・男女別身長は、文部科学省：体力・運動能力調査等に示されている。
- ・眼高は、身長との相関が高いが、成人の場合、身長から11～12cm減じた値が眼高となるとされている。また履物の高さは、一般に男性用革靴：約3cm、女性用革靴：約5cmとされている。（出典：建築設計資料集成—人間 p.14/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）。
- ・サイトライン検討をする際の車椅子使用者の眼高の設定にあたっては、女性の車椅子使用者の眼高を基本とすることが望ましい。
- ・上記の検討にあたっては、車椅子使用者の様々な人体寸法にも配慮し、眼高がとりわけ低い車椅子使用者のサイトラインも想定した客席・観覧席を配置することが望ましい。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席のサイトライン検討にあたっては、人体寸法や車椅子の寸法・形状が様々であることや、車椅子使用者は姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることにも留意する必要がある。
- ・既存建築物の改善・改修等において、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮も求められる。

**<サイトラインの例>**





⑤ 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席・観覧席

- ・車椅子使用者の同伴者席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。
- ・客席スペースや構造等により、車椅子使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車椅子使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者席も設ける。

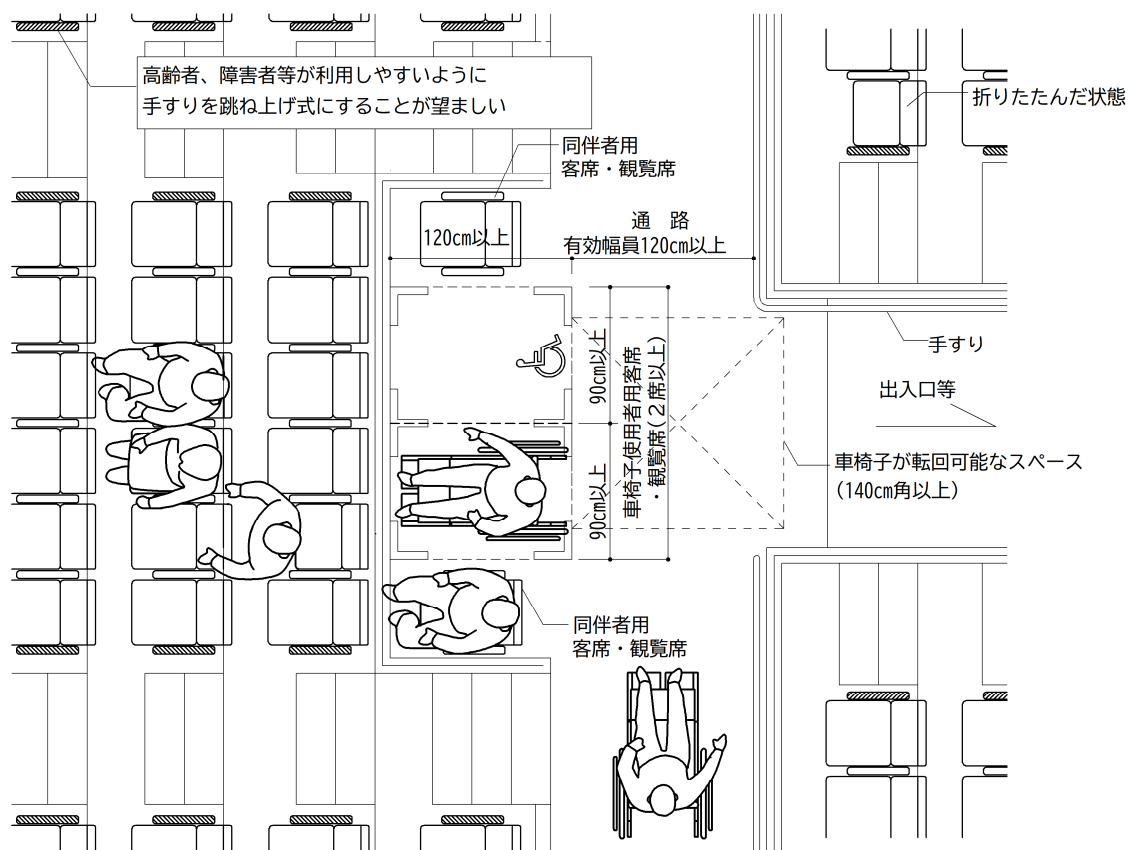
⑥ 車椅子使用者用客席・観覧席へ至る通路

- ・客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用客席・観覧席へ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。
- ・客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用客席・観覧席までの通路に高低差がある場合は、傾斜路又はその他の昇降機（段差解消機）を設ける。
- ・傾斜路については、2. 4. 1 屋内の通路の設計標準（1）②を参照。
- ・その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 4 B 段差解消機を参照。

留意点：車椅子、ベビーカー置場

- ・一般客席への車椅子使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設けることが望ましい。

<車椅子使用者用客席と通路の例>



<設計例>



・音楽ホールに設けられた車椅子使用者用客席及び同伴者席



・座席番号がわかりやすく表示され、サイトラインが確保された車椅子使用者用観覧席（カバーがかかっているのは、可動式の同伴者席）



・改修により、屋内テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用観覧席（客席2段分のスペースを使って改修を実施）



・屋外テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用観覧席



・改修により、内野席に設けられた車椅子使用者用観覧席（サイトライン確保のため床面を高上げしている）

## 2. 1 1 劇場、競技場等の客席・観覧席

### <設計例>

- ・改修前は図2の通り、車椅子使用者対応席からのサイトラインの確保が困難であった。
- ・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに示す会場の座席の基準を満たすため、前の座席の観客が立ち上がった状態でサイトラインが確保できるよう、改修後は図3の通り、車椅子使用者対応客席を3段分張り出させることで、サイトラインを確保した。

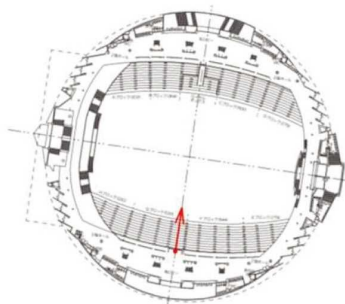
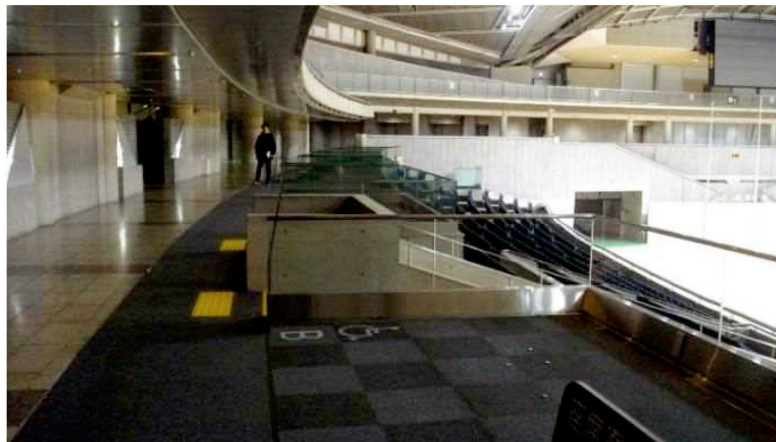


図1 サイトライン検討位置



・改修後車椅子使用者対応客席

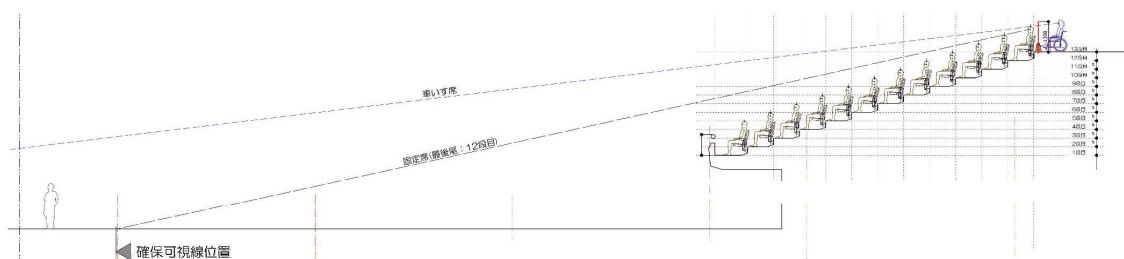


図2 サイトライン確保位置 (改修前)

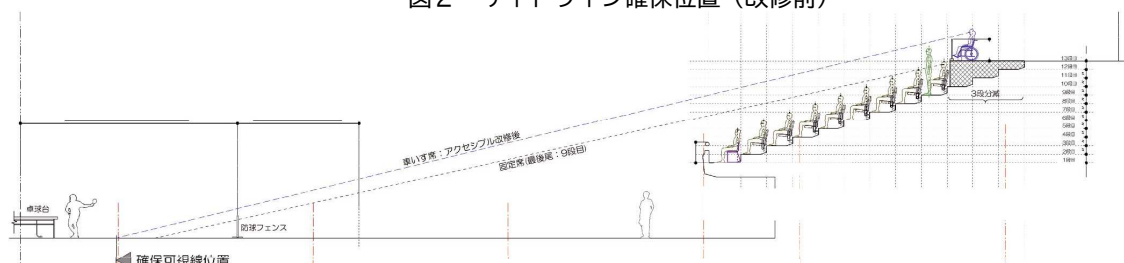


図3 サイトライン確保位置 (改修後)

出典：都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン 令和2年4月／東京都財務局建築保全部技術管理課



**(2) 一般客席・観覧席等****① 一般客席・観覧席**

- ・客席・観覧席の通路側の肘掛けは、車椅子使用者の移乗も想定し、高齢者、障害者等が利用しやすい跳ね上げ式や水平可動式とすることが望ましい。
- ・上演時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保することが望ましい。

**② 区画された客席・観覧室**

- ・乳幼児連れの利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室（センサリールーム等）を設けることが望ましい。

**<設計例>**

- ・乳幼児や子ども等の利用に配慮して設けられた、親子鑑賞席（区画された観覧室）

**留意点：区画された観覧室の活用**

- ・隣の人や周りが気になって、落ち着いて鑑賞することができない、知的障害者や発達障害者、その同伴者にとって、区画された観覧室は有効なものである。
- ・区画された観覧室では、車椅子使用者の利用にも配慮することが望まれる。

**③ 通路**

- ・通路に段を設ける場合にあっては、高齢者や視覚障害者等が段を認知しやすいよう段鼻と踏み面やけあげを識別しやすい明度差とし、また適度な床面照度と視認性を確保する。
- ・通路に設ける段は、同一のけあげ・踏面寸法による構成とし、十分な寸法の踊り場を確保する。
- ・客席・観覧席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設けることが望ましい。
- ・手すりについては、2. 1 4 A 手すりを参照。
- ・歩行の安全を図るため、客席・観覧席が暗い場合には、通路にフットライト等を設ける。フットライトを設ける場合には、劇場等の演出運営に配慮する。

**(3) 舞台等****① 舞台**

- ・客席・観覧席の通路から舞台への通路には段を設けない。段を設ける場合には、段差解消機や階段手すりを設置し、高齢者、障害者等が支障なく舞台に上がれるように配慮する。
- ・その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 4 B 段差解消機を参照。
- ・舞台上の手話通訳者や、司会者・解説者等の動作が客席・観覧席から容易にわかるよう、照明（スポットライト等）や適切なコントラストの背景幕を設けることが望ましい。

<設計例>



・車椅子利用者用客席の通路から、段差無しで舞台につながる通路



・舞台の袖に設けられた段差解消機

② 楽屋・控室等

- ・通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものとする。
- ・楽屋・控室（便所、更衣室・シャワー室を含む。）は、高齢者、障害者等（車椅子利用者を含む。）の円滑な移動等に配慮したものとする。
- ・便所については、2. 7 便所・洗面所を参照。
- ・浴室・シャワー室・更衣室については、2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室を参照。
- ・楽屋・控室の化粧台については、2. 14 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

<設計例>



・通用口から楽屋、舞台裏につながる傾斜路

**留意点：体育館等における車椅子利用者への配慮**

- ・体育館、競技場等においては、競技用の車椅子に乗り換えた後に、日常用いる車椅子の置き場や、電動車椅子の充電用電源コンセントを確保することが望ましい。





#### (4) 音声・画像等による情報提供

- ・難聴者等の観劇・観覧等に配慮し、客席・観覧席には聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設ける。
- ・聴覚障害者用集団補聴装置については、2. 14 I 情報伝達設備（3）を参照。

- ・聴覚障害者等の観劇・観覧等に配慮し、**<設計例>**

舞台等には、字幕・パソコン要約筆記等の文字情報等や手話通訳者の映像を表示するための、スクリーン・電光表示板・ディスプレイ等の配置やプロジェクター等の機器設置スペースを確保することが望ましい。

- ・スクリーン・電光表示板・ディスプレイ等の位置は、客席・観覧席から容易に見ることができる位置とすることが望ましい。



・場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるモニター

- ・客席・観覧席には、字幕等の作成・操作のための機器等を設けたスペースを設けることが望ましい。他の作業を行うスペースと兼用する場合には、作業が交錯しないよう配慮する。
- ・舞台もしくは客席・観覧席もしくは楽屋等に、パソコン要約筆記者用スペース（4名分の作業台）を確保することが望ましい。
- ・高齢者や視覚障害者等の観劇・観覧等に配慮し、客席・観覧席には音声による情報提供設備を設けることが望ましい。

##### 留意点：高齢者や視覚障害者等を対象とした解説

- ・劇場等では、あらすじや舞台装置、衣装等に関する事前説明や、小型受信機を用いた観劇中の同時解説等、高齢者や視覚障害者等の観劇を補助するための取り組みがある。

##### 留意点：聴覚障害者への対応と配慮

- ・舞台等に字幕を表示する設備として、LEDを用いた電光表示板に表示するもの、映写室等からプロジェクターを用いてスクリーン等に投影するもの等がある。いずれも操作はすべてパソコンで行う。
- ・また個々の客席・観覧席に対応した字幕表示設備として、前席の背面に設ける小型液晶画面の設備のほか、スマートフォン等携帯型の字幕表示機器等もある。
- ・パソコン要約筆記とは、音声パソコンに文字入力し、内容を文字情報としてスクリーン上に表示するものである。
- ・要約筆記者用スペースは、演じられる内容により客席・観覧席から分離することも考えられる。
- ・広い会場で手話や要約筆記等を行う場合には、画面を拡大する等の配慮が求められる。
- ・字幕等の作成・操作のための機器等を設けたスペースを、他の作業を行うスペースと兼用する場合には、作業や動線が交錯しないよう配慮する必要がある。

- ・楽屋・控室等には、非常時の情報や開演・集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設けることが望ましい。

## (5) 案内表示

- ・客席・観覧席の通路に設ける避難経路や便所位置を示す案内表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、取り付け位置、照明等に配慮したものとする。
- ・案内表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・客席・観覧席の座席番号、行・列等の表示は、わかりやすく読みやすいように、大きめの文字を用いるほか、色づかい・コントラスト、点字の併記、取り付け位置等に十分配慮したものとする。
- ・避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。
- ・案内表示については、2. 1 4 G 案内表示を参照。
- ・固定位置に設けた車椅子使用者用客席・観覧席の床面、又は手すり等には、車椅子使用者用客席であることを、座席番号とともに表示することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

### <設計例>



・視認性・触りやすさの観点から、座面先端部に設けられた座席の点字プレート

#### 留意点：客席、観覧席等への視覚障害者の誘導

- ・視覚障害者等をチケット売場・窓口等から、客席、観覧席等まで誘導する方法としては、従業員（職員等）による誘導（人的対応）を検討することが望ましい。

多数の障害者が参加するスポーツ大会における、仮設対応・人的対応の工夫

—長崎がんばらんば大会—

① 大会の概要

2014（兵士枝26）年11月1～3日にかけて、第14回全国障害者スポーツ大会（長崎がんばらんば大会）が長崎県内の各競技会場で開催され、陸上・バスケットボール等の15競技が行われた。

多数の障害者が参加するため、会場となった各施設では、常設に加え必要に応じ、仮設の車椅子使用者用観覧席・多機能便房等を増設して対応した。また大会当日は、聴覚障害のある方等が競技状況を知り、観覧を楽しむことができるよう、手話・要約筆記ボランティアが常駐する情報保障席を設置した。さらに、一部の会場では視覚障害者向けにFM実況放送を行った。



② 各施設での取り組み

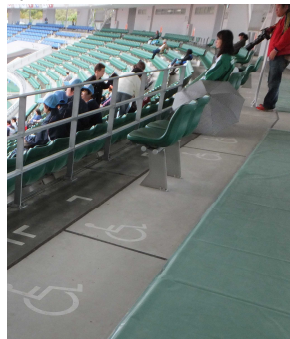
i) 長崎県立総合運動公園陸上競技場（陸上競技会場 総観覧席数：20,022席）

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄筋コンクリート造（下部）、鉄骨造（上部）

階数：地上4階

竣工：2013（平成25）年2月

・旧陸上競技場は、建設後40年以上が経過し、施設の老朽化が目立ち、さらに2014年に開催される第69回国民体育大会の陸上競技場に決定したこともあり、建て替えを行った。



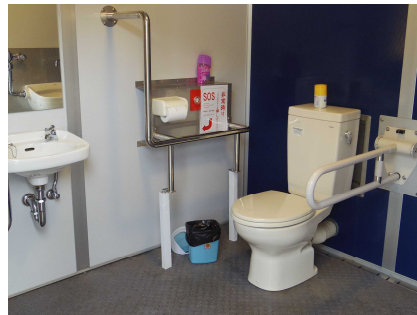
車椅子使用者用観覧席（92席）を、2階スタンド外周に分散して配置している。



磁気誘導ループを設置した情報保障席を設けた他、場内アナウンス等に合わせて手話・要約筆記による情報提供を行った。開閉会式では、大型スクリーンに手話・要約筆記の映像を流した。



仮設の多機能便房を屋外の3つのゾーンに分散して計9カ所設置した。



全ての便所の出入口には、音声案内装置を、臨時で設置した。

ii) 長崎市民総合プール（水泳会場）

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

階数：地上4階

竣工：1996（平成8）年

改修：2012（平成24）年（電光掲示版・冷房設備の入替等）



幅の広い通路を緑のテープで区画し、仮設の車椅子使用者用観覧席を増設した。



磁気誘導ループを設置した情報保障席を設けた他、場内アナウンス等にに合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるモニターを設置した。



屋外の仮設休憩所（テント）では、競技の様子をモニターの画像と手話通訳・要約筆記で見る事ができる。



## 2. 1 2 店舗内部

---

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる環境の整備が求められており、特に日常生活において利用される用途の建築物（物販店舗・飲食店舗・サービス店舗・診療所等）は、建築物の規模にかかわらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであることが求められている。
- ・建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者には、これらのニーズに対応するよう店舗の内部空間を整備することが求められる。
- ・また複数の店舗や事務用途等により構成されるテナントビルの所有者・施設管理者には、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することができるよう、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に店舗内部のバリアフリー化を位置づけることや、店舗等の出入口に至る共用部分の経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備すること、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所を共用部分に設けることが求められる。
- ・店舗及び店舗のある建築物のバリアフリー対応は、建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ店舗の主出入口を利用できるように計画する。
- ・店舗内の動線計画は、利用者にわかりやすいものとし、見通しを確保する。
- ・飲食店舗においては、車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とする。また、可動式のテーブルを設ける等により、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等が容易になり、フレキシブルな全体計画を行う。
- ・通路は、車椅子使用者や白杖を持った視覚障害者、補助犬を連れた障害者等が円滑に移動できる有効幅員（90cm以上）を確保する。
- ・店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- ・通路に傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者が安全に昇降できる幅員や形状とする。
- ・壁や商品棚には、視覚障害者が杖で把握できないような突出物を設けない。
- ・床の仕上げは、滑りにくいものとする。



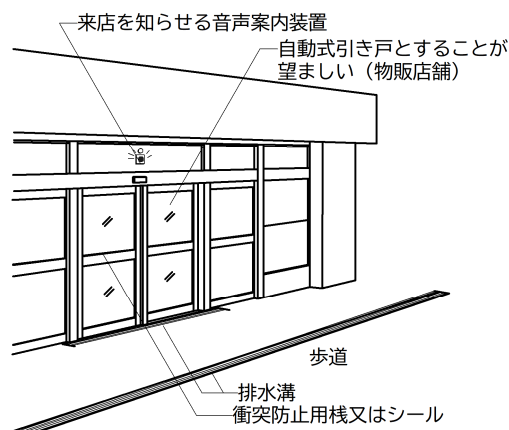
## 2. 1 2. 1 店舗内部に共通する設計標準

### (1) 有効幅員、空間の確保等

#### ① 店舗の出入口等

- ・ 出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・ 2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・ 店舗にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・ 店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・ 開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より使いやすい。
- ・ 物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障害者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とすることが望ましい。
- ・ バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。また、その前後に高低差がないものとする。
- ・ 出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。
- ・ その他、店舗の出入口については、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準を参照。

#### <出入口の例>



#### ② 通路の有効幅員、空間の確保

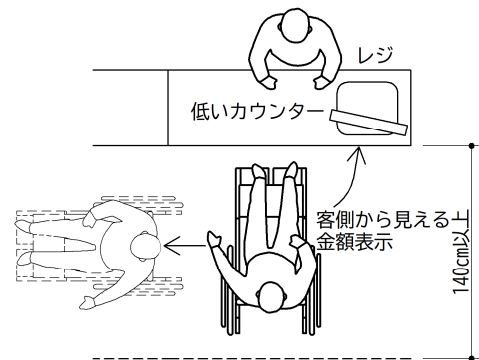
- ・ 主要な経路<sup>1</sup>上の通路には、25m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。
- ・ 25m以内ごとに設ける車椅子の転回に支障がない場所は、原則として140cm角以上とする。
- ・ 店舗の出入口、バルコニー等の外部への出入口、車椅子使用者が利用できる便房（車椅子使用者用便房、車椅子使用者用簡易型便房等）の出入口では、その付近に、車椅子使用者が方向転回できるよう水平なスペースを設けることが望ましい。

<sup>1</sup> 主要な経路（店舗内部の室内通路）：

- ・ 共通：店舗内に車椅子使用者用便房、又は車椅子使用者用簡易型便房（以下、「車椅子使用者用便房等」という。）を設置する場合には、店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房等に至る経路
- ・ 物販店舗：すべての経路
- ・ サービス店舗：店舗の出入口から車椅子使用者が利用できる記載台、サービスカウンター等まで至る経路
- ・ 飲食店舗：店舗の出入口から、席に至る経路、及び席から、店舗内の車椅子使用者用便房等に至る経路

- ・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。
- ・主要な経路上の通路には、段差を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
- ・主要な経路上の通路に傾斜路を設ける場合、傾斜路の幅は90cm以上とし、傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとする。高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないものとすることができる。
- ・傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・エレベーターについては、2. 6. 1 エレベーターの設計標準、エスカレーターについては、2. 6. 2 エスカレーターの設計標準を参照。
- ・その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 4 B段差解消機を参照。
- ・主要な経路上に設ける出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・主要な経路上の通路には原則として、壁からの突出物を設けない。
- ・やむを得ず、床から高さ65cm以上の部分に壁から突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。
- ・通路沿いに設ける設備機器・備品（消火器、冷蔵庫、棚等）は、有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障害者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。

### <カウンター前の通路の例>



### <設計例>



・廊下上の壁埋込型消火器ボックス



・主動線（廊下）の妨げにならないベンチ

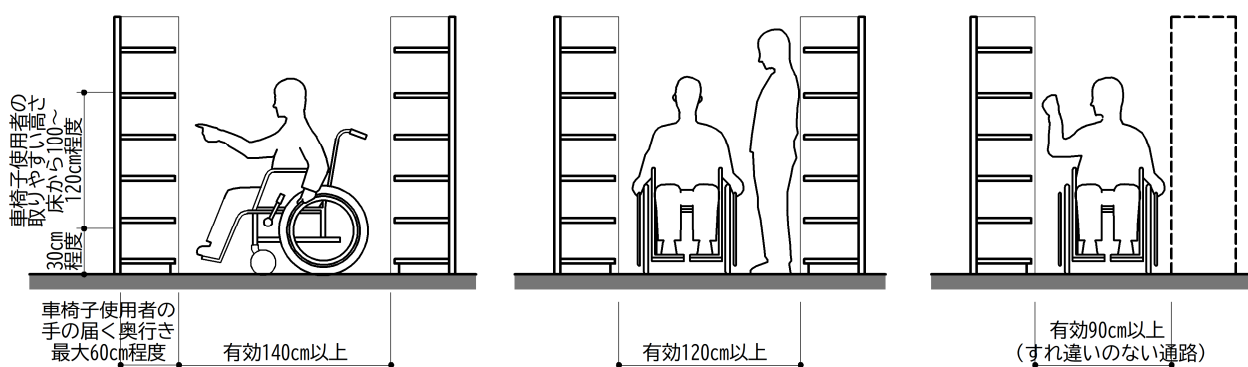
- ・階段については、2. 5. 1 階段の設計標準を参照。

#### ア. 物販店舗の通路

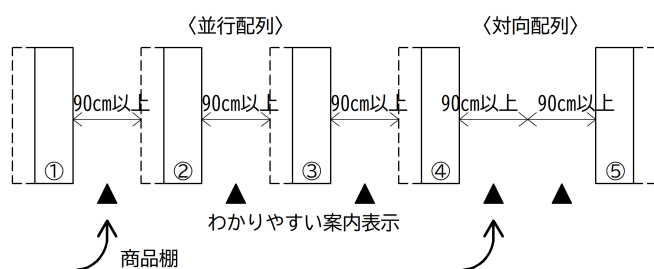
- ・主要な経路<sup>1</sup>上の通路で商品棚間の有効幅員は120cmとする（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする）。ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。
- ・レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。

## 2. 1 2 店舗内部

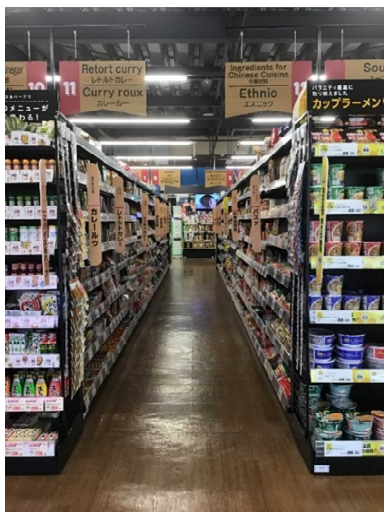
### < 物販店舗の通路の例 >



### < 物販店舗のレジ前の通路の例 >



### < 設計例 >



・スーパーマーケットの通路  
(有効幅員120cm)



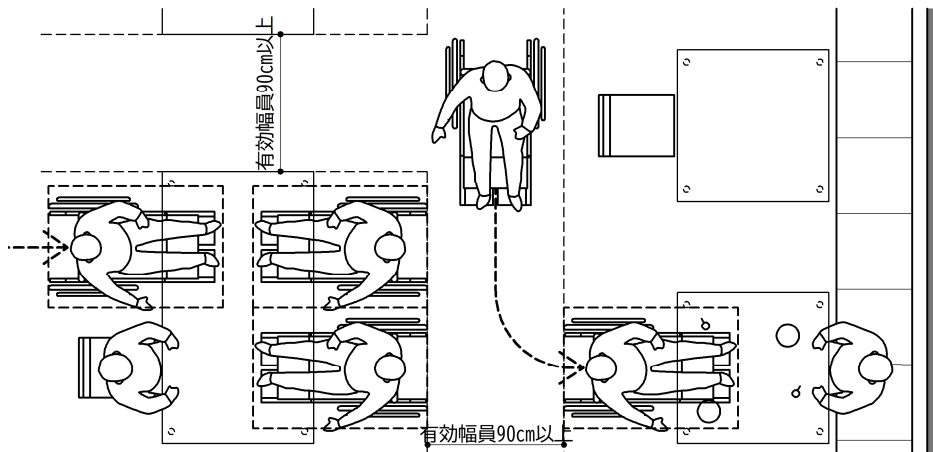
・レジカウンター (対面配列)  
(有効幅員90cm×2=180cm)

### イ. 飲食店舗・サービス店舗の通路

- ・主要な経路<sup>1</sup>上の通路の有効幅員は、90cm以上とする。飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも90cm以上を確保する。
- ・横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。
- ・飲食店舗の配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。



## &lt; 飲食店舗の通路の例 &gt;



## &lt; 設計例 &gt;



・カウンター型のラーメン店の通路（有効幅員120cm）



・和食レストラン広間の通路（有効幅員150cm（椅子間））



・薬局のカウンター前の通路（有効幅員100～180cm）



・和食レストランの通路（有効幅員150cm（写真左側））

## ③ 待合

- ・サービス店舗や飲食店舗等の待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。
- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する。（ベンチ等の移動による対応も可とする。）
- ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可能とする。）

## 2. 1 2 店舗内部

### ④ 便所、洗面所

- ・便所、洗面所については、2. 7 便所、洗面所を参照。

## (2) 部品・設備等

### ① 会計（レジ）、サービスカウンター

- ・円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする。
- ・以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。
  - ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合
  - ・多数の高齢者、障害者の利用が想定される建築物（病院等）にある店舗
  - ・無人レジ（セルフレジ。顧客が自分で商品バーコードをスキャンして会計をするレジ）のみの店舗
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

#### 留意点：杖・傘ホルダー

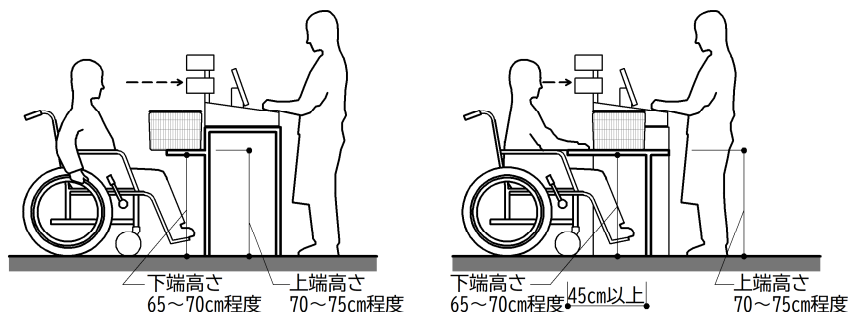
- ・レジやサービスカウンターにおいて、高齢者、障害者等の杖利用者が杖を置くことができる、杖ホルダーを設置又はテーブルの一部にくぼみ等を設けると使いやすい。

#### <設計例>



- ・サービスカウンターを設ける場合には、車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用しやすいローカウンターを1以上設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・カウンター・記載台については、2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

### <会計カウンターの例>





## &lt;設計例&gt;



・利用者から金額表示が見えるレジ

・理容所の会計に設けられたハイカウンターとローカウンター（下端高さ：65cm、上端高さ：75cm）

## ② 発券機（番号札、食券等）、給茶機、自動販売機、ATM（現金自動取引装置）

・ 2. 1 4 D 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）等を参照。

## ③ 乳幼児用設備

- ・授乳のためのスペースを設けることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、授乳のための椅子、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。
- ・その他については、2. 1 4 F 乳幼児用設備を参照。

## ④ 照明

・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

## (3) 仕上げ等

- ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げるのが望ましい。
- ・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

## (4) 案内表示・情報伝達設備等

- ・エレベーター、便所の付近には、エレベーター、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。

## 2. 1 2 店舗内部

---

- ・案内表示等は、視覚障害者や車椅子使用者が認識しやすいよう、取り付け位置・高さ、照明等に配慮したものとする。

**留意点：供用開始後の商品量の増加にも対応した案内表示の設置**

- ・物販店舗の売り場の案内表示等は、供用開始後に商品量が多くなった場合でも車椅子使用者等が認識しやすいよう、あらかじめ取り付け位置・高さに配慮したものとすることが望ましい。

- ・案内表示等は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・壁、床、天井等に設ける案内表示は、文字・図記号と、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする。

**〈留意点：床サイン表示等の維持管理〉**

- ・床サイン表示等については、汚れや摩耗等へのメンテナンスに留意する。

- ・案内板・表示板等については、2. 1 4 G 案内表示を参照。

## 2. 1 2. 2 物販店舗の設計標準

### (1) 有効幅員、空間の確保等

#### ① 試着室

- ・車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。
- ・試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意することが望ましい。
- ・車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ（120cm以上×90cm以上）を確保することが望ましい。
- ・試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を42～45cm程度とすることが望ましい。
- ・試着室の前室に介助者等の待合スペースを設けることが望ましい。
- ・車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。

#### 留意点：複合店舗内の共用の試着室

- ・複合店舗で構成されている同一フロアや隣接店舗等において、広めの共用試着室を設けることは、複数の各店舗にとって効果的・効率的な取り組みである。

#### <設計例>



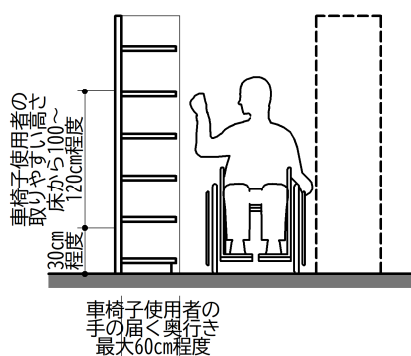
- ・車椅子使用者用をはじめ高齢者、障害者等が利用できる試着室

### (2) 部品・設備等

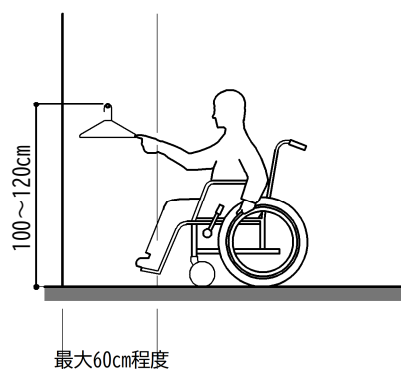
#### ① 商品棚等

- ・商品棚やハンガーラック等は、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい。

#### <商品棚の例>



#### <ハンガーラックの例>



## 2. 1 2 店舗内部

### ② 休憩用設備

- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供するスペースや設備（ベンチ等）を適切な位置に設けることが望ましい。
- ・ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮する。

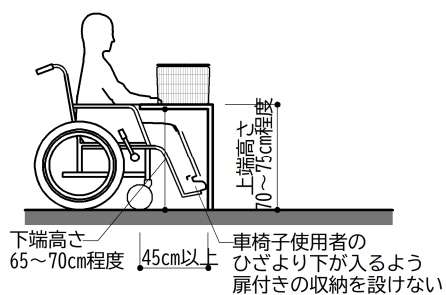
#### 留意点：休憩用設備等

- ・長い通路や広い空間に接する場所に、ベンチ等の休憩用設備を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な利用者が休憩することや、歩行負担を軽減することができる。

### ③ サッカー台

- ・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台（購入済みの商品を袋に詰めるための台）及びサービスローカウンターを1以上設ける。
- ・車椅子使用者が利用できるサッカー台及びサービスローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・カウンター・記載台については、2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

#### <サッカー台の例>



#### <設計例>



- ・サッカー台（上端高さ：72cm、下端高さ：68cm）

## 2. 1 2. 3 飲食店舗の設計標準

### (1) 有効幅員、空間の確保等

#### ① 車椅子使用者等が利用できる席

- ・ 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動式の椅子席とすることが望ましい。
- ・ 可動式の椅子席を設けるとともに、テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにすることが望ましい。
- ・ 可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとするのが望ましい。
- ・ 可動式の椅子席等は、車椅子使用者だけに特別に対応するものではなく、他の利用者も共通して利用できるものとして設けることが望ましい。
- ・ 知的障害者、発達障害者、精神障害者等が落ち着いて食事を行うことや、子ども連れの方が安心して食事を行うこと等、多様なニーズへの対応として個室（簡易な仕切りや間仕切等を含む）を用意することが望ましい。

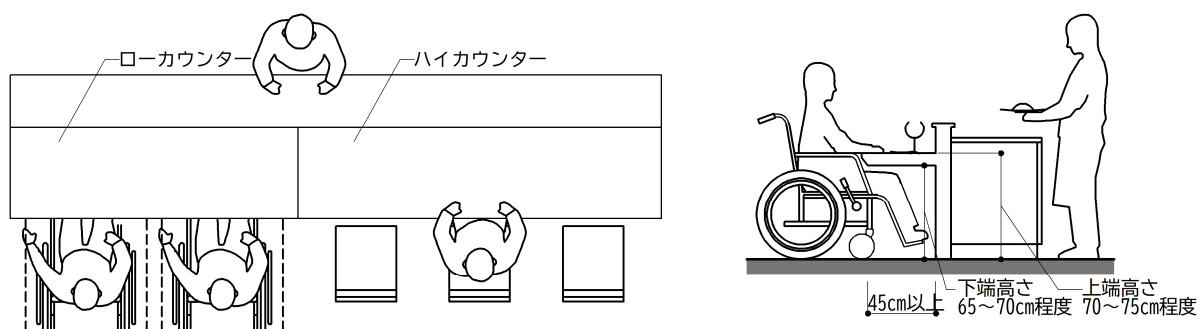
#### 留意点：高齢者、障害者等に使いやすい椅子席の設置に向けて

- ・ 椅子が固定された席（固定ブース席を含む）や座敷の席は、一般的に車椅子使用者がアクセスしにくいだけでなく、歩行困難者や高齢者等にも使いづらい場合もある。
- ・ 椅子を動かすことができれば、車椅子使用者は椅子に移乗することなく、車椅子のまま席を利用することができる。

#### 留意点：カウンター型の飲食店舗の座席

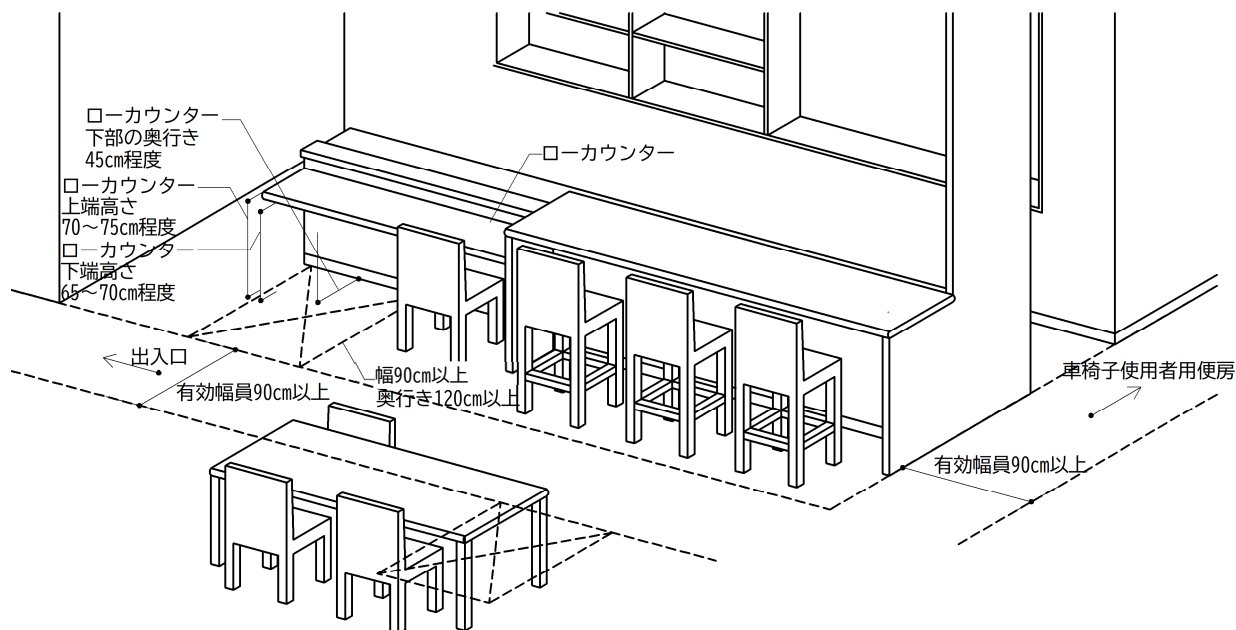
- ・ 車椅子使用者や座面の高い椅子を使えない人に配慮し、カウンター席は、可能な限りローカウンター席も設ける。
- ・ ローカウンター席は、車椅子使用者がアクセスしやすい位置に設けることが望ましい。

#### <カウンター型の飲食店の例>





< 飲食店の例 >



< 設計例 >



・可動式の椅子席（テーブル席）



・可動式の椅子席（カウンター席）  
 カウンターの下端高さ：68cm、上端高さ：75cm、奥行き：49cm

(2) 部品・設備等

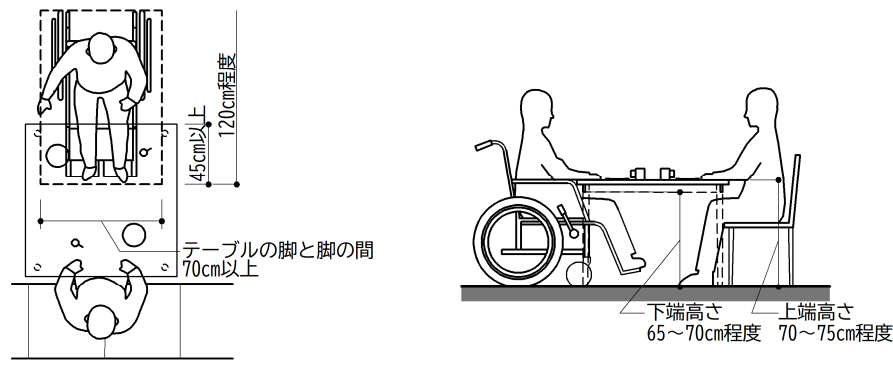
① テーブル・カウンター、可動式の椅子

- ・テーブル、カウンターの下端の高さは65~70cm程度とし、上端の高さは70~75cm程度とする。
- ・テーブル、カウンター等の下部スペースの奥行きは45cm以上とし、車椅子使用者が席を利用するための奥行きは120cm以上とする。
- ・車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔（内法）を70cm以上とするか、又は両脚のない中央柱脚とする。

**留意点：高齢者、障害者等の施設用途等を踏まえた家具の設定**

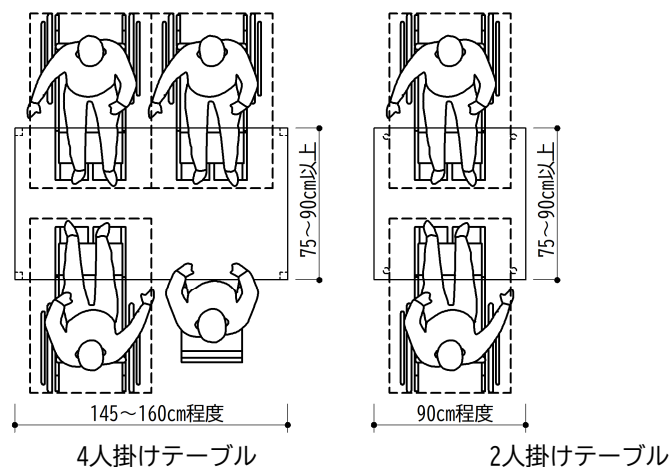
- ・高齢者、障害者等の施設用途を踏まえて、一定の利用者の特性や体格等を考慮して、座席のテーブル・椅子の高さ等は個別に設定する場合もある。

## &lt;可動式の椅子席の例&gt;



- ・テーブルと椅子をレイアウトする場合には、車椅子利用者でも利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行う。
- ・車椅子利用者の利用できるテーブルの寸法は、下記の通りとし、選定するのが望ましい。
  - ・4人掛け：幅145~160cm程度×奥行き75~90cm程度
  - ・2人掛け：幅 90cm程度×奥行き75~90cm程度
  - ・いずれもテーブル下端高さ65~70cm程度、上端高さ70~75cm程度とする。

## &lt;テーブルの寸法例&gt;

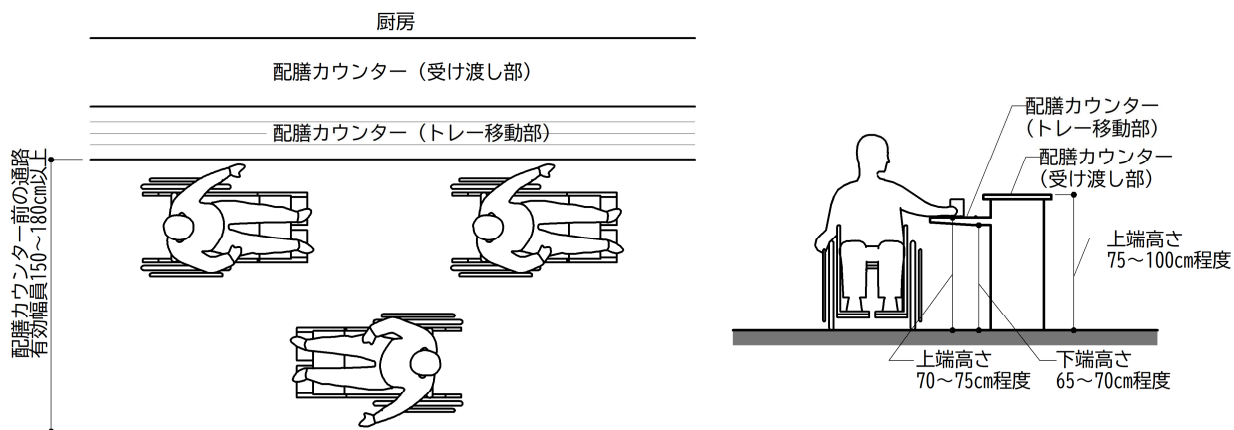


## ② 配膳カウンター、ドリンクカウンター

- ・配膳カウンターの高さは、車椅子利用者が利用できるよう配慮したものとすることが望ましい。
- ・配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子利用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい。
- ・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150~180cm程度を確保する。
- ・カウンターについては、2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

## 2. 1 2 店舗内部

### < 配膳カウンターと通路の例 >



### ③ 冷蔵庫、棚

- ・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい。

### (3) 仕上げ等

- ・床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

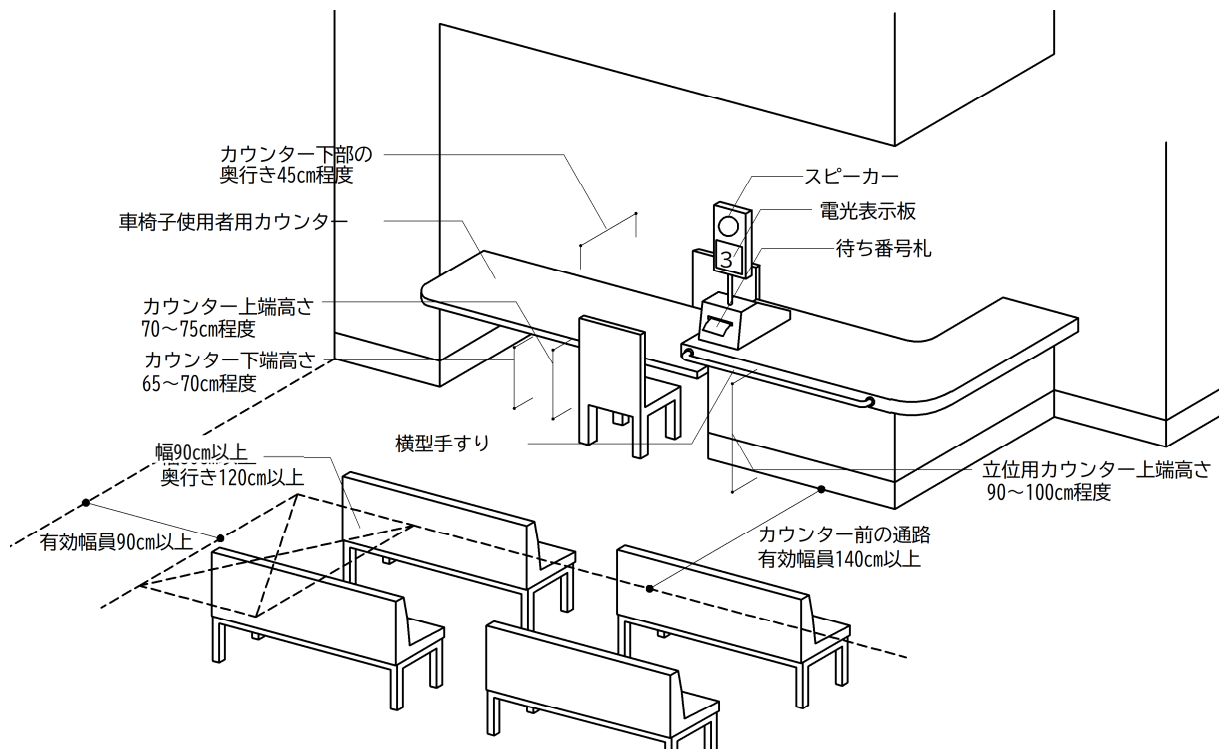
## 2. 1 2. 4 サービス店舗の設計標準

### (1) 部品・設備等

#### ① サービスカウンター・記載台

- ・立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・銀行、薬局等の呼出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。
- ・カウンター・記載台については、2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
- ・番号札発券機・電光表示板については、2. 1 4 I 情報伝達設備(1)を参照。

#### <サービス店舗の例>

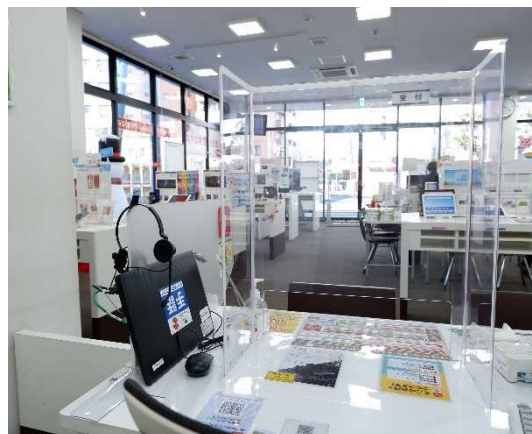


## 2. 12 店舗内部

### <設計例>



- ・ローカウンター（下端高さ：70cm、上端高さ：73cm、奥行：40cm）



- ・出入口からアクセスしやすいローカウンター



- ・薬局に設けられたローカウンター（下端高さ：73cm、上端高さ：76cm）



- ・理容所に設けられた、車椅子のまま調髪ができるスペース



## 2. 12. 5 改善・改修のポイント

店舗内部の改善・改修にあたっては、2. 12. 1～2. 12. 4に基づき、改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

### (1) 通路の有効幅員、空間の確保等

- ・店舗の用途と通路の性格に応じ、通路の有効幅員を確保する。

#### 留意点：通路の有効幅員の確保

- ・少しでも有効幅員を広げるためには、通路に突出している設備・備品を整理する等、使用状況等も含めて、改善することが望ましい。

- ・主要な経路上には、原則として段差を設けない。
- ・やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路又は段差解消機を設置する。
  - ・傾斜路又は段差解消機を設置できない場合には、車椅子可搬型スロープ等を準備し、従業員による支援との組み合わせにより対応する。

#### <設計例>



インターホン



段差解消機スペースのドア



段差解消機

- ・改修によりレストランの出入口手前の階段に併設された段差解消機（ホテル内の店舗）



- ・改修によりレストランの出入口手前の階段に併設された傾斜路（ホテル内の店舗）

### (2) 仕上げ等

- ・床の凹凸を解消し、平滑な仕上げとする。

### (3) 便所、洗面所

- ・便所、洗面所については、2. 7. 5 改善・改修のポイントを参照。

## 2. 1 3 避難設備・施設

---

### ◆設計の考え方◆

- ・建築物の設計においては、施設用途や利用者特性、非常時の対応方法等を踏まえつつ、防火区画、防煙・排煙、避難計画等を総合的に検討する必要がある。
- ・まず火災や地震等の災害等の非常事態発生を高齢者、障害者等に速やかにかつ適切に伝達することが重要となる。特に視覚障害者や聴覚障害者等に情報提供を行うための配慮が重要となる。
- ・高齢者、障害者等の円滑な避難のためには、避難経路の動線計画をわかりやすいものとする、高齢者、障害者等に避難方向等をわかりやすく情報提供することが必要である。
- ・さらに施設用途や規模等によっては、車椅子使用者等の避難に時間や支援を必要とするが、一時的に避難する火元と隔てられた空間とそこまでの経路を確保し、適切に誘導することも必要となる。
- ・情報伝達や避難誘導等については、建築設備だけに頼るのではなく、施設管理者等が適切な避難誘導方策等の検討や人員配置等の人的対応を図ることが求められる。

### ◆設計のポイント◆

- ・避難のための動線計画は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・避難施設となる屋内の通路には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、ゆとりある空間を確保し、原則として段を設けない。
- ・階段を利用して避難することが難しい車椅子使用者等が、非常時に待避し、安全に救助を待つためのスペースを設けることが望ましい。
- ・視覚障害者、聴覚障害者等に対応した非常用警報装置や避難誘導のための案内表示・情報伝達設備を設ける。

## 2. 13. 1 避難設備・施設の設計標準

### (1) 有効幅員、空間の確保等

#### ① 避難経路の空間の確保等

- ・車椅子使用者の通行の支障になるだけでなく、高齢者や妊婦、肢体不自由者等がつかずいて転倒する危険性があるため、避難経路となる屋内の通路には段を設けない。

##### 留意点：避難経路の段

- ・段は、高齢者、障害者等には通行の支障となり、特に緊急時にはより深刻な障害となる。したがって屋内の通路の避難経路には段を設けない。

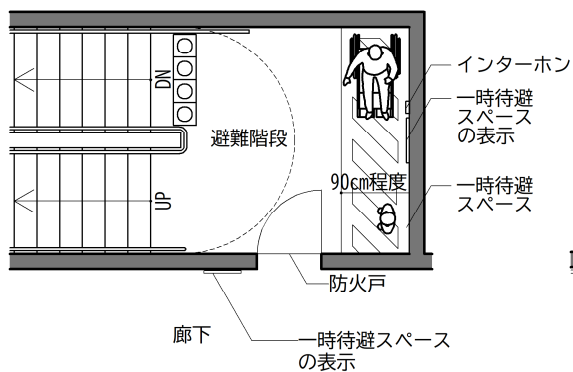
##### 留意点：バルコニー

- ・バルコニーを連続させ、隔板を高齢者、障害者等が破りやすくすると、避難上有効である。
- ・利用居室や屋内の通路から段差なしに出入りでき、車椅子使用者が通行可能な幅員のバルコニーを設けると、車椅子使用者もより避難しやすくなる。

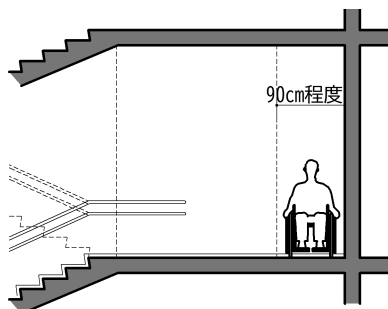
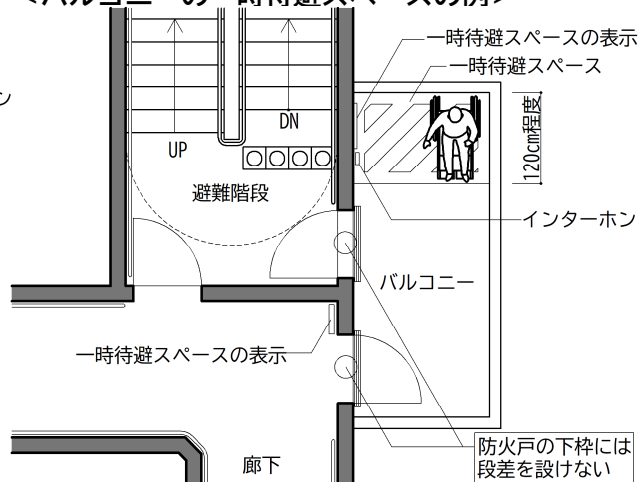
#### ② 一時待避スペースの確保等

- ・施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましい。
- ・一時待避スペースは、階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段付室等の一部に、避難動線の妨げとならないように設け、その旨表示する。
- ・一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能等を有するものとする。
- ・一時待避スペースには、車椅子使用者が待避するのに十分な空間を確保する。

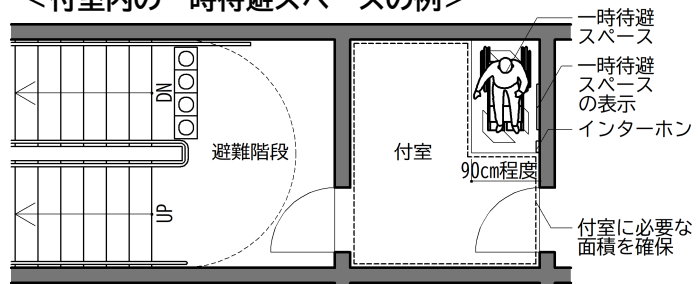
##### <階段の一時待避スペースの例>



##### <バルコニーの一時待避スペースの例>



##### <付室内の一時待避スペースの例>



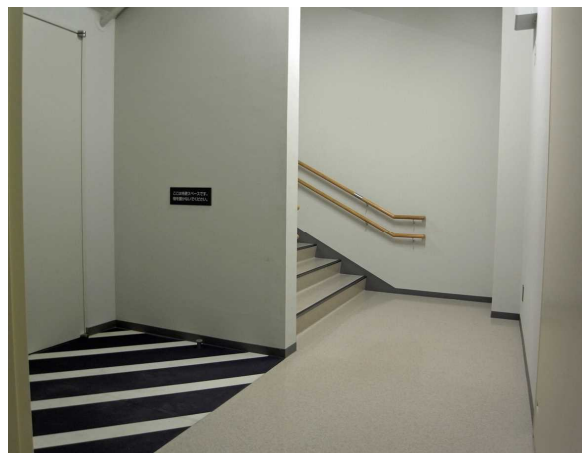
**留意点：防火戸等の柱・枠**

- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸の枠や柱が視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険がある。
- ・そのため、できる限り設けない区画設計が望ましい。
- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。

<設計例>



- ・階段に連続して設けられ、車椅子使用者の一時待避スペースとして利用できるバルコニー



- ・緊急時に車椅子使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、全階に直通する屋内階段に設けられた一時待避スペース（床面と壁面に一時待避スペースであることを表示している。）



- ・特別避難階段の付室において、災害時の消防活動や避難動線の妨げとならない位置に設けられた、一時待避スペース

（官庁施設の例。壁面にはサイン表示と防災センターに連絡可能なインターホンが設置されている。）

**(2) 部品、設備等**

- ・一時待避スペースには、助けを求めたり状況を伝えたりするために、中央管理室又は防災センターに連絡可能なインターホンを設けることが望ましい。

### (3) 案内表示、情報伝達設備

#### ① 一時待避スペースの表示

- ・一時待避スペース設ける場合は、出入口の戸等に一時待避スペースである旨の標識及び文字板を設ける。
- ・標識には補足表示板を設けることが望ましい。
- ・表示板等については、2. 14 G 案内表示を参照。

#### <一時避難エリア標識及び補足表示板の例>



##### 一時避難エリア標識

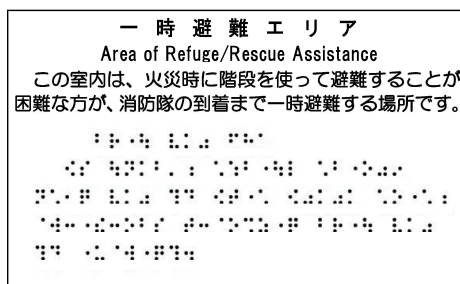
- 1 形状 : 正方形
- 2 大きさ : 一辺12cm以上
- 3 色 : 下地J I S Z 9 1 0 3の安全色の緑  
シンボル白
- 4 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。
- 5 その他 : 灯火式とすることができる。

##### 補足表示板

- 1 形状 : 長方形
- 2 大きさ : 長辺一時避難エリア標識と同一  
短辺長辺の1/4程度
- 3 色 : 下地白  
文字J I S Z 9 1 0 3の安全色の緑
- 4 文字 : ゴシック体
- 5 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。
- 6 その他 : 灯火式とすることができる。

出典：高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策：東京消防庁  
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-yobouka/data/high-rise03.pdf>

#### <一時避難エリアである旨を記した文字板の例>



- 1 形状 : 長方形又は正方形
- 2 色 : 下地原則として白、文字原則として黒
- 3 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。金属製が望ましい。※
- 4 点字 : J I S T 0 9 2 1 に準ずること。

出典：高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策：東京消防庁  
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-yobouka/data/high-rise03.pdf>

#### ② 火災警報装置

- ・火災警報装置を設ける場合には光警報装置とする等、聴覚障害者に館内放送やアナウンス、サイレン等の音声情報を光・振動等による情報や文字等の視覚情報に変換して伝えることができるように配慮する。
- ・聴覚障害者等への非常時の情報伝達方法には、主に以下の方法がある。
  - ・光警報装置（フラッシュライト等）の設置
  - ・室内信号装置※の設置・貸出し等（ホテル又は旅館の客室等）

※ドアノック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感じて、時計等の受信機器の光の点滅（フラッシュ）や振動等により、視覚情報や体感情報として伝える機器



## 2. 13 避難設備・施設

- ・電子メールや振動機能のついた携帯電話等、視覚障害者に対しては、音声読み上げ機能のついた携帯電話等を活用すること等も有効である。
- ・ホテル又は旅館の客室に設ける火災警報装置については、2. 9. 1 客室の設計標準(3) ⑤を参照。

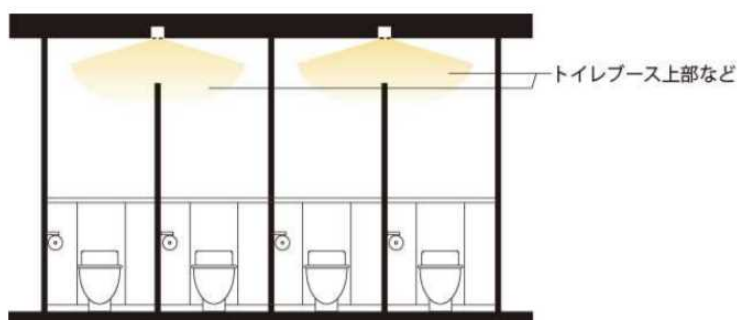
### 留意点：火災の発生を視覚的に伝達する手段

- ・火災の発生を視覚的に伝達する手段としては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）で点滅機能を有する誘導灯が規定されているとともに、2016年には「光警報装置の設置に係るガイドライン」（平成28年9月6日付け消防予第264号）が策定されている。
- ・聴覚障害者に対応した火災警報設備等に関しては、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」総務省消防庁（平成23年4月）の内容も参考となる。
- ・[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2809/pdf/280906\\_yo264.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2809/pdf/280906_yo264.pdf)
- ・<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2304/pdf/230425-index.pdf>
- ・一般社団法人 日本火災報知機工業会では、「光警報装置のおすすめ」のパンフレットを作成、公開している。
- ・<https://www.kaho.or.jp/pages/jikaho/docs/poster/booklet-hikari-keihou-201708.pdf>

### 留意点：外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針

- ・消防庁では、外国人来訪者や障害者等に対しても有効な情報伝達及び避難誘導を行うため、消防法令に規定されている消防用設備等や光警報装置を補完するものとしてデジタルサイネージの活用促進を図ることを目的として、「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」を2018年3月に作成した。
- ・本指針では、火災時等にデジタルサイネージを活用する際に「原則として対応することが望ましい基本的事項」と「各施設の実態や技術の発展状況等により可能であれば対応することが望ましい事項」が分けて記載されている。
- ・[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h29/gaikoku\\_hinan/houkoku/katsuyou\\_shishin.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/katsuyou_shishin.pdf)

### <便所のフラッシュライト（光警報装置）>



### <設計例>



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 令和2年3月 国土交通  
省総合政策局安心生活政策課 p.155)

## ③ 避難誘導のための情報伝達設備

- ・聴覚障害者に配慮し、文字表示・図記号等による誘導表示を設ける。
- ・視覚障害者等に配慮し、音声による誘導を行うことが望ましい。
- ・煙を避けるために低姿勢をとっても避難すべき方向がわかるよう、床面や腰の高さに、誘導灯や光点滅走行式避難誘導システム（一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れるように点滅させることで避難方向を示す装置）、蓄光性のある誘導タイル等を設置することが望ましい。

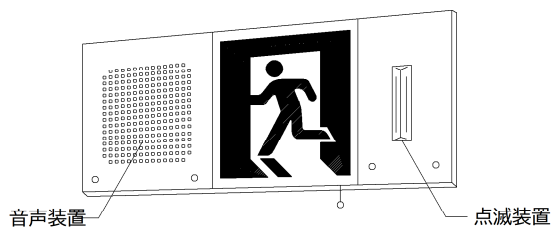
## 留意点：緊急避難時の誘導システム

- ・光走行式の緊急避難時の誘導システムは、聴覚障害者、弱視者（ロービジョン）だけでなく、誰にとっても有効である。

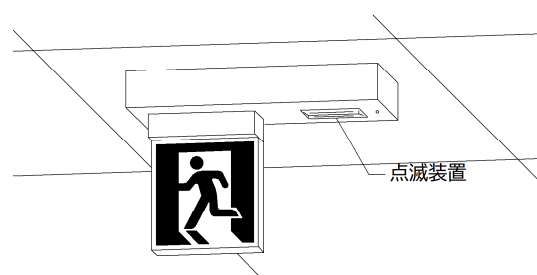
## 留意点：火災時の聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容も参考となる。

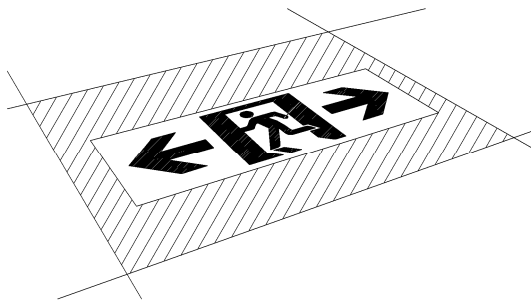
## &lt;点滅式誘導音付加誘導灯の例&gt;



## &lt;点滅型誘導灯（点状直付型）&gt;



## &lt;床埋め込み型誘導灯&gt;



## &lt;設計例&gt;



- ・火災時に避難方向が分かるよう、火災報知機と連動し、避難方向に向かって光が点滅するようになっている照明（手すり下に埋め込み）

## ④ 非常放送設備

- ・非常放送設備を設置する建築物については、視覚障害者・聴覚障害者に配慮した光、文字、音・音声等による非常放送設備を併設することが望ましい。

## 2. 14 造作・機器

### 2. 14 A 手すり

#### (1) 設置位置

- ・手すりは、高齢者、障害者等にとって、以下のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ、内容に応じて適切な場所に設ける。
  - ・安全確保(転倒防止)
  - ・立ち上がり補助(身体支持)
  - ・移動補助
  - ・視覚障害者等の誘導
- ・また、施設用途、設置場所、必要性等に応じ、適切な配置、形状及び寸法とする。

#### 留意点：手すりの設置

- ・手すりを設ける際には、移動動作はもとより、他の設備との位置関係に留意する。
- ・例えば、手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、このような配置は注意が必要である。
- ・形状、強度等に十分配慮する必要があるが、棚等を握りやすい形状とし、手すりとして利用できるようにする方法も考えられる。
- ・将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておくことより望ましい。

#### (2) 設置方法

##### ① 連続性等

- ・手すりは、起点から終点まで連続して設けることが望ましい。

#### 留意点：不連続の問題点

- ・手すりが連続していないと、高齢者、障害者等の移動に困難が生じ、また、視覚障害者にとっては進むべき方向がわからなくなったりする可能性がある。

##### ② 高さ

- ・手すりの上端の高さ（通路、階段）は以下の通りとする。

#### ア. 通路（廊下、傾斜路）

- ・1本の場合 H=75～85cm程度
- ・2本の場合 H=75～85cm程度  
H=60～65cm程度

#### イ. 階段

- ・1本の場合 H=75～85cm程度
- ・2本の場合 H=75～85cm程度  
H=60～65cm程度

#### <設計例>



- ・引き戸の戸袋部分にも連続して設けられた手すり

##### ③ 壁との関係

- ・壁との間隔は、4～5cm程度とし、手すりの支持は、下側で行うことが望ましい。
- ・手すりを取り付く部分の壁の仕上げは、なめらかなものとするが望ましい。
- ・弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

## ④ その他

- ・ 移乗等の動作補助用手すり（便所、浴室等）については、上記のほか、2. 7 便所・洗面所、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準を参照。

## 留意点：立ち上がり補助(身体支持)、移動補助のための手すり

- ・ 出入口部分の戸から離れた通路部分に設けた場合、動作の補助とならないため、適切な位置に設ける。
- ・ 手すりを連続設置した場合であっても、パンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。
- ・ これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておくことが望ましい。

## (3) 形状と材質

## ① 形状

- ・ 断面の形状は、円形等の握りやすいものとし、外径3~4cm（小児用の場合3cm）程度とする。
- ・ 衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避けるため、手すりの端部は、壁側に曲げることが望ましい。

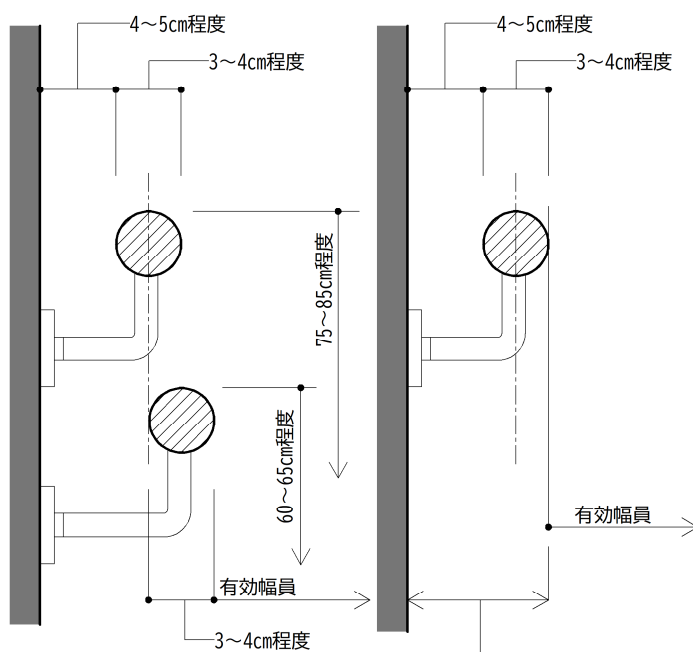
## ② 材質

- ・ 肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、維持管理の容易なものとする。
- ・ 階段、傾斜路等の手すりは、体重をかけた時に滑りにくいものとする。

## 留意点：手すりの材質

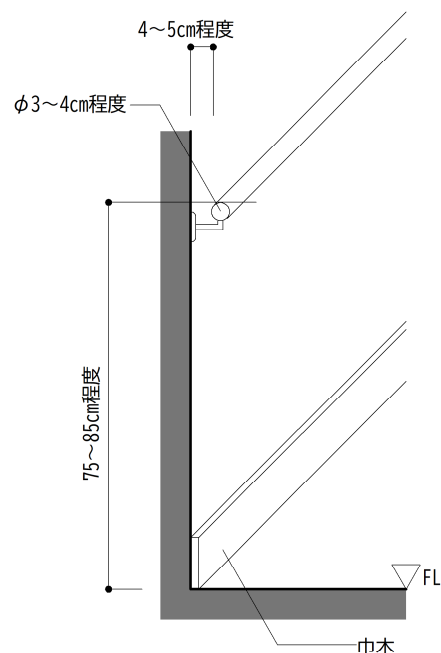
- ・ 金属製の手すりは、冬期には冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とする。

## &lt;手すりと有効幅員&gt;



手すりを設けた場合は、10cmまで幅員を緩和することができる  
ただし、階段、敷地内の通路(段がある部分)のみ

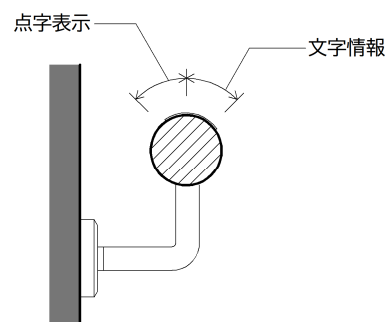
## &lt;壁面の設置例&gt;



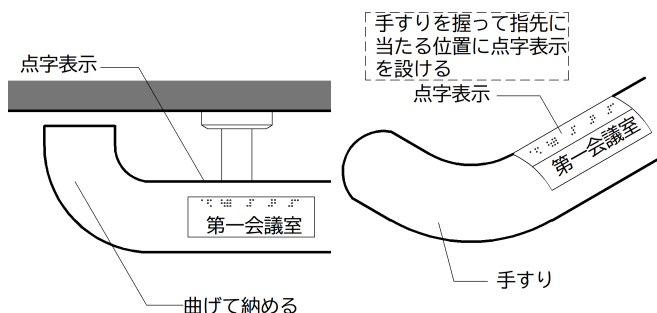
#### (4) 点字表示

- ・手すりの点字及び墨字（文字情報）表示の内容は以下による。
  - ・階段の手すりの端部：現在の階及び行き先の階等
  - ・傾斜路の手すりの端部：現在の位置及び行き先の情報（●●室）等
  - ・屋内の通路の曲がり角部分の手すり：現在の位置及び行き先の情報（●●室）等
  - ・利用居室等の出入口付近の手すりの端部：利用居室等の名称（●●室）等
- ・点字表示は、はがれにくいものとする。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

#### <手すりの点字・墨字（文字情報）表示の設置位置>



#### <利用居室の出入口付近の手すりの点字表示の例>



#### <設計例>



・階段の手すりの点字・墨字（文字）表示



- ・JIS T 0921に基づいてレイアウト・製作された、手すりの点字表示  
大きくわかりやすいゴシック体の文字を使用し、弱視者にも配慮している。手すりの色と表示の色のコントラストをつけること、及び手すりの端部に近い位置とすることにより、視覚障害者にとって、表示の設置位置がわかりやすいよう配慮している。

#### (5) 施設用途による手すり設置の配慮

- ・医療施設、福祉施設等においては、利用状況を勘案し、屋内の通路にも手すりを設けることが望ましい。
- ・移動補助、立ち上がり補助（身体支持）の必要な高齢者、障害者等が主に利用する施設においては、転倒を防止する観点から、玄関ポーチ・玄関・廊下等にも連続して手すりを設けることが望ましい。
- ・視覚障害者等の誘導が必要な施設で、手すりを設置できない場合には、手すりに代わる音声案内装置の設置、又は従業員による誘導を行うことが望ましい。



## 2. 14 B 段差解消機

## ◆ 基準 ◆

## &lt;建築物移動等円滑化基準チェックリスト&gt;

| 施設等  | チェック項目   |   |
|--|--|---|
| <一般基準><br>標識<br>(政令第19条、<br>省令第113号)   | ①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識  | - |
|  | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか<br>(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか  |   |
| <移動等円滑化経路><br>特殊な構造<br>又は使用形態の<br>エレベーター<br>その他の昇降機<br>(政令第18条<br>第2項第六号、<br>告示第1492号) | ①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの<br>・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの<br>・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの   | - |
|  | (1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか<br>(2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか<br>(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか                            |   |
|  | ②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの<br>(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか | - |

## &lt;建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト&gt;

| 施設等   | チェック項目   |   |
|---|--|---|
| <一般基準><br>傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置<br>(省令第5条)                              | 多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるものに限る)を設けているか <sup>1</sup>   |   |
| <一般基準><br>特殊な構造<br>又は使用形態の<br>エレベーター<br>その他の昇降機<br>(省令第8条、<br>告示第1485号) | ①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの<br>・籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの<br>・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの   | - |
|   | (1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものであるか<br>(2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか<br>(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか                                      |   |
|   | ②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの<br>(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか         | - |
| <一般基準><br>標識<br>(省令第14条)  | ①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識<br>(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか<br>(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか | - |

<sup>1</sup> 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。(告示第1488号第二)

### (1) 設置位置

- ・ 段差解消機は、主要な動線上にある階段等に添って設けることが望ましい。
- ・ 利用者の想定は車椅子使用者に限定せず、段差の昇降を困難と感じる高齢者、障害者等、多様な利用者が使うことのできる段差解消機とすることが望ましい。
- ・ 段差解消機には、大別して斜行型と鉛直型があり、敷地条件、建築条件に基づき選択する。

### (2) 乗降のための空間の確保

- ・ 段差解消機への乗降時に車椅子の方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・ 乗降スペースは、水平とし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・ 乗降スペース周辺には、車椅子使用者が転落する可能性のある段を設けない。

**留意点：非使用時の保管スペース**

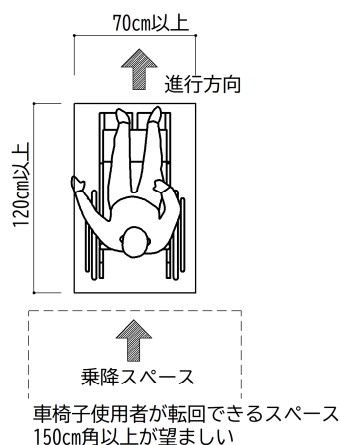
- ・ 段差解消機本体はスペースを必要とするため、使用していない時の保管場所を、歩行者の障害とならない位置に定めておく。
- ・ 壁際に突出した状態で保管すると、高齢者、障害者等が手すりを利用する際の障害となるので注意を要する。

### (3) 籠の出入口の有効幅員、空間の確保等

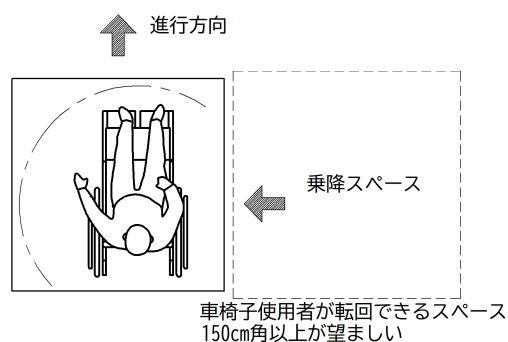
- ・ 段差解消機の籠の幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とする。
- ・ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合には、籠の幅及び奥行きを十分に確保する。

< 段差解消機の籠の例 >

○定員1名の籠（直線形式の場合）



○定員1名の籠（90°の転回形式の場合）



#### (4) 構造・規模

- ・段差解消機は、車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するものとする。
- ・段差解消機は、平成12年建設省告示第1413号第1第九号に規定するものとする。
  - ・平成12年建設省告示第1413号、第1415号、第1423号等の基準による。「構造上主要な部分」、「制御器」及び「安全装置」については、国土交通大臣の認定する構造とすることもできる。
- ・使用者が単独で安全に操作できる構造とすることが望ましい。
- ・その他については、4. 7 段差解消機関連告示を参照。

#### (5) 種類ごとの配慮事項

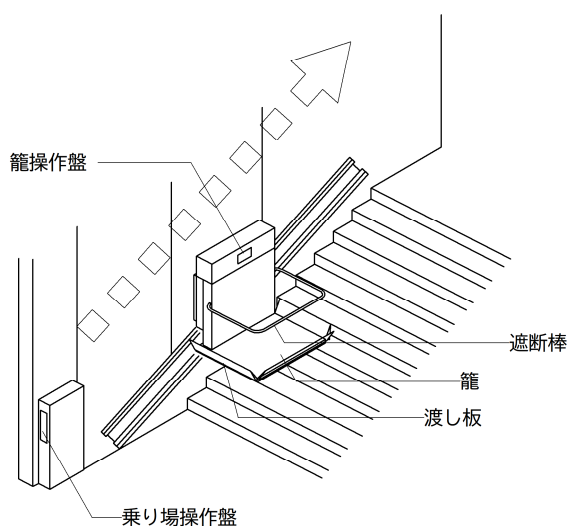
##### ① 斜行型段差解消機

- ・昇降路には、階段と区画した専用路型と共存型があり、使用者が単独で使用する場合は、安全上、専用路型が望ましい。
- ・共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じる。
- ・改善・改修の場合等、専用路を設けるスペースがない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。

##### ② 鉛直型段差解消機

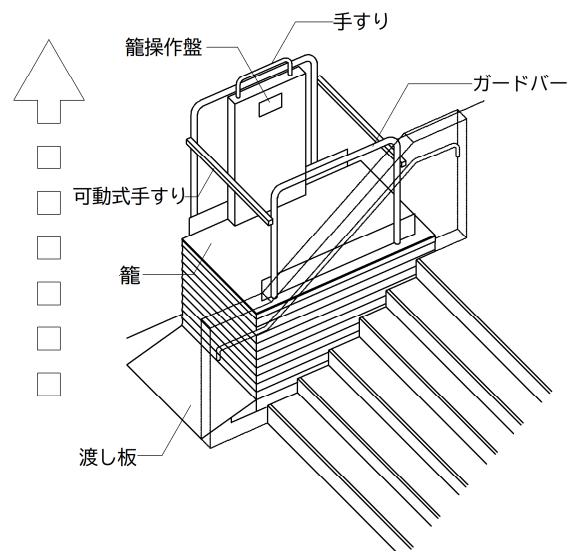
- ・上部乗降場からの転落防止に配慮し、安全のための措置を講じる。
- ・昇降路と籠の床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講じる。

#### <斜向型段差解消機>



(※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)

#### <鉛直型段差解消機>



<設計例>



・鉛直型段差解消機



・既存施設のホール部分の階段に設置された斜行型段差解消機



・既存施設の階段に設置した斜行型段差解消機

## 2. 14 C カウンター・記載台・作業台・事務机等

### (1) ハイカウンター

- ・立位で使用するハイカウンターは、身体の支えとなるよう床及び壁に固定し、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する場合は、ハイカウンター側に誘導する。

#### 留意点：高齢者、障害者等への配慮

- ・カウンター等を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話等、使用する内容を考慮し、高齢者、障害者等が使用しやすい形状や設置位置とすることが望ましい。
- ・机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

#### 留意点：杖、傘ホルダーの設置

- ・カウンターには、杖や傘を立てかけることのできるくぼみ、又は杖ホルダー等の備品を設けることが望ましい。

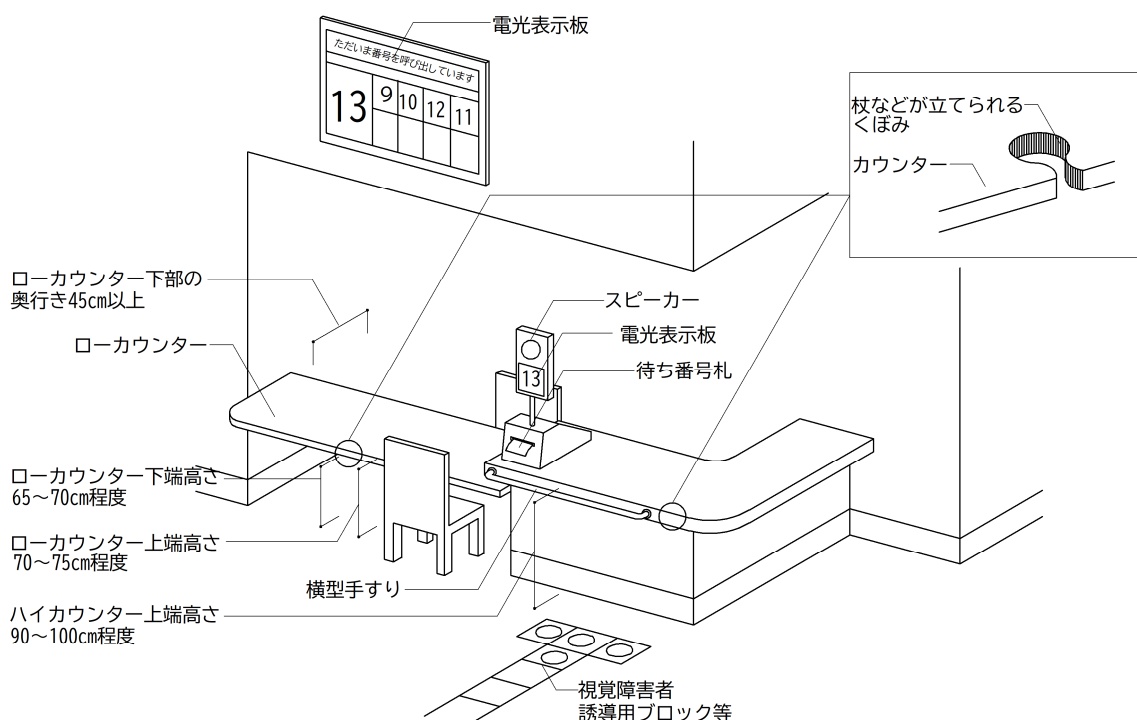
### (2) ローカウンター

- ・立位で使用するハイカウンターには、高齢者、障害者等が使用できるローカウンター等を併せて設ける。
- ・カウンター等の下端の高さは65～70cm程度とし、上端の高さは70～75cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm以上とする。

#### 留意点：カウンター前面のスペース

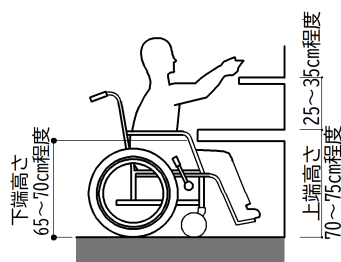
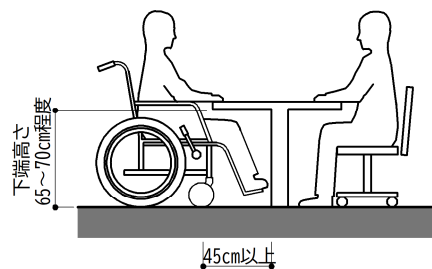
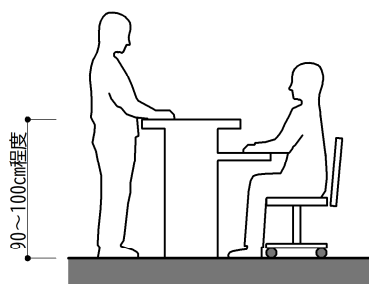
- ・車椅子使用者が接近しやすいように、カウンター等の前面には車椅子使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平であることが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、ハイカウンター側に誘導する。

### <カウンターの標準モデル>

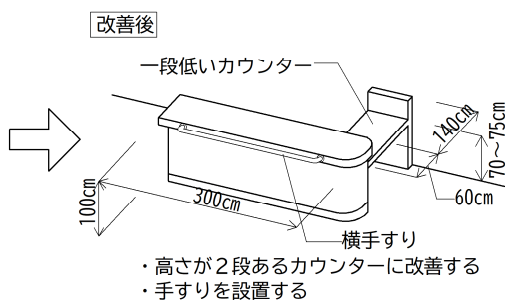
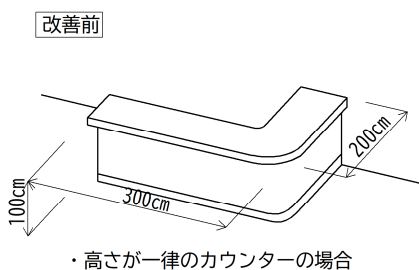




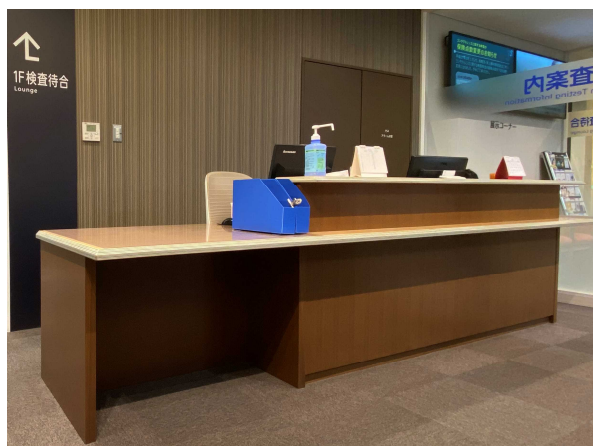
<カウンター・記載台の基本寸法>



<改善例>



<設計例>



- ・立位のカウンターの横に設けられた、ローカウンター（医療施設の受付）



- ・立位のカウンターの横に設けられた、椅子に座って利用できるローカウンター（薬局の会計）
- ・ハイカウンターには杖を立てかけるくぼみが設けられている。



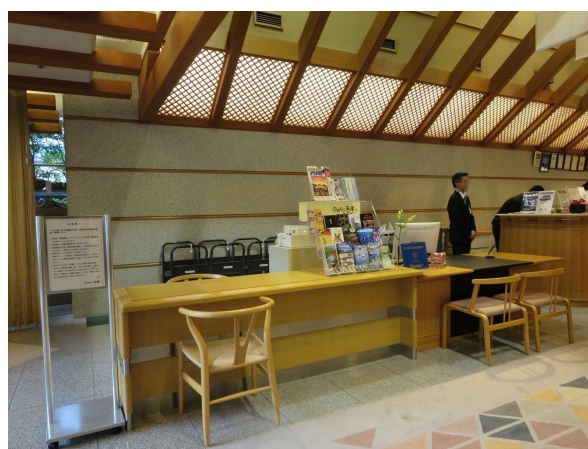
・子供や車椅子使用者にも使いやすい高さのカウンター



・車椅子使用者の膝が入るように設計されたローカウンター



・立位のカウンターの横に設けられた、ローカウンター（商業施設のインフォメーション）



・立位のカウンターの横に設けられた、ローカウンター（旅館のフロント）

### （3）案内表示

- ・聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、官公署、銀行、病院、薬局等で呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。
- ・電光表示板等については、2. 14. 11 情報伝達設備等（1）文字情報による情報伝達を参照。
- ・筆談ボードやコミュニケーション支援ボード、筆談が可能なタブレット端末等を常備した案内所等のカウンターには、「筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」という案内や筆談等の支援に関する表示（耳マーク、手話マーク・筆談マーク等）を設置する。
- ・耳マーク、手話マーク・筆談マーク等については、1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方（2）③イ＜全ての建築物に共通する支援の例＞ 聴覚障害者等の利用を参照。

#### 留意点：IT技術の活用

- ・スマートフォンやタブレット端末向けのアプリには、タッチペン等で文字入力を行う、音声を文字に変換する（逆も対応可能）等、聴覚障害者等とのコミュニケーションに有効なものがある。
- ・こうした備品の準備とあわせて、充電等が可能な環境の整備等を行うことが望まれる。

## 2. 14 D 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）、ATM

## (1) 空間の確保

- ・水飲み器、自動販売機、発券機、ATM（現金自動取引装置）等の周辺には、車椅子使用者が接近できるスペースを確保する。
- ・車椅子使用者が接近できるスペースは、水平とし、その幅及び奥行きは150cm以上とすることが望ましい。
- ・水飲み器には、杖や傘を立てかけるフック等やベンチ、荷物を置くことのできる台等を設けることが望ましい。

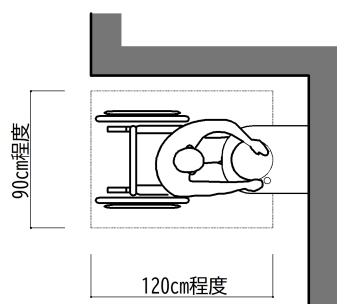
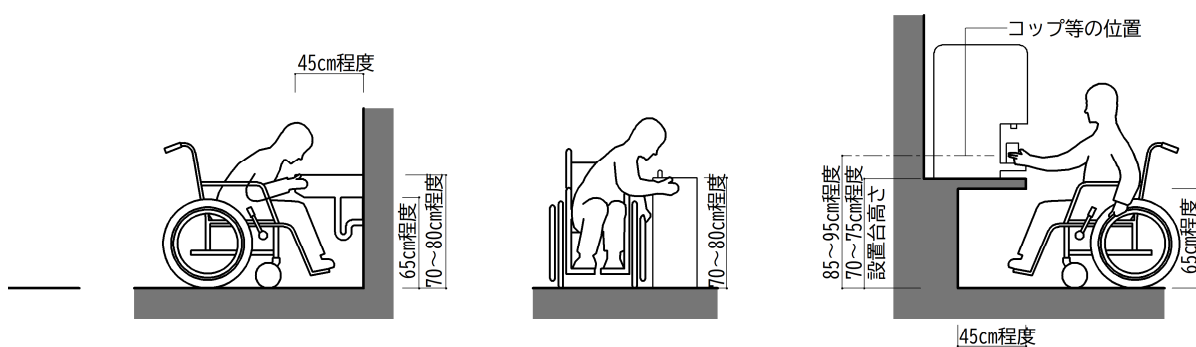
## (2) 水飲み器

- ・水飲み器の高さは、70～80cm程度とすることが望ましい。
- ・水飲み器の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・水栓金具は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のもの手動式のものを併設することが望ましい。
- ・セルフサービスの給水器等の設置台の高さは、床から70～75cm程度、コップ等の高さは床から85～95cm程度とすることが望ましい。
- ・セルフサービスの給水器等の設置台の下部スペースの奥行きは、45cm程度とすることが望ましい。

## 留意点：押しボタン

- ・セルフサービスの場合の給水器では、押しボタン等は、視覚障害者にわかりやすい色や形とすることが望ましい。

## &lt;水飲み器の例&gt;



## &lt;設計例&gt;



- ・2種類の高さで設置された水飲み器

### (3) 自動販売機、発券機、ATM（現金自動取引装置）

#### ① 共通事項

- ・自動販売機、発券機、ATM（現金自動取引装置）等のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。
- ・金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとするのが望ましい。
- ・金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差のある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。

#### 留意点：金銭投入口等

- ・金銭投入口や釣り銭受け等は、大きいものとする使いやすい。また、料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用するのが望ましい。

#### ② 自動販売機

- ・自動販売機は、金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60～100cm程度の範囲に納まるものを選ぶのが望ましい。
- ・自動販売機の操作性については、JIS S 0041を参照。

#### 留意点：操作面の見やすさ

- ・操作面が斜めになっている自動販売機では、車椅子使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないように配慮するのが望ましい。

#### <自動販売機の例>



- ・車椅子使用者に配慮した自動販売機スペース（前面の通路幅：約130cm）



最上段の飲料のボタン

- ・車椅子使用者に配慮した自動販売機  
車椅子使用者が押しやすい高さに最上段の飲料のボタンが設けられ、紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口はすべて車椅子使用者が利用しやすいよう床から100cm以内の高さになっている。また飲み物の取り出し口は自動で開閉する仕組みになっている。



### ③ 発券機

- ・番号札、食券等の発券機は、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60～100cm程度の範囲に納まるものを選ぶことが望ましい。
- ・卓上に設置する発券機の設置台の下部には、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。

#### <発券機の例>



- ・車椅子使用者の膝が入るよう卓上に設置された発券機



- ・車椅子使用者が使いやすい高さの発券機（番号札）

### ④ ATM

- ・ATMは操作部分への車椅子使用者の接近しやすさ（足元のスペース確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止）・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとすることが望ましい。
- ・視覚障害者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい。

#### <ATMの例>



- ・車椅子使用者が手すりを掴み、体を引き寄せて操作できるATM。ATMの上部照明はグレアカッターバーを採用



- ・視覚障害者の方のご案内用受話器（ハンドセット）



- ・車椅子使用者が身体を引き寄せやすいよう、操作機の左右にハンドグリップを装備したATM



## 2. 14 E コンセント・スイッチ類

### (1) 設置位置

- ・コンセントの中心高さは、床から40cm程度とする。
- ・スイッチ類（特殊なスイッチを除く）の中心高さは、110cm程度（ベッド周辺においては80～90cm程度）とする。

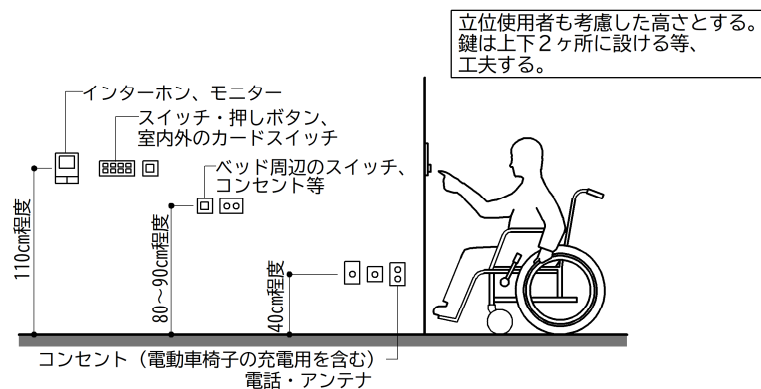
### (2) 操作性

- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。

#### 留意点：スイッチのデザイン

- ・同一の建築物内の同一の用途のスイッチ等は、統一した設置高さ、設置位置、デザインとすることが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

### <コンセント、スイッチの高さの例>



### <設計例>



- ・床から110cmの高さに統一して、設けられた戸の施錠・解錠ボタン、ドアモニター、空調スイッチ



- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、床から40cmの高さに設けられたコンセント

## 2. 14 F 乳幼児用設備

### (1) 設置位置、空間の確保等

- ・乳幼児連れ利用者が利用する施設では、母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを設ける。
- ・授乳のためのスペースは、区切られた空間とする。
- ・授乳のためのスペースの構成・設備配置等は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう、配慮されたものとする。

#### 留意点：整備の配慮事項

- ・母乳による授乳のためのスペースは、カーテン、ついでに、内側から鍵のかかる戸（表示錠付き）等によりプライバシーを確保することが必要である。
- ・授乳のための椅子は、授乳の体勢が安定するよう、ひじ掛け、背もたれがついたものであることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、荷物置き場や調乳のための給湯設備、哺乳びんの洗浄のための設備を設けることが望ましい。
- ・おむつ交換台や乳幼児用椅子等の配置は、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。
- ・乳幼児用おむつ交換台の近くには、調乳のための流し台設備等とは別に、手洗い器を設けることが望ましい。

### (2) 戸の形式

- ・授乳のためのスペースの出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とする。

### (3) 授乳及びおむつ替えのための設備

- ・授乳のためのスペースには、授乳のための椅子を設ける。
- ・授乳のためのスペースには、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。

#### 留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、照明器具の配置に配慮する必要がある。
- ・複数の乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、車椅子使用者が利用できるものを1以上設ける。

### (4) 案内表示

<授乳室等の表示例（出典：日本産業規格 JIS Z8210）>

- ・授乳のためのスペースの出入口付近には、授乳のためのスペースである旨を表示する。



授乳室  
(女性用)  
Baby feeding  
room  
(for women)



授乳室  
(男女共用)  
Baby feeding  
room(for men  
and women)

- ・男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、授乳やおむつ替えのためのスペースの出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否を表示する。

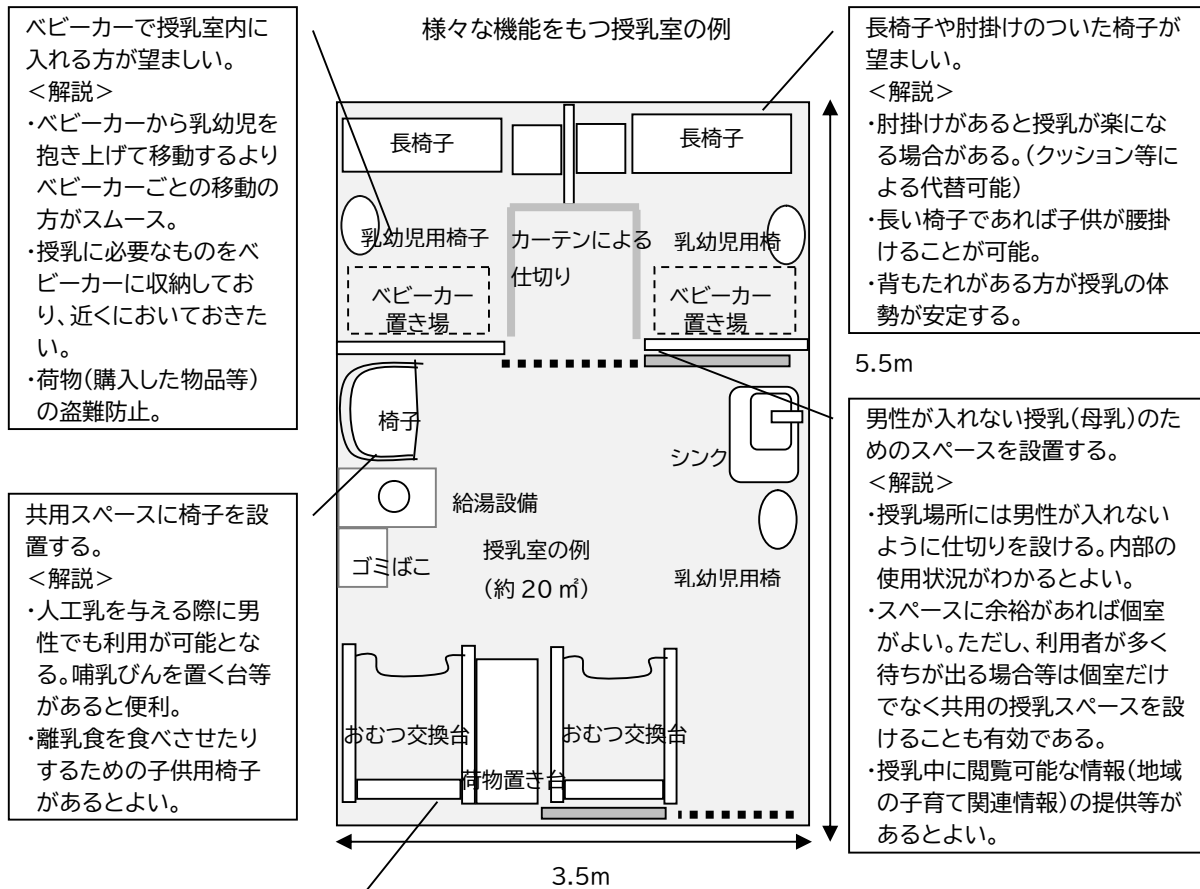


ベビーケア  
ルーム  
Baby care  
room

乳幼児用設備、おむつ交換台の表示例については、2. 7. 1 便所・洗面所の設計標準（共通事項）(6)③ 便房設備（機能）の表示例（日本産業規格 JIS Z8210）を参照。

<授乳及びおむつ替えのための設備>

参考図:安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究報告書  
(H22.3国土交通省総合政策局)より引用(一部加筆修正)



ベビーカーで授乳室内に入れる方が望ましい。  
<解説>  
・ベビーカーから乳幼児を抱き上げて移動するよりベビーカーごとの移動の方がスムーズ。  
・授乳に必要なものをベビーカーに収納しており、近くにおいておきたい。  
・荷物(購入した物品等)の盗難防止。

共用スペースに椅子を設置する。  
<解説>  
・人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。哺乳びんを置く台等があると便利。  
・離乳食を食べさせたりするための子供用椅子があるとよい。

様々な機能をもつ授乳室の例

長椅子や肘掛けのついた椅子が望ましい。  
<解説>  
・肘掛けがあると授乳が楽になる場合がある。(クッション等による代替可能)  
・長い椅子であれば子供が腰掛けることが可能。  
・背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。

5.5m

男性が入れない授乳(母乳)のためのスペースを設置する。  
<解説>  
・授乳場所には男性が入れないように仕切りを設ける。内部の使用状況がわかるとよい。  
・スペースに余裕があれば個室がよい。ただし、利用者が多く待ちが出る場合等は個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。  
・授乳中に閲覧可能な情報(地域の子育て関連情報)の提供等があるとよい。

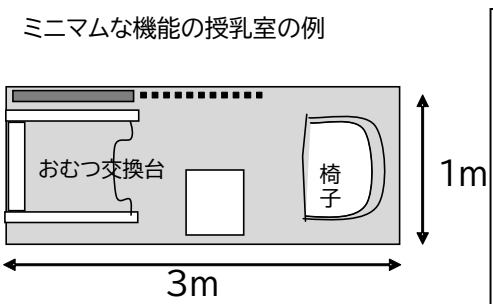
3.5m

おむつ替え台をニーズに合わせて設置する。  
<解説>  
・利用ニーズに合わせた台数を設置する。  
・広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用(立った状態でおむつ替えが可能な高さの低い台)もあるとよい。  
・おむつゴミはにおわないように工夫する。  
・車椅子使用者の利用に配慮する。

入口  
・スライドドアにするとともに、内部の様子がわかるようにする。  
・どのような設備があるのか等について、わかりやすく表示する。

自販機等  
・おむつや離乳食の自動販売機があると不足した場合に少量のロットで購入できるので便利。  
・ジュース等の自動販売機や冷水器等があると、ミルクを飲まない子供や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。

・授乳のための椅子、おむつ替え台、鍵が最低限必要。  
・スペースさえあればパーティション等で区切ることによって簡単に設置可能。  
・お湯は近くの職員等が対応(職員用の給湯設備を兼用する等)。  
・ベビーカーは出入口付近(外)におけるようにする。



・こもって出てこない、他の人が使いたいのにかかない等に対応するため、使用の状況を管理できる目の届く場所に設置することが望まれる。  
・待ちが多い等授乳室ニーズが高いと判断される場合には、増設等に対応することを検討。

<設計例>

○大規模な授乳室の例1

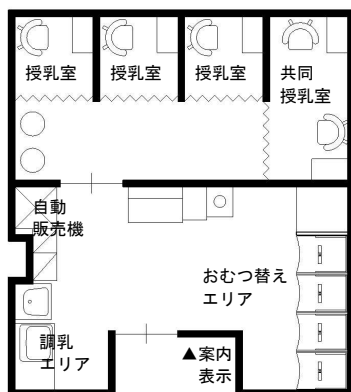


・出入口と案内表示（授乳室には男性が入れないことについて注意喚起）



・個室の授乳室

○大規模な授乳室の例2



・出入口と案内表示

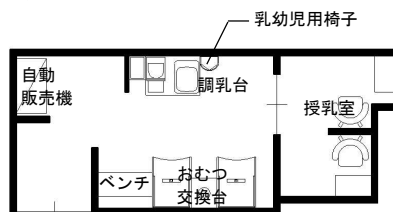


・個室の授乳室



・乳幼児用おむつ交換台、常に清潔かつ使いやすい状態に保たれている

●小規模な授乳室の例



・乳幼児用おむつ交換台や授乳室がコンパクトに集約されている



## 屋内・屋外の休憩スペースと子供の遊び場が提供されるコンビニエンスストア

### ① 背景

ローソンの創業30周年記念として、2006（平成18）年12月から約半年間、時限的に日本橋で子育て応援店舗「ハッピーローソン日本橋店」がオープンし、新しい取り組みに多くの人や沢山の声が集まった。その経験を踏まえ、横浜市から山下公園内での売店の公募を機会に、「ハッピーローソン山下公園店」を提案し実現された。

### ② 概要

買い物を行わない人も気軽に立ち寄れる屋内・屋外に広い休憩スペースが設けられている。室内には木の質感を大切にした立体的な子供の遊び場がつけられている。

これらのスペースは子育て応援のイベント等に利用され、地元の公共団体主催の食育イベント等が行われることもある。また、市のインフォメーションコーナーも設けられており、様々なパンフレット等が置かれ、情報発信の場ともなっている。

子育て応援店舗として、通常のコンビニエンスストアには置いていない紙おむつの少量パック、離乳食、小さなおもちゃ等、赤ちゃんから就学前の子連れに求められる商品が置かれている。粉ミルク用のお湯、授乳用スカーフの貸し出し等も行われている。



子供の遊び場と屋内・屋外の休憩スペース：木の立体的な遊具、休憩スペースが設置され、多くの子供連れでにぎわっている。



子育て応援グッズ：離乳食の販売や粉ミルク用のお湯の提供が行われベビー用品のアンテナショップとしても利用されている。



ベビーカー、車椅子を考慮した通路幅：ベビーカー、車椅子、買物用カート等の利用時人も人とすれ違える1,200mm以上の通路幅

### 店舗イメージ



店舗イメージ  
出典：ハッピーローソン山下公園店HP



買い物用のカート置き場：子供連れの利用を配慮し買い物用のカートが置かれている。



## 2. 14 G 案内表示

## ◆ 基準 ◆

## &lt;建築物移動等円滑化基準チェックリスト&gt;

| 施設等                                     | チェック項目  |   |
|---|---|---|
| <一般基準><br>標識<br>(政令第19条、<br>省令第113号)    | ①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識                     | - |
|   | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか   |   |
|   | (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか  |   |
| <一般基準><br>案内設備<br>(政令第20条、<br>告示第1491号) | ①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか<br>(配置を容易に視認できる場合は除く)        |   |
|   | ②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか |   |
|   | ③案内所を設ける場合は①②は適用しない   |   |

## &lt;建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト&gt;

| 施設等                                     | チェック項目   |   |
|---|--|---|
| <一般基準><br>標識<br>(省令第14条)                | ①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識                    | - |
|   | (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか  |   |
|   | (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか                                       |   |
| <一般基準><br>案内設備<br>(省令第15条、<br>告示第1483号) | ①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか<br>(配置を容易に視認できる場合は除く)       |   |
|   | ②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか |   |
|   | ③案内所を設ける場合は①②は適用しない  |   |

## (1) 表示板(標識)、案内板等の設置

## ① 表示板(標識)

- ・エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する表示板(標識)を設ける。
- ・表示板には、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設等の各空間の用途、順路等を表示する。
- ・廊下等の曲がり角ごとの、わかりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましい。

## ② 案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。(当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。)
- ・案内板には、上記のほか、空間全体や各空間の用途、建築物や施設の利用案内、車椅子使用者用客席、乳幼児等用設備等の位置を表示する。

- ・案内板は、建築物の出入口、案内所（受付カウンター）付近やエレベーターホール等の動線の要所に設ける。

**留意点：案内板**

- ・主要な経路や避難経路等の動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置することが望ましい。
- ・案内板等は各フロアに設けることが望ましい。

③ 点字・音声等による案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）
- ・案内板、表示板等は、音・音声や光による誘導と効果的に組み合わせるよう配慮する。
- ・点字の表示方法等についてはJIS T 0921を参照。
- ・触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等についてはJIS T 0922を参照。

**留意点：配置上配慮すべき事項**

- ・大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物等においては、案内表示や誘導、音声案内、文字情報等の配置は、特に注意する必要がある。
- ・また、人によるサポートがあると誰もが安心して使えるので、建築的な対応に加えて人やインターホン等を配置し、ソフト面でも対応することも考えられる。

**留意点：点字・音声等による案内板**

- ・点字等による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれている。設置にあたっては、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけるとともに、文字等を浮き彫りすることや、音声による案内を行う等の工夫をすることで、より情報が伝わりやすく、誰にでもわかりやすい案内板とする必要がある。
- ・点字等による案内板の機能に、音声案内装置を付加したものは有効である。
- ・点字・音声等による案内板を有効に使用するためには、清掃管理を適切に行う必要がある。
- ・設置する際は、施設内、あるいは近隣施設内の設置位置等を統一し、視覚障害者が点字・音声等による案内板を見つけられるように配慮する必要がある。
- ・点字等による案内板を設けない場合、受付カウンターまで誘導し、館内の点字等による案内等を貸出しすることも考えられる。

<設計例>



- ・点字等による案内板（図面は、晴眼者にも使えるように、彩色され、墨字の表記もされている。風除室内に設置され、視覚障害者誘導用ブロックにより誘導している。）



- ・点字等による案内板（高齢者や子供にも利用しやすいように大きめの墨字を併記し、弱視者に配慮した色使いとなっている。車椅子利用者にも見やすい高さである。）



・点字を併記した案内板（複数店舗ビルの1階）  
1階のエレベーター乗場ボタン部に、11階の車椅子使用者用便房（共用）の位置を案内表示。エレベーター着床キーで各店舗が管理。

・点字を併記した案内板（複数店舗の出入口）  
複数店舗で構成する路地出入口に、車椅子使用者用便房（共用）・スロープ等の位置を点字併記。

## (2) 設置方法

- ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・案内板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さ、弱視者（ロービジョン）が接近して読むことができる位置・見やすい高さとするのが望ましい。
- ・逆光や反射グレアが生じないように案内板、表示板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮する。
- ・案内板、表示板等にケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう設置位置、照明に配慮する。
- ・案内板、表示板等は、車椅子使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう、設置位置・形状に配慮する。

### 留意点：表示板の設置

- ・表示板の設置に際しては、照明計画、配色、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をすることが望ましい。
- ・表示板の設置については、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 令和2年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課」  
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001340859.pdf>) が参考となる。

## (3) デザイン

### ① デザインの統一

- ・同一建築物内においては、案内板、表示板等のデザインは、統一することが望ましい。

### 留意点：知的障害、発達障害、精神障害のある人への案内表示の有効性

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

(出典：知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集（国土交通省HP） (<http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>))

## ② 図記号（ピクトグラム）

- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・案内板には、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）を用いることが望ましい。
  - ・案内用図記号（JIS Z 8210）については、  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000145.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html)を参照

### 留意点：JIS Z 8210 案内用図記号

- ・JISの案内用図記号には安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色、及び使い方が定められている。また、公共・一般施設を案内する図記号についても定められている。

- ・JIS Z 8210 案内用図記号に定められていない図記号（ピクトグラム）については、標準案内用図記号ガイドライン2020によることや、標準化された図記号（ピクトグラム）を用いることが望ましい。

### 留意点：標準案内用図記号ガイドライン2020

- ・標準案内用図記号ガイドライン2020は、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が2018年6月に設置した「2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたピクトグラム（図記号）のあり方意見交換会」における検討結果を踏まえ、「標準案内用図記号ガイドライン改訂版見直しに関する委員会」にて2020年9月に策定されたものである。
- ・ガイドラインには、標準化された各種案内用図記号とともに、図記号の表示方法の原則、使用上の注意等が掲載されている。
- ・[http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto\\_top2020.html](http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top2020.html)

- ・標準化された図記号の例としては、JIS Z 8210 案内用図記号、標準案内用図記号ガイドライン2020以外に、以下のようなものがある。

### ア. 国際シンボルマーク

- ・障害者が利用可能な建物・施設であることを示す世界共通のマーク。
- ・JIS Z 8210 案内用図記号にも定められている。
  - ※1969（昭和44）年に国際リハビリテーション協会が初めて定めた。

### イ. コミュニケーション支援用絵記号

- ・文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害を持つ人の理解を助けるための手段として、コミュニケーション支援用絵記号が開発されている。
- ・絵記号を描く際の基本形状（面と線での表現、物を正面、真横、斜め方向からとらえた表現等）、作図原則（既存の絵記号との整合性、主題の明確化等）を規定し、描きやすく、伝えたい内容が理解されやすい絵記号を描くためのルールを示している。
- ・（JIS T 0103）規格は、日本産業標準調査会（JISC）のホームページ（<http://www.jisc.go.jp/>）で閲覧することができる。
- ・規格には参考として約300の絵記号の例が収載されている。
- ・その他については、（財）共用品推進機構のホームページ（<http://www.kyoyohin.org/>）参照。

## ③ 文字、図

- ・案内表示は、文字が読めない、あるいは、文字より絵のほうが理解しやすい障害者や、子供に対する情報提供にも配慮したものとする。
- ・案内板、表示板等に図記号・図を用いる場合には、文字表記を併記する。

**留意点：文字と図記号等の併用**

- ・知的障害、発達障害のある人は、図記号や図の方がより理解しやすい場合もあるが、文字の方がわかりやすい場合もあるため、図記号や図には、必ず文字表記を併用する。

- ・案内表示には、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する、図を用いる等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。

**参考：文字の大きさ**

- ・遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは20m以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは4～5m以下、案内サインの見出しなどは10m程度に視距離を設定することが一般的である。
- ・下表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判読できるように通常有効な文字の大きさを示したものである。

| 視距離     | 和文文字高   | 英文文字高   |
|---------|---------|---------|
| 30mの場合  | 12cm以上  | 9cm以上   |
| 20mの場合  | 8cm以上   | 6cm以上   |
| 10mの場合  | 4cm以上   | 3cm以上   |
| 4～5mの場合 | 2cm以上   | 1.5cm以上 |
| 1～2mの場合 | 0.9cm以上 | 0.7cm以上 |

注) ここでいう視距離は、案内上必要な視対象・視認者間の距離を指し、サインの配置間隔を示すものではない。

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 令和2年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課 p.89

**留意点：文字、図**

- ・文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとするのが望ましい。
- ・タッチパネル式の案内表示は、視覚障害者には使いにくい。
- ・文字の書体は認知のしやすいものとするのが望ましい。
- ・施設の用途により主要な案内板、表示板等は外国語を併記するのが望ましい。

- ・案内表示は、点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとするのが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。



## ④ 色使い

- ・案内表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・弱視者（ロービジョン）、色覚多様性に配慮したものとすることが望ましい。

**留意点：色使い**

- ・色についてはJIS Z 8210:2002や「標準案内用図記号ガイドライン」(⑤ 図記号参照)等が参考となる。(http://www.ecomo.or.jp/)
- ・文字と背景の色の組み合わせは、白内障の方や色覚多様性のある人、弱視者（ロービジョン）の色の見え方に配慮して明度を大きく対比させたものとする。
- ・褪色しやすい色を用いない。

## ア. 弱視者（ロービジョン）の特性と案内表示等

- ・弱視者（ロービジョン）の誘導に配慮し、わかりやすい案内表示、音声案内、人的な誘導等を組み合わせることが望ましい。

**留意点：弱視者（ロービジョン）の誘導への配慮**

- ・弱視は、視野の欠損、視野の低下等、さまざまな障害や程度があり、個人差が大きい。また弱視者（ロービジョン）は、点字を読めない場合もあるため、視覚障害者対応として、音声案内又は人的対応も必要となる。

- ・案内表示は、弱視者（ロービジョン）のほか、白内障の高齢者の黄変変化視界でもわかりやすいものとすることが望ましい。

**留意点：高齢者に多い白内障への対応**

- ・白内障の人は、黒い背景と青の組み合わせが見難いため、背景が黒の場合は水色のほうがわかりやすい。
- ・白い背景では、白内障の人は黄色と白の区別がつきにくい。やむを得ずこれらの色を使用する場合には黒で縁取りをつける。

## イ. 色覚多様性のある人の特性と案内表示等

- ・案内表示の色づかいについては、「図 色覚多様性のある人の色の見え方」の例を参考に背景色、対比させる場合の色の選択することが望ましい。（色の選び方については、「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」（出典：社団法人日本塗料工業会・特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構）等も参考となる。）
- ・色で識別する案内表示では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合等があるため、凡例に色名を文字表記したり、模様や線種の違いを併用したりすることが望ましい。

**留意点：色覚多様性のある人について**

- ・P型・D型を合わせて日本人男性の約5%、女性の約0.002%が色覚多様性のある人とされている。
- ・P型・D型の人は、視力（目の分解能）は普通と変わらず細かいものまで十分見えるが、一部の色の組み合わせについて、一般の人と見え方が異なる。
- ・さらにこの他に、老化に伴う白内障や目の疾患によって視力の低下と共に色の見え方が変わることもある。白内障は水晶体が濁ることにより白とクリーム色の区別がつきづらくなり、視力も悪くなる。

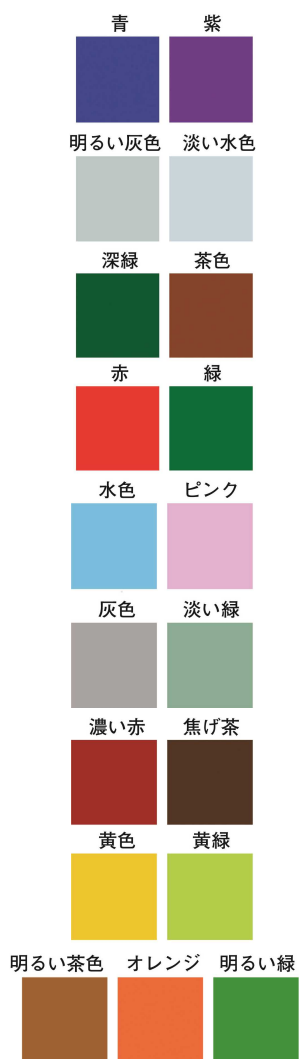
参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン サインマニュアル Ver.2」  
 神奈川県（平成30年6月）p.3（「色覚障がい者」を「色覚多様性のある人」に修正）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28550/signpdf.pdf>

留意点：色の組み合わせ

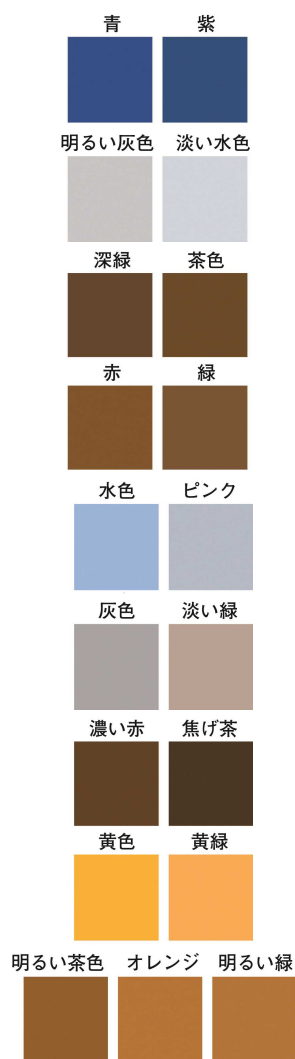
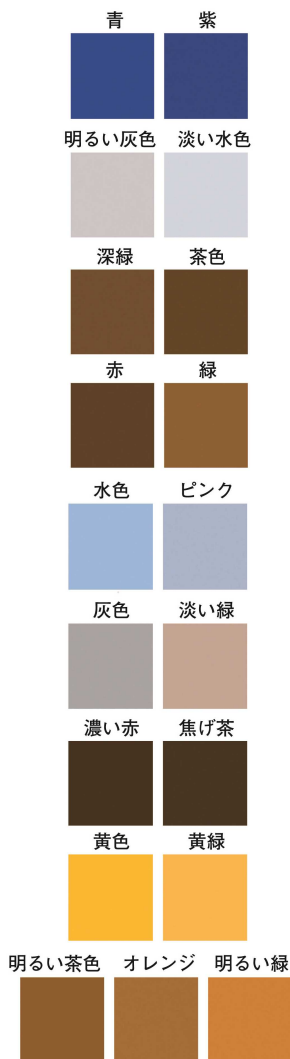
- ・色覚多様性のある人は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示の色づかいは、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが推奨されている。
- ・色覚多様性のある人の見え方は、下図（色覚多様性のある人の色の見え方）の「P型（1型）」、「D型（2型）」の例に示されるように、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別が付きにくい、緑系と赤系の区別が付きにくい等の特徴がある。

<色覚多様性のある人の色の見え方<sup>1</sup>>

一般色覚者の見え方



色覚多様性のある人の見え方の例  
P型(1型) D型(2型)



色覚多様性のある人の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なる。

<sup>1</sup>出典：「カラーバリアフリー サインマニュアル」神奈川県（平成21年3月） 一部修正

**留意点：カラーバリアフリーチェックリスト****<基本となる考え方>**

- ・色による情報伝達は、万人に共通するものではないという意識を持つ。
- ・白黒でも記載されている内容（情報）を正確に理解できるようにする。
- ・色の違いだけでなく、明度（明るさ）や彩度（鮮やかさ）の違いや、書体（フォント）、太字、傍点、下線、囲み枠、形状の違い、文字や記号の併用など、色に頼らなくても情報が得られるように工夫する。
- ・線や文字に色をつけるときは、色の区別がつきやすいように色の面積を少しでも広くする。（太文字、大きい文字）
- ・色の名前を用いてコミュニケーションが行われる可能性がある場合は、色の名前を記載する。

**<色の選び方>**

- ・彩度の低いパステル調の色同士を組み合わせない。
- ・背景と文字にははっきりとした明暗の差（コントラスト）をつける。
- ・白い背景の上の細い線や文字には「黄色」や「水色」を使用しない。
- ・「濃い赤」は「黒」や「こげ茶色」と見分けにくい。「赤」と「黒」を組み合わせる場合は、濃い赤ではなく「赤橙」を使用する。例えば文字の色分けで「濃い赤」を使用したい場合は、黒ではなく「明るい灰色」や「青」などと組み合わせる。
- ・「暗い緑」は「赤」や「茶色」と見分けにくい。「赤」や「茶色」と見分けやすくするためには、緑を「明るい緑」や「青みの緑」にすると区別がつきやすくなる。
- ・「黄緑」は「黄色」と見分けにくいので組み合わせない。
- ・「明るい黄色」は、白内障の人には「白」や「クリーム色」と見分けにくいので、区別させるときには一緒に使用しない。
- ・「黒」「青」「緑」色の暗い背景の上に、赤で書かれた文字をのせると文字が読みにくい。背景の色を変えられない場合は、文字色を「白」「黄色」「クリーム色」など明るい色にする。

**<色以外の工夫>**

- ・色の塗り分けには、色以外にハッチング（模様）等を併用する。
- ・色の塗り分けの境は、細い黒線や白抜きの輪郭線を入れて、色同士を見分けやすくする。
- ・図やグラフなどの線を色で区別する場合は、実線、破線など線種を変えたり、太さを変えるなど工夫する。
- ・案内サインで、離れた位置のサイン同士を色で関連づけるときは、色以外のアイコンなどを併用しているか。
- ・案内サインの場合、設置場所の照度を考慮したか。

出典：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン サインマニュアル Ver.2」神奈川県（平成30年6月）最終頁 <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28550/signpdf.pdf>

**留意点：サインのチェック方法**

| 方法                  | 特徴等   |
|---------------------|---|
| 1. 目視               | 内容によっては目視で確認できます。凡例を使わず地図中に直接、文字や記号を書き込んでいるか、色と色の間に縁取りをしているか、等です。 |
| 2. 白黒コピー            | サイン案を白黒コピーして判別性を確認します。現在地の表示が埋もれていないか、色差に頼った情報伝達になっていないか、等です。     |
| 3. シミュレーションツール      | 複雑な色使いをしている場合は、シミュレーションツールを利用して問題が起きていないか確認します。                   |
| 4. 色覚多様性のある人による評価確認 | 可能であれば色覚多様性のある人（実際の人間）による評価確認をおこなうとよいでしょう。                        |

参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン サインマニュアル Ver.2」神奈川県（平成30年6月）p.17（「色覚障がい者」を「色覚多様性のある人」に修正）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28550/signpdf.pdf>

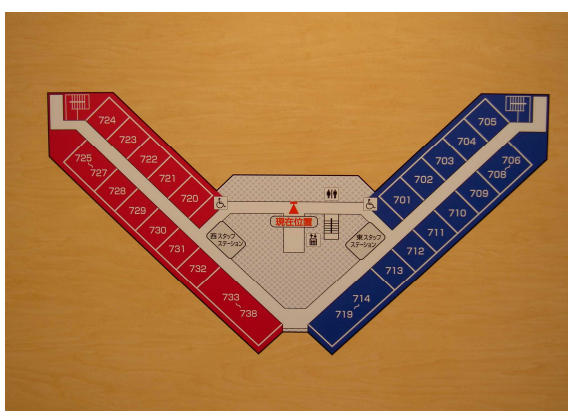
<設計例>



- ・赤色に工夫をし、図を縁取りして視認性を高めている案内表示



- ・廊下に設置され、大きくわかりやすく、接近して見ることも可能な案内表示



- ・色を使ってわかりやすく表現している案内図と案内表示



- ・背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして色覚多様性のある人の視認性を高めている案内表示



- ・提供する情報を絞り、色分けだけでなく表示に色名をつけて情報を提供している案内表示

利用者参加型プロジェクトの事例

- ・草加市民病院（埼玉県草加市）及び、お茶の水・井上眼科クリニック（東京都千代田区）では、視覚障害者の参加のもとに色彩、及びサイン計画が実施された。

## サイン計画に利用者参加型で取り組んだ事例

## 東京都大田区における庁舎のユニバーサルデザイン化の取り組み

## ① 背景

- ・大田区本庁舎は開庁から10年以上が経過し、度重なる組織改正によって庁舎内のサインは煩雑になり、抜本的改善が求められていた。
- ・2009（平成21）年度の組織改正において組織名称が大幅に改正されたことや、本庁舎のオフ椅子レイアウトが刷新されたことを契機に、本庁舎のサイン（案内板、表示板等）を全面改修することとなった。

## ② 取り組みの概要

- ・サイン計画の全面改修（以下、プロジェクトという。）にあたっては、大田区施設管理課を中心に大田区の関係部署が定期的に参加し、そこにデザイナーが加わる体制とした。また、市民団体と随時連携し、意見交換や検証実験を行った。
- ・プロジェクトの工程は下表の通り。庁舎の全面改修を実施した第1次整備と、更なる改善を実施した第2次整備からなる。
- ・第1次整備完了後の2009（平成21）年9月と第2次整備完了後の2010（平成22）年4月に障害当事者による検証実験を実施し、サイン計画の評価を行った。

## ◆検証実験 i）（2009（平成21）年9月）の概要

- ・被験者は肢体不自由3名、弱視者（ロービジョン）2名、全盲1名、聴覚障害者2名、健常者1名
- ・いくつか目的地を設定し、そこに単独で向かう被験者の行動を観察し、迷いや間違いを起こさないかを確認した。
- ・結果、弱視者（ロービジョン）・全盲の方が目的地にたどり着けない場合があり、特に弱視者（ロービジョン）がサイン自体を発見できないケースがあることが判明した。

## ◆検証実験 ii）（2010（平成22）年4月）の概要

- ・被験者は弱視者（ロービジョン）4名
- ・検証実験 i）を受けて弱視者（ロービジョン）との意見交換等を実施し、弱視者（ロービジョン）にもわかりやすくするため、屋内用点字ブロックの設置や光サインの改善、受付で渡す案内マップの整備を行った上で、再度検証した。検証方法は検証実験 i）と同様。
- ・結果、目的地にたどり着くことが容易になったことを確認できた。
- ・この後も全盲者を対象に検証を行い、サイン計画改善による効果や課題を確認する等、庁舎ユニバーサルデザイン化に向けた取り組みが進められている。



改修前



改修後

サイン計画の改善の一例  
（窓口案内）

検証実験の様子

表 プロジェクトの工程

|                        |   |                 |
|------------------------|---|-----------------|
| 第1次整備<br>（庁舎の<br>全面改修） | 2009年3月                                 | 現状調査と課題抽出       |
|                        | 4月                                      | サイン基本計画         |
|                        | 5月                                      | 区民の会との意見交換会     |
|                        | 6月                                      | サイン実施設計         |
|                        | 7月                                      | 本庁舎サイン竣工        |
|                        | 8月                                      | 4地域庁舎サイン竣工      |
|                        | 9月                                      | 検証実験 i)         |
|                        | 第2次整備<br>（竣工後に<br>明らかにな<br>った課題の<br>改善） | 2009年10月        |
| 11月                    |   | 案内マップの整備        |
| 12月                    |   | 光サイン・誘導タイルの試案設置 |
| 2010年1月                |   | 弱視者問題研究会との意見交換  |
| 2月                     |   | 区民の会との意見交換会     |
| 3月                     |   | 光サイン・誘導タイル施工    |
| 4月                     |   | 検証実験 ii)        |



改善後のサイン



## 2. 14 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備

## ◆ 基準 ◆

## &lt;建築物移動等円滑化基準チェックリスト&gt;

| 施設等                                      | チェック項目   |
|--|--|
| <視覚障害者移動等円滑化経路><br>案内設備までの経路<br>(政令第21条) | ①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の 1 以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか <sup>1</sup>  |
|  | ②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く) |
|  | ③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 <sup>2</sup> には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか    |

## &lt;建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト&gt;

| 施設等                                      | チェック項目   |
|--|--|
| <視覚障害者移動等円滑化経路><br>案内設備までの経路<br>(省令第16条) | ①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか <sup>3</sup>   |
|  | ②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く) |
|  | ③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 <sup>4</sup> には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか    |

<sup>1</sup> 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

<sup>2</sup> 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

<sup>3</sup> 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第 21 条第 2 項の基準に適合するものである場合

<sup>4</sup> 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

## (1) 視覚障害者の誘導を行う経路

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。）（※1）

※1 以下の場合を除く。

- ・道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・道等から案内設備までの経路が建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けたものである場合
- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路では、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。（※2）

※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- ・危険の可能性・歩行方向の変更の必要性を予告する部分、注意喚起を必要とする部分には、点状ブロック等を敷設する。
- ・視覚障害者等が施設を実際に利用する動線を十分に検討した上で、円滑な利用が可能な経路に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設することが望ましい。

## (2) 視覚障害者導用ブロックの敷設

### ① 視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色

- ・線状ブロックは、床面に敷設されるブロックその他に類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。
- ・点状ブロックは、床面に敷設されるブロックその他に類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。

#### 留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の種類

- ・線状ブロック等は、歩行方向を案内することを目的とし、移動方向を指示するためのものである。
- ・点状ブロック等は、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とし、注意を喚起する位置を示すためのものである。

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による突起の形状・寸法及び配列のものとする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を容易に識別できるように、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の部分（床仕上げ材料）の輝度比を確保することが望ましい。

**留意点：色**

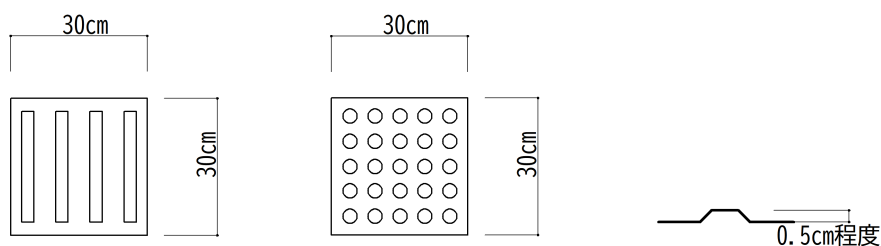
- ・弱視者（ロービジョン）等が識別しやすいよう、視覚障害者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げは、輝度比を少なくとも2.0以上確保することが望ましい。
- ・輝度は輝度計により測定することができる。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等に黄色を選択した場合でも、白や薄いグレーの床に敷設すると、弱視者（ロービジョン）等には見えにくい。これらの色を組み合わせる場合には、色が際立つように縁取りを設ける等の配慮が考えられる。
- ・場所により視覚障害者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。特に敷地境界部分等で、道路と敷地の管理区分により色や材質が異ならないように配慮する。

**留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料**

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の材料には様々なものが考えられるが、採用にあたっては周囲の床の材料との対比、視覚障害者が使いやすいか、等に配慮する。
- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者（ロービジョン）には色の違いがわかりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがある等の問題がある。

## &lt;視覚障害者誘導用ブロック等（第4章 JIS T 9251参照）&gt;

○線状ブロック（誘導） ○点状ブロック（警告・注意・喚起）

**② 敷設方法**

- ・視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になる場合があるため、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法は、可能な限り下記に示す標準的な敷設方法とする。
  - ・利用者を混乱させないように、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたっては、線状ブロック等と点状ブロック等を適切に組み合わせ、使い分ける。
  - ・誘導の方向と線状ブロック等の線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する。
  - ・敷設幅は、30cm以上とする。
  - ・原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。

**留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたって**

- ・視覚障害者は、音、人の流れ、風、触知等を感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。
- ・敷地内の通路上に設けられた樹蓋等により、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないように、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図ることが望ましい。
- ・屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りの歩行ルートとならないように注意する。
- ・敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障害者が衝突する場合もあり、敷設位置には十分注意する。
- ・クリーニング店のように出入口に近接して受付カウンターがある場合には、視覚障害者誘導用ブロック等が敷設されていなくてもアプローチできる。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、車椅子使用者をはじめ、高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合もある。このため、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置については、利用者の動線計画や案内表示板の位置等を考慮して、車椅子使用者等の動線と出来る限り干渉しない計画とし、視覚障害者の通行に支障とならない、車椅子使用者等の円滑な移動等が確保されることが望ましい。
- ・「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」も参考となる。

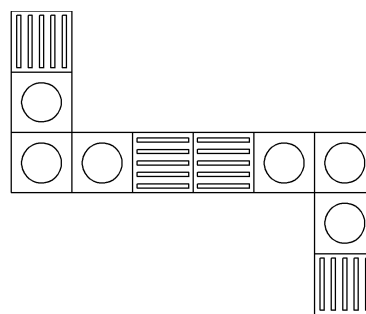
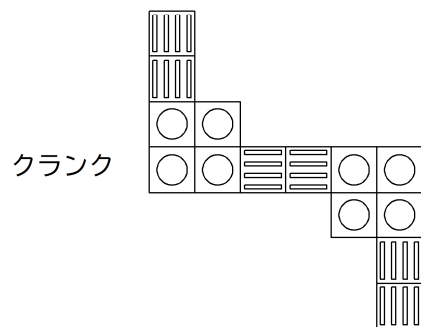
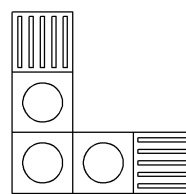
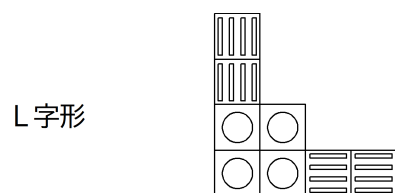
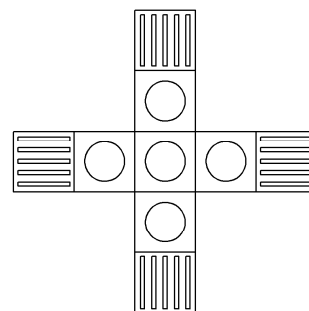
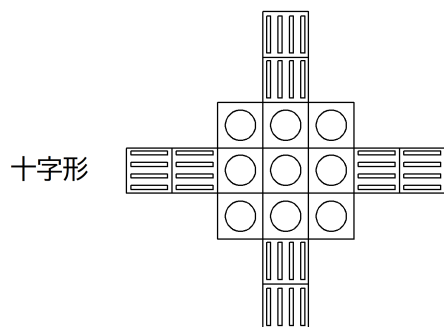
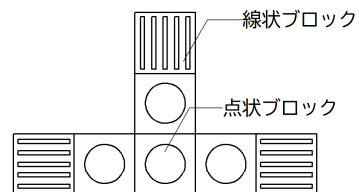
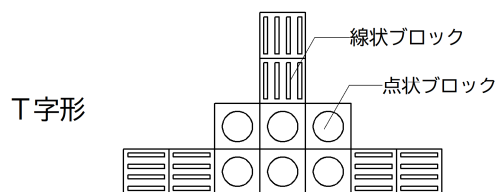
**③ 敷設後の維持・管理**

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましい。

**留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の保守**

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は使用しているうちに輝度比や色が劣化するため、定期的な保守・点検が重要である。

<経路分岐点における標準的な敷設方法の例>





## ④ 単位空間ごとの敷設方法（視覚障害者等を誘導する経路以外での敷設）

- ・視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設する。（※4）

※4 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・視覚障害者に対し警告を行うため、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。（※5）

※5 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合
- ・視覚障害者に対し警告を行うため、階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。（※6）

※6 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設けるものである場合
- ・段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

**留意点：点状ブロック等の敷設**

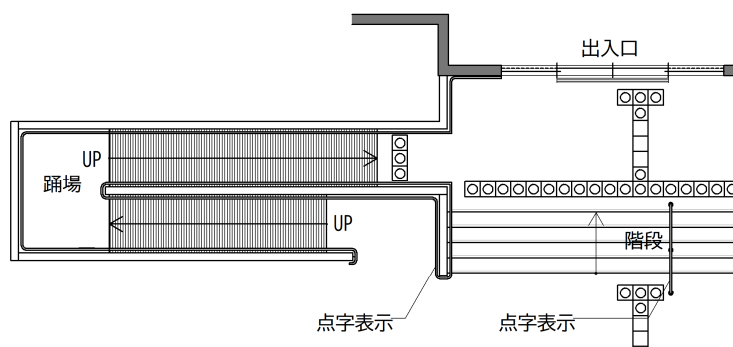
- ・段がある部分の上端に近接する踊場における点状ブロック等の敷設位置を、段鼻の直前とすると踏み外す危険があるため、30cm程度の余幅を取っておくことが必要である。
- ・点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる。
- ・出入口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端ともに敷設することが望ましい。

- ・上記のほか、単位空間ごとの敷設方法については、以下を参照。

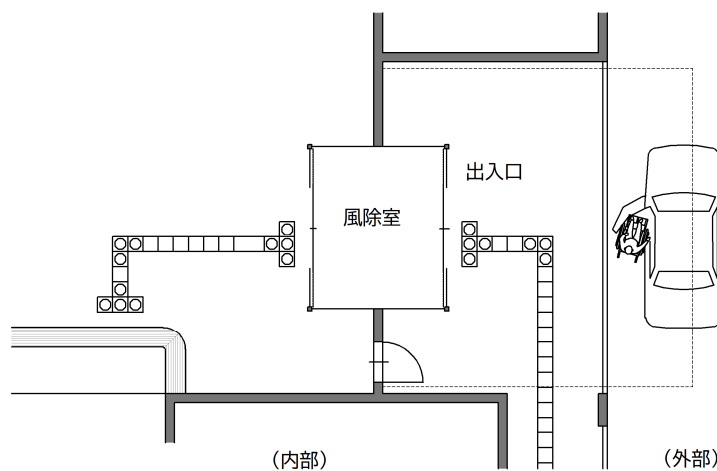
- ・ 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準（3）③
- ・ 2. 4. 1 屋内の通路の設計標準（3）③
- ・ 2. 5. 1 階段の設計標準（3）③
- ・ 2. 6. 1 エレベーターの設計標準（4）④
- ・ 2. 6. 2 エスカレーター設計標準（1）⑤

<単位空間ごとの敷設方法の例>

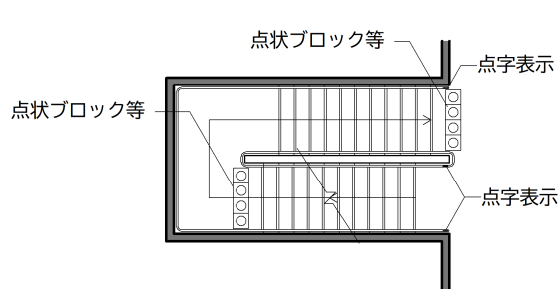
○敷地内の通路



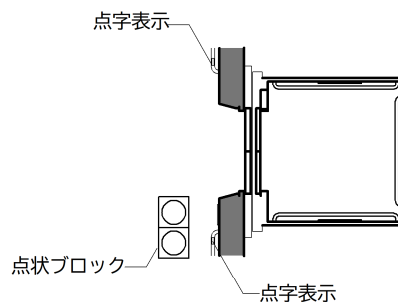
○建築物の出入口



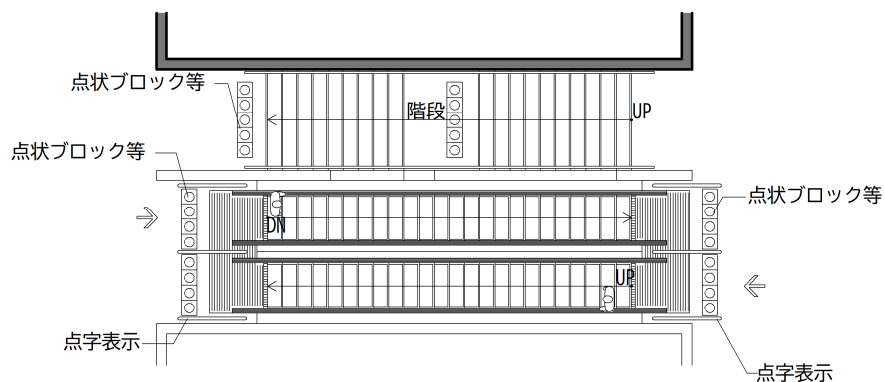
○階段



○エレベーター



○エスカレーター



## &lt;設計例&gt;



- ・受付の他に、エレベーター等へも誘導を行う、視覚障害者誘導用ブロックの敷設

## ⑤ 施設用途ごとの敷設方法

- ・不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、点字・音声等による案内設備又は案内所のほかに、エレベーターへの視覚障害者の誘導に配慮する。
- ・官公署等の日常的に不特定かつ多数な人が利用する施設では、点字・音声等による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまで、視覚障害者の誘導に配慮する。
- ・特別養護老人ホーム等、専ら高齢者が利用する入所型高齢者施設の廊下等では、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する代わりに、手すり・音声案内装置等を設けることも検討する。

**留意点：建築物の用途による配慮**

- ・施設の用途により、敷設の考え方は異なる。手すり、音声を併用又は代替することによって、よりわかりやすくなる場合もある。

## (3) 音声等による誘導設備

- ・音声等による誘導設備は、施設用途や規模等を考慮した上で、また必要に応じて設けることが望ましい。
- ・音声等による誘導設備を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

**留意点：音声による案内**

- ・音声等による誘導は開発途上であるため、今後、共通化、標準化を推進することが課題である。
- ・官公署等の日常的に不特定かつ多数な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声等による誘導設備を設置することが有効である。
- ・チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることはわかっても、目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効である。
- ・音声等による誘導を行う場合、単純な音とし、同一建築物内においては統一することが望ましい。
- ・不特定多数の人を感知する人感センサーにより音声案内を行う機器等を用いる場合、音声情報はこれを利用しない人から過剰サービスと認識されることがあるため、障害者向けの案内であることを表示することも一案である。

留意点：出入口付近のチャイム等による目印

- ・ 出入口付近で鳴るチャイム等は、視覚障害者等が道路を歩いているときに目的地や位置を把握するための目印になる。

<設計例>



- ・ 大通りに面する複合店舗(音声誘導)  
(道路から複数店舗ビルの入口・エレベーター乗場まで店舗特有の音響誘導装置で来客を誘導。)

- ・ 音声等による誘導設備は、音声がはっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような指向性能を持つものが望ましい。

① 電波方式

- ・ 視覚障害者の持つ送信機と、施設側のアンテナ、主装置、固定スピーカーから構成される。
- ・ 視覚障害者が小型の送信機を持ち、送信機のボタンを押す、あるいは送信機が電波に反応することにより、送信機からアンテナに電波が送信され、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われる。

② 赤外線方式

- ・ 視覚障害者の持つ受信機と、施設側の電子ラベルから構成される。
- ・ 視覚障害者が小型の受信機を持ち、受信機のボタンを押すことにより、電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。

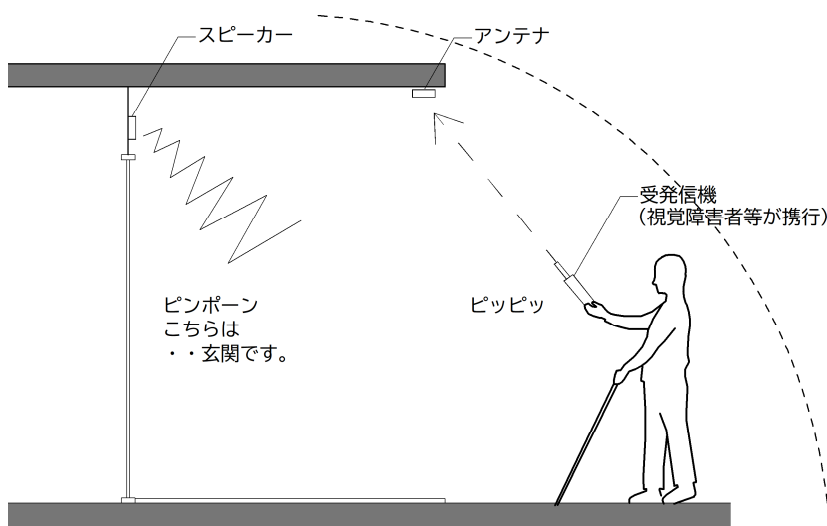
③ その他の方式

- ・ 上記の他に磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もある。

### < 音声による誘導設備（電波方式）の例 >

- ・ 建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受発信機を持つ視覚障害者が入ると、受発信機が反応し、音声による情報を得られるシステム。
- ・ まず受信範囲に入ると受発信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。情報が必要であれば、視覚障害者が受発信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される。

### ○システムのイメージ図



### < 設計例 >



- ・ 建築物の出入口の上部に内蔵された専用スピーカー（手持ちの送受信機に反応して、音声案内が流れる。）

### < 設計例 >



- ・ 音声による案内が組み込まれた誘導灯



- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設と併せて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口



## 2. 14 I 情報伝達設備

### (1) 文字情報による情報伝達設備

- ・施設用途や規模等を考慮した上で必要に応じ、文字情報による情報伝達設備を設けることが望ましい。
- ・官公署、銀行、病院、薬局等、呼び出しを行うカウンターでは、音声による呼び出しとあわせて、聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して電光表示板等を併せて設ける。

・視覚情報設備の導入については、設備設計の段階で検討する必要がある。

#### 留意点：電光表示の色彩

- ・赤い光の電光表示は、弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人には見えにくい。色覚多様性のある人には、光った赤は、黒に近い色に見える。

#### 留意点：カラーライトの使用

- ・聾学校では廊下で、赤・黄・緑のカラーライトの点灯等により、チャイムや館内放送の意味を知らせる工夫が行われている。施設によっては応用可能な方法と考えられる。

### <設計例>



- ・区役所の受付カウンターに設けたLED電光表示板（通常はニュース等をスクロール表示しているが、緊急地震速報発表時は「緊急地震速報」と点滅表示する。）

- ・LED電光表示板（上部に設けられているのは、緊急情報の表示と連動した回転灯とニュースや緊急情報を受信するアンテナ）

- ・待ち合いでの呼び出し用の電光表示板（病院）



## (2) 光や振動による情報伝達設備

- ・施設用途や必要性を考慮した上で必要に応じ、聴覚障害者等への情報伝達のため、室内信号装置※を設置する、又は室内信号装置の受信機を貸し出すことが望ましい。

※ドアロック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光の点滅（フラッシュライト）や振動等により、視覚情報や体感情報として伝える機器

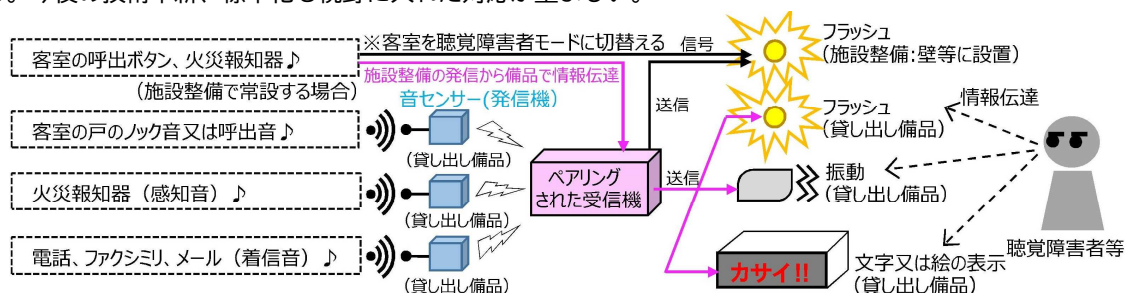
- ・ホテル又は旅館の客室の非常警報装置については、2. 9. 1 客室の設計標準 (3) ⑤ 非常警報装置（ハード面）を参照。
- ・その他の非常警報装置、避難誘導については、2. 13. 1 避難設備・施設の設計標準 (3) ②非常警報装置、③避難誘導のための情報伝達設備を参照。

### 留意点：光や振動による情報伝達

- ・聴覚障害者には館内放送やアナウンス、サイレン等の音声情報が伝達されないため、これらを画像（視覚情報）や光・振動等の情報に転換して伝えることが望ましい。
- ・音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、どの方法を採用するか、十分に検討することが望ましい。
- ・聴覚障害者対応の技術は、必ずしも建築物ではなく、備品で対応するものも少なくないが、建築物との連携に十分に配慮する。

### 留意点：室内信号装置のしくみ（聴覚障害者等への対応イメージ）

- ・ドアのロック又は呼び出し、火災報知器、電話・携帯メール等の各箇所に貸し出しの発信機を設置し、感知した情報を受信機が受け取り、光（フラッシュライト）・文字又は絵表示等の視覚情報や、振動等の体感情報で伝達する。
- ・目覚まし時計、ドアベル、電話のほか、乳児の泣き声、ファクシミリの受信音などを感知し、照明器具（フラッシュライト、回転灯、スタンドを含む）や振動器を動作させる装置の検討も望ましい。
- ・屋内信号装置の技術は発展途上にあり、まだ統一化・規格化もされていないため様々な方法が採用されている。今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応が望ましい。



## (3) 音声による情報提供設備

- ・難聴者等の利用に配慮し、会議室や客席・観覧席、ホテル又は旅館の宴会場等には、聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリンググループ（磁気ループ）システム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設ける。

### 留意点：客席・観覧席、会議室等における難聴者向けの対応

- ・集団補聴装置には、アンテナ線を床下にあらかじめ敷設もしくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器に、目的の音声だけをクリアに届けることができるヒアリンググループ（磁気ループ）システムや、FM電波を通して雑音を抑えた音声を聴覚障害者に届けることができるFM補聴システムや、赤外線を通して音声の信号を補聴器に届ける赤外線補聴システム等がある。
- ・アンテナ線を床上に敷設するタイプのヒアリンググループ（磁気ループ）システムには、利用者の人数に応じてアンテナを敷設する範囲を設定できる特徴がある。

<設計例>



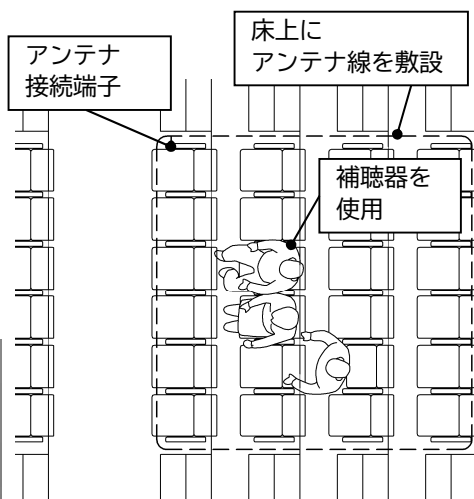
・観覧席の下部に設けられたヒアリングループ(磁気ループ)システムの補聴器用アンテナ線の接続端子



・ヒアリングループ(磁気ループ)システムのアンテナ線



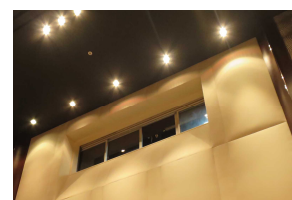
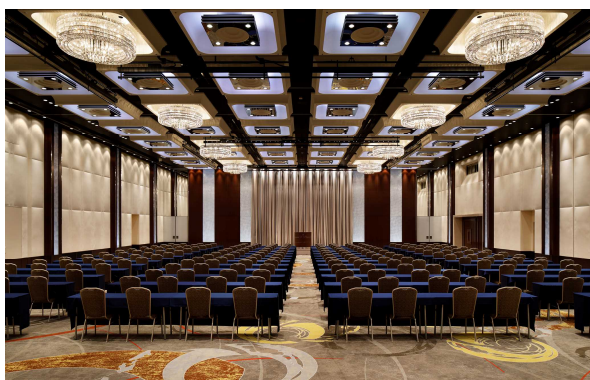
・貸出用の補聴器



・難聴者の補聴器に雑音の少ないクリアな音声を届けることができるヒアリングループ(磁気ループ)システム(写真と図は、床上に設置するタイプ)



・スタンドの複数のエリアに設けられたヒアリングループ(磁気ループ)システム(席のバリエーションを確保するため、縦通路に平行に配置されている(南北どちらかの大型映像が見える))と、そのピクトグラム



・事前に申し込むと聴覚障害者用集団補聴装置(ヒアリングループ(磁気ループ)システム)を使うことのできる大宴会場(写真左。床下に専用の配線が設けられている。可動壁により3つの宴会場に分割することも可能)  
 ・貸し出し用のヒアリングループ(磁気ループ)システム用受信器(補聴器)(写真中)  
 ・ヒアリングループ(磁気ループ)システムの調節等を行う音響室(写真右)



## 2. 15 写真の出典

| 章       | ページ     | 位置      | 撮影場所、出典、又は提供者         |
|---------|---------|---------|-----------------------|
| 1. 1    | P2-11   | 上左      | オキナワ マリオット リゾート&スパ    |
|         |         | 上右      | 日本青年館ホテル              |
|         |         | 下左      | 高橋儀平委員長提供             |
|         |         | 下右      | 東郷温泉 国民宿舎 水明荘         |
|         | P2-14   | 上から1段目左 | くるみや本店                |
|         |         | 上から1段目右 | エストネーション有楽町店          |
|         |         | 上から2段目  | にぎわい酒場 万 今津本店         |
|         |         | 上から3段目  | 木曽路 春日部店              |
|         |         | 上から4段目  | サミットストア葛飾区役所前店        |
|         | P2-15   | 上から1段目  | ミスタードーナツ 池袋西口ショップ     |
|         |         | 上から2段目左 | ガスト 目白駅前店             |
|         |         | 上から2段目右 | Meets Smile           |
|         |         | 上から3段目  | NTTドコモショップ 葛西店        |
|         | P2-17   | 上から4段目  | 木曽路 春日部店              |
|         |         | 上から1段目左 | ダイワロイネットホテル銀座         |
|         |         | 上から1段目右 | グランドニッコー東京 台場         |
|         |         | 上から2段目  | さぎの湯荘                 |
|         |         | 上から3段目  | 京王プラザホテル              |
|         |         | 上から4段目左 | グランドニッコー東京 台場         |
|         | P2-18   | 上から4段目右 | 京王プラザホテル              |
|         |         | 上から1段目左 | 京王プラザホテル              |
|         |         | 上から1段目右 | ホテルグランヴィア京都           |
|         |         | 上から2段目左 | ホテルはつはな               |
|         |         | 上から2段目右 | グランドニッコー東京 台場         |
|         |         | 上から3段目左 | ホテルグランヴィア京都           |
|         | P2-19   | 上から3段目右 | グランドニッコー東京 台場         |
|         |         | 上から4段目  | 京王プラザホテル              |
|         |         | 上から1段目  | さぎの湯荘                 |
|         |         | 上から2段目左 | さぎの湯荘                 |
|         |         | 上から2段目右 | グランドニッコー東京 台場         |
|         |         | 上から3段目左 | さぎの湯荘                 |
|         |         | 上から3段目右 | 京王プラザホテル              |
|         | P2-20   | 上から4段目左 | ダイワロイネットホテル銀座         |
|         |         | 上から4段目右 | 京王プラザホテル              |
|         |         | 上から1段目左 | ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田     |
|         |         | 上から1段目右 | ホテルグランヴィア京都           |
|         |         | 上から2段目左 | ホテルグランヴィア京都           |
|         |         | 上から2段目右 | ダイワロイネットホテル銀座         |
|         |         | 上から3段目左 | ホテルグランヴィア京都           |
|         |         | 上から3段目右 | 京王プラザホテル              |
|         | 2. 1. 1 | 上から4段目左 | 京王プラザホテル              |
|         |         | 上から4段目右 | ザ・プリンスギャラリー東京紀尾井町     |
|         |         | P2-48   | 西葛西・井上眼科病院            |
|         | 2. 1. 1 | P2-52   | 上左                    |
|         |         | 上右      | 白脇ケアセンター              |
|         |         | 下左      | 木曽路 春日部店              |
| 2. 2. 1 | P2-58   | 左       | せんだいメディアテーク           |
|         |         | 右       | 埼玉県北足立福祉保健総合センター・埼玉県鴻 |

2. 15 写真の出典

| 章       | ページ    | 位置            | 撮影場所、出典、又は提供者  |
|---------|--------|---------------|--|
|         |        |               | 巢保健所   |
|         | P2-61  | 上左            | さくらがわ地域医療センター  |
|         |        | 上右            | 木曽路 春日部店   |
|         |        | 中左            | 栄真パーキング (WACCA池袋 地下)   |
|         |        | 中右            | 延岡市  |
|         |        | 下左・下右         | 練馬区役所石神井庁舎   |
|         | P2-62  | 上左            | 栄真パーキング (WACCA池袋 地下)   |
|         |        | 上右            | NTTドコモショップ 葛西店   |
|         |        | 下左            | 出典：駐車場便覧 2019年11月／(一社)全日本駐車協会、(公社)立体駐車場工業会、(公社)日本自走式駐車場工業会、(一社)日本パーキングビジネス協会 |
|         |        | 下右            | トラッド目白   |
|         | P2-64  | 上左            | 川口市立戸塚スポーツセンター   |
|         |        | 上右            | 西葛西・井上眼科病院   |
|         |        | 下全て           | 栄真パーキング (WACCA池袋 地下)   |
| 2. 3. 1 | P2-70  | 上左            | 山王歯科   |
|         |        | 上右            | フェリオ池袋   |
|         |        | 下右            | 山王歯科   |
|         | P2-71  | 左             | 麺屋 淳陸屋   |
|         |        | 右             | Meets Smile  |
|         | P2-74  |               | 静岡文化芸術大学   |
|         | P2-76  | 上左            | イオンモール東久留米   |
|         |        | 上中・上右         | 木曽路 春日部店   |
| 下左      |        | ダイワロイネットホテル銀座 |  |
| P2-77   |        | 富士喜ビル         |  |
| 2. 4. 1 | P2-83  |               | さくらがわ地域医療センター  |
|         | P2-85  | 上             | 西葛西・井上眼科病院   |
| 下       |        | ふれあいセンターびらとり  |  |
| 2. 5. 1 | P2-92  | 左             | 堺市役所   |
|         |        | 右             | 刈谷市総合文化センター  |
| 2. 6. 1 | P2-97  | 左             | 国立競技場  |
|         |        | 右             | 木曽路 春日部店   |
|         | P2-99  | 左             | さくらがわ地域医療センター  |
|         |        | 右             | 西葛西・井上眼科病院   |
|         | P2-100 |               | 国際障害者交流センター  |
|         | P2-102 |               | 有明テニスの森公園テニス施設 有明コロシアム   |
|         | P2-104 |               | 国際障害者交流センター  |
|         | P2-105 |               | 大丸東京店  |
| P2-109  | 左      | 刈谷市総合文化センター   |  |
|         | 右      | 高橋儀平委員長提供     |  |
| 2. 7. 1 | P2-116 | 全て            | トラッド目白   |
|         | P2-119 |               | 西葛西・井上眼科病院   |
|         | P2-120 | 左             | 有明テニスの森公園テニス施設 有明コロシアム   |
|         |        | 右             | イオンモール東久留米   |
|         | P2-121 | 左             | イオンモール上尾   |
| 右       |        | イオンモール東久留米    |  |



| 章       | ページ    | 位置     | 撮影場所、出典、又は提供者          |
|---------|--------|--------|------------------------|
|         | P2-122 | 全て     | 有明アリーナ                 |
|         | P2-123 | 左      | イオンモール東久留米             |
|         |        | 右      | 水戸市役所本庁舎               |
|         | P2-124 | 上      | 日本視覚障害者センター            |
|         |        | 下左     | 東京ビッグサイト               |
|         |        | 下右     | 大丸東京店                  |
|         | P2-125 | 上左・上右  | イオンモール東久留米             |
|         |        | 下左・下中  | 水戸市役所本庁舎               |
|         |        | 下右     | 非公開                    |
|         | P2-126 | 全て     | 有明アリーナ                 |
|         | P2-127 | 上左     | 善光寺                    |
|         |        | 上右     | 有明テニスの森公園テニス施設 有明コロシアム |
|         |        | 下左     | 非公開                    |
|         |        | 下右     | 東京ドームホテル               |
|         | P2-129 | 左      | いしかわ総合スポーツセンター         |
|         |        | 右      | お茶の水・井上眼科病院クリニック       |
|         | P2-130 | 上      | 高橋儀平委員長提供              |
|         |        | 下      | カスミ筑波大学店               |
|         | P2-135 | 上      | 水戸市役所本庁舎               |
|         |        | 下      | 有明テニスの森公園テニス施設 有明コロシアム |
|         | P2-136 | 上      | 木曽路 春日部店               |
|         |        | 下      | 西葛西・井上眼科病院             |
|         | P2-139 | 上左・上右  | 水戸市役所本庁舎               |
|         |        | 下      | 坂戸駅北口公衆便所              |
|         | P2-140 |        | ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田      |
|         | P2-143 | 上左     | イオンモール東久留米             |
|         |        | 上中     | 刈谷市総合文化センター            |
|         |        | 上右・下全て | 伊勢丹新宿本店                |
|         | P2-145 | 左      | Meets Smile            |
|         |        | 中・右    | いしかわ総合スポーツセンター         |
|         | P2-146 |        | 高橋儀平委員長提供              |
| 2. 8. 1 | P2-156 |        | 国際障害者交流センター (ビッグアイ)    |
| 2. 9. 1 | P2-160 | 左      | 京王プラザホテル               |
|         |        | 中      | ホテルグランヴィア京都            |
|         |        | 右      | 京王プラザホテル               |
|         | P2-161 | 上左     | ザ・プリンスギャラリー東京紀尾井町      |
|         |        | 上右     | ゆのくに天祥                 |
|         |        | 中左     | ホテルはつはな                |
|         |        | 中右     | ダイワロイネットホテル銀座          |
|         |        | 下左     | 日本青年館ホテル               |
|         |        | 下右     | 天然温泉 八雲の湯 ドーミーイン出雲     |
|         |        |        |                        |
|         | P2-163 | 左      | 京王プラザホテル               |
|         |        | 中      | ホテルグランヴィア京都            |
|         |        | 右      | ザ・プリンスギャラリー東京紀尾井町      |
|         | P2-164 | 上左     | 後楽ガーデンホテル (後楽賓館)       |
|         |        | 上中・上右  | ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田      |
|         |        | 下      | ホテルグランヴィア京都            |

2. 15 写真の出典

| 章       | ページ    | 位置              | 撮影場所、出典、又は提供者      |
|---------|--------|-----------------|--------------------|
| 2. 9. 2 | P2-165 | 左               | 日本青年館ホテル           |
|         |        | 中・右             | 京王プラザホテル           |
|         | P2-166 | 上から1段目左         | 京王プラザホテル           |
|         |        | 上から1段目中左        | ホテルグランヴィア京都        |
|         |        | 上から1段目中右        | ダイワロイネットホテル銀座      |
|         |        | 上から1段目右         | 日本青年館ホテル           |
|         |        | 上から2段目左         | オキナワ マリオット リゾート&スパ |
|         |        | 上から2段目中         | 後楽ガーデンホテル（後楽賓館）    |
|         |        | 上から2段目右         | 京王プラザホテル           |
|         |        | P2-167          | 上右                 |
|         | 下左     |                 | ザ・プリンスギャラリー東京紀尾井町  |
|         | 下右     |                 | ダイワロイネットホテル銀座      |
|         | P2-169 | 上から1段目左         | 京王プラザホテル           |
|         |        | 上から1段目中左        | レム秋葉原              |
|         |        | 上から1段目中右        | ザ・プリンスギャラリー東京紀尾井町  |
|         |        | 上から1段目右         | ダイワロイネットホテル銀座      |
|         |        | 上から2段目左         | ダイワロイネットホテル銀座      |
|         |        | 上から2段目中左        | ザ・プリンスギャラリー東京紀尾井町  |
|         |        | 上から2段目中右        | ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田  |
|         |        | 上から2段目右         | 天然温泉 八雲の湯 ドーミーイン出雲 |
|         | P2-172 | 上左              | 京王プラザホテル           |
|         |        | 上右              | ダイワロイネットホテル銀座      |
|         |        | 中左              | ホテルはつはな            |
|         |        | 中右              | ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田  |
|         |        | 下左              | 京王プラザホテル           |
|         |        | 下右              | 天然温泉 八雲の湯 ドーミーイン出雲 |
|         | P2-173 | 上左              | ホテルはつはな            |
|         |        | 上右              | 高橋儀平委員長提供（海外事例）    |
|         |        | 中左              | レム秋葉原              |
|         |        | 中右              | 高橋儀平委員長提供（海外事例）    |
|         |        | 下左・下右           | いにしへの宿 伊久          |
|         | P2-174 | 左               | 天然温泉 八雲の湯 ドーミーイン出雲 |
|         |        | 中               | 京王プラザホテル           |
|         |        | 右               | ホテルビスタプレミオ東京赤坂     |
|         | P2-179 |                 | 京王プラザホテル           |
|         | P2-181 | 上               | ホテルはつはな            |
|         |        | 上から2段目左         | ホテルグランヴィア京都        |
|         |        | 上から2段目中・右       | 日本青年館ホテル           |
|         |        | 上から3段目左         | ザ・プリンスギャラリー東京紀尾井町  |
|         |        | 上から3段目中         | ホテルグランヴィア京都        |
|         |        | 上から3段目右         | 日本青年館ホテル           |
|         | P2-182 | 左               | 京王プラザホテル           |
|         |        | 右               | ホテルフォルツァ博多駅博多口     |
|         | P2-183 | 上               | レム秋葉原              |
|         |        | 中               | ダイワロイネットホテル銀座      |
|         |        | 下左              | オキナワ マリオット リゾート&スパ |
|         |        | 下右              | ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田  |
| P2-187  | 全て     | 後楽ガーデンホテル（後楽賓館） |                    |

| 章        | ページ    | 位置             | 撮影場所、出典、又は提供者  |
|----------|--------|----------------|--|
|          | P2-188 |                | ホテルはつはな  |
|          | P2-189 |                | RAKURO京都 -THE SHARE HOTELS-                                |
|          | P2-190 | 左              | 後楽ガーデンホテル (後楽賓館)   |
|          |        | 右              | 京王プラザホテル   |
| 2. 10. 1 | P2-197 | 上左・上右          | あかん遊休の里 鶴雅   |
|          |        | 下              | 犬吠埼京成ホテル   |
|          | P2-198 | 左              | いしかわ総合スポーツセンター   |
|          |        | 中・右            | 有明テニスの森公園テニス施設 有明コロシウム                                     |
|          | P2-200 | 左              | ゆのくに天祥   |
|          |        | 中・右            | 有明テニスの森公園テニス施設 有明コロシウム                                     |
| P2-201   | 全て     | いしかわ総合スポーツセンター |  |
| 2. 11. 1 | P2-207 | 上左             | 石川県立音楽堂  |
|          |        | 上右             | 広島市民球場   |
|          |        | 中左・中右          | 有明テニスの森公園テニス施設 有明コロシウム                                     |
|          |        | 下左             | 有明テニスの森公園テニス施設 ショーコート                                      |
|          |        | 下右             | 楽天生命パーク宮城  |
|          | P2-208 |                | 東京体育館 (出典: 都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン 令和2年4月 東京都財務局建築保全部管理課) |
|          | P2-209 |                | 刈谷市総合文化センター  |
|          | P2-210 | 上左             | 刈谷市総合文化センター  |
|          |        | 上右・下右          | 横浜ラポール   |
|          | P2-212 |                | 長崎市民総合プール  |
|          | P2-213 |                | 国立競技場  |
| 2. 12. 1 | P2-217 | 左・中            | 築地本願寺  |
|          |        | 右              | アトレヴィ 巣鴨   |
|          | P2-218 | 左              | カスミ筑波大学店   |
|          |        | 右              | イオンモール上尾   |
|          | P2-219 | 上左             | 麺屋 淳陸屋   |
|          |        | 下左             | アイン薬局 桜川店  |
|          |        | 上右・下右          | 木曾路 春日部店   |
|          | P2-220 | 左              | さくらがわ地域医療センター  |
| 右        |        | アイン薬局 桜川店      |  |
| P2-221   | 左      | 木曾路 春日部店       |  |
|          | 右      | Meets Smile    |  |
| 2. 12. 2 | P2-223 |                | みんなのオーダー by VISARUNO/有楽町マルイ 7階                             |
|          | P2-224 |                | イオンモール上尾   |
| 2. 12. 3 | P2-226 | 左              | 木曾路 春日部店   |
|          |        | 右              | 麺屋 淳陸屋   |
| 2. 12. 4 | P2-230 | 上左・上右          | NTTドコモショップ 葛西店   |
|          |        | 下左             | アイン薬局 桜川店  |
|          |        | 下右             | Meets Smile  |
|          | P2-231 | 全て             | 京王プラザホテル   |
| 2. 13. 1 | P2-234 | 上左             | 東京都江東高齢者医療センター   |
|          |        | 上中・上右          | 刈谷市総合文化センター  |

2. 15 写真の出典

| 章       | ページ      | 位置  | 撮影場所、出典、又は提供者       |
|---------|----------|---|---------------------|
|         |          | 下左・下右   | 中央合同庁舎8号館           |
|         | P2-236   |   | 有明アリーナ              |
|         | P2-237   |   | 西葛西・井上眼科病院          |
| 2. 14 A | P2-238   |   | ぴっぷくクリニック           |
|         | P2-240   | 上右<br>下左・下右                                   | 有明アリーナ<br>練馬区立施設    |
| 2. 14 B | P2-244   | 上左  | (株)メイキコウテクノ商品カタログ   |
|         |          | 上右  | 佐倉市役所               |
|         |          | 下右  | 長崎家庭裁判所佐世保支部        |
| 2. 14 C | P2-246   | 左   | 西葛西・井上眼科病院          |
|         |          | 中・右   | アイン薬局 桜川店           |
|         | P2-247   | 上左  | せんだいメディアテーク         |
|         |          | 上右  | 高橋儀平委員長提供           |
|         |          | 下左  | イオンモール東久留米          |
|         |          | 下右  | ゆのくに天祥              |
| 2. 14 D | P2-248   |   | 埼玉スタジアム             |
|         | P2-249   | 全て  | さくらがわ地域医療センター       |
|         | P2-250   | 上左  | 土佐和紙工芸村特産センター       |
|         |          | 上右  | さくらがわ地域医療センター       |
|         |          | 下左・下中   | ゆうちょ銀行              |
|         | 下右       | みずほ銀行東京中央支店 OOTEMORI第一出張所<br>(大手町タワー地下2階)のATM |                     |
| 2. 14 E | P2-251   | 全て  | 京王プラザホテル            |
| 2. 14 F | P2-254   | 上から1段目  | イオンモール東久留米          |
|         |          | 上から2段目  | ラゾーナ川崎プラザ           |
|         |          | 上から3段目  |                     |
|         |          | 上から4段目  | フレル・ウィズ自由が丘東急ストア    |
| 2. 14 G | P2-257   | 左   | 浜松市ザザシティ            |
|         |          | 右   | 国立民族学博物館            |
|         | P2-258   | 左・中   | ファンデス銀座             |
|         |          | 右   | 日比谷OKUROJI          |
|         | P2-264   | 下段除く全て  | 草加市民病院              |
|         |          | 下   | お茶の水・井上眼科病院クリニック    |
| 2. 14 H | P2-273   |   | 日本視覚障害者センター         |
|         | P2-274   | 左・右   | GICROS GINZA GEMS   |
|         | P2-275   | 上   | 日本視覚障害者センター         |
|         |          | 下左  | 国際障害者センター(ビッグアイ)    |
|         | 下右       | キュポ・ラ(埼玉県川口市)                                 |                     |
| 2. 14 I | P2-276   | 上左・上右   | 豊島区役所本庁舎            |
|         |          | 下右  | 高橋儀平委員長提供           |
|         | P2-278   | 上から1段目  | いしかわ総合スポーツセンター      |
|         |          | 上から2段目  |                     |
|         |          | 上から3段目  | 国立競技場               |
|         | 上から4段目全て | 京王プラザホテル                                      |                     |
| 3. 3    | P2-287   |   | 東京都重症心身障害児(者)を守る会提供 |